
令和7年 2月25日開会

令和7年 3月27日閉会

令和7年 第1回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日 程 と 目 次

会期31日間〔本会議9日間、休会22日（議案調査3日、委員会9日、議事整理1日、県の休日9日）〕

| 月 日 | 曜 | 議 事 | ページ |
|-------|---|--|-----|
| 2. 25 | 火 | 本 会 議（第1号） 1 藤田教育委員会委員の就任挨拶…………… 1 1 幡野警察本部長の就任挨拶…………… 2 1 開会…………… 2 1 諸般の報告（令和6年度の行政監査結果、12月及び1月の例 月出納検査結果、議員派遣報告）…………… 2 1 会議録署名議員の指名…………… 2 1 会期決定の件…………… 2 1 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題…………… 2 1 佐藤知事の提案理由説明…………… 3 | |
| 2. 26 | 水 | 休会（議案調査のため） | |
| 2. 27 | 木 | 休会（議案調査のため） | |
| 2. 28 | 金 | 本 会 議（第2号） 1 第42号議案から第56号議案までを一括議題…………… 11 1 佐藤知事の提案理由説明…………… 12 | |
| 3. 1 | 土 | 休会（県の休日のため） | |
| 3. 2 | 日 | 休会（県の休日のため） | |
| 3. 3 | 月 | 休会（議案調査のため） | |
| 3. 4 | 火 | 本 会 議（第3号） 1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案までを一括議 題…………… 15 1 堤議員（日本共産党）の質疑…………… 16 ・損害賠償請求に関する和解をすることについて ・令和6年度一般会計補正予算（第6号）について 1 第15号議案、第42号議案から第56号議案までを所管の常 任委員会に付託…………… 21 1 付託表…………… 21 | |
| 3. 5 | 水 | 本 会 議（第4号） 1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案までに対する 各常任委員長の報告…………… 24 1 三浦（正）福祉保健生活環境委員長の報告…………… 24 1 木付商工観光労働企業委員長の報告…………… 24 1 井上農林水産委員長の報告…………… 24 1 古手川土木建築委員長の報告…………… 24 1 大友文教警察委員長の報告…………… 25 1 麻生総務企画委員長の報告…………… 25 1 堤議員の討論…………… 25 1 第15号議案、第42号議案から第46号議案まで、第48号 | |

| | | | |
|----|---|--|----|
| | | 議案から第50号議案まで及び第53号議案から第56号議案を委員長の報告のとおり可決…………… | 26 |
| | | 1 第47号議案、第51号議案及び第52号議案を委員長の報告のとおり可決…………… | 26 |
| | | 1 委員会提出第1号議案（大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について）を議題…………… | 26 |
| | | 1 御手洗（吉）議会運営委員長の提案理由説明…………… | 26 |
| | | 1 委員会提出第1号議案を原案のとおり可決…………… | 26 |
| | | 1 代表質問…………… | 26 |
| | | 1 木付議員（自由民主党）の質問…………… | 26 |
| | | ・ 県政の基本方針について | |
| | | ・ 地方創生の実現について | |
| | | ・ 防災・減災対策について | |
| | | ・ 交通政策について | |
| | | ・ 農業振興について | |
| | | ・ 地域経済の活性化について | |
| | | ・ グリーンアップおおいたの推進について | |
| | | ・ 困難を抱えるこどもたちへの支援について | |
| | | ・ 高校教育の質の向上について | |
| 3. | 6 | 木 本 会 議（第5号） | |
| | | 1 代表質問…………… | 47 |
| | | 1 原田議員（県民クラブ）の質問…………… | 47 |
| | | ・ 今後の県政運営について | |
| | | ・ 第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略について | |
| | | ・ 市町村合併について | |
| | | ・ 防災対策について | |
| | | ・ 県民の安全の確保について | |
| | | ・ 福祉医療施策について | |
| | | ・ 公共交通サービスの需要喚起について | |
| | | ・ 農業の活性化について | |
| | | ・ 観光振興について | |
| | | ・ 教育をめぐる諸課題について | |
| | | 1 澤田議員（公明党）の質問…………… | 63 |
| | | ・ 行財政改革について | |
| | | ・ 県経済の活性化について | |
| | | ・ 公共施設等の維持・管理について | |
| | | ・ 住宅政策について | |
| | | ・ 防災対策について | |
| | | ・ 農林水産業における気候変動対策について | |
| | | ・ 医療・介護施策について | |
| | | ・ 教育行政について | |
| | | ・ 警察行政について | |

| | | | |
|----|----|---|---|
| 3. | 7 | 金 | <p>本 会 議 (第6号)</p> <p>1 一般質問及び質疑…………… 81</p> <p>1 二ノ宮議員 (県民クラブ) の質問…………… 81</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の推進について (計画実現に向けた新年度当初予算での留意点) ・平成の市町村合併20周年と旧町村部地域等の振興について ・農業政策について ・東京2025デフリンピックを契機とした障がい者との共生社会の実現について <p>1 井上議員 (自由民主党) の質問…………… 92</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の強化について ・林業の振興について ・教育の振興について ・BRTを活用した地域振興について ・大分県立病院の経営について ・土木建築行政について <p>1 吉村 (哲) 議員 (公明党) の質問…………… 102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる社会づくりについて ・県産加工食品の海外展開の促進について ・こどもや子育て世帯への支援について ・災害時応援協定について ・スポーツの振興について <p>1 宮成議員 (自由民主党) の質問…………… 113</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生について ・人材の確保・育成について ・国営大蘇ダムについて ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを活用した地域づくりについて |
| 3. | 8 | 土 | 休会 (県の休日のため) |
| 3. | 9 | 日 | 休会 (県の休日のため) |
| 3. | 10 | 月 | <p>本 会 議 (第7号)</p> <p>1 一般質問及び質疑…………… 125</p> <p>1 太田議員 (自由民主党) の質問…………… 125</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興について ・園芸品目の生産拡大について ・デジタル社会の実現について ・県立学校のバリアフリー化について <p>1 中野議員 (自由民主党) の質問…………… 135</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木建築行政における諸課題について ・県民生活の安心の確保について ・県内の高速道路における規制速度について <p>1 吉村 (尚) 議員 (県民クラブ) の質問…………… 145</p> |

| | | | |
|---------|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者の避難について ・高齢者福祉施策について ・中津干潟について ・外国人との共生について ・コンテンツツーリズムについて ・有機農業の推進について ・教育の充実について | |
| | | <p>1 猿渡議員（日本共産党）の質問…………… 157</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和行政などにおける公正公平な行政について ・四国と大分を結ぶ豊予海峡ルート構想について ・日出生台演習場での演習について ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくりに ついて ・温泉資源の保護について | |
| 3. 1. 1 | 火 | <p>本 会 議（第8号）</p> <p>1 東日本大震災犠牲者に対し黙祷…………… 169</p> <p>1 諸般の報告（人事委員会の意見聴取結果）…………… 170</p> <p>1 一般質問及び質疑、委員会付託…………… 170</p> <p>1 穴見議員（自由民主党）の質問…………… 170</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業政策について ・環境政策について ・市町村と連携した行政課題への対応について ・高校教育における地域への理解の促進について <p>1 三浦（由）議員（日本維新の会）の質問…………… 180</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OVOPについて ・大分空港を巡る諸課題について ・空飛ぶクルマについて ・県立図書館について ・地域の書店について ・立命館アジア太平洋大学との連携について <p>1 麻生議員（自由民主党）の質問…………… 189</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の政策について ・子育て家庭への経済支援について ・人生会議について ・社会資本整備について <p>1 福崎議員（県民クラブ）の質問…………… 200</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働行政について ・土木建築行政について ・2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップにつ いて ・海洋科学高校について ・ガソリンの価格表示について | |

| | | |
|-------|---|---|
| | | 1 第14号議案、第16号議案から第41号議案まで及び第1号報告並びに請願2件を所管の常任委員会に付託…………… 210 |
| | | 1 付託表…………… 210 |
| | | 1 特別委員会設置の件…………… 211 |
| | | 1 予算特別委員会を設置し、第1号議案から第13号議案までを付託…………… 212 |
| | | 1 予算特別委員の選任…………… 212 |
| 3. 12 | 水 | 休会（予算特別委員会のため） |
| 3. 13 | 木 | 休会（予算特別委員会のため） |
| 3. 14 | 金 | 休会（予算特別委員会のため） |
| 3. 15 | 土 | 休会（県の休日のため） |
| 3. 16 | 日 | 休会（県の休日のため） |
| 3. 17 | 月 | 休会（予算特別委員会のため） |
| 3. 18 | 火 | 休会（予算特別委員会のため） |
| 3. 19 | 水 | 休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため） |
| 3. 20 | 木 | 休会（県の休日のため） |
| 3. 21 | 金 | 休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため） |
| 3. 22 | 土 | 休会（県の休日のため） |
| 3. 23 | 日 | 休会（県の休日のため） |
| 3. 24 | 月 | 休会（予算特別委員会分科会及び常任委員会のため） |
| 3. 25 | 火 | 休会（予算特別委員会のため） |
| 3. 26 | 水 | 休会（議事整理のため） |
| 3. 27 | 木 | 本 会 議（第9号） 1 諸般の報告（2月の例月出納検査結果、令和6年度包括外部監査結果）…………… 216 1 第1号議案から第13号議案までに対する予算特別委員長の報告…………… 216 1 猿渡議員の反対討論…………… 216 1 三浦（正）議員の賛成討論…………… 219 1 高橋議員の賛成討論…………… 222 1 第2号議案から第8号議案まで、第11号議案及び第12号議案を委員長の報告のとおり可決…………… 225 1 第1号議案、第9号議案、第10号議案及び第13号議案を委員長の報告のとおり可決…………… 225 1 第14号議案、第16号議案から第41号議案まで、第1号報告及び請願8、請願9に対する各常任委員長の報告…………… 225 1 三浦（正）福祉保健生活環境委員長の報告…………… 225 1 木付商工観光労働企業委員長の報告…………… 225 1 井上農林水産委員長の報告…………… 226 1 古手川土木建築委員長の報告…………… 226 1 大友文教警察委員長の報告…………… 226 |

第1回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

| | | | |
|---|---|---|-----|
| | 1 | 麻生総務企画委員長の報告…………… | 226 |
| | 1 | 堤議員の討論…………… | 227 |
| | 1 | 第14号議案、第16号議案から第20号議案まで、第22号議案、第23号議案、第26号議案、第27号議案、第29号議案から第32号議案まで、第34号議案、第36号議案から第39号議案まで、第41号議案、第1号報告及び請願8を委員長の報告のとおり決定…………… | 230 |
| | 1 | 第21号議案、第24号議案、第25号議案、第28号議案、第33号議案、第35号議案及び第40号議案を委員長の報告のとおり可決…………… | 230 |
| | 1 | 請願9を委員長の報告のとおり不採択…………… | 230 |
| | 1 | 第57号議案から第59号議案までを一括議題…………… | 230 |
| | 1 | 佐藤知事の提案理由説明…………… | 231 |
| | 1 | 第57号議案に同意…………… | 231 |
| | 1 | 第58号議案及び第59号議案に同意…………… | 231 |
| | 1 | 議員提出第1号議案（ガソリン税等に係る暫定税率の廃止等を求める意見書）を議題…………… | 231 |
| | 1 | 吉村（尚）議員の提案理由説明…………… | 232 |
| | 1 | 議員提出第1号議案を否決…………… | 232 |
| | 1 | 委員会提出第2号議案（大分県議会会議規則の一部改正について）、委員会提出第3号議案（大分県議会傍聴規則の一部改正について）、委員会提出第4号議案（大分県議会委員会傍聴規則の一部改正について）、委員会提出第5号議案（地方自治法第180条の規定による県議会の権限中軽易なる事項の指定の一部改正について）を一括議題…………… | 232 |
| | 1 | 御手洗（吉）議会運営委員長の提案理由説明…………… | 232 |
| | 1 | 委員会提出第2号議案から第5号議案を原案のとおり可決…………… | 233 |
| | 1 | 常任委員の選任…………… | 233 |
| | 1 | 議会運営委員の選任…………… | 234 |
| | 1 | 諸般の報告（各委員会の正副委員長互選結果）…………… | 234 |
| | 1 | 協議又は調整を行うための場の設置の件…………… | 234 |
| | 1 | 閉会中の継続調査の件…………… | 235 |
| | 1 | 副議長辞職の件…………… | 236 |
| | 1 | 副議長の選挙…………… | 236 |
| | 1 | 大友副議長の就任承諾及び就任挨拶…………… | 237 |
| | 1 | 井上前副議長の退任挨拶…………… | 237 |
| | 1 | 閉会…………… | 237 |
| 付 | 1 | 請願…………… | 239 |

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和7年2月25日（火曜日）

議事日程第1号

令和7年2月25日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告
(議題、提出者の説明)

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告
(議題、提出者の説明)

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 梶田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |

堤 栄三
佐藤 之則末宗 秀雄
三浦 由紀

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 公安委員長 | 平川加奈江 |
| 人事委員長 | 石井 久子 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 労働委員会会長 | 深田 茂人 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 淵野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局长 | 馬場真由美 |
| 交通政策局长 | 嶋川 智尉 |
| 防災局长 | 首藤 圭 |
| 観光局长 | 渡辺 修武 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時

嶋議長 皆さんおはようございます。

開会に先立ち、先般、新たに教育委員会委員に就任された藤田敦教育委員会委員から御挨拶があります。藤田敦教育委員会委員。

藤田教育委員会委員 昨年12月27日付で教育委員会委員に就任した藤田敦と申します。

どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

嶋議長 次に、先般、新たに警察本部長に就任された幡野徹警察本部長から御挨拶があります。幡野徹警察本部長。

幡野警察本部長 本年1月31日付けで警察本部長に命ぜられた幡野徹と申します。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

午前10時1分 開会

嶋議長 ただいまから令和7年第1回定例会を開会します。

嶋議長 これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度の行政監査の結果について、また、同法第235条の2第3項の規定により、昨年12月及び本年1月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配布の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

嶋議長 日程第1、会議録会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、今吉次郎議員及び玉田輝義議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

嶋議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月27日までの31日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は31日間と決定します。

日程第3 第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告

(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第3、第1号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題とします。

- | | |
|--------|---------------------------|
| 第1号議案 | 令和7年度大分県一般会計予算 |
| 第2号議案 | 令和7年度大分県公債管理特別会計予算 |
| 第3号議案 | 令和7年度大分県国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第4号議案 | 令和7年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第5号議案 | 令和7年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算 |
| 第6号議案 | 令和7年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算 |
| 第7号議案 | 令和7年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第8号議案 | 令和7年度大分県県営林事業特別会計予算 |
| 第9号議案 | 令和7年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算 |
| 第10号議案 | 令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算 |
| 第11号議案 | 令和7年度大分県病院事業会計予算 |
| 第12号議案 | 令和7年度大分県電気事業会計予算 |
| 第13号議案 | 令和7年度大分県工業用水道事業会計予算 |
| 第14号議案 | 包括外部監査契約の締結について |
| 第15号議案 | 大分県部等設置条例の一部改正について |

第16号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

第17号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第18号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第19号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

第20号議案 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

第21号議案 第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

第22号議案 大分県地域福祉基本計画の策定について

第23号議案 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について

第24号議案 大分県国民健康保険条例の一部改正について

第25号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第26号議案 大分県次世代育成支援行動計画の策定について

第27号議案 権利の放棄について

第28号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

第29号議案 権利の放棄について

第30号議案 大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止について

第31号議案 令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第32号議案 令和7年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

第33号議案 大分県土木建築部長期計画の策定について

第34号議案 工事請負契約の締結について

第35号議案 大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正について

第36号議案 工事請負契約の締結について

第37号議案 工事請負契約の締結について

第38号議案 工事請負契約の締結について

第39号議案 工事委託契約の変更について

第40号議案 大分県長期教育計画の策定について

第41号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて

第1号報告 損害賠償に関する和解について

→…←

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。令和7年第1回定例会議会の開会にあたり、県政執行の方針とともに、ただいま上程された諸議案の説明を申し上げ、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今、時代は大きく動いています。急激な気候変動や人口減少、歴史的な物価高と賃上げ、先端技術の飛躍的な進展など、かつてない社会経済情勢の変化に直面しています。また、国外に目を向けると、混迷が続くウクライナ、中東情勢に加え、米国のトランプ大統領就任に伴う新たな政策展開など、国際情勢も激動しています。

このような状況に的確に対応し、これからの大分県を切り拓いていくためには、時流を丹念に読み解き、進むべき道を見定め、果敢に挑戦していかなければなりません。来年度は、そうした決意を持って県民の皆様と共に作り上げた長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」を本格的にスタートさせる大切な年になります。時を同じくして、国においても、地方こそ成長の主役との考えの下、それぞれが特性に応じて発展できるよう、強力に後押しするとしています。こうした国の施策も取り込みつつ、人口減少の抑制に向けた大分県版地方創生をはじめ、ビジョンでお示した10年後の目指す姿を実現すべく、対話と連携を基本姿勢に全力で県政の舵を取っていきます。

私は、就任以来、可能な限り現場に足を運び、地域の声を県政に反映させてきました。また、昨年末からは、ビジョンに掲げた目標や政策を

共有するため、県内各地での講演会や高校生との意見交換会を通じて、活発な議論を行ってきたところです。今後も、県民一人一人の声を政策の原点として、実行にあたっては、あらゆる主体と連携しながら、新しいおおいたを共に創り上げていきます。

もとより、足下の課題にもしっかりと取り組みます。物価高や人手不足への対応、県土強靱化などに関する国の総合経済対策を積極的に受け入れ、追って今定例会中に提案させていただく予定の補正予算と合わせて、切れ目なく対策を講じていきます。

以上のような考えで編成した令和7年度一般会計当初予算案は、7,026億7,700万円、対前年度比1.9%の増となる積極予算としています。長計実行元年として、力強いスタートを切るために設定した特別枠、新しいおおいた共創枠には、過去最高となる34億円を盛り込みました。

他方、今後も増加することが見込まれる義務的経費については、注意が必要です。強靱な県土づくりの推進や官民を通じた賃上げに伴い、これまで減少していた公債費や人件費が大きく増加します。これに、高齢化の進行による社会保障関係費の伸びも加わり、歳出構造が変化する局面に入りつつあります。

このため、予算編成にあたっては、全庁を挙げて既存事業の総点検を行い、選択と集中をより徹底しました。加えて、歳入面でも、国の交付金をはじめとした有利な財源や、あらかじめ確保してきた特定目的基金を活用することなどにより、できる限り財政調整用基金の取崩しを抑制しています。臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高に関しても、適正管理に努めたところです。

県財政を取り巻く状況は、これからも一層厳しさを増すと考えられますが、不断の行財政改革に取り組み、健全性を堅持していきます。

以下、予算案について、新規重点事業を中心に概要を説明します。

初めに、安全で安心して暮らせる大分県づくりです。

昨年は、能登半島地震や本県にも大きな被害をもたらした台風第10号など、全国各地で自然災害が相次ぎました。年々激しさを増す中、過去の災害から得た教訓や経験を踏まえて、絶えず防災対策を強化していく必要があります。

一つは、建物の倒壊防止対策です。能登半島地震では多くの住宅が倒壊したことを受け、県内でも耐震化への意識が高まっています。そこで、市町村と連携して耐震改修に対する補助制度を拡充するとともに、壁や床を解体せずに補強できる低コスト工法の普及を図り、耐震化を後押しします。

道路の寸断などにより孤立した集落や避難所における課題も浮き彫りになりました。特に、孤立する可能性のある集落では、備蓄物資や通信手段等をあらかじめ確保しておくことが大事であり、今回、重点的に支援し、整備を加速させます。避難所においては、運営を担う人材の確保と生活環境の改善が急務です。そのため、市町村職員を補完する人材やボランティア団体の受入れを調整する組織を育成し、運営体制を強化します。あわせて、トイレカーの導入や女性に配慮した環境整備、ペット同伴に対する理解促進にも取り組み、避難者が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

また、台風第10号の際には、治水ダムの水位が急激に上昇したことから、緊急放流を行うタイミングの判断の難しさを実感したところです。このため、AIによりダムの水位を予測するシステムを導入するとともに、河川監視カメラや放送機器を増設し、住民に対して迅速に退避の呼びかけができる体制を整備します。

発災時における救助活動も充実させます。防災ヘリコプターとよかぜについて、ホバリング時の活動時間や救助人数が大幅に増加した機体へと更新するほか、高度化したおおいた消防指令センターの運営を支え、市町村と一体となって県民の命を守っていきます。こうした対策とあわせて、災害に強い県土づくりも欠かせません。昨年被災した三郎丸橋等の改良復旧をはじめ、急傾斜地の崩壊対策やため池の改修などの公共事業予算を増額し、ハード面からも防災力

を高めていきます。

このように、頻発・激甚化する災害への対応力を高めながら、その要因とされる地球温暖化対策もグリーンアップおおいたを旗印に、県民総参加で前に進めます。

まず、一人一人の身近な省エネ行動を促進していきます。小学生の環境ラベルへの関心を高める企画や宅配便の再配達ゼロに向けたキャンペーンなどを実施するほか、太陽光発電設備や蓄電池等の導入を引き続き支援し、環境に配慮した行動への転換を促します。

脱炭素や脱プラスチックに挑む事業者を支援するおおいたグリーン事業者認証制度も大事な取組であり、認証数は120社を超えてきました。来年度は、金融機関と連携して、事業者が削減した二酸化炭素量などと金利が連動する融資の枠組みを構築し、新たなビジネスチャンスを生み出したいと考えています。

県内各地で環境保全活動を行うグリーンアップおおいた実践隊は、こうした県民や事業者の取組をつなぐ役割が期待されています。そこで、実践隊が企画する様々な主体を巻き込んだイベントを応援し、活動の輪を広げていきます。

少子高齢化・人口減少が進む中でも、誰もが安心して住み続けられる大分県を目指し、三つの日本一に挑戦しています。

子育て満足度日本一では、当事者の声によく耳を傾け、施策に反映していくことが特に重要です。そのため、就任直後から、こども医療費助成の拡充や県立学校の給食費無償化など、要望の多い経済的負担の軽減を図ってきました。本県ではこれまで、子育て支援を積極的に実施してきたこともあり、配偶者のいる女性の出生率や第2子以降の出生率は増加傾向となっています。

こうした状況を踏まえ、今後は、少子化の流れに歯止めをかける第一歩として、出会いの場をつくり、婚姻数を伸ばしていく必要があると考えています。この2年間、知事公舎で行った婚活イベントにおいても、なかなか出会いの機会がないので、このような企画をもっと増やし

てほしい、また参加したいなどの声を多くいただきました。そこで、企業や団体等と連携して、県外に在住している本県ゆかりの女性と県内男性との出会いの場を創出する企画や、県内各地における婚活イベントを開催し、若者の希望を後押しします。

安心して子育てできる住環境づくりにも力を入れます。

現在、子育て世帯向け住戸として、県営住宅において、広い間取りへの変更や対面キッチンなどの設置などを進めており、今後、整備を加速させます。他方、戸建て住宅に関しては、ニーズは高いものの、経済面や賃貸物件の不足が課題となっています。このため、子育て世帯の理想がかなうよう、民間事業者と連携して、空き家を活用した戸建て賃貸住宅の整備を推進します。

ヤングケアラーへの支援については、これまでに県内全ての自治体が相談窓口を設置し、家事や介護等の福祉サービスの利用につなげる事例も増えてきました。こうした中、県が昨年実施した悉皆調査では、家族の世話で困りごとを抱えている児童生徒が少なくとも2千人を超えると推計され、その約半数は誰にも相談した経験がないことを把握したところです。この結果を踏まえ、来年度は、市町村による実態調査や関係機関との調整を行うコーディネーターの配置を支援するほか、子どもたちが安心して集える居場所づくりを進め、早期発見・支援に向けた対策を充実させます。

増加する児童虐待への対応も急ぐ必要があり、こども・女性相談支援センターによる支援体制を強化します。現在、相談件数が最も多い大分市を管轄する城崎分室について、大分支所に改称した上で組織を独立させるとともに、人員を増員して対応のさらなる迅速化を図り、児童の安全確保に万全を期していきます。

健康であり続けることは、全ての県民の願いです。昨年末に公表された令和4年調査における健康寿命の全国順位は、後退する結果となりましたが、一人一人が安心して健やかに自分らしく生活できるよう、これからも日本一に挑戦していきます。

まず、13の健康指標を活用した取組を加速させます。地域が抱える個別の健康課題に加え、新たに、特定健診受診率やかむ力など、県全体の順位が低い5項目についても、改善に取り組む市町村を重点的に支援し、健康寿命の延伸につなげます。また、来月リニューアルする健康アプリ歩得（あるとっく）を通じて、ポイントを付与するキャンペーンを集中的に実施することにより、県民や事業所など、あらゆる主体が参加した健康づくり運動を展開していきます。

県民の健康を支える医療・介護提供体制も強化します。需要が増加している救急医療では、救急車の適時・適切な利用が求められています。そのため、緊急度の判定を行う救急安心センター、いわゆる#7119を県内全域で導入し、救急搬送体制の負担軽減と医療機関の受診適正化を図ります。不足する病院薬剤師の確保も急ぎます。採用した薬剤師の奨学金返還を支援する医療機関への助成制度や、薬学部進学者に対する返還免除付き修学資金の貸与制度を創設し、県内医療機関への就職を促進します。

介護分野ではこれまで、不足する介護人材の確保対策とあわせて、職員の負担軽減と生産性向上を図るべく、介護ロボットやICTの導入を進めてきました。団塊世代が全て後期高齢者となる今年は、国の補正予算も含め事業費をさらに増額して、全ての介護施設への導入を目指します。

障がい者活躍日本一の取組も前進させます。

昨年の障がい者雇用率は全国8位でしたが、雇用者数が過去最高を更新したほか、力を入れている知的・精神障がい者についても、人数、率ともに前年を上回ることができました。今後も、雇用率の引上げや対象事業主の拡大が続くことから、雇用実績のない企業や新たに対象となる企業への働きかけを強めていきます。また、障がい者が職場実習を行う際の奨励金制度を新たに設け、積極的な実習への参加を通じて就労を後押しします。

芸術の分野では、アーティスト作品の商品化に向けた取組を応援します。テスト販売会を開催し、販売戦略を練り上げるとともに、商店街

等と連携して展示や実証販売を行い、障がい者アートへの需要を高めていきます。

スポーツの分野においても、東京2025デフリンピックを契機に、パラスポーツの魅力を伝える動画の作成・普及などに取り組み、活躍の場を広げていきます。

第2は、県民が元気に活躍できる大分県づくりです。

地域の基幹産業である農林水産業においては、元気な担い手が地域を牽引し、元気な産地をつくり、新たな担い手を呼び込む好循環を生み出していきます。

これまで再生に取り組んできた農業では、大分県の顔となる園芸品目の育成に向けて、市場ニーズが高いねぎやピーマンなど、4品目の産地拡大を集中的に支援してきました。その結果、いずれの品目においても目標面積の達成が見込まれており、市場シェアも京阪神地域を中心に拡大できたところではあります。今後は、ニーズが増す果樹や加工業務用野菜を中心にさらなる規模拡大を進め、成長産業化を実現していくことが重要となります。そこで、産地の中核となる担い手を育成するため、雇成型経営や大規模法人化を目指す経営体に対して、専門コンサルタントを派遣し伴走支援を行う体制を構築します。さらに、こうした経営体や参入企業等が大規模な生産拡大に挑戦する際の補助率も引き上げ、マーケットに対応した産地づくりを加速させます。

畜産では、おおいた和牛のブランド力向上が不可欠です。そのため、ゲノム育種価評価に基づき、高能力な若い雌牛に更新する生産者を支援し、質の高い生産基盤を整備します。あわせて、キャトルステーションにおける子牛の衛生管理技術の向上を図り、預託頭数を増加させることで、生産者による増頭も促していきます。

林業では、森林情報を一元化したクラウドシステムの本格運用を契機に、林地の譲渡希望に関する情報を集約し、意欲の高い経営体への集積を進めます。また、大径材の利用を促進するため、市町村と連携して、簡易な設備整備への助成制度を新設するとともに、早生樹による再造林を推進し、伐って使い、植えて育てる循環

型林業を確立します。

水産業に関しては、第43回全国豊かな海づくり大会の成果を今後の振興にいかすことが大事です。漁船漁業では、県内最大の拠点である鶴見市場の効率化、高度化を支援し、機能向上を図ります。養殖業でも、主力であるブリの飼料価格高騰に対処すべく、産学官連携で低コスト飼料の開発に取り組み、生産力を高めていきます。

また、販売促進にも力を入れます。大阪・関西万博の期間中、関西圏におけるブース出展やフェア開催を通じて集中的にPRを行います。加えて、牛肉のEUへの出荷や養殖ブリの台湾での販売など、輸出先の開拓も進め、販路を拡大していきます。さらに、おおいた和牛や県産魚等を学校給食に提供することで、ファンを増やし新たな需要を喚起します。

県内の景気は、設備投資が高水準で推移しているものの、鉱工業生産は弱めの動きとなるなど、回復のペースが鈍化しています。また、日銀による政策金利の引上げの影響も見込まれており、県経済の要である中小企業・小規模事業者の元気を支えていくことが喫緊の課題となっています。

そのような中、気がかりなのは、全国的にも増加している企業倒産の状況です。コロナ関連融資の返済や物価高などの影響による資金面に加え、後継者難や人手不足といった人材面に起因するものが多いとされており、対策を急ぐ必要があります。

資金面では、現在、今年度末までの措置として、ゼロゼロ融資をはじめとした既往借入金の借換え等に対応可能な県制度資金により、事業者の資金繰りを支援しています。しかしながら、ピークは越えたものの、今後も借換え需要の継続が見込まれることや、返済期間の延長を希望する声が多いことを踏まえ、融資期間を最大で15年までなどとする資金を創設して、しっかりと下支えします。

人材面については、まず、後継者確保に向けた事業承継の取組を着実に進めます。昨年度の支援件数は過去最高の80件となったところで

すが、依然、後継者が不在の事業者は6割を超えています。このため、後継者の有無や課題に関するアンケート調査を行い、承継の検討が必要な事業者を掘り起こし、早期に事業承継診断につなげるとともに、市町村など関係機関による支援を強化します。金融面でも、県の事業承継資金の保証料率を引き下げ、承継を後押しします。

人手不足への対応も待ったなしであり、おおいた産業人財センターの機能を向上させます。学生や求職者が気軽に立ち寄れるよう、アミュープラザおおいた内に移転して、企業との交流を促進するほか、企業の人材確保を支援するアドバイザーを配置することにより、マッチング機能を高めます。さらに、新たな在留資格である育成就労制度の導入を見据え、センター内に外国人材の雇用に関する企業向けの相談窓口を新設し、円滑な採用をサポートします。

地域に元気をもたらす観光では、活況を呈した福岡・大分デスティネーションキャンペーンの効果もあり、昨年の延べ宿泊客数が過去最高を記録しました。一人当たりの旅行支出が多いインバウンドも大幅に増加しており、コロナ禍から完全復活を遂げ、さらなる成長を目指す観光産業にとって、この勢いを持続させていくことが大事です。

こうした中、4月から始まる大阪・関西万博は、350万人もの外国人をはじめ、多くの来場者が想定されており、誘客を図る絶好の機会となります。期間中、大阪エリアにおいて、本県が誇る自然や歴史、食などを発信するプロモーションを実施するほか、万博会場でも、県内の魅力が詰まった地域素材集やハーモニーランドと連携したPRを通じて、来県を促します。また、連携協定を結んでいる地域など、本県と関係が深い海外政府機関等を招聘し、教育や芸術文化における交流も進めていきます。さらに、期間後半の9月には、県内で市町村と連携して、地域資源を広く発信するおおいた地域博覧会を開催し、秋に行われる予定の宇佐神宮御鎮座1300年記念行事等への来訪を促すなど、県内周遊につなげていきます。

その記念行事にあわせた取組にも力を入れます。歴史博物館における特別展に加え、交通事業者と連携した都市圏向けキャンペーンや県内の観光地、文化施設を巡るバスツアー等を実施することにより、地域を活性化していきます。

万博を契機とした県産品の海外展開も促進します。県公式オンラインショップを活用して、万博会場はもとより、本県を訪れた外国人観光客が帰国後でも購入可能なECサイトを構築するとともに、プロモーション活動を積極的に行い、海外需要を取り込みます。

今月16日、県立美術館OPAMは、お陰様で累計来館者数500万人を突破しました。訪れる方の感性に訴え、新たな発見や刺激をもたらす美術館、気軽に立ち寄り、楽しむことができる美術館を目指して取り組んできたところであり、大変うれしく思っています。そして、この春には、いよいよ開館10周年を迎えます。これまでの歩みを振り返るとともに、記念式典やイベントの開催、記念展への小学生招待等を通じて、これからも皆様に親しまれ、共に成長する美術館であり続けるよう、努めていきます。

また、今年、第25回記念別府アルゲリッチ音楽祭をはじめ、11年ぶりとなる国東半島芸術文化祭なども開催されます。県では、こうした大型イベントに合わせて、まちなかで様々な分野のアートに出会える機会を提供して、地域ににぎわいを創出していきます。

スポーツでは、合宿誘致による地域の活性化を推進します。これまで、県・市町村等が一体となって取り組んできた結果、誘致件数は増加してきましたが、年々競争が激化しています。このため、スポーツに関する専門的知識を有した合宿コーディネーターを新たに配置し、誘致体制を強化します。

第3は、新たな魅力を生み出し、未来を創造する大分県づくりです。

九州の一番東に位置する本県は、その玄関口として、交通結節点の役割を担うことができる大きなポテンシャルを有しており、各方面から広域交通ネットワークの充実に取り組んでいます。

陸路では、半導体関連企業の進出やインバウンド増加の好機を捉えるべく、九州の東西を結ぶ中九州横断道路の整備を推進します。竹田阿蘇道路の早期完成、大分―犬飼間の早期事業化に向け、国への働きかけを強めます。全国的に整備が進む新幹線については、宮崎県が東九州新幹線等の調査を行うなど、整備計画路線への格上げに向けた動きが活発になってきました。来年度は、関係4県1市期成会のロゴマークを活用して情報発信を強化するとともに、シンポジウム等を開催することにより、理解促進と機運醸成に注力します。

広域経済圏・観光圏の創出や災害時のリダンダンシー確保など、多くの効果が期待される豊予海峡ルート構想についても前に進めます。その際、九州をはじめ、四国や中国、関西の各県としっかり連携していくことが重要となります。昨年10月には、愛媛県との交流会議において、中村知事と両県間の連携強化を確認したところであり、引き続き、関係自治体などとの意見交換や交流を進め、強く国に要望していきます。

空路では、昨年訪問した台湾でのプロモーションを受け、現地航空会社による新規就航を目指して、関係各所と協議を重ねているところです。インバウンドの増加に伴い、空港間競争が激化する中ではありますが、何とか就航を実現し、誘客はもとより、台湾との経済交流や企業誘致、教育交流などにもつなげていきたいと考えています。

その企業誘致では、大規模産業用地を確保するため、現在、おおむね15ヘクタールを超える候補地について、インフラの状況や開発コストに関する調査を行っているところです。また、開発を行う際に農地法等の規制が緩和される地域未来投資促進法における重点促進区域の設定も進めているところです。来年度は、これらを基に、民間開発事業者や市町村と連携した整備スキームを構築するとともに、私自身先頭に立って誘致セミナーを開催し、取組を加速させます。

このように、新たな人や物の流れをつくり、大分県の魅力を高めながら、移住・定住をさら

に促進します。折しも、新年度から、今定例会に提案している第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略をスタートさせます。2035年における人口100万人の維持に向けて、特に重点課題に位置付けた若者や女性の呼び込みに力を入れていきます。

まず、県独自に支給している移住応援給付金を見直し、新たに若年者や子育て世帯に対する加算制度を設けることにより、重点的に支援します。また、移住決断の大きな決め手である仕事に関して、好調なスキルアップ移住の対象に、女性や企業からのニーズが高いファイナンシャルプランナーの資格取得を追加し、就職までワンストップでサポートします。転職なき移住に向けた対策も充実させます。本県とパートナーシップ宣言を行っている企業やその社員等を対象として、希望に沿ったモニターツアーや移住体験会を開催して、働きかけを強めていきます。

こうした施策とあわせて、魅力ある地域づくりも欠かせません。県内各地の地場産品や観光資源を掘り起こし、磨き上げていく取組に対し、総合補助金の補助率を引き上げて応援することで、地域を活性化させ、交流人口の拡大につなげていきます。一方、住民の日常生活を支える地域公共交通の維持も大事です。利用者の減少や乗務員不足が深刻化する中、DXを活用して利便性向上や業務効率化を図る取組の実用化が進んできました。そこで、運行管理システムや配車アプリ等を導入する事業者や、コミュニティバスの自動運転の実装に挑戦する市町村を支援し、利用促進とサービスの維持を図ります。

今後の経済活動において、世界的な要請であるカーボンニュートラルは、避けられない問題です。県経済を牽引する大分コンビナートでは、グリーン水素の製造・供給やカーボンリサイクルなどに関して、既に多くの企業間連携プロジェクトが動き出しています。また、地場企業においても、水素サプライチェーンの構築に向けた取組が検討されています。県では、こうした挑戦が着実に前進するよう、引き続き支援していきます。

森林による吸収源対策も推進します。昨年1

1月、大分県森林組合連合会と県営林を所管する本県が創出・販売する森林J-クレジットを、コンビナート企業群が購入することを目的とした連携協定を締結しました。これにより、売却益を活用した適切な森林管理や着実な再造林を進めるとともに、グリーン・コンビナートおおい推進構想を加速させ、カーボンニュートラルの実現を目指します。

目まぐるしく変化する先端技術の動向や知見を捉え、新産業の創出や地域の課題解決につなげていくことも重要です。

特に、空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティの市場では、全世界で企業が実装に向けてしのぎを削っています。そのような中、今月6日、空飛ぶクルマの国内開発をリードするスカイドライブ及びJR九州との間で、県内での活用や産業振興等に関する連携協定を締結しました。別府湾上空における遊覧サービスの開始などを目指すとしており、県としても必要なサポートを行っていきます。あわせて、県内企業が取り組んでいる安全運航や航続距離向上等に関する研究開発についても、しっかりと支援していきます。

こうしたイノベーションを生み出す人材も不可欠です。そのため、将来の経営を担う企業人材を対象として、イノベーションに必要な考え方や先端技術の活用方法を身に付けるための研修を実施し、ビジネス機会の創出や地域の活性化に挑戦する人材を育成していきます。

また、宇宙産業に関しても、引き続き宇宙港実現に向けた調査等を実施するほか、関連ビジネスの振興や人材育成に努めていきます。

全ての子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育むことができるよう、教育県大分の創造に全力で取り組みます。

いよいよ4月から、これまで準備を進めてきた普通科設置校における習熟度別遠隔授業の配信が始まります。まずは、臼杵、佐伯鶴城、日田、宇佐高等学校の4校でスタートした後、順次拡大していきます。加えて、長期休業中の特別講座や動画教材についても、この夏から全ての普通科設置校での配信を開始し、多様で質の

高い学びの機会の提供と地域の高校の魅力向上に努めます。また、こうした遠隔教育はもとより、日頃の学習に不可欠な県立高校の一人1台端末が更新時期を迎えることから、引き続き、県において配備することとします。

増加が続く不登校の児童・生徒に対する教育環境の確保も大切です。教室に入れない子どもに対して学習・相談支援を行う登校支援員について、中学校への配置を拡大するとともに、小学校にも新たに配置します。あわせて、県立学校のスクールソーシャルワーカーも増員し、個々に応じたサポート体制を強化していきます。登校が難しい子どもに対する支援も充実させます。県の認証を受けたフリースクールに通う就学援助の受給世帯等を対象に、市町村と連携して利用料を助成し、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学べる機会を確保します。

様々な事情で十分な教育を受けられなかった方に対し、学び直しを提供する夜間中学については、令和8年4月の開校に向けて準備を進めています。来年度は、シンポジウムや県内各地における入学者説明会を開催し、周知を図るとともに、安心して学ぶことができる環境を整備していきます。

公教育の一翼を担う私立高校に関しては、一人1台端末の個人購入に対する補助の拡充に加え、学校が整備する端末への県単独の助成制度を創設し、負担軽減を図ります。また、いじめ・不登校対策を推進するため、スクールカウンセラーの配置等への助成額も増額します。

次に、予算外議案について、主なものを説明します。

第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重するとともに、国及び各県の給与改定などの事情を考慮し、一般職の職員の令和7年度の給与改定などを行うものです。

第30号議案大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止については、令和6年度をもって全区画の分譲手続が完了することから、廃止するものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わり

ます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

—————→…←—————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明26日及び27日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、明26日及び27日は休会と決定しました。

次会は、28日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時39分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和7年2月28日（金曜日）

議事日程第2号

令和7年2月28日

午前10時開議

第1 第42号議案から第56号議案まで
（議題、提出者の説明）

本日の会議に付した案件

日程第1 第42号議案から第56号議案まで
（議題、提出者の説明）

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 榊田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 渊野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局长 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 首藤 圭 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第2号により行います。

日程第1 第42号議案から第56号議案まで

（議題、提出者の説明）

嶋議長 日程第1、第42号議案から第56号議案までを一括議題とします。

第42号議案 令和6年度大分県一般会計補正

- 予算（第6号）
- 第43号議案 令和6年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 第44号議案 令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第45号議案 令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 第46号議案 令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 第47号議案 令和6年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第48号議案 令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 第49号議案 令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 第50号議案 令和6年度大分県県営林事業特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）
- 第52号議案 令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第53号議案 令和6年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 令和6年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 令和6年度大分県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて

→…←

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま追加提案した議案は、第42号議案から第56号議案までの15件です。

はじめに、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）について説明します。

先日提案した令和7年度一般会計当初予算案では、安心・元気・未来創造ビジョン2024に本格的に取り組むための様々な施策を盛り込んだところです。

加えて、今回、国の総合経済対策の一部を計上した12月補正に続き、さらなる物価高対策や人材確保対策など、現下の諸課題に対処するための事業を追加します。また、公共事業についても積極的に受け入れ、災害に強い県土づくりや広域道路ネットワークの整備等を加速させます。

以下、主なものを説明します。

まず、長引く物価高への対策です。

県ではこれまで、国の支援策を補完すべく、公的価格として報酬額が定められている医療・福祉施設や、利用者への価格転嫁が難しい地域公共交通事業者等に対して、独自に累次の緊急対策を講じてきました。この間、国の報酬改定や事業者における運賃改定が一定程度進んだものの、今年度もそれを上回る食材費や燃油等のエネルギー価格の高騰が続いています。そのため、引き続き、こうした上昇分の一部を助成することにより、県民生活に密着した地域医療や福祉、公共交通サービスを支えます。

他方、物価高の克服に挑戦する取組もしっかりと応援します。ウクライナ情勢に端を発した輸入飼料価格の高騰の影響を受けている畜産農家では、自給飼料への転換を進めており、作付面積は徐々に増加してきています。しかしながら、飼料価格は今後も高値で推移すると見込まれることから、飼料用作物の生産拡大に向けた機械の導入等を支援することで自給率を一層高め、経営の安定化を図ります。

こうした物価高に加え、医療機関や社会福祉施設などでは、高齢化の進行に伴い、人手不足も深刻化しており、賃上原資の確保や働きやすい職場づくりを急ぐ必要があります。このため、職員の賃金改善を目的とした報酬加算を取得している医療機関や介護サービス事業所等が行う生産性向上、職場環境改善などの取組を支援し、人材の確保・定着につなげます。

また、県内の物流を支えるトラック運送業に

においても、時間外労働の上限規制が導入され、ドライバー確保が喫緊の課題となっています。その確保に向けては、処遇改善を進めるための経営力強化が不可欠であり、県では、荷主との価格交渉に臨む事業者への支援や政労使会議を通じて、運賃転嫁の促進をサポートしてきたところです。現在、3割近くまで転嫁が進んできましたが、依然、他の業種と比べると低調な状況が続いています。そうした現状を踏まえ、さらなる運賃転嫁の実現に向けて交渉に積極的に取り組む事業者に対し、改めて支援金を給付することで、ドライバーの確保を後押しします。

安心・元気・未来創造の基盤を築く公共事業等に関しても、前倒しで受け入れ、進捗を高めていきます。

まず、国の5か年加速化対策を最大限活用します。砂防・治山ダムの整備や急傾斜地崩壊対策などに集中的に取り組む、土砂災害への備えを強化します。また、河道拡幅等の治水対策やため池の改修、優先啓開ルート上の橋梁耐震化なども推進し、強靱な県土づくりを加速させます。ソフト面における対策にも力を入れます。避難所の生活環境の改善を図るため、パーティション付段ボールベッドの備蓄を拡充します。あわせて、NPO法人等による炊き出し設備などの導入や歯科医師会が行う診療、口腔ケアに必要な機器整備を支援することにより、避難者の健康に配慮した環境づくりに努めます。

人や物の流れを活性化する高規格道路の整備も重要であり、日田山国道路や三光本耶馬溪道路の早期完成に向け、トンネル工事等にかかる事業費を重点的に確保したところです。中九州横断道路についても、竹田久住インターチェンジ周辺の改良工事の進捗を上げていきます。

農林水産業の関係では、参入企業や県内法人による園芸団地の規模拡大をはじめ、早生樹を活用した再造林などを推進し、成長産業化を実現していきます。

今回の補正予算では、これらに加え、るるパークのコテージ増設や屋外遊具改修を行う事業などについても計上しています。他方、中小企業制度資金などの執行状況を勘案した減額や予

算執行段階における節約等の結果、補正予算額の合計は、44億8,557万3千円の増額となります。

このほか、特別会計では、公債管理特別会計など10の会計で合わせて34億6,143万8千円を増額するとともに、企業会計でも、病院事業会計など三つの会計で、11億6,397万9千円を増額しています。

次に、予算外議案について説明します。

第56号議案損害賠償請求に関する和解をすることについてです。

平成30年6月、当時、福祉保健部で勤務されていた職員が、公務に起因して亡くなるという大変残念な出来事がありました。

故人は、在職中、業務に精励し、県政推進に御尽力いただきました。改めて、この場をお借りして、その御努力に感謝し、御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にご心からおわびを申し上げます。

県として、この事案を真摯に受け止め、職員の勤務時間や業務量の管理の在り方をさらに改善するなど、業務上の負担軽減を図り、引き続き再発防止に努めていきます。

なお、御遺族との和解に伴う和解金の支出については、今回の補正予算案に計上しています。

以上をもって提出した議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

—————→…←—————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。3月3日は議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、3月3日は休会と決定しました。

なお、3月1日、2日は県の休日のため休会とします。

次会は、3月4日定刻より開きます。日程は、

決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時8分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月4日（火曜日）

議事日程第3号

令和7年3月4日
午前10時開議

第1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案まで
(議題、質疑、委員会付託)

本日の会議に付した案件

日程第1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案まで
(議題、質疑、委員会付託)

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 榊田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 淵野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局长 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 首藤 圭 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 監査委員事務局長 | 河野 圭史 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案まで
(議題、質疑、委員会付託)

嶋議長 日程第1、第15号議案及び第42号議案から第56号議案までを一括議題とし、こ

れより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。
堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤です。

今日、先議案件として上程された議案について質疑を行います。

まず、第56号議案、職員の死亡に係る損害賠償請求に関する和解をすることについてです。

今回の議案は、2018年6月に県の職員が長時間労働に起因して死亡したことについての損害賠償請求に関する和解ですが、御両親は裁判でも、長時間労働で過重な業務をしていた、県は安全配慮義務違反ではなかったのかと主張しています。長時間労働は当時に比べて現在は若干減ったとはいえ、過労死ラインと言われる時間外勤務が80時間超である職員は、2021年度で延べ473人、2022年度は延べ327人、2023年度は延べ256人、2024年1月までで延べ232人となっています。私は、これまでも議会で職員の長時間勤務等を問題にしてきました。県は、これまで何か事件や事故が起きるたびに再発防止に努めると答えていますが、勤務時間の縮減は遅々として進んでいないのが実態だと思います。

今回の事件で県は労務管理に問題があったことを認めています。具体的にどのような問題があったと認識しているのでしょうか、答弁を求めます。

また、今回の損害賠償事件を教訓とし、再発防止に向け、業務の効率化、簡素化、職員の増など具体的な取組が必要と考えますが、どのように対応するのでしょうか、答弁を求めます。

さらに、2024年度1月までの超過勤務を見ると、知事部局の本庁勤務で1か月一人当たり19.4時間、地方機関では13.1時間となっています。中でも福祉保健部、生活環境部、土木建築部は他部局に比べて超過勤務が多くなっています。感染症の拡大やイベント、災害対応など特殊な要因もありますが、これらの部局を改善しなければ全体の超過勤務の縮減にはつ

ながらないにもかかわらず、これらの部局の超過勤務状況の傾向はここ数年変化がありません。現場で仕事をする職員の勤務状況を直接聞き、現場のニーズに合った超勤縮減策を講じていくことが必要と考えます。どのように考えているのでしょうか、あわせて答弁を求めます。

以下、対面席にて。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの堤栄三議員の質疑に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。堤栄三議員の御質問にお答えします。

改めて、亡くなられた職員の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様におわびを申し上げます。

まず、御質問の1点目ですが、事案発生当時、所属では、事前命令と事後確認による時間外勤務の把握に努めていましたが、実際は時間外勤務の命令時間と実績に乖離が生じていました。結果として、長時間勤務となり、勤務時間の管理が適切に行われていなかったことについては問題があったと考えています。

2点目の再発防止についてです。さきほどの問題を踏まえ、職員各自のパソコンのオン・オフ時間を自動的に記録する勤務時間管理システムを平成30年8月に導入しました。命令時間と実績の乖離が生じている場合は、翌日の事後確認の際、必要に応じて命令時間を修正しています。また、システムにより把握した勤務時間を基に、特定の職員に負担が偏らないよう、所属長による適切な業務配分に努めています。

あわせて、業務効率化の取組をさらに徹底します。これまでも業務や事務事業の見直し等に取り組んできましたが、今後についても、決算業務のシステム化など行政DXをより一層推進して、職員の負担軽減に努めたいと考えています。

また、3点目ですが、特定の部で時間外勤務が増えている状況については、災害や感染症対応等、特殊要因に基づくものが主であり、他所属の職員を派遣するなど、負担軽減に向けて、

できる限りの対応を行ってきました。今後も、時間外勤務の要因を一つ一つ丁寧に分析しながら、改善に取り組んでいきます。

今回の事案を受け、引き続き職員一人一人の勤務実態をしっかりと把握して、強い決意を持って長時間労働の是正に取り組んでいきます。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 確かに、これまでのパソコンのオン・オフだとか、いろいろ手続はしてきていますね。それと、実際の勤務時間との乖離、これも以前からあることなんですね。しかし、こういう状況の中でも、今回の事件だけではなくて、それ以外にも亡くなっている方はおられるわけですよ。

ですから、そういう問題がなかなか現場の方に徹底していないという問題もあるんじゃないかなと思うんですね。そういうふうな所属長、また現場の声、またパソコン等について、具体的にどういうふうに、本当にそれが担保されるような体制というのはどう考えているのかというのは非常に疑問を持っているんですね。それについて再度、総務部長でもいいですからお答えください。

また、今回の和解については検討を重ねてきた、また大きな責任を感じているとおっしゃっています。どのような検討をしてきて、その結果、和解になったのか、あわせて、どういうふうな責任を感じているのかについて、まず、その2点を先に聞きます。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 1点目の所属長がどう管理しているかについてです。

長時間勤務については、さきほど知事が言った勤務時間管理システムを導入して、この内容が、本人、班総括、そして所属長、全てが今どれだけ各職員が時間外勤務しているかが確認できるようにしています。さらに、45時間とか80時間、そういった目安の時間を超えると通知が来るような仕組みになっています。そういったことで、現在どれだけ時間外勤務しているかを的確に把握ができます。

さらにそれを、各部等に設置された安全衛生

委員会や、部ごとの課長会議などでも全体で共有して対策を考えていくということをしています。

また、80時間を超えた職員等については、その都度、産業医が所属長と本人の面談をして、そのケアに当たっているところです。

そして、2点目、どういった形で和解に結び付いたのかということですが、これについては記者会見等でも説明したところですが、裁判所から和解の勧めがあり、それに基づいて、代理人である県の弁護士とも検討を重ねた結果、最終的に和解ということになったものです。

さきほど知事も答弁したとおり、勤務時間の管理という部分については、当時、管理の仕方、乖離があったということについて問題があったと考えていますので、そういった部分について、県に責任があったと考えています。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 行政DX推進だとかシステムの構築とかいろいろしていますが、さきほど80時間超えの職員等の数を言いましたが、このうち100時間を超える、これも2023年度で88人、2024年度で70人に上っているんですね。

これまでも県庁働き方改革基本方針で、過労死ラインとされる80時間超の職員ゼロを掲げて対策等を行ってきた。しかし、まだまだこういう超過勤務が残っている事実があるんですね。現場からは職員の増員をしてほしいという声も聞かれますが、ここにメスをどうやって入れていくのか。そうしていかなければ抜本的な改善につながらないと思いますが、どのように認識しているのか。つまり、人の異動だけではなくて、人員そのものを増やして、そういう超過勤務の縮減を図っていくというふうにしないと、なかなかゼロというのは厳しいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 職員の増員をというお話の中で、長時間勤務の是正ということに対しての基本的な考え方は、まず、業務のスクラップ、そして効率化、そういったことをしっかり進めていく中で、業務の適正配分や定数配分の見直し、そ

ういったことで対応していくものと、これが基本と考えています。

ただ、さきほど議員からも80時間以上、1000時間以上の人数がなかなか減っていかないという部分については、やはり災害時等、非常事態、そういったときに対応が必要という部分でそうなっていると。そういったところでは臨機に応援職員を派遣したり、ケースに応じては業務の外部委託をしたり、人材派遣等を活用して対応をこれまででもしてきたところです。

こういった対策を講じた上で、なお現行の職員数で対応が困難という場合は、国の財政措置等も考慮しながら増員してきたところです。例えば、コロナの対応や、相談件数が増大する児童相談所、こういったところには増員を行ってきたところです。

そういった基本的な考え方をもちながら、増員についても対応していきたいと考えています。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 増員が絶対に必要だと思うんですね。人の異動だけではなくて、根本的に、常にそこで仕事をされている職員が増えるということ、つまりプロフェッショナルを増やすということで、そういう点ではぜひ増員をせないかんし、ただ、まだまだ気になるのは、病気休職者の数も非常にまだまだ多いんですね。2019年から2023年度までの5年間で延べ139人、そのうち現職死亡者数は延べ15人となっているんですね。そのうちの自殺が何と4人おられるんですよ。過労死とか精神疾患等により自ら命を絶つことは、公務職場にあっては重大な問題だと考えます。民間の働き方の模範とすべき職場で、過重な働き方が蔓延している可能性もあるんですね。

だから、そういう人員異動だけでは、こういう問題は解決していかないわけですね、異動だけではですよ。

そういう点で、こういう過重な働き方に問題があるという認識をまず最初に持つべきだと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 議員言われるとおり、やはり業

務が過重になってくる、そのことによってまた病休が発生するといったことは、我々としてはそこは回避していかないといけないと、対応していかないといけないと考えています。

そういった中で病休者を出さないような形の、さきほどの長時間労働に対する産業医のケアもそうですし、保健師による、そういった症状が、例えば、ストレスチェック等で見えたときにはすぐに対応して、悪化しないような形で対応していくということを考えています。

過重労働にならないこと、それをまず第1に考えながら、病休に至らないようなケアについてもしっかりやっていきたいと思っています。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 それがやっぱり大事。その認識があることによっていろんな対策を講じてくるわけですから、その点は十分に対応してください。

次に行きます。

令和6年度一般会計補正予算（第6号）についてです。中でも、貨物自動車運送業の環境改善緊急支援事業についてです。

今回の補正予算案に計上された貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業では、賃上げや労働環境の改善等に向けて価格転嫁に取り組む事業者へ支援金を支給することとしていますが、一番の問題は荷主との価格交渉がうまくいくかどうかです。

これまで支援策を実施してきましたが、県内の貨物運送事業者と荷主との価格交渉の状況はどうなっているのか、答弁を求めます。

また、今回の支援策によって、さらに強力に交渉を後押しし、ドライバーに還元されなければなりません。どのように取り組んでいくのでしょうか、あわせて答弁を求めます。

また、今回の補正予算案では、官民を通じた賃上げに伴う会計年度任用職員の報酬増加も含まれています。他方、以前から言っているとおり、主たる生計維持者としての賃金水準としては不十分であり、さらなる処遇改善が不可欠です。そして、その第一歩として安定雇用の観点から、継続任用の拡大に取り組むべきです。

総務省は6月28日の会計年度任用職員制度

の導入等に向けた事務処理マニュアルの改定によって、3年公募の例示規定を撤廃しています。総務省はあくまで例示として示したものであり、各自治体の判断で決めることが可能です。

この件は、これまでも質問してきましたが、今回の再度任用の上限5年について、改定については検討中というこれまでの答弁でしたが、総務省のマニュアル改定を受けて、現状はどうなっているのでしょうか、答弁を求めます。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 私の方からは1点目、貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業についてお答えします。

御指摘いただいたとおり、トラック運送業界で働く人手を確保し、賃上げや労働環境の改善を図るためには、荷主との価格交渉を通じて、適正な運賃収入を得るための価格転嫁を実現することが最も重要であると考えています。

本県では昨年度、価格転嫁を後押しするための支援金を支給し、その要件として運賃や燃料サーチャージ等に関する交渉記録の提出を求め、県内ほぼ全てのおよそ500の事業者が、荷主との価格交渉に臨んだところです。

交渉の結果、約6割の事業者が一定の運賃アップにつながったと回答し、効果が見られたものの、残りの4割は交渉継続中、ないしは交渉するも至らずという状況でした。

そうした中、県トラック協会が今年度の秋に入って行った実態調査によると、価格交渉を行う環境は整ってきた一方で、いまだ大半の事業者が国の示す標準的運賃を収受できておらず、価格転嫁、賃金アップ、そして運転手確保といった好循環までには至っていないという結果でした。

そのため、本年度の支援金の支給にあたっては、事業者が荷主に対して、国の示す原価計算に基づいて算出した運賃を用いて、口頭ではなく書面で交渉することを支給要件に追加することで、さらなる価格転嫁を後押ししていきたいと、このように考えています。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 私の方からは会計年度任用職員

の継続任用についてお答えします。

国が、人材確保が困難となっていることを背景に、再度任用の上限回数を廃止したことを踏まえ、本県においても人材確保の観点から、会計年度任用職員の再度任用を連続5年までとする運用について廃止することとしました。

本年1月31日にその旨を各所属に通知し、4月1日の任用に向けた選考手続から見直し後の運用を適用しているところです。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 荷主との関係で4割がなかなか交渉が厳しい、できないという状況ですが、その荷主がなかなか交渉できないという原因ですね、価格が上がるという問題もあるんでしょうが、ただ、交渉すらできないという状況ではやっぱりこれは改善していかないかんし、標準的な価格もついてきちっと荷主は判断していかないかんと思うんですが、そこら辺の周知といいますか、荷主側がその4割の方々がどういうところに一番引っかかって交渉ができないのかということが分かれば教えてください。

それと、会計年度との関係なんですが、今、再任用については再任用の上限5年を一応なくしたよと。4月1日からそういう方々が具体的に何人ぐらい継続雇用ができるのかなというのが分かれば教えてください。

それともう一つ、賃金との関係で、確かにいろいろ改善されてきています。改善されているんですが、ただ、まだまだフルタイムの勤務ではなくてパートタイム勤務の非正規の方が多いんですね。だから、僅か15分とか30分の違いなんですけど、そういう点からすると、賃金構造そのものを非正規の方々も上げていくという、これも大事だと思うんですが、そういう賃金についての基本的な県としてのスタンス、引上げ等についても含めて、どう考えているのかを再度聞きます。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 荷主との価格交渉がどんなところが難しいのかという点ですが、御承知のとおり、トラック運送業はほとんどが中小零細事業者で、交渉を申し出たら実際に契約を打ち

切られてしまうケース、あるいは、それを恐れてなかなか交渉に持ちかけられないケース、あるいは、交渉できたとしても、荷主を納得させるに足る根拠やデータ、そういったものを資料で示しながら交渉するのがなかなか難しい面があるかと考えています。

そうしたところ、私どもとして今回の支援金を支給するにあたって、国がいろいろ業界団体も含めて原価計算シートみたいなものを推奨していますので、そういったものを用いながら、あるいは分からない事業者に対してはいろいろできるだけサポートしながら、円滑に価格交渉が進んでいくということをサポートしていきたいと考えています。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 まず1点目の、今度の4月でこの対象になる人数が何人かということなのですが、すみません、手元に数字がありませんので、その点についてはお答えができないところです。

そして、もう一点、会計年度任用職員の賃金構造に対する県のスタンスということですが、会計年度任用職員の報酬というのは、基本的に正規職員の給与を基礎としてつくっています。

正規職員の給与というのは、地域の民間給与の水準等を反映して勧告される人事委員会勧告、この給料表を基につくっていますので、そういった勧告、国の制度に合わせて会計年度任用職員の報酬の構造というのは決めていかれるものと考えています。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 5年再任用については基本的になくしたということで、結局6年目とか7年目もする場合、その場合の判断は所属長がするのか。どういう形でその方を延期していくのか、具体的にどうするかがちょっと分からないからそれを再度質問します。

それと、荷主との交渉で、公正取引委員会との関係も出てくると思うんですが、元請に対して中小零細トラック業者だから言いにくい仕事だから、これは本当に元下関係では必ず出てくる問題だよね。そこにいかに切り込んで是正して交渉していくかということに持っていけない

と、なかなか4割の方々、全部ではないでしょうが、進んでいかないと思うんですが、そこら辺はどういう形で進めていくのかという点を再度聞きます。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 この4月からの任用継続の仕方ですが、これについては所属長が面談等をして、評価を毎年しています。その評価を見ながら、会計年度任用職員は特定の業務に従事しますので、その業務に対する精通の度合い、そして、勤務態度等を含めて、そういったところの評価を見た上で決定していくということで考えています。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 公正取引委員会という話もありましたが、言われるように、事業者からなかなか、これは全国的な問題でもありますが、結構燃料や電気代とかが上がるといった分については荷主も納得してくれるケースが多いんですが、なかなか労務費ですね、いわゆる人件費については、何でおたくの会社の社員の給料のうちが面倒見なきゃいけないんだと、そういった声も結構聞かれるというふうに承知しています。

そうした中で、公正取引委員会で労務費に着目して、これをしっかり価格転嫁するための交渉指針を策定しており、労務費をその指針に基づいて正当な理由なく転嫁しない発注者に対しては、独占禁止法に基づいて厳正に対処していくとされていますし、また、トラック業界を所管している国交省においても、トラックGメンという組織を発足して、これは発足して1年半ぐらいですが、いわゆる荷主に対して是正指導を行っている、この是正指導は、年半で千件以上に上ると伺っています。実効性を担保するところでの仕組みが国の方でかなり機能していますので、県としてもトラックGメンに対して、前回の令和5年度一般会計9月補正時に事業化した際にいただいた実際の事業者と荷主との交渉記録、また、今回の事業化により得られる交渉記録もあわせて情報提供して、より大分県内でトラックドライバーの賃上げ、あるい

は荷主との交渉がうまく進むように、県としても汗をかいていきたいと思っています。

嶋議長 堤栄三議員。

堤議員 是非、荷主との関係では上下関係が出てきますので、県としても強力に応援していただきたいと思います。

さきほど総務部長の答弁で、所属長の判断ということ、評価ですが、これは技術系の会計年度任用職員の場合と、仮に事務系の会計年度任用職員の場合、その評価の仕方とか総合点数と

いうのはどこか違ってくるんですか。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 事務、技術での差はないです。

嶋議長 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっている各案は、お手元に配布の付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

—————→…←—————

| 付 託 表 | | |
|--------|----------------------------------|----------|
| 件 名 | 付 託 委 員 会 | |
| 第15号議案 | 大分県部等設置条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第42号議案 | 令和6年度大分県一般会計補正予算(第6号) | 全委員会 |
| 第43号議案 | 令和6年度大分県公債管理特別会計補正予算(第1号) | 総務企画 |
| 第44号議案 | 令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) | 福祉保健生活環境 |
| 第45号議案 | 令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号) | 福祉保健生活環境 |
| 第46号議案 | 令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算(第1号) | 商工観光労働企業 |
| 第47号議案 | 令和6年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算(第1号) | 商工観光労働企業 |
| 第48号議案 | 令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号) | 農林水産 |
| 第49号議案 | 令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号) | 農林水産 |
| 第50号議案 | 令和6年度大分県県営林事業特別会計補正予算(第1号) | 農林水産 |
| 第51号議案 | 令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算(第1号) | 土木建築 |
| 第52号議案 | 令和6年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算(第2号) | 土木建築 |
| 第53号議案 | 令和6年度大分県病院事業会計補正予算(第1号) | 福祉保健生活環境 |
| 第54号議案 | 令和6年度大分県電気事業会計補正予算(第1号) | 商工観光労働企業 |
| 第55号議案 | 令和6年度大分県工業用水道事業会計補正予算(第1号) | 商工観光労働企業 |
| 第56号議案 | 損害賠償請求に関する和解をすることについて | 総務企画 |

—————→…←—————
嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。
次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————
嶋議長 本日はこれをもって散会します。
午前10時28分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月5日（水曜日）

議事日程第4号

令和7年3月5日

午前10時開議

第1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）

第2 委員会提出第1号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

第3 代表質問

本日の会議に付した案件

日程第1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案まで
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）

日程第2 委員会提出第1号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

日程第3 代表質問

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 梶田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |

| | |
|-------|-------|
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 湊野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 首藤 圭 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

→…←
嶋議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

→…←
日程第1 第15号議案及び第42号議案から第56号議案まで
(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長三浦正臣議員。

[三浦(正)議員登壇]

三浦(正)福祉保健生活環境委員長 福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件です。

委員会は昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会関係部分、第44号議案令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、第45号議案令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)及び第53号議案令和6年度大分県病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長木付親次議員。
[木付議員登壇]

木付商工観光労働企業委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案5件です。

委員会は昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会関係部分、第46号議案令

和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算(第1号)、第47号議案令和6年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算(第1号)、第54号議案令和6年度大分県電気事業会計補正予算(第1号)及び第55号議案令和6年度大分県工業用水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

嶋議長 農林水産委員長井上明夫議員。
[井上議員登壇]

井上農林水産委員長 おはようございます。農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案4件です。

委員会は昨日開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会関係部分、第48号議案令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)、第49号議案令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)及び第50号議案令和6年度大分県営林事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。
嶋議長 土木建築委員長古手川正治議員。

[古手川議員登壇]
古手川土木建築委員長 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件です。

委員会は昨日開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会関係部分、第51号議案令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算(第1号)及び第52号議案令和6年度大

分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

嶋議長 文教警察委員長大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友文教警察委員長 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件です。

委員会を昨日開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。

嶋議長 総務企画委員長麻生栄作議員。

〔麻生議員登壇〕

麻生総務企画委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は今回付託を受けた議案4件です。

委員会は昨日開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第15号議案大分県部等設置条例の一部改正について、第42号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会関係部分、第43号議案令和6年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）及び第56号議案損害賠償請求に関する和解をすることについては、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第15号議案については、商工観光労働企業委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤です。今回上程された補正予算に対して賛成の立場、そして、反対の立場から討論を行います。

まず、第42号議案です。2024年度大分県一般会計補正予算（第6号）について及び第56号議案損害賠償請求に関する和解をすることについての両議案に対する賛成討論です。

今回の補正予算及び和解についての議案は、昨日の質疑でも指摘しましたが、長時間勤務の縮減と職員増等によって根本的に改善していかなければ解決は難しいと言わざるを得ません。公務員の仕事は、県民の暮らしのサポートや事業者への支援、感染症対策、災害対策など多岐にわたるやりがいのある仕事であり、職員の皆さんにはそうした仕事に意義を感じ、責任を持って行っていただきたいとも思います。

そうした観点からも、毎年のように精神疾患や死亡が起きてしまう状況は一刻の猶予なく改善しなければなりません。そのため、知事をはじめ、県政を担う県幹部の方々が「ひとは城」という考えの下、しっかりと職員の増員など職場環境を改善することが必要です。そして、二度とこのようなことがないようにすることを強く求めておきます。

また補正予算案についても、貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業など荷主との価格交渉ができる環境づくりにも尽力していく必要があります。さらに介護事業所の訪問介護事業の報酬が削減され、全国的に廃止するところも出てきています。介護職員の処遇改善等の予算も計上されていますが、今後もしっかりと予算措置することが必要です。

これらのことを要望し賛成討論とします。

次に、第47号議案2024年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）及び第51号議案2024年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）、第52号議案2024年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第2号）については、大

企業優先の予算であり反対します。

以上で討論を終わります。(拍手)

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第15号議案、第42号議案から第46号議案まで、第48号議案から第50号議案まで及び第53号議案から第56号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案、第51号議案及び第52号議案について起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第2 委員会提出第1号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第2、委員会提出第1号議案を議題とします。

—————→…←—————
委員会提出第1号議案 大分県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部改正について

嶋議長 提出者の説明を求めます。議会運営委員長御手洗吉生議員。

〔御手洗(吉)議員登壇〕

御手洗(吉)議会運営委員長 ただいま議題となった委員会提出第1号議案について、提案理由の説明を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等を踏まえ、大分県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものです。

案文はお手元に配布していますので、朗読は省略します。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

なお、本案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会に付託しません。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第3 代表質問

嶋議長 日程第3、これより代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。木付親次議員。

〔木付議員登壇〕 (拍手)

木付議員 18番、自由民主党の木付親次です。会派を代表して質問します。議場がリニューアルしました。私も初心に返り質問します。佐藤知事はじめ、執行部の皆さん、よろしくお願ひします。

県民の大きな期待を背負われた佐藤知事が就任されて、早くも2年が経過しようとしています。知事は、安心・元気・未来創造を旗印に、就任早々から予算編成、そして長期総合計画の策定などスピード感を持って県政を推進されておられます。また、この間の物価高や災害などに対しても、我々県議会をはじめとする県民の

声に耳を傾けながら、迅速かつ丁寧に対応を進められていることに、まずもって感謝します。

他方、私は、昨年策定された安心・元気・未来創造ビジョン2024、そして、その実行元年予算として編成された令和7年度当初予算案こそが、佐藤県政の本格的な船出を象徴するものではないかと考えており、本県の未来を占う意味で、その中身などに対する県民の関心は大変高いと感じています。

そうした中、本県、そして我が国を取り巻く状況を振り返ってみると、やはり最大の課題は想定を上回るスピードで進む人口減少にいかに対応していくかという点です。また、経済においては、長い間苦しんできたデフレや、その根源であったコストカット型経済からの脱却に向けた動きが活発化しています。特に、県民の日々の生活に直結する賃上げについては、三十数年ぶりの高い水準という状況が近年続いており、正に県民一人一人が豊かさと成長を感じられる経済への移行に向けた正念場と言えます。

私は、これまでの30年は、我が国全体として安定しつつも低成長という状況であり、ある意味では、県政においても安全運転を第一に進めていくべき時代だったと考えています。しかしながら、近年は、経済情勢の著しい変動などを契機とし、ピンチとチャンスが隣り合わせの時代になってきており、より一層、県を、そして県民を豊かにしていく意欲的な政策、施策に積極果敢に挑戦していかなければなりません。

そして何より、そうした施策を推進していく上では、佐藤知事の力強い推進力を大いに頼りにするところであり、そのためにも、知事の県政、また来年度予算案などにかかる熱い思いを直接県民にお伝えいただくことが重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、今後の本県の発展に向けてどのように県政を運営していくのか、知事の考えを伺います。

今言ったように力強い県政を推進していく上では、強固な行財政基盤が欠かせません。本県においてはこれまで、施策や事業の選択と集中はもとより、時には県民とも痛みを分かち合い

ながら、行財政改革を進めてきました。その成果により、国による三位一体改革をはじめ、世界的な金融危機、たび重なる自然災害、さらにはコロナ禍という財政面においても危機に陥りかねない様々な局面を乗り越えることができたのだと私は考えています。

そして、たゆまぬ努力を続けてきたことにより、行財政改革を徹底していくということが大分県庁という組織における風土として根付いたという点こそが、私は何よりの成果ではないかと思っています。

それは様々なデータにも表れています。財政健全化法における四つの指標は、長年良好な状態を維持していますし、財政調整用基金や実質的な県債の残高についても、本県の行財政改革推進計画に掲げた独自の目標水準を堅持できる見込みとなっています。

しかしながら、時あたかも、著しい変化の時代を迎えています。地方財政においても、これまで少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加が議論されてきましたが、加えて今後は、賃上げに伴い上昇する人件費、さらには、1月に日銀が政策金利を17年ぶりの水準となる0.5%まで引き上げるなど金利ある世界の到来や県土強靱化の推進等に伴い急増が懸念される公債費と、三つの義務的経費がいずれも増加するという大変な局面に突入しようとしています。

加えて、昨年の衆院選以降、103万円の壁やトリガー条項など税制にも注目が集まっています。今回の基礎控除等の改正では、人手不足対策や経済活性化に向けた効果が期待される反面、その効果が税収に反映されるまでの間は、減収になることも予想されており、予断を許さない状況です。今後も、税制の改正等については、注意深くその動向を見守っていく必要があります。

他方、物価や賃金の上昇を着実に経済成長につなげていくことができれば、税収の確保も期待できます。また、金利上昇に対しては、私が以前から言っているように、効率的な資金運用に取り組むことで、運用収入の増加を図ることができるため、公債費の増加分の一部を補うこ

とも可能になると思います。このように、変化の激しい情勢下では、より柔軟な発想と工夫が求められると私は考えています。

私は、本県がこれまでの行財政改革で築いてきた強固な財政基盤、そして培ってきた組織力をもってすれば、今回もきっと乗り越えられると信じています。そのために、現状に満足することなく、歳入・歳出両面からの行財政改革を一層推進していく必要があることは言うまでもありません。

こうしたことを踏まえ、現在目標としている財政調整用基金残高330億円の確保及び県債残高の適正管理を含め、今後の財政運営についてどのように考えているのか、またその見通しについて知事に伺います。

ここからは、各分野の政策・施策について、より掘り下げて論じていきたいと思えます。

まずは、さきほど言ったとおり、本県、そして我が国が直面する最大の課題である人口減少への対策についてです。

知事が常々言われているとおり、本県の最大の責務は県民が幸せに暮らせる県づくりであると思えますが、そのためには、県の経済力を維持、向上させることが不可欠であるとは言ってもありません。それは国の単位でも同様であり、その場合は国力とも言い換えられると思えますが、古来、国力の第一の源は人口です。人口が多いということは、それだけ多くのものを生産、消費できることを意味し、正に国の力、特に経済力の源泉そのものであるということは、我が国における高度経済成長の実現や、近年の中国の台頭などを見ても分かると思えます、歴史が証明する厳然たる事実と言えます。

そうした前提の下に、昨今の我が国、そして本県の置かれた状況を改めて考えてみると、今回の人口減少がいかに危機的な状況であるかということが浮き彫りになります。我が国全体で見ても、様々な推計はおしなべて長期的に人口が減少していくことを示唆していますし、また、昨年末に示された本県の人口ビジョン案においても同様です。これは高度経済成長期と全く逆のトレンドとなり、何の策も講じなければ、国

力の著しい減退を招くということを意味します。

さきほど言った県の責務を鑑みると、当然のことながら、そうした事態を放置することはできません。そのため、県では、今議会に新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案を提案し、自然増、社会増の両面から、人口減少対策を加速させることとしています。

もちろん私も、こうした動きに賛同し、共に取組を進めていきたいと考えています。中でも特に重視すべき点として、人口減少に適応していくということが必要ではないかということをお願いしたいと思います。

現実的に考えると、今後、どれだけの努力をしても人口の増加はもちろん、その維持すら難しいと言わざるを得ない状況です。そうであるならば、人口イコール国力という前提をはねのける力、つまり、人数が少なくとも高い生産性でカバーしていくという考え方に立ち、本県においてもその施策に全力を挙げて取り組むべきではないかと私は考えています。

今回の総合戦略における施策としても、DXや先端技術の活用による生産性向上が書かれています。正に、この取組の成否が、今後の本県の浮沈の鍵を握っていると言っても過言ではないと思っています。

こうしたことを踏まえ、人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

続いて、人口減少対策に関し、自然増、社会増、それぞれの要素について議論したいと思います。まず、根本的な対策と言える自然増に向けた取組です。

人口動態における自然増減をプラスにするためには、生まれてくる人を増やす必要があるというのは当然のことですが、そもそもなぜ出生数が少ないのかということも、もう少し分析する必要があります。

男女が出会い、結婚し、出産するというステップの中で、昨今の少子化の最も大きな要因は、結婚という段階に至らないところにあるのではないかと私は考えています。

現在の我が国における生涯未婚率は、男性が約3割、女性で約2割となっており、年々増加

しています。30年ほど前には、男女とも5%程度であったことを鑑みると、驚愕する数値であり、これこそが少子化をもたらしているということを御理解いただけたと思います。最近、望んでいるにもかかわらず結婚できないという若者の声を聞くことが多くあることから、結婚の希望がかなう社会づくりは県として取り組んでいくべき課題であると私は考えます。

そこで、少子化対策として結婚支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

次は、社会増に向けた施策についてです。人口動態について、国全体では少子高齢化が大きな問題として取り上げられています。本県のような地方部においては、都市部への一極集中も同等、あるいはそれ以上の問題であると私は考えています。ただでさえ本県の未来を担う子どもたちが減っている状況下で、若者が進学や就職で県外に流出し、そのまま戻ってこないという現状は、看過できるものではありません。そしてこれは、地方部のみの問題ではなく、最終的には国家存亡の危機にまで発展しかねない大きな課題であることを国民全体でもう一度認識する必要があると考えます。

もちろん、国民には移動の自由が憲法で保障されているため、その意思を妨げることはできませんが、他方、一極集中が構造的な問題であるということで、解決を諦めるわけにはいきません。そして、その一義的な責任は国にあり、一極集中の是正策について、幅広い観点から議論していくべきであるということを国に訴えていくべきであると私は考えます。

他方、本県においても手をこまねいているわけにはいきません。特に移住・定住の取組は、この地方創生10年の間に積極的に進めてきましたが、今後の人口減少の加速を鑑みると、より一層の拡充が必要であると考えます。中でも、長期的に本県の土台を支える若年者については、県を挙げて移住と定住を促進していくことが重要であり、来年度予算案に盛り込まれた意欲的な施策に関し、その狙いや効果などに大変注目しているところです。

そこで、移住・定住の促進にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

人口減少の影響を論じる上で、忘れてならないのが持続可能な地域づくりの観点です。これからの人口減少は、人類の歴史を振り返ってもかつてない規模のものになると予想されており、県民生活の基盤である地域をいかに維持していくかについて、真剣に議論していく必要があります。

そうした中、私は、地域づくりにおいても強みをいかすという視点が重要であると考えます。地域には、それぞれ培ってきた歴史と風土があり、文化財はそれらが凝縮されたものの一つです。

本県には、有形、無形を問わず多くの文化財があります。国宝の宇佐神宮本殿などは従前から有名ですが、私の地元国東市の吉弘楽が令和4年にユネスコ無形文化遺産に登録されたように、それぞれの地域の持つ宝が注目を集めていると感じます。

他方、そうした文化財の保全と活用には、人材、財源など様々な課題があります。大事なことは、地域が主体となり、持続可能な形での保全・活用策を構築していくことです。そして、そのために、県としても振興局等が中心となり、しっかりと支援をいただきたいと考えます。

こうした中、今回、地域未来創造総合補助金において、文化財を活用した地域活性化に対する支援策が拡充されたことは、時宜を得たものであり、大変心強いと感じています。是非とも、この支援策を有効に活用し、各地域での具体的な取組を一つでも多く練り上げていただきたいと考えます。

そこで、文化財を活用した地域の活性化にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

続いて、こちらも県の大きな責務である県民の命を守るための防災・減災対策についてです。少し前まで、大雨による大きな被害は5年か10年ごとに1回程度の発生であったように感じていましたが、近年は、起こらない年がないような状態になっています。昨年、梅雨時期の

豪雨は何とか最小限の被害で済んだと思つたところ、8月末に発生した台風第10号により、私の地元国東をはじめ各地で甚大な被害が発生しました。

災害は自然が引き起こすことで、人類は知恵をもって自然と調和し、時には戦う生き物です。昨今の異常気象に対しては、正に、自然との戦いとして、被害そのものが発生しないようにするための県土強靱化の取組を引き続き強力に押し進めていかなければなりません。

そうした観点から、本県ではこれまで、国の防災・減災、国土強靱化対策と連動し、積極的な取組を進めてきました。これにより、目に見えて人的被害が減少してきたことは、今年の台風第10号の例だけを見ても明らかです。しかしながら、毎年のように想定を上回る災害が発生している以上、ここで気を抜くことはできませんし、豪雨のみならず、南海トラフをはじめとする巨大地震への備えも万全にしていける必要があります。

国の5か年加速化対策は、来年度が最終年度であり、それを受け入れた本県の補正予算はさきほど成立しました。まずは、こうした目の前の取組をしっかりと進めていく必要があることは当然として、さらにその先、令和8年度以降も、国、そして本県においても、引き続き全力で着実に強靱化の取組を進めていくことが重要であると私は考えています。

こうしたことを踏まえ、県土の強靱化にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

備えあれば憂いなしの格言のとおり、県土強靱化の推進とあわせ、万が一災害が発生した際の体制もしっかりと整えておかなければなりません。

特に、昨年発生した能登半島地震では、半島防災という特殊性に加え、自治体支援や避難所運営の在り方など、防災対策における様々な論点が浮き彫りになりました。本県では、こうした教訓をいかすため、孤立集落対策、被災者支援、応援・受援体制の三つを柱とした防災対策の見直しに取り組んでいます。

特に私はこの三つの中でも、より多くの県民

に直接関係する被災者支援の取組が大変重要であると考えています。昨今の災害は、頻発・激甚化はもとより、これまで思いもよらなかったような地域でも発生するようになってきており、それは、多くの県民が思いがけず被災者になる可能性があることを意味しています。そうした中で、災害への備えの原則である自助、共助をしっかりとやっていくことは当然ですが、やはり公助という部分を強固にしていくことは大変重要であると考えます。あわせて、これまで取り組んできていますが、自助、共助を促進する取組についても、さらに強化していくべきではないかと思えます。

来年度予算案においても、避難所の衛生環境の改善など、被災者支援の強化に向けた具体的な取組が盛り込まれており、その迅速な実施に大変期待しているところです。

そこで、被災者支援の強化にどのように取り組んでいくのか、防災局長に伺います。

防災・減災対策においては、災害時の対応はもとより、被災後にいかに早く平時の状態を取り戻すかという観点も重要です。本県は、我が国を代表するものづくり県であることから、産業においても早急に通常の生産体制に戻れることを念頭に置いた準備が大切です。そのため、コンビナート企業などに電気や工業用水を提供している企業局の施設の老朽化対策も計画的に実施していく必要があると考えます。

企業局は、大分の豊かな水をいかし、地域を支えることを目的に、電気事業では、二つの多目的ダムと12の水力発電所、一つの太陽光発電所による発電を行っているほか、工業用水道事業では、1日の給水能力は50万立米を超え、全国的に見ても安い料金で提供することなどにより、県経済の発展に貢献しています。

経営面においては、電気事業、工業用水道事業とも、おおむね良好な状態を保っており、企業局長をはじめとする職員の皆様の御尽力に敬意を表する次第です。他方、今後は、両事業を通じて施設の老朽化への対応などに多額の経費が必要になると伺っています。さきほども言ったとおり、金利が上昇する中での資金調達には、

様々な工夫が求められると考えますので、計画的な老朽化対策と財務の健全化の両立を目指し、一層努力していただきたいと思います。

そこで、企業局の施設の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか、企業局長に伺います。

さて、ここからは、本県の明るい未来を築いていくための諸施策について論じていきたいと思えます。

知事の看板政策である未来へつながる広域交通ネットワーク等の充実について、特に県民の悲願とも言えるものが、東九州新幹線の実現です。国土の均衡ある発展の観点から、九州の中で本県と宮崎県のみ新幹線が通っていないという状況は、早急に改善していく必要があります、あらゆる手段を通じて国などに訴えていくべきです。

県に加え、県民の皆さん、そして我々県議会などによる熱心な活動が功を奏し、県内はもとより、宮崎県などでもシンポジウムが開催されるなど、地域全体として東九州新幹線の実現に向けた機運が少しずつ高まってきていると感じます。

他方、昨年、我が会派で国交省へ要望に伺った際、鉄道局長から、最優先は北陸新幹線等であり、まだまだ東九州新幹線という段階ではないとの発言がありました。我々は、一層の機運醸成を行い、県内、そして関係地域がより一丸となって強い思いを訴えていく必要性を痛感し、またその意を強くしたところです。

こうした中、気になるのはやはりルートの問題です。

福岡県知事は、1月14日の定例記者会見で東九州新幹線の4県と1市で促進期成会を立ち上げた原点に立ち返って、日豊本線に沿ったルートを基本とし、福岡県として促進期成会を設立することなどに非常に前向きであると発表しています。

また、宮崎県においても1月に行った県議会広域交通ネットワーク特別委員会の調査で、日豊本線ルートであることの確認ができたところです。

こうした中、本県においても根本的なルート

の議論が日豊、久大の両ルートの両論併記のような形で今もなお行われていることに対し、強い危機感を抱いています。今こそ、東九州新幹線が前進するか後退するかの分水嶺であり正念場です。まずは、本県のルートを一刻も早く確定させ、その上で、福岡県、宮崎県、鹿児島県及び北九州市との連携体制をもう一度しっかり固めていただくことを我が会派として強く要望する次第です。

知事におかれても、4県1市での連携等による東九州新幹線の実現に向けた取組を県政の最重点課題として、全力を傾注して推進していただくよう重ねてお願いします。

こうしたことを踏まえ、東九州新幹線の実現にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

本県の活性化に向けては、様々な地域や人々の交流を深めることが重要です。その大切な玄関口が、私の地元国東市にある大分空港です。世界的な観光地である別府、六郷満山文化をはじめ、歴史、文化の宝庫である国東半島、さらにはハーモニーランドなど本県自慢の観光スポットに隣接し、今後の本県の発展に大いに役立てていくべきと考えます。

そうした中、懸念の声もあった県都大分市へのアクセス改善に向け、ホーバーの就航が予定されています。我が国で唯一となるホーバーは、本県観光の新たな魅力にもつながる県民の財産であると私は考えており、定期運航の開始を待ちわびているところです。

他方、前例の少ないチャレンジには困難も付き物であり、訓練中の事故をはじめ定期就航に向けては運航事業者もかなり苦勞されていると拝察します。県としても安全かつ安定的な就航のため、利用者の確保に向けたPRなどできる限りの支援をお願いしたいと考えています。

そこで、ホーバーの定期就航に向けた現在の状況を交通政策局長に伺います。あわせて、今後の安定的な運航を県としてどのように支援していくのかについてもお聞かせください。

県政においては、未来を見据えた政策・施策と同時に、日々の安心な暮らしを支える取組も

欠かせません。そうした観点から私が心配しているのが、公共交通サービスの維持、確保についてです。

昨今、あらゆる分野の事業者から人手不足に関する悲痛な声が上がっています。特に公共交通サービスにおいては、時間外労働規制の本格開始とあいまって、深刻な影響を受けています。それは、バス等の減便や運賃の値上げという形で、直接、県民生活に波及しています。

値上げについては、物価高や賃上げに対応するための円滑な価格の転嫁として受け入れていく必要があると思いますが、減便による利便性の低下に関しては、多くの方々から心配の声をいただきます。路線によっては、始発の時間が大きく繰り下がったり、あるいは最終便が繰り上がったりしており、特に、通勤や通学などで大変な不便が生じているとも伺っています。

また、タクシーについても、昼夜通じて明らかに台数が減っていることが如実に感じられます。もちろん、バスやタクシーを含め公共交通サービス事業者の皆さんは日々懸命な経営努力を続けられていますが、社会経済情勢の変化がこうした状況の素因である以上、民間事業者だけの取組では限界があり、また、県民生活への影響という点を鑑みても、県として、しっかりと対策を行っていく必要があると考えます。

そこで、公共交通サービスの維持、確保にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

国は、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定めることを目的に、食料・農業・農村基本法を改正しました。

今回の改正は、農業を取り巻く多くの観点に基づくものですが、その中でも私は、基本理念の中心に国民一人一人の食料安全保障を位置付

けたことの意義は大きいと考えます。経済的な合理性を追求する観点のみでは、様々な産業の中でも、農業の振興は後回しにされがちなことですが、やはり人の命の基本に食料があるという原点に立ち返れば、食料の生産をおろそかにはできないと考えています。

本県でも、食料安全保障という考え方を念頭に置きながら、県民の理解を得て、これまで以上の農業振興に努めていくべきと考えます。そのための最も基本的な施策が、老朽化が進む農業生産基盤の整備、保全です。私は、食料安全保障の観点に立てば、農業生産基盤も社会的インフラの一つだと言っても過言ではなく、その整備や保全は、県をはじめとする行政もしっかりと責任を持って実施すべきものと考えます。本県では、これまで、農業農村整備事業の予算確保にもしっかりと留意いただいているところですが、将来にわたり、その方針を維持、そして拡充していただきたいとお願いする次第です。

こうしたことを踏まえ、食料・農業・農村基本法の改正の趣旨も鑑み、今後、本県の農業振興にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

ここからは、工業、商業を中心に、地域経済の活性化について論じていきたいと思います。

生成AIやロボット技術など、最新の先端技術の進歩は目覚ましいものがあります。例えば、社会に衝撃を与えたチャットGPTの登場から2年、その急速な進歩は、今後社会のあらゆる面に影響を与え、我々の生活を大きく変えていくことは間違いありません。令和6年の科学技術・イノベーション白書でも、AIは、今後、データ解析からロボット技術、医療、製造業などあらゆる技術や業種に大きな影響をもたらしていくと述べられています。本県においても、グローバル市場が拡大していく中、今後の産業競争力を維持するためには、県の産業構造をいかしつつ、新技術に取り組んでいくことが大変重要であると考えます。

イノベーション理論を構築した、20世紀初めのオーストリアの経済学者シュンペーターによると、イノベーションを経済発展の原動力と

位置付けた上で、それは人口構造や社会情勢の変化によって生じると分析しています。正に、人口減少に直面している本県においては、イノベーションが生じる好機にあるとも言えます。加えて、本県の歴史をひもとけば、大友宗麟公の時代から、南蛮文化を積極的に取り入れ発展してきた進取に富む風土であり、現在もその精神は引き継がれ、多様な産業が集積しています。

こうしたことに鑑み、本県では、先端技術を積極的に活用することで、人口減少に伴う労働力不足など、様々な地域経済の解決はもとより、既存産業の成長や新産業の創出につなげていく可能性が非常に高いと言えます。

既に、県内中小企業においては、県の支援もあり、ドローンやアバターなどを活用した様々なチャレンジが行われています。大企業に比べ体制が弱いことは否めません。労働力不足や、日々進化する技術の状況を勘案すると、今まで以上に、先端技術の導入や研究開発に積極的に取り組んでいく必要があることから、引き続き、県による丁寧な支援が必要と考えられます。

その際、各企業では、自社の強みや課題を踏まえ、新たな技術がもたらす自社経営やビジネスへの影響を理解していくことが大切であることを鑑みると、イノベーションを起こす人材の育成も本県における重要な取組であると考えます。

こうしたことを踏まえ、先端技術を活用した産業振興にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

おんせん県おおいたを看板に掲げる本県において、地域経済を活性化させていくためには、その強みを最大限にいかした観光の振興が欠かせません。コロナ禍で大きな影響を受けた観光業は、まだまだ回復の途上であり、また、コロナ禍を経て変容した旅行ニーズへの対応などにも迫られています。

そのため本県では、昨年のデスティネーションキャンペーンの開催など観光の復活に向けた取組を全力で進めているところであり、来月から開催される大阪・関西万博も、その大きな推進剤になるものと私は考えています。加えて、

万博期間中には瀬戸内国際芸術祭が、10月には国東半島芸術文化祭が開催されます。今や本県の強みの一つとなった芸術の力も活用しながら、万博との相乗効果を発揮させ、誘客に努めていただきたいと思います。

今からちょうど2年前になりますが、知事選の議論において佐藤知事は、県政運営の構想の一つとして大阪・関西万博を契機とした観光振興を掲げられていました。特に、瀬戸内を經由した観光ルートをつくり、インバウンドも含めた誘致を図っていきたいという具体的な提案をされていたのが印象的で、私は、佐藤知事の県政にかける熱い思いさえも感じ取れたことを記憶しています。

早いものであれから2年が経過し、県では、知事の構想を実現すべく急ピッチで取組を進めてきたと思います。大事なことは、観光関係者の皆さんとその取組の方針や内容をしっかりと共有し、本県一丸となって誘客を進めていくことと考えます。そのためにも、知事選から温めてこられた佐藤知事の思いや考えを是非ともこの場で語っていただきたいと思います。

また、万博を契機とした誘客の効果を持続的なものとするためには、本県が魅力あふれる観光地であることが大切です。本県には自慢の観光施設等が多くありますが、私は、特に本県の玄関口である大分空港周辺のハーモニーランドやるるパークなどを積極的に活用すべきと考えています。

ハーモニーランドについては、昨年12月に運営会社等との連携協定を締結したほか、新春のテレビ番組での知事と運営会社の社長との対談においても、様々な面での連携について意見交換がなされていました。また、るるパークについては、近年、ハード面も含めた魅力づくりの取組がなされており、さきほど成立した補正予算においても遊具の更新やコテージの増設を行うための経費が計上されているところです。

こうした取組により、本県の玄関口である国東半島の観光施設がより魅力的になり、また有機的な連携が図られることで、県を挙げて取り組んでいるアドベンチャーツーリズムの推進を

はじめ本県全体の観光の活性化につながるのではないかと大いに期待しているところです。

他方、このような誘客や基盤整備などによる県内各地の観光振興に向けては、多額の経費が必要になると考えられ、その財源も手当てしていかなければなりません。現在、一部の自治体で導入されている宿泊税など適正な負担の在り方についても、知事がどのように考えられているのかも大変注目しているところです。

こうしたことを踏まえ、万博を契機とした誘客やハーモニーランドとの連携、るるパークの活性化を含め、観光振興にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。あわせて、宿泊税に対する知事の考えもお聞かせください。

我が国は変動の時代を迎えているということをお話ししましたが、それは経済の世界に限ったことではなく、環境分野も同様です。むしろ国の枠を超え、世界的な問題と言った方が妥当かもしれません。地球環境の悪化は、災害だけでなく食料危機やそれに起因した紛争など人類の存亡に関わる重大な影響を及ぼすと懸念されており、我々にとっても決して他人事ではありません。

他方、問題の性質上、国や県が多額の予算を投じるだけでは解決できず、その対策には、国民、県民一人一人の地道な取組が不可欠です。加えて、物価高などと比べ、その影響を身近に感じる機会が少ないこともあって、そうした取組を浸透させていくことも大変な労力が必要となります。

しかしながら、地球環境の保全は、今を生きる我々のみならず、未来を生きる子どもたちのためにも大変重要であり、険しい道であっても諦めず取組を進めていかなければなりません。そのためには、時間はかかっても一人一人の行動変容を働きかけていく県民運動を展開していく必要があります。本県では、過去、ごみゼロおおいた作戦、おおいたうつくし作戦と銘打った活動を実施してきており、これを佐藤県政においては、グリーンアップおおいたとしてさらに加速させていく方針であると私は認識しています。

特に、世界的にもSDGsの重要性などが叫ばれている中で、環境問題への対応を経済成長の足かせではなく、逆に成長のエンジンとしていくための取組が求められており、本県のグリーンアップおおいたもこうした視点が盛り込まれることに大変心強く感じているところです。今後は、このグリーンアップおおいたを県内で浸透させ、県民運動として大きなうねりとしていかなければなりません。我々県議会においてもそのために努力を惜しまない覚悟ですが、そのためにも、知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、グリーンアップおおいたの推進にどのように取り組んでいくのか知事に伺います。

次に、本県の未来を担う子どもたち、中でも、最近様々な場面で議論されるヤングケアラーなど困難を抱えた子どもたちを本県としてどのように支援していくのかについて論じたいと思います。

昨年実施した県の調査により、本県には、ヤングケアラー状態の児童生徒が少なくとも約2,100人いると推計されています。これは、前回、令和3年の調査より倍以上に増加しており、ヤングケアラー等の認識が広がったという側面はあるにせよ、早急な対応が必要であると言わざるを得ません。

家庭の中で起こることは、なかなか周囲が気付きにくいという面はありますが、学校とも連携しながら、子どもたちの異変に気付き、必要な支援を講じることのできる体制を築いていくことが大切であると思います。

また、ヤングケアラーの背景に隠れている可能性のある児童虐待への対応も重要です。私は、どのような家庭に生まれた子どもであっても健やかに希望を持って成長できる機会を提供することが重要であると考えており、そのためには、虐待など養育環境に課題を抱える家庭や児童に対する支援を充実させていくことが大切であると考えます。

こうした中、来年度予算案においても、市町村と連携したヤングケアラーへの支援の拡充が

盛り込まれており、その効果に大変期待するところです。こうした課題への対策に共通して言えることは、家庭や個人の問題であるために、特効薬的な施策はなく、一つ一つのケースに丁寧に対応していくしかないということだと思います。そのため、県や市町村、教育現場をはじめ関係者の連携はもとより、各機関がそれぞれ粘り強く取り組んでいくことが大切であると私は考えます。

こうしたことを踏まえ、困難を抱える子どもたちへの支援をどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

最後は、本県の今後の発展を左右する教育分野についてです。「人間は教育によって初めて人間となることができる」とは、ドイツの哲学者カントの言葉ですが、正に、学校教育とは、一人一人の子どもたちの人生を左右する重大な責務を担っています。

特に、県教育委員会が所管する高校教育は、今やほとんどの人たちにとって、社会に出る前に人間形成を含めた教育を受ける最終段階と言っても過言ではなく、社会が複雑化する中でその重要性は増していると私は考えています。

そのため、高校においては、どの地域に住んでいても質の高い教育を提供していくことが重要です。翻って本県の現状を見てみると、近年、この県議会でも盛んに議論されているとおり、やはり地域の高校の質については、心配せざるを得ないと思います。

現在、県教育委員会では、全県一区制度の検証を進めており、その状況には私も注目しているところです。生徒や保護者の希望を最大限にかなえるという全県一区制度の利点についても一定程度は理解していますが、私は、通学区制度の議論と並行して、地域の高校の質を高めていくことに一層本腰を入れて取り組み、理想論を言えば、地域の高校が魅力的になっていくことで、生徒の自然な選択として、地元の高校に進学したいと思えるような環境をつくっていくことができないかと考えています。

佐藤知事は、教育分野にも大変情熱を持って取り組んでおられ、特に、遠隔教育の推進は佐

藤県政の看板政策の一つと言ってもよいのではないかと思います。こうした取組を推進することで、さきほど言った理想の状態を実現できれば、本県の高校教育がより高みに到達するだけでなく、地域の活性化が図られ、また、他県のモデルにもなっていくのではないかと考えています。

こうしたことを踏まえ、高校教育の質の向上にどのように取り組んでいくのか知事のお考えをお聞かせください。

結びになりますが、佐藤知事におかれては、我が会派が提言する東九州新幹線をはじめ諸施策について県政の中でしっかりと反映させていられることを信じ、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 ただいまの木付親次議員の質問に対する答弁を求めます。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 木付親次議員の代表質問にお答えします。

まず、県政運営についてです。

令和7年度は、昨年策定した安心・元気・未来創造ビジョン2024を本格的にスタートさせる大切な年となります。

国内外に目を向けると、頻発化する自然災害や人口減少、物価高の長期化、人工知能など先端技術の進展、国際情勢の変化など、時代は大きく動いています。このような状況に的確に対応し、これからの大分県を切り拓いていくためには、時流を丹念に読み解き、そして進むべき道を見定めることが重要です。

当初予算案には、ビジョンで掲げた目指す姿の実現に向け、時代の変化にも柔軟に対応しながら、安心・元気・未来創造の各分野の施策を積極的に盛り込みました。

まず、安心の分野では、県民が安全で安心して暮らせる大分県づくりに向け、防災対策に全力で取り組みます。昨年の能登半島地震も踏まえ、孤立集落対策や避難所の環境整備、住宅耐震化を進めるほか、河川改修や急傾斜地の崩壊対策などにより、県土の強靱化を図ります。

また、地球温暖化対策としてグリーンアップ

おおいた運動を展開するほか、子育て環境の充実や健康を支える医療・介護提供体制の強化、障がい者の就労や芸術文化活動への支援等、三つの日本一にも引き続き取り組みます。

元気の分野では、喫緊の課題である人手不足への対応、持続的な賃上げを可能とする環境の整備に力を入れます。人材確保総合支援拠点、おおいた産業人材センターの機能強化などにより、人材の確保、育成を図るほか、中小企業の生産性の向上等を支援します。

また、農業の成長産業化に向けて、規模拡大を目指す経営体への支援や、畜産の生産基盤強化、水産物の消費拡大などに取り組みます。加えて、大阪・関西万博や宇佐神宮御鎮座1,300年等を契機とした誘客促進や、開館10周年を迎える県立美術館での記念事業実施などにより、地域の元気を創出します。

未来創造の分野では、今後の大分県を担う人材を育成するため、高校教育における遠隔授業の実施等、多様で質の高い教育が受けられる環境整備に取り組みます。

また、高規格道路の整備促進など、人や物の流れを活性化させ、広域的な観光や産業振興を可能とする広域交通ネットワークの充実を図ります。さらに、人口減少を抑制するため、若年層の移住・定住促進やDXによる地域課題の解決に取り組み、大分県版地方創生を強力に推進します。

これらの施策に全力で取り組み、引き続き県民との対話と連携を基本姿勢に、若者や女性、外国人など多様な主体から選ばれる魅力ある大分県へと発展させていきます。

次に、今後の財政運営に対する御質問です。

安心・元気・未来創造ビジョンに掲げた各種施策を積極的に実行していくためには、安定した財政基盤を構築していくことが必要です。

お手元にお配りしている資料を御覧いただきたいと思いますが、こうした考え方の下、中期的な視点を持って財政運営を行っていくため、今回の当初予算案をベースに、国が示した経済成長率等を踏まえ、今後の財政収支の見通しを機械的に試算したものです。

詳細については後ほど総務部長から説明しますが、まずは左側二つ目の表の一番下、財政調整用基金残高を御覧ください。

令和7年度末には目標を上回る331億円が確保できる見通しである一方、8年度以降は取崩し額が累増し、11年度末には247億円にまで減少する見通しとなっています。

これは公債費が金利上昇や県土強靱化関係費の償還の本格化に伴い増嵩することに加え、官民を通じた賃上げにより人件費の増加や施設職員等の処遇改善が進み、社会保障関係費もさらに増加すること等によるものです。

このため、引き続き金利上昇局面に留意した資金調達や資金運用、国庫支出金の積極的な活用、行政評価を活用した事務事業の見直しなどを進めることで、財政調整用基金の取崩しを可能な限り抑制していきます。

次に、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高は、その下の表にありますが、目標水準は堅持できるものの、11年度末には6,479億円にまで増加する見込みです。

令和6年度は交付税措置のない県債の発行を70億円抑制しましたが、今後ともプライマリーバランスに留意して県債残高の適正管理に努めていきます。

今後の財政運営を展望すると、議員が御指摘いただいたとおり、減少基調にあった公債費や人件費が増加に転じ、社会保障関係費の伸びとあいまって、一層厳しさを増すことが予想されます。

地方財政をめぐる情勢は正に転換点にあるという認識の下、税制改正など国の動向もしっかり注視しながら、ビジョンとあわせて策定した行財政改革推進計画に基づき、持続可能な行政基盤の確保に努めていきます。

次に、人口減少対策についてです。

令和6年の本県の人口は、前年より約1万1千人減少して、戦後最も少ない108万5,198人となりました。これは2年連続で1万人を超える自然減となったことが大きな要因です。

当分の間は、人口減少を覚悟しなければなりません。国の推計では、2035年の本県人口

は100万人を割り込む試算が示されています。

今回の人口ビジョンでは、合計特殊出生率を県民の希望出生率である1.84まで高めるとともに、移住者数や外国人労働者数等を施策の効果により増加させ、2035年までの目標として100万人の維持を目指します。

このため、第3期戦略では、引き続き自然増、社会増の両面から粘り強く取組を進めていきますが、人口減少に適応していくこともあわせて必要であると考えています。中でも、議員より御指摘があった生産年齢人口の減少が見込まれる中、DXや先端技術の活用による生産性向上を図る取組は不可欠です。このため、第3期戦略ではあらゆる分野でDXを推進するという考え方の下、積極的に施策を盛り込んでいます。

第1の柱、ひとでは、どの地域に住んでいても多様で質の高い教育が受けられるよう遠隔授業を実施します。また、介護人材の確保と質の高い介護の実践のため、ICTを活用した業務効率化等による介護DXを推進します。

第2の柱、しごとについては、DXによる生産性と付加価値向上を目指す事業者支援のため、データに基づく経営変革や業務の効率化、デジタル人材の確保、育成等を後押しします。また、建設分野におけるICT施工やドローン、AIを活用した点検業務等の効率化、農林水産業におけるスマート技術等の開発を推進します。

第3の柱、まちでは、公共交通サービスの維持、確保と利便性向上のため、自動運転バスやAIを活用したデマンドタクシーなど、先端技術を活用したサービスの効率化を図る優良事例の創出、横展開に取り組みます。

第4の柱、ひとやものの流れでは、観光産業の経営力強化のため、宿泊事業者の自動精算システム導入やデータ分析等のDXを支援します。

今後市町村や関係機関と緊密に連携し、人口減少を抑制する攻めの政策、そして人口減少に適応した守りの対応のための施策両面から対策を進めていきます。

次に、県土の強靱化についてです。

昨年を振り返ると、6月の梅雨前線の豪雨では三郎丸橋が被災しました。人が通るところは

復旧しましたが、今なお通勤や通学、貨物の輸送等に大きな影響を及ぼしています。

また、8月には台風第10号が県内を横断し、国東半島では1時間80ミリメートルを超えるなど、記録的な大雨により、県下各地で甚大な被害が発生しました。

一方、豊後水道や日向灘を震源とする地震も頻発している状況で、今後30年以内の発生確率が80%程度に引き上げられた南海トラフ地震への備えも大変重要です。

こうした中で、来年度が実行元年となる新たな県の長期総合計画では、安心分野の一番最初に災害に強い県土づくりを掲げ、県土の強靱化に資する各種施策を積極的に進めることとしています。

まず、気候変動に伴う自然災害に対し、堤体のかさ上げなどによる安芸ダムの再生やあらゆる関係者と協働した流域治水の取組に加え、砂防ダムや急傾斜地崩壊対策などの土砂災害対策を推進します。

また、地震・津波対策では、大分臨海コンビナートをはじめとする護岸、堤防のかさ上げや補強を行うとともに、優先啓開ルート上の橋梁や木造住宅の耐震化などを加速します。

加えて、災害時には緊急輸送道路となる中九州横断道路や中津日田道路などの高規格道路の整備をさらに加速させ、ミッシングリンクの解消やリダンダンシーの確保に取り組みます。

さらに、本年1月に埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生しましたが、下水道や橋梁、トンネルなど、今後急速に進む社会インフラの老朽化対策にも引き続き注力していきます。

一方、県土の強靱化を計画的に進めるためには、安定した予算の確保が必要です。県では国に対し、5か年加速化対策後も引き続き強靱化に必要な予算確保を強く要望してきました。

政府は、令和8年度からの国土強靱化実施中期計画について、5か年加速化対策の事業規模を上回る水準が適切との考え方に立ち、本年6月をめどに策定することとしており、その動向を注視しているところです。

年々厳しさを増す自然災害から県民の生命、

財産を守るため、災害に屈しない強靱な県土づくりに引き続き全力で取り組んでいきます。

次に、東九州新幹線についてです。

東九州新幹線を整備計画路線に格上げするには、関係県等との連携が欠かせません。福岡県、北九州市、大分県、宮崎県、鹿児島県の自治体等で構成する期成会が重要であることは、私も全く同じ思いでして、県では期成会を基軸に様々な活動に取り組んでいます。

まず、国への要望については、今、宮崎県の河野知事が会長ですが、従来、河野知事のみで行っていたところ、今年度は昨年秋に、初めて私と河野知事、福岡県副知事、北九州市副市長、そして鹿児島県の担当部長が一緒になって格上げについて、強い思いを東九州一丸となって、国交省など関係機関に要望してきました。

また、新幹線整備の推進には、エリア全体の機運醸成が必要であると考えており、本年1月に関係県、経済団体を交えたシンポジウムを大分市で開催しましたが、そのときには約550名の方が参加していただきました。宮崎県、愛媛県からも出席いただき、当日は、宮崎県も同様のシンポジウムを開催しており、宮崎県の会場と大分県の会場をオンラインでつなぎ、河野知事と私それぞれが登場し、お互いに連携して頑張っていきたいというメッセージを交換し、しっかりと協力していく機運を盛り上げたところでした。

来年度は、関係地域が一丸となった取組をさらに強化するため、期成会のロゴマークを活用してステッカーや横断幕等を作成し、日常生活で目に触れる機会を増やしていきます。あわせて、リーフレットやSNSの活用等に積極的に取り組んで、シンポジウムを継続して開催することで、県内外の理解を深めていきます。

御指摘のあったルート案についてですが、ルート案は、今、敦賀と大阪を小浜ルートにするのか、米原ルートにするのか、あと西九州の方もいろんな議論がまだ出されていますが、これは国のプロジェクトとしてやってもらわなければいけませんので、ルート自身は最終的には国が決定することになります。東九州新幹線は、

福岡から大分を通って宮崎を通って鹿児島に至るとというのが基本路線の構想ですので、その中でどう通すかというのは国が決めることですが、福岡、北九州、宮崎、鹿児島からも十分な御理解を得ながら足並みをそろえることによって誘致活動がさらに活性化することも承知しています。議員の御提案もしっかり念頭に置きながら、4県1市期成会の活動をさらに発展させるためにどのように取り組んでいくべきか、御意見をいただきながら進めていきます。

また、整備計画路線への格上げについては、こうした機運醸成に加え、今以上に新幹線整備の財源の充実を図ることも重要です。今、新幹線予算は全部で1千億円ぐらいしかない、国の予算です。しかも、大部分はさきほどの整備新幹線の二つの路線に充てられるのが実情です。国は現在の整備計画路線の確実な整備、さきほどの御質問の中にもあった鉄道局長の発言のとおり、まずは敦賀のところをどうするか、そちらにめどを立てることを最優先課題と従来から国は国会等でも答弁しています。基本計画路線は今後の方向性を検討する状況にとどまっているのが、骨太方針と書かれていますが、その段階にとどまっているのが現状です。

このため、地方の立場から、具体的な財源確保の提案ができないかと今内部的に検討しています。

今年度実施した県民等へのアンケートでは、多くの方が、特に未来の大分県を担う若者たちが、東九州新幹線等の整備に期待していることが分かりました。この思いに応えるためにも、整備計画路線、大分県を通る基本路線の整備新幹線への早期格上げに向け、これからも全力で取り組んでいきますので、何とぞ引き続きの御支援をよろしくお願いします。

次に、農業振興についてです。

県では昨年9月、本県農林水産業の今後の指針となる、おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024を策定しました。

元気な担い手が地域を牽引して、元気な産地をつくることに主眼を置いて、成長産業化に向けた取組を展開することとしており、改正食料

・農業・農村基本法に掲げる食料安保等の推進に資するものと考えています。

計画では、近年ニーズが高まっている果樹や加工業務用野菜を中心とした園芸品目の生産拡大を積極的に図っていくこととしています。

そのためには、農地、農業用施設の生産基盤の整備が不可欠であり、次の二つの取組を今後重点的に進めていきます。

一つ目は、大規模園芸団地の整備です。拡大意欲あふれる中核的経営体や参入を希望する企業のニーズに応じた整備を県下各地で順次進めます。現在、県内約50カ所で再整備が可能な農地情報カルテの策定がおおむね完了しており、今後はその農地と担い手のマッチングを速やかに図り、基盤整備の早期着手につなげていきます。

例えば、国東市では中山間地域の耕作放棄地を再生し、国産需要が高まる果樹を中心とした大規模な産地づくりが進んでいるところです。

二つ目は、高収益化に向けた水田の畑地化、汎用化です。

導入品目に応じた排水対策や土壌改良等、きめ細かな整備を実施するとともに、水路のパイプライン化や自動給水栓の設置等による省力化も進めていきます。

宇佐市駅館川地区では、これらに加え、スマート農業の実装に向けた圃場の大区画化や情報通信環境の整備等を行います。

こうした基盤整備と同様に大事なことは、農業用水利施設の保全管理です。

県内の基幹的農業水利施設の多くが耐用年数を超えていることから、営農に必要な用水の安定供給を図るため、機能診断に基づく適時適切な更新整備を計画的に行っていきます。

今後とも、国と連携して農業農村整備事業の予算確保に努め、本県農業の振興に全力で取り組んでいきます。

次に、先端技術を活用した産業振興についてです。

A Iをはじめとした先端技術の著しい進歩は、産業分野はもとより、世の中の在り様にまで大きな変革をもたらしています。

地域経済活性化のためには、こうした先端技術を積極的に取り入れていくことが大切です。そのため、次の三つの方針で、先端技術を活用した産業振興に取り組んでいきます。

一つ目は、課題解決への支援です。各産業で深刻化する人手不足には、ロボットやA I等による省力化が有効です。こうした先端技術の導入に対する国の省力化投資補助金が今年拡充されたため、県内事業者の活用を促していきます。

また、箱詰めした製品をパレットに積み上げるロボットやA Iとアバターを組み合わせた観光業をサポートするシステムなど、県内事業者による製品・サービス開発も後押しします。このほか、昨年度からおおいたA Iテクノロジーセンターに専門人材を配置し、商工業のみならず農業や福祉など幅広い分野でのA I活用を伴走支援して推進します。

二つ目は、新産業の創出です。本県では、これまで各分野でドローンの活用を進めてきた結果、製造からサービスまで多様な関連ビジネスが成長してきました。こうした次世代空モビリティ産業は、今後さらなる成長が期待されます。

先月は空飛ぶクルマの活用に向け、スカイドライブという、空飛ぶクルマのベンチャービジネスをおこなっているベンチャー企業とJ R九州との3者で連携協定を締結しました。この2社は2028年度頃には別府湾遊覧サービスや別府と湯布院をつなぐエアタクシーの運航開始を想定しており、県も側面から支援していきます。空飛ぶクルマ関係では、県内企業による航続距離向上のための電力制御システムの開発や安全運航のための電波環境調査に向けた研究等が進められています。ドローン分野での強みもいかながら、県内企業の参画をさらに後押しします。

三つ目は、人材育成です。来年度、県内企業の将来を担う中堅層を対象に、イノベーション創出に向けた人材育成プログラムを新たに創設します。イノベーションに必要な考え方や先端技術の活用方法の習得を通じ、ビジネス機会の創出や地域活性化に挑戦する人材を育成していきます。

引き続き、先端技術に果敢に挑戦し、地域課題の解決と新産業の持続的な創出や発展を図り、本県の未来創造を実現していきます。

次に、観光振興です。

観光振興は、地域経済活性化の鍵であり、関係者が一丸となって誘客を進めることが大切です。特に近年急増しているインバウンドの取り込みが重要と考えており、先日発表された台湾との直行便就航にも大変期待しています。さらには海外から350万人もの来場が見込まれる大阪・関西万博は絶好の誘客機会となります。

5月と9月には万博会場内で、本県の一歩の強みである温泉をはじめ、自然や食などの魅力を世界に向けて発信します。また、8月には本県の観光や食、文化などの発信拠点を大阪市内に設け、万博会場外でも広くPRします。

また、5月から10月にかけては、会場近くの大阪南港と別府港を結ぶフェリーで、昼の瀬戸内クルーズを楽しめる特別便が運航されます。こうした好機も逃さず、国東半島芸術文化祭や宇佐神宮御鎮座1,300年等に合わせたツアー商品を積極的に売り込み、本県への誘客を図ります。

また、昨年末に連携協定を締結したサンリオと万博を契機とした観光キャンペーンを行う準備を進めています。加えて、公共交通機関の利便性を向上させるため、空港から杵築駅を經由してハーモニーランドに向かうバスを実証運行する予定です。

るるパークでは、親子で楽しめる遊具等のリニューアルやキャンプ客からの人気が高いコテージの増設を行います。さらに広域的な波及効果を生み出すため、国東半島など周辺地域と組合せたアドベンチャーツーリズムの推進も図っていきます。

今後とも、多様な観光ニーズに対応し、各地域の魅力ある観光資源を活用しながら持続可能な観光地域づくりを進めて本県全体の観光振興を図っていきます。

一方、それを実現する上では、将来にわたり安定財源を確保することも重要です。現在、様々な自治体で宿泊税導入の議論が進んでいます。

別府市の検討会には、大分県からもオブザーバー参加しています。また、昨年12月に設置した大分県の有識者会議でも宿泊税に関する意見をいただきました。導入には様々な課題もあり、多様な関係者の御理解、慎重な検討が必要ですので、本県でも調査、研究に着手したところですので。

今後も地域や事業者の皆さん等の意見を丁寧に伺いながら、導入の是非を含めて検討を進めていきます。

次に、グリーンアップおおいの推進についてです。

環境に関する新たな県民運動グリーンアップおおいは、これまでの県民総参加の取組を経済の発展へとつなげ、本県の活力を創造していくことを目指しています。運動を浸透させ、持続的なものとするには、環境を守るのみならず、いかして選ばれる視点を取り入れることが大切であり、次の二つを柱に取組を進めていきます。

一つ目は、県民一人一人の行動変容を消費者と企業双方のメリットにつなげていく取組です。運動の推進母体であるグリーンアップおおいの推進会議では、県民の皆様に取り組んでもらいたい7項目をグリーンアップおおいのアクションとして決定しました。例えば、その一つである宅配1回受け取りは、環境対策のみならず再配達を抑制し、企業の業務効率化にもつなげるものです。県としてもこうした取組を環境アプリ、エコふあみのポイント付与を通じて広がっていきます。

また、子どもの頃から環境に配慮した商品を選択する習慣を身につけていくことも大切です。

夏休み期間の小学生を対象にエコマーク等の環境ラベルの収集にチャレンジする取組なども実施する予定です。

二つ目は、環境対策を成長につなげようとする企業、団体の後押しです。おおいのグリーン事業者の認証数は121社まで増加しています。今後は、再エネ、省エネ設備に加え、商用電気自動車の導入支援もインセンティブとして追加し、さらなる拡大を図ります。また、金融機関と連携し、事業者が削減した二酸化炭素量など

と金利が連動する融資の枠組みを構築します。

ユネスコエコパークなど県内の豊かな自然環境の活用も進めます。アドベンチャーツーリズムはインバウンド富裕層からの需要が高いとされていることから、周遊モデルコースの造成などの取組を通じて、自然志向の観光客に選ばれる地域づくりにもつなげていきます。

環境に対する意識が高まり、環境への配慮が社会的価値を生む時代を迎えています。こうした社会の変化に対応する県民、企業等の行動変容を加速させることで、環境先進県おおいたの実現を目指していきます。

次に、困難を抱える子どもたちへの支援についてです。

子どもの現在及び将来が、家庭の事情によって左右されることなく、心身ともに健やかに成長できる環境の整備を進めていくことが大変重要です。このため、私も子ども・子育て応援県民会議に毎回参加し、各委員といろいろな意見交換、議論させていただきました。多くの県民からいただいた御意見も踏まえて、大分こどもまんなかプランを本議会に提出しています。

また、昨年7月に教育部門と共管実施した、こどもの生活実態調査では、約84%もの児童生徒から回答が得られ、ヤングケアラーの認知度も大幅に向上し、福祉部門と学校現場との連携の大切さを改めて実感しました。

回答内容を分析した結果、行政と学校現場や福祉関係者が今後さらに連携を深め、困り事を抱える子どもたちを早期に発見し、適切な支援につなげる体制構築が急務であると再認識したところです。

市町村が個々のアプローチを担う一方で、県の役割としては、支援者の育成や市町村間の情報共有、施策の横展開等を通じた体制整備に向けて次の取組に力を入れます。

まず、市町村の相談支援体制の強化ですが、記名式の実態調査を通じて迅速にヤングケアラーの相談支援につなげる専門職員を配置する市町村を支援します。

次に、ケアラー本人が安心して相談できる居場所の確保も進めます。県内5か所の児童家庭

支援センターを拠点とし、子どもが集まり、支援者と交流しながら、悩みの共有、自己肯定感の回復、社会生活能力の習得などを通じて、困難な状況からの立ち直りを支援します。

また、児童相談所の機能強化も重要です。

この4月から児童福祉司等を6名増員し、増加の一途をたどる虐待対応を強化するとともに、とりわけ相談が集中する大分市内を所管し、大分市の子ども家庭支援センターと同居している城崎分室を大分支所という形にして独立運営し、大分市と連携して機動的な対応力を高めます。

あわせて、今年度から進めている一時保護所の個室化も早期の完成を目指して今、整備を急いでいるところです。

引き続き、市町村とともに困難を抱える子どもに寄り添い、きめ細かく継続した支援に努めていきます。

そして、私からの答弁の最後ですが、高校教育の質の向上です。

先行き不透明で予測困難な時代を迎える中で、本県の生徒一人一人に対し、よりよい社会と人生のづくり手となれるように質の高い教育を提供することは、生徒自身、そして大分県の未来にとっても大変重要なことです。

そのため、教育委員会では、昨年3月に大分県立高等学校未来創造ビジョンを策定し、県内どの地域でも質の高い教育を提供できる環境整備と魅力ある高校づくりを進めているところです。

遠隔教育については、私も配信センターに向いて授業の様子を拝見しました。先生側からの配信も、また生徒の配信を受けている方も両方見ましたが、対面授業と遜色のないレベルに達していて、先生が全部タブレットを持って、生徒が何書いているか全部見えるようになっていたので、むしろ対面そのものよりもさらに質の高い授業が行われているので、先生が大変かなとちょっと思いましたが、そういうふうな状況にあり、生徒の多様なニーズに対応し、学習意欲や学力の向上に寄与するものと大いに期待しています。これは4月から、4校からスタートします。3年以内に全県に広げていくことに

なっています。

また、この夏から遠隔配信による長期休業中、夏休み中の特別講座やオンデマンドの動画配信なども、全ての普通科高校で実施します。生徒の可能性と能力を最大限に伸ばす遠隔教育の大分モデルを確立させたいと考えています。

他方、これからの時代を担う若者は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら、地域の課題解決に向け、社会に主体的に参画するために必要な力を身につけることも重要です。

そのため、地域の高校においては、各地域の特性に応じて、地域資源や人的資源を活用した探究学習の充実を図っているところです。例えば、国東高校における宇宙をテーマとしたSTEAM教育とか安心院高校における発酵・醸造をテーマとした教育プログラムは、学校と地域が連携して提供する、その学校ならではのものです。生徒の郷土愛を育み、地域の活力にもつながる取組であると考えています。

議員御指摘の全県1区制度についてですが、現在、教育委員会において有識者による検証を行っているところです。私もその内容に注目しているところです。

これからも社会の変化に応じた望ましい入試制度の在り方を絶えず研究していくとともに、地域の中学生から選ばれる魅力ある高校づくりに、教育委員会と一緒に取り組んでいきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 渡辺総務部長。

〔渡辺総務部長登壇〕

渡辺総務部長 今後の財政運営について、さきほどの知事の答弁に補足的にお答えします。

お配りしている資料、今後の財政収支見通し(試算)を再度御覧ください。

右側に試算の前提条件を記載していますが、まず1の歳入です。表の2段目、県税については、国の中長期の経済財政に関する試算における成長移行ケースの名目成長率を反映したほか、年収の壁の見直しについて影響を受ける8年度以降の減収を織り込んで試算しています。その

結果、県税収入は、左側の表のとおり、11年度には7年度と比較して120億円増の1,589億円となる見込みです。

その下の交付税・臨財債については、骨太の方針で9年度までとされている一般財源総額の実質的同水準の確保が10年度以降も継続されるという仮定のもと推計しました。義務的経費など需要額の増加が県税収入の増加を上回ることから、交付税についても11年度には2,008億円まで増加します。

このほか、(2)国庫支出金や(3)県債は、社会保障関係費や投資的経費等に連動させて試算しています。

次に、2の歳出です。(1)義務的経費のうち①の人件費では、給与費の継続的な増加や教職調整額の上昇を織り込んでおり、11年度には7年度と比較して211億円増の1,772億円になるものと試算しています。

②の社会保障関係費は、過去の伸び率に介護職員や保育士等の処遇改善が進むことなどを踏まえた結果、7年度と比較して48億円増の988億円と見込んでいます。また、③の公債費は、金利上昇や県土強靱化関係費の償還が本格化することにより、11年度には909億円にまで増加します。

その結果、義務的経費全体では、11年度には7年度比343億円の増、率にしてプラス10%の3,669億円となる見込みです。

その下の(2)投資的経費は、①の普通建設補助・直轄、②の単独ともに7年度と同額を基本としつつ、特別支援学校の再編などの大型事業の影響を反映させています。また、国土強靱化に関する取組については、5か年加速化対策は終了しますが、国が新たな計画を策定する方針を示していることから、8年度以降も継続するものとして試算しています。

左側二つ目の表では、各年度の歳入から歳出を差し引いた財源不足を補うための財政調整用基金取崩し額と基金残高を記載しています。

7年度末には目標である330億円を達成できる見込みですが、その後は義務的経費が大きく増加し、11年度には125億円の取崩しが

必要となり、基金残高は247億円にまで減少する見通しとなっています。

また、一番下の表の県債残高については、総額は毎年減少するものの、臨財債等除きの残高は、県土強靱化の推進などにより11年度末には6,479億円まで増加する見込みです。

このように、今後の財政運営は、義務的経費の増嵩などにより厳しさを増すことが予想されることから、新たな行財政改革の取組にも一部着手しています。

歳入面では、金利上昇を見据え、マイナス金利政策導入時に設置した公金管理会議を再開し、資金調達や運用の改善などを議論しているほか、歳出面では、当初予算編成前に政策予算を総点検し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底しました。

こうした取組に加え、今後も常任行革の精神で、全庁で知恵を絞り、より一層の歳入確保や事業執行の工夫、節約など、不断の取組に努めていきます。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

〔工藤福祉保健部長登壇〕

工藤福祉保健部長 私からは結婚支援についてお答えします。

令和5年の県内出生数は過去最少の6,259人となり、その出生数に大きく影響する婚姻数も戦後最少の3,689組まで減少しています。また、先週公表された昨年の速報値でも、福岡、長崎、熊本の九州3県が増加に転じる中、本県の婚姻数は減少が続いています。

一方、子育て世帯への経済的支援の充実もあり、県内の既婚女性の出生率や、一人っ子にならない第2子以降の出生率は増加傾向にあるので、県では平成30年に出会いサポートセンターを開設し、これまで230組の成婚を支援してきたところです。

また、最近では知事公舎を活用した企画も含め、企業や職能団体など多様な主体が年間200回近くの婚活イベントを開催していますが、その9割がどうしても大分、別府に集中しており、その他の地域の男性未婚率が比較的高い傾向にあります。

そこで、新年度は振興局ごとに企業、団体等の協力を求め、関連イベントを各地で年間を通じて積極的に開催することとしています。

また、この秋には、JR九州の観光列車の車両を活用し、県内外の独身者向けのイベントトレインも計画しており、こうした広域的な出会いも応援していきます。

今後も企業、団体や報道機関など多様な主体が協力し、結婚を希望する方が余り肩に力を入れずに気軽に参加できる機会を県内全域で提供していきます。

嶋議長 若林企画振興部長。

〔若林企画振興部長登壇〕

若林企画振興部長 私から2点お答えします。

まず、移住・定住の促進についてですが、人口減少が進む中であって、若年者及び女性を中心とした県外流出が続いていることから、社会増対策として、若年者の移住・定住促進は大変重要であると認識しています。

このため、来年度からは、特に若年者や子育て世帯の呼び込みに力を入れていきます。

具体的には、移住者を対象に支給しています移住応援給付金などを見直し、新たに若年者や子育て世帯に対する加算制度を設けるなど、支援の拡充または重点化を行っていきます。

加えて、若年者を対象に伴走型の移住・転職支援を行うとともに、転職なき移住の推進に向け、都市圏のリモートワークが可能な企業等に対する働きかけを強化していきます。

あわせて、安心して子育てできる住環境の充実や県内中小企業等における賃上げを後押しするとともに、魅力ある職場づくりなどの施策を総合的に推進し、若年者の定住の促進に取り組みます。

引き続き、市町村と緊密に連携しながら、移住・定住の促進を図っていきます。

次に、文化財を活用した地域の活性化についてです。

先人から受け継いできた伝統や建築物などの文化財の活用は、住民の誇りを喚起するとともに、インバウンドを含めた交流人口の拡大にもつながると認識しています。

例えば、これまで宇佐神宮本殿や咸宜園などの修復現場を公開した際は、国内外から多くの観光客が訪れています。

本県は、国指定及び登録有形文化財を多数有しており、吉弘楽などの無形民俗文化財も含め、県内各地の貴重な地域資源となっていると認識しています。

しかしながら、その保全と活用には人材や財源の確保などが課題と聞いています。そのため、来年度から地域未来創造総合補助金において、従来から補助対象としている文化財の活用経費に加え、新たに修繕経費も対象とし、その積極的な活用を後押ししていきます。

また、伝統芸能や地域の祭りなどの担い手確保を支援するため、新たに外部人材をマッチングするシステムの構築も進めていきます。

引き続き、教育委員会や市町村と連携して、特色ある資源を活用した個性あふれる地域づくりに取り組んでいきます。

嶋議長 首藤防災局長。

〔首藤防災局長登壇〕

首藤防災局長 私からは被災者支援の強化についてお答えします。

能登半島地震では現時点で307人が災害関連死に認定され、直接死による犠牲者228人を上回っています。

県ではこのような災害関連死の防止などに向け、三つの取組により被災者支援の強化を図っていきます。

一つ目は、避難生活に必要なトイレ、キッチン、ベッド、いわゆるTKBの整備を通じた避難所における生活環境の改善です。衛生的なトイレ環境を確保するため、トイレカーを各振興局に配備します。また、温かい食事を提供するため、民間団体によるキッチンカー等の導入を支援するほか、簡易ベッドの備蓄拡充も進めます。

二つ目は、自助、共助の促進による避難所運営体制の強化です。避難所運営でのマンパワー不足の解消や女性の参画促進に向け、運営コーディネーターの育成や事例集、ポスター、シンポジウムを通じた女性視点による防災啓発に取

り組みます。

三つ目は、生活再建まで見据えた支援の充実です。被災者の早期の自立や生活再建に向け、支援者側の連携強化等を目的とした情報連絡会議や研修会を開催するなど、災害ケースマネジメントの体制整備を進めます。

これらの取組を着実に推進し、災害関連死ゼロを目指します。

嶋議長 高野企業局長。

〔高野企業局長登壇〕

高野企業局長 私からは企業局施設の老朽化対策についてお答えします。

自然災害が頻発・激甚化する中、クリーンな電力と低廉で質の高い工業用水を安定供給するためには、施設の老朽化対策が重要です。

このため、企業局では、経営戦略に基づき、施設の更新などを計画的に推進しています。

電気事業では、12の水力発電所のうち大野川発電所と別府発電所のリニューアルが完了し、現在、令和10年度の完成を目指して、芹川第一、第二発電所の更新工事を進めています。

工業水道事業では、給水ネットワークを活用した隧道や管路の点検補修、特別高圧受変電設備などの更新を行っています。

また、給水開始から60年余りが経過している大津留や判田の浄水場では、将来的な全面更新も見据え、現在その整備手法について調査、検討しているところです。

こうした大規模事業を着実に進めるためには、財務の健全性が不可欠であり、できる限り有利な条件での資金調達や運用の工夫はもとより、民間のノウハウも活用しながら、効率的に整備していく必要があります。

今後も健全経営を維持しつつ、施設の老朽化対策を進め、県内産業の振興に不可欠な電力と工業用水の安定供給に努めていきます。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

〔嶋川交通政策局長登壇〕

嶋川交通政策局長 私からは2点お答えします。

まず1点目、ホーバークラフトの定期就航に向けては、現在、運航事業者において船の操縦やメンテナンスに係る人材の育成強化等に励ん

でいる段階です。残念ながら、現時点では国の安全確認検査の受検や実際の就航時期を正確に見通せる状況にはありませんが、何分県民の貴重な財産ですので、まず安全を第一に、早期の就航を目指していただきたいと思います。

また、長年の課題である空港アクセス改善のためには、御指摘のとおり、ホーバークラフトの安定的な運航が重要です。県としては三つの視点で側面的な支援を考えています。

一つ目の視点は、二次交通の確保です。具体的には、西大分側のホーバーターミナルと大分駅を結ぶラッピングバスの実証運行、あるいは二次交通のニーズ調査を実施するとともに、レンタカーでのカーシェアや自転車でのシェアサイクルのための駐車スペースを確保します。

二つ目の視点は、県内外への魅力発信です。今年度作成したPR動画の配信や、特産品などが当たるスタンプラリーの開催、さらには大阪・関西万博への出展を実施します。

三つ目の視点は、ホーバーターミナルのにぎわい創出です。カフェや物販のテナント募集のほか、かんたん港園やたのうららも含めたイベントの開催などを支援していきます。

以上のように、引き続き国や運航事業者ともしっかり連携しながら、ホーバークラフトの定期就航及び安定運航をしっかりと支えていく所存です。

2点目は、公共交通サービスの維持、確保についてです。

バスやタクシーの運転手不足や利用者の減少に伴い公共交通の維持、確保が厳しさを増す中、地域の足を守るためには、運転手の確保、DXによる業務の効率化、利用者の増加に向けた利便性の向上が重要です。

このため、県では、来年度、まず運転手の確保に向けた支援を拡充します。具体的には、従来の2種免許取得費支援に加え、採用後も魅力的な業界と感じてもらえるように、休憩室など職場環境の快適化に資するハード整備も支援していきます。

また、最近では、事業者の負担軽減に資する運行管理システム、あるいはアプリを使って便

利に予約、配車できるシステムが全国的に普及してきており、こうした業務の効率化に向けたDXの取組も支援していきます。

加えて、地元のローカル駅と路線バスとの接続の利便性などを高める取組をさらに充実させていくとともに、交通結節点の機能強化に向けた実証実験にも取り組みます。

そして、何よりも来年度は地域交通のマスタープランである公共交通計画の見直しの年でもあります。市町村や交通事業者などとも緊密に連携しながら、地域の実情を把握し、それから将来の公共交通サービスの維持・確保対策をしっかりと計画に盛り込んでいく所存です。

嶋議長 以上で木付親次議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の代表質問はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の代表質問を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後0時1分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和7年3月6日（木曜日）

議事日程第5号

令和7年3月6日
午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した案件

日程第1 代表質問

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 梶田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|-----|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |

| | |
|--------------|-------|
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 淵野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 首藤 圭 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

井上副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

井上副議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 代表質問

井上副議長 日程第1、これより代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。
原田孝司議員。

〔原田議員登壇〕（拍手）

原田議員 皆さんおはようございます。県民クラブの原田孝司です。久しぶりの代表質問となります。議場が新しくなって、とても気持ちよ

く質問できます。気になっているのは、この演台の高さです。質問の途中、演台を上下させながら、自分の高さを決めていきたいと思っています。佐藤知事、また、執行部の皆さん方におかれては、よろしくお願いします。

では早速、佐藤県政3年目における重点課題等について、県民クラブを代表して17項目の質問を行います。

最初に、今後の県政運営について質問します。

国際情勢の変化が本県に与える影響について質問します。

日本では昨年10月に石破内閣が誕生しましたが、引き続き行われたアメリカ合衆国大統領選挙ではトランプ氏が再び勝利しました。大国であるアメリカ合衆国の新たなリーダーの姿勢は、世界の政治や経済など全ての事柄において大きな影響を及ぼします。トランプ大統領は米国第一主義を掲げ、就任直後から大幅な関税の引上げや違法移民者の強制送還など強行的な政策を次々に進めています。また、政府の公式方針として、生物学的な男女という二つの性別のみを認めるとし、先天的な性別を変えることはできないこととすると述べ、トランスジェンダーやノンバイナリーなど性の多様化を許容しない立場を明確にしています。さらには、WHO、世界保健機関や地球温暖化対策の国際的な枠組み、パリ協定からの離脱をも表明しています。

2000年代に入ってから、ヨーロッパでは反グローバル的なナショナリズム政党が民衆に直接訴えかける手法で支持を集めてきました。経済の分野でも主導的な立場に立つエリート層に対する不満や反発を背景に、右派ポピュリズムの政党が勢力を拡大しています。このように、世界の各地で国民をあおるような排外的な政策を掲げる政党が躍進しています。トランプ政権の誕生も、こうした流れの延長線上に位置づけられるのではないかと私は考えています。

ポピュリズムと言われる政権は、明確な敵をつくり出して選挙に勝利してきました。国民に分かりやすい敵をつくり出すことで、自分に有利になるようにしています。そして、自らが敵とみなした勢力の意見は軽視、あるいは無視し

ます。トランプ氏も批判的なメディアであるCNNやニューヨーク・タイムズなどを批判し、その主張に耳を傾けることはありませんでした。

民主主義は、多数決の原理と少数意見の尊重の二つの価値観が含まれ、両者のバランスを取ることで制度を維持しています。このように変革を求める動きが強まる社会、ポピュリズム的指導者が台頭する世界の動きは、本県にも様々な面で影響を与えると考えます。

関税の引上げは本県の経済にどのような影響を与えるのか、また、大国の政策変更や国際的な枠組みからの離脱が本県でこれまで積み上げてきた政策や施策に変化をもたらすことはないのか、さらには我が国、そして、本県が世界的なポピュリズム政治の波にのまれ、少数派の意見が無視するような社会が到来することはないのかなど、多くの県民は心配していると思います。こうした県民の思いに対し、本県のリーダーとして国際情勢の変化にどのように向き合っていくのか、知事のお考えに大変注目しているところです。

そこで、国際情勢の変化が本県に与える影響について知事のお考えを伺います。

続いて、任期後半における県政運営について質問します。

佐藤知事が就任して2年が経ち、任期も半分となりました。知事に就任して本県のかじ取りをしていく中で、新たな長期総合計画である安心・元気・未来創造ビジョン2024を策定し、新しい大分県として歩み出されています。また、今回の定例会においては、ビジョン2024実行元年である令和7年度当初予算案が上程されています。この予算に込めた知事の思いにも私は大変注目しているところです。

佐藤知事におかれては、知事就任後からこれまでの2年間で県民の声を聞き、また、県政の方針づくりや予算編成等に御尽力される中で、これからの大分県の課題や将来像について就任時とは異なる思いを抱かれています面もあるのではないかと考えます。私は、任期の折り返しとなるこのタイミングで、是非ともその思いを我々にも共有していただくことで、共にこれから

の本県をつくり上げていく、知事の言われる新しいおおいの共創の実現につなげていっていただきたいと思います。

そこで、任期後半において、県政運営にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

続いて、第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略についてお尋ねします。

地方を中心に日本各地で深刻な人口減少が続く中、持続可能な社会の構築を目指す地方創生を加速させていくために、国は2014年にまち・ひと・しごと創生法を制定しました。これを受け、本県においても2015年10月にまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定し、2020年3月からの第2期戦略では、人を大事にし、人を育てる、仕事をつくり、仕事を呼ぶ、基盤を整え、地域を活性化するの三つの政策分野において重要業績評価指標を設け、様々な施策が進められてきました。その結果、設定された68指標のうち約9割の62指標でおおむね達成できたと県は評価していますが、肝心の人口減には歯止めがかからず、本県が目指すとした人口ビジョンを達成することはできていません。

次期総合戦略案で示されている本県の人口予想を市町村別に見ると、2050年には4市町村で人口が半減し、10市町村で高齢化率が5割を超えると予想されています。各地域の持続可能性を考えたとき、県内の人口バランスをどうしていくのかも大きな課題です。

地域別将来推計人口の増減率では、2050年時点での予測として最小でマイナス12.6%、最大でマイナス67.7%と市町村間で大きな乖離があります。県としては、各市町村の人口減少率の格差を抑えるとともに、人口バランスを考えた県全体の持続可能で均衡ある発展を目指すことが重要と考えます。

また、これまでの人口推移を見ると、自然増減が人口予測値と比較して大きく減少していますが、これは出生数の大幅な減少によるものですが、その真因は婚姻数の減少であると言われていています。一方、社会増減は予測値よりプラスと

なっていますが、これは外国人の転入がコロナ禍以降、急激に増加したことによるもので、日本人の社会増減は一貫してマイナス傾向にあり、特に若者と女性の県外流出が大きな要因となっています。

こうしたことから、本県が人口減に対して取り組むべき施策としては、健康寿命を延ばしつつ、出会いから婚姻、出産、子育てを手厚く支援することと、移住施策を含め、若者や女性が働きやすく魅力ある職場と地域づくりを進めることが重要であることは明らかです。

他方、県や各市町村が目指す人口ビジョンを実現するには、並大抵の努力では達成できません。今こそ、人口減少に苦しむ全国の知事が一丸となって、東京一極集中を本格是正する政策立案を国に求めなければならないと考えます。

また、平松県政、広瀬県政においては、大分スポーツ公園、別府ビーコンプラザ、県立総合文化センターや県立美術館の整備、立命館アジア太平洋大学の誘致、大分キャンオン、ダイハツ九州大分工場等の大型の企業誘致にも取り組んできました。さらに、2002年のサッカーワールドカップ、2019年のラグビーワールドカップの招致、国民体育大会、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催、ツール・ド・九州などのビッグイベントも実現しています。

佐藤県政においても、地方創生の成果を上げ、人口ビジョンを達成するには、次期総合戦略の下、東京一極集中の是正や大型イベント、企業誘致など力強い具体的施策の実施を県民から期待されており、それらに対する知事のお考えを是非お聞かせいただきたいと思います。

また、地方創生担当大臣を経験し、人口減少が著しい山陰地方出身の石破総理には、地方創生の推進役としての期待が高まっています。石破新政権が示す地方創生2.0の取組に対する知事のお考えにも大変注目しているところです。

そこで、人口ビジョンの実現に向け、第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略をどのように推進していくのか、知事のお考えを伺います。

続いて、市町村合併についてお尋ねします。

今年、県内の11市が合併後20年という節目の年を迎えます。当時、少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤の確立を目的として県が合併を推進し、2005年1月1日の大分市、臼杵市を皮切りに2006年3月31日までに58市町村が12の合併市と6市町村の18市町村に再編されました。

小さな自治体が大きな固まりになることで行財政基盤が安定し、地方分権がさらに推進され、その中で地域に合った独自の施策を展開できることなど、合併することで明るい未来が開かれると信じられていたと思います。

しかし、現状では、令和4年度末までに2,493億4,330万円もの合併特例債を活用し、新市各地に施設がつくられ、その基盤づくりが進められてきたにもかかわらず、さきほど申したように県下の全市町村で人口減少にまだまだブレーキがかかっていない状況です。また、期待された地方分権の推進も、国の指示権が拡大したことに示されるように縮小の傾向にあるのではないかと考えます。

他方、昨年4月、人口戦略会議が公表した令和6年地方自治体「持続可能性」分析レポートによると、県内の消滅可能都市は2014年の11団体から1団体減少したものの、2050年までに10団体が消滅の危機にあるという厳しいデータも突きつけられています。

2016年3月、合併を推進した県として、合併市の協力の下、合併の効果と課題を明らかにした平成の大合併10年を迎えて、大分県における市町村合併の検証報告書をまとめました。この中で合併の効果、特に人口に関する自治体の機能維持について、合併により一定の効果があったと評価しています。それから10年、合併後からは20年が経過しようとしています。人口減少に歯止めがかからない中、今後、本県の均衡ある発展を図っていくためには、再度の検証が必要ではないかと考えます。

そこで、市町村合併からの20年を踏まえ、その効果や課題をどのように認識しているのか、知事に伺います。あわせて、今後、本県の均衡

ある発展にどのように取り組んでいくのかについてもお聞かせください。

次に、防災対策について質問します。

最初に、災害発生時における早期避難の促進について質問します。

2024年8月8日16時43分頃に日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震を踏まえ、同日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。このときは、それ以上の地震の発生には至りませんでした。1週間、多くの方々が注意しながらの生活を送られたと思います。

さらに、今年1月13日21時過ぎに日向灘で発生した地震を踏まえて、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、その後、判断基準に満たない規模であったことから解除されています。

南海トラフ地震の向こう30年間における発生確率は70から80%から80%程度に見直されましたが、80%程度という発生確率はいつ発生してもおかしくない状態とも言われています。常に対応できる準備をしておかなければなりません。行政としても、一人でも多くの命を救うために常日頃の研鑽を積むとともに、いざ発生した場合に県民の皆さんがどのように行動すればよいのか、戸惑うことのないよう啓発していかなければなりません。

そのためには、日常の様々な生活の場において、そのときに発生したらどのように動くかを想像できるようにすることが必要だと考えます。特に自らの安全とあわせて、子どもたちの安全をいかに確保するかは、居住する場所の選択にも関わってきます。子育て満足度日本一を目指す中で、いざというときに子どもたちを守るため、関係機関の連携を日頃から図っておくことが必要だと思いますが、学校や幼稚園、保育園、塾やクラブ活動の運営主体など子どもの居場所は多種多様ですので、それぞれの主管部局任せでは万全な対応ができないのではないかと心配しています。

また、地震に加え、多発する豪雨への備えも重要です。2023年7月10日に梅雨前線の

影響で、日田市と中津市に大雨特別警報が発表されました。その前は2020年7月、2012年7月にも同じようなメカニズムでの豪雨災害が発生しています。梅雨前線の停滞に伴ってもたらされる豪雨ですが、人口減少によって地域の環境整備が十分になされていないことも被害の拡大の一因ではないかと感じています。

また、台風も強い勢力を維持しながら本県に接近するケースが増加しています。進路によって被災する地域、被害の発生状況も異なりますが、進路予測の精度が向上する中で、多くの県民に安心感を与えられるよう被害の軽減対策を講じ、県民が状況に応じた行動が取れるよう県と市町村で連携し、早期避難の促進に向けた啓発活動に取り組んでいくことが大切だと考えます。

そこで、子どもたちの避難促進に向けた関係機関との連携を含め、災害発生時における早期避難の促進についてどのように取り組んでいくのか、防災局長に伺います。

続いて、大規模災害発生時の透析医療体制について質問します。

日本腎臓学会によれば、我が国の慢性腎臓病患者は2千万人を超えると推計され、新たな国民病と言われています。早期に発見して治療を開始すれば、腎臓の機能低下を防いだり、遅らせたりすることができるようになりましたが、一度腎不全になれば人工透析や腎移植が必要になります。また、慢性腎臓病は動脈硬化を促し、心筋梗塞、脳梗塞、脳出血など命に関わる病気の発症リスクも高まります。

日本透析医学会の2017年12月末時点での調査では、国民の380人に一人が透析患者で、また、厚生労働省保険局は同年の人工透析の医療費は年間1兆5,700億円に上ると推計しています。これは総医療費の4%を占めるそうです。さらに、透析患者は週3回の通院が必要です。

このように透析治療が必要な方々が多くいる中で、切迫性が高まっている南海トラフ地震などの大規模な自然災害が発生した場合、透析医療体制の確保、避難所での対応、通院手段の確

保など、平時から対応を考えておかなければならないことが山積しています。また、ある介護施設入所者から、透析治療が必要になったことを理由に退所を求められたという相談を受けたこともありました。

透析医療だけでなく、大規模自然災害が発生した場合に医療体制に困難が生じる疾病は他にもあると思いますが、特に透析医療については、急ぎその体制を整えていく必要性が極めて高いと考えます。

そこで、大規模災害発生時の透析医療体制をどのように確保していくのか、福祉保健部長に伺います。

続いて、県民の安全の確保について、最初に日出生台演習場における演習について質問します。

日出生台演習場では、昨年7月から8月にかけて国内最大規模の日米共同訓練が行われました。また、今年に入ってから、1月15日から26日までの12日間、陸上自衛隊とイギリス陸軍による日英共同訓練として、離島の防衛を想定した共同訓練を九州で初めて日出生台演習場などで行いました。

この日英共同訓練前に地元住民を対象として開催された説明会では、米軍の訓練だけでも負担で、これ以上は受け入れられないなどと地元住民の方々から怒りの声が上がりました。九州防衛局の担当者は、日出生台演習場で訓練を行う理由について、訓練の規模が大きいことや、他の演習場と比べて雪の影響を受けにくいことを考慮したと説明していますが、これから同様の理由でイギリス軍だけでなく、多くの国々の軍隊が日出生台演習場を使用していくことにならないかと思わざるを得ません。

また、続く2月からは、再び沖縄に駐留するアメリカ海兵隊が実弾射撃訓練を行っています。日出生台演習場で繰り返し行われる他国の軍隊との共同訓練を鑑みて、演習が激化、拡大していると指摘されています。また、地元との協定の遵守、演習の時期や規模などの情報公開などにおいて、大分県や地元自治体、住民が軽んじられてきているのではないかと感じています。

そこで、日出生台演習場における他国の軍隊が関わる演習を減少させていくためにも、国への要請を含め、どのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。あわせて、訓練時の周辺住民の安全確保をどのように図っていくのかについても改めてお聞かせください。

続いて、先島諸島住民の避難計画について質問します。

この件については、第3回定例会で日本維新の会の三浦議員も質問されていました。国民保護法に基づく国民保護訓練は、2020年までに大規模テロ対策を中心に行われていましたが、翌年度からは訓練内容の見直しを行い、武力攻撃を想定した都道府県域を超える広域避難の訓練についても行うこととし、全国で順次進められています。2023年度には、輸送計画の実効性を向上させるため、航空事業者や空港管理事務所、海運事業者等と連携して、具体的な使用機材、出発時刻等のシミュレーションが実施されました。

緊迫する台湾有事などを念頭に置いていると思われませんが、現在、国は先島諸島の住民など約12万人を九州や山口に避難させ、1か月間受け入れるという想定の初期的な計画について、2月を目途につくるように九州各県と山口県に求めており、先月には約1万1千人を受け入れる本県の計画案が明らかになったと報道されたところですが、

国は3月末までに分散避難の初期計画を示すようですが、そもそもどのような基準で有事を判断し、どのような情報で解除とするのか等、この国民保護法に対する疑義は解消していません。さらに、避難先での仕事や学校、生活をどうするのが明らかになっておらず、避難を拒否する方々への強制力の有無も示されないなど国の方針は漠然としています。

そこで、本県における先島諸島住民の避難計画の内容について、防災局長に伺います。

続いて、福祉医療施策について質問します。

最初に、国民健康保険税について質問します。

先日、福祉保健部の皆さんが街頭でフレイルチェックシートを配布しながら、介護予防の重

要性を訴えていました。チェックシートには、フレイルを予防するには運動、食事、口の健康、社会とのつながりが大切だと書かれていましたが、そのとおりだと私は思いました。県を挙げて介護予防に取り組んでいくことが健康寿命を延ばし、ひいては安心できる健康保険制度を維持することにつながると思います。

私が議員になってからこれまでに新型コロナウイルス感染症への対応などを間近に見てきましたが、大分県立病院精神医療センターが開設されなど大分県の医療体制は充実してきたと感じています。

今回の代表質問では、医療に関連したテーマとして国民健康保険の保険税水準の統一について質問します。

国民健康保険は日本の医療制度の根幹ですが、前々から県内の保険税の格差が気になっています。保険税率は、被保険者の所得に応じた所得割、被保険者一人当たりの均等割、一世帯当たりの平等割の3方式の合計で市町村ごとに算出されますが、今年度の税率で同じ所得、同じ世帯構成である場合、一番高い九重町が一番低い姫島村の約1.7倍の保険税率となっています。

強引に統一を進めれば、医療機関が少ない地域から保険税が同程度なのに医療サービスに差があるのはおかしいといった不満が出ることも予想されます。しかしながら、多くの方が総合病院などでの高度治療を希望するという現状からすれば、県民全体で保険制度を支える意味で、また、負担の公平性の観点からも、県内の保険税水準が早期に統一されるのが望ましいと考えます。さらに言えば、私自身は、国民健康保険制度というからには、将来的には全国で統一すべきであると考えています。

そこで、この課題を含め、県内の国民健康保険税水準の統一にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

続いて、子どもの貧困対策について質問します。

国においては、令和6年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律を子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改め、貧困

を解消することを強く打ち出しています。その基本理念には、現在の貧困を解消するだけでなく、将来の貧困を防ぐことが掲げられており、また、子どもの貧困をその家族の責任だけで捉えるべきではないことも明記されています。

一方、県が保護者を対象に実施した子どもの貧困状況についてのアンケート結果によれば、現在の暮らしぶりに関して全体の約4割弱の家庭が経済的に苦しいと回答しています。生活困窮世帯は食事の回数を減らすこともあるという報道もあり、厳しい状況に置かれている親子の姿がうかがえます。また、本県における生活保護世帯の大学進学率は、一般家庭と比較して約4割にとどまっているというデータもあります。

こうした状況を鑑みると、生活困窮世帯への支援は子どもの健全な成長のみならず、子どもたちの将来の夢や希望をかなえるためにも大変重要であり、法の基本理念のとおり、家庭だけの責任ではなく、行政や地域が積極的に関わらねばと私は考えます。

そこで、生活困窮世帯が直面している厳しい状況を踏まえ、子どもの貧困対策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

続いて、公共交通サービスの需要喚起について質問します。

ビジョン2024では、10年後の目指す姿として、バス、タクシー等の乗務員や利用者が確保できており、地域の公共交通サービスが維持されているとありますが、現状は大変厳しい状況となっています。高齢化が進む中、運転免許の返納を考えても、それに代わる交通手段がないという県民の声は随分前から聞かれていたと思います。

人が自由に移動する権利である移動権、交通権とも言いますが——について、交通施策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体の果たすべき役割などを定める交通政策基本法が2013年に成立しました。その第3条では、「交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担っていること及び経済活動の基

盤である」と規定されています。

地域の公共交通サービスは地域の存亡に関わる問題であり、とりわけバス路線の維持、確保は、もともと運転免許を持たない方や運転免許を返納された方にとって、そこに住み続けられるのか否かという切実な問題となります。バス路線の維持については、最近ではコミュニティバスやデマンド型のバス運営を行う自治体もありますが、いずれにせよ、地域を守っていくためにバス路線の維持は必要不可欠であり、そのためには収益確保に向けた需要喚起の取組が喫緊の課題であると言えます。

そうした中、本県では今年度、バス無料デーが実施されました。地域の公共交通サービスを維持するための需要喚起策と伺っていますが、その効果を検証し、今後の対策につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、バス無料デーの実施結果も踏まえ、公共交通サービスの需要喚起にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

続いて、農業の活性化について質問します。

最初に、農業産出額増加に向けた取組について質問します。

昨年12月、九州農政局から公表された2023年の本県の農業産出額は、主要部門でそれぞれ増減はあるものの、主に米、野菜及び鶏の産出額が増加したことから、前年に比べ7.8%増加の1,342億円となり、佐賀県を抜いて九州最下位を脱しました。特に耕種部門の野菜については、シェアが高い葉茎菜類を中心に価格が上昇したことに加え、主要品目であるねぎ等の生産量が規模拡大によって増加したことから産出額が増加したとされています。

これは、県がもうかる農業として、ねぎ、ピーマン、ベリーツなどの園芸品目の育成に取り組んできた成果だと評価するところです。しかし、佐賀県を除く九州各県でも農業産出額は増加しており、本県だけが突出して伸びている状況でもありません。他の先進的な県では、国内外の市場ニーズを的確に捉え、農産物から農産加工品までが一体となり、加工品の強化、販路の拡大などの販売促進、さらに規格外品の活用

など、農業収益を向上させるための戦略的な取組を進めています。

本県の農林水産業振興計画にも類似の取組に関する記載がありますが、農業産出額の増加に向けて他県を上回る取組を進め、もうかる農業を一部の品目だけでなく、他の品目にも拡大していく必要があると考えます。

また、農林水産業振興計画は、条件が不利な中山間地を多く有する本県において稲作による収益拡大は難しく、米に代わる高収益品目の導入を進めることがもうかる農業につながるという基本的な認識に立っていると拝察します。実際に本県では水田を守り続けている中山間地域の農家に対する取組が弱いと感じざるを得ません。専業、兼業の別を問わず、中山間地の農家は、環境の保全など農業収益には表れない利益をもたらしていることも鑑み、支援の在り方を検討いただきたいと思います。また、中山間地の農家が元気になること、ひいては県全体の農業産出額の底上げにもつながると私は考えます。

そこで、農業産出額増加に向け、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

続いて、農業の担い手の確保、育成について質問します。

今後の農業の活性化については、農業の担い手の確保も重要です。本県でも様々な取組を実施しているところですが、農業を学ぶ高校等が減少するなど、その魅力を伝え、若者を育てていく場が少なくなっていることを私は憂慮しています。さらに地域の実情に応じて、専業農家だけでなく、兼業農家も含めた多様な担い手の確保も進めていく必要があると考えます。

また、今後、雇用主にもなり得る大規模な農業者を育成していくことも必要です。そのためには、従来の栽培技術等の支援にとどまらず、人材や資金など経営面のサポートも充実させていくことが重要であり、今後の県の取組に期待しているところです。

そこで、農業の担い手の確保、育成についてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

続いて、観光振興について質問します。

インバウンドの推進について質問します。

今年1月に宮崎県で開催された第7回九州観光振興大会に参加してきました。九州は一つの理念の下、官民が一体となって九州の観光振興に取り組み、広域的な周遊観光を促進していこうと、平成28年度に当時の田中利明大分県議会議長が発案したものです。九州各県議会議長との意見交換を重ねて、第1回は別府湾ロイヤルホテルで開催され、以降、各県持ち回りでの開催となり、今回の宮崎県で1周しました。来年は2周目の出発として大分市で開催される予定です。

この大会の資料において九州観光機構の統計データが示されており、2024年1月から10月までの九州における延べ宿泊者数は、前年比でもコロナ禍前の2019年との比較でもともに上回っているとされていました。本県は福岡県に次いで2位の約690万人が宿泊し、前年比では九州で福岡と並んでトップとなっています。

外国人の宿泊者数に限っても、本県は福岡県に次いで2位の約122万人となっています。九州を訪れる外国人観光客の内訳を見ると、およそ半数を韓国が占め、次いで中国、台湾、香港と続きます。中国については、政府がこれから観光ビザの発給要件を緩和するとの方針を示していることから、今後さらなる増加が予想されています。

こうした中、本県でも魅力的な観光商品の造成や、昨年、県議会で条例を制定したアドベンチャーツーリズムの推進など観光資源に磨きをかけ、インバウンドの誘致に力を入れていくべきだと考えます。

他方、気になるのは、本県は九州各県に比べ国際航空路線が少ないという点です。現在、大分空港の国際航空路線は韓国ソウルへの週7便のみで、この便数は九州で下位となっています。今後のインバウンド需要の取組にあたっては、新たな国際航空路線の就航に向けた取組も必要であると考えます。

そこで、国際航空路線の誘致を含め、インバ

ウンドをどのように推進していくのか、知事のお考えを伺います。

続いて、オーバーツーリズム対策についてお尋ねします。

観光客を増やしていく取組の一方で、考えておかなければならないのはオーバーツーリズムへの対策です。

ハワイ州産業経済開発観光局の調査によれば、地域住民の観光業に対する満足度について、2010年は80%であったところ、年々ハワイへの旅行者が増加する中で、交通渋滞や混雑、文化や伝統の軽視といった問題が発生し、2019年には58%まで低下したとのことです。

我が国の人気の高い観光地でも同様の問題が発生しており、その対策として、京都では臨時手荷物預かり所が設置されたほか、富士山では入山料の徴収を始めるなど、各地で取組が進められています。オーバーツーリズム対策は、実際に問題が起こる前から始めることが重要だと私は考えています。県内でも由布市において、昨年12月にごみのポイ捨て禁止条例が制定されるなど、一部で取組が始まっています。

そこで、市町村とも連携しながら、県としてどのようにオーバーツーリズム対策に取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

最後に、教育をめぐる諸課題について質問します。

最初に、教員の確保について質問します。

現在の本県の教育を考えたとき、一番の課題は間違いなく教員の確保です。昨年4月の始業式の時点で小学校16名、中学校10名、高校5名、特別支援学校16名、計47名の欠員が生じての出発でした。また、一昨年も同時点で計48名の欠員という状況でした。

県内のある学校では始業式の前日まで担任が見つからず、始業式をどのように迎えるのか真剣な話し合いが行われたと聞いています。幸いなことに始業式間近になって退職されていた方に来ていただくことになり、胸をなで下ろしたとのことですが、一方で、担任は確保できたものの、欠員となっている教員の業務を他の教員で分担し、全員が心身ともに疲弊していると悲痛

な声が上がっています。市町村の教育委員会や教育事務所にこうした状況を訴えても、各学校で先生を見つけてくださいとの返答しかないという話が毎年私の元には届いています。

この問題の責任は教育委員会にあり、早期の問題解消に向けた取組が必要です。先日、来年度の公立学校教員採用試験から補欠合格制度を導入するとの報道がありました。その内容は、合格辞退者が増えている現状を受けて、受験者数が減る中、大学3年生にも1次試験の門戸を開き、早期の人材確保を図る。補欠数は各区分の採用予定数に応じて設定する。対象者は順位を付けて、2025年度内は名簿に載せ、辞退者が出た場合に繰り上げるというものでした。また、受験者数を増やすため、一般選考資格を緩和する。新たに大学3年生が1次試験を受けられるようにし、翌年度の2次試験に合格すれば採用するとも聞いています。

県教委教育人事課職員の、教員の人材確保は喫緊の課題であり、何とか知恵を絞って出した改革を受験者数増につなげるというコメントが紹介されていましたが、正にその実践こそが重要であると考えます。

また、この教員不足のそもそもの原因は、昼休みも取れず、残業も多く、持ち帰り仕事もあり、ブラックだと言われるような教育現場の働き方改革が進まないことであり、その推進も喫緊の課題であると考えます。

そこで、教育現場の働き方改革を含め、教員の確保にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

続いて、地域の高校について質問します。

昨年の第1回定例会以降、県立高校の全県一区入試制度について議論が起きています。昨日もこの議題が取り上げられました。私も昨年12月の第4回定例会の一般質問において、この問題について質問しました。県教育委員会では、県立高校の全県一区制度を検証する委員会を開催し、議論が進められています。

この問題に関して、我が会派では高校のあり方を考える研究会を立ち上げ、会派として提言に向けて取り組んでいるところです。今年1月、

調査で訪ねた島根県教育委員会では、地域の高校の存続を一番に考えており、松江市内3校及び出雲高校の普通科については地域外入学制限を当面維持すると明言されていました。

地域の高校を守っていくためには、2008年から実施されている全県一区制度を改め、普通科においては市町村を単位とした学区を基本にして学区外からの入学者の定員枠を設けるなどの抜本的な改革が必要ではないかと我々は考えています。

そこで、地域の高校の存続に向け、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

最後になりますが、佐藤知事をはじめ執行部の皆様方には、この1年、県政の推進に御尽力いただいたことに敬意を表します。また、スムーズな議会運営、そして、私たち議員のサポートをしていただいている議会事務局の方々におかれては特に感謝申し上げます。また、3月をもって県関係の職務を退職される皆様方にこの場を借りてお礼を申し上げ、県民クラブを代表しての質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

井上副議長 ただいまの原田孝司議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。原田孝司議員の代表質問にお答えします。

まず、国際情勢の変化が本県に与える影響についてです。

本年1月、第47代アメリカ合衆国大統領にドナルド・トランプ氏が就任しました。就任直後から多くの施策を打ち出しており、世界中がその動向に注目していると思います。

御指摘の米国第一主義に基づく通商政策は、自動車や半導体、鉄鋼等の産業が集積している本県としても、その動向をしっかりと注視していく必要があります。

また、米国は農林水産物や加工品の輸出先としても重要なマーケットです。通商政策は国と国で議論するものであり、日米が安定的な関係を維持することが最も重要であるので、国にし

っかりと対応していただきたいと思います。

また、パリ協定からの離脱による気候変動対策の後退なども懸念されるところです。地球温暖化対策は待ったなしの状況であり、2050年の脱炭素社会実現に向けて、手を緩めることなく取組を進めていきます。

御心配のポピュリズムについてです。

我が国は民主主義国家として、異なる価値観を持つ者がしっかりと対話して、それぞれの意見の相違を乗り越えて一致点を探る、その道のりこそが大切というふうに考えている次第です。私としても、対話と連携を基本姿勢として可能な限り現場に足を運び、県民一人一人の声を県政に反映させる取組をしてきました。誰もが生き生きと活躍している共生社会をおいたを実現するためにも、様々な立場の方に御意見を伺いながら取り組むことを引き続き大切にしていきます。

混迷が続くウクライナ、中東情勢など、国際情勢は刻々と変化しています。本県としては、その状況をしっかりと見極めながら、揺らぐことなく地方創生を進めていきます。

引き続き情勢を注意深く見守り、的確に対応し、必要であれば意見を発信して、各種施策の推進に全力で取り組んでいきます。

次に、任期後半における県政運営についてです。

私は、令和5年4月の知事就任後、直ちに県政運営の道標となる新たな長期総合計画の検討に取りかかりました。1年以上にわたり、多様な方から御意見を伺いながら議論を深め、昨年9月に安心・元気・未来創造ビジョン2024を策定したところです。

想定を上回るスピードで進む人口減少や頻発・激甚化する自然災害、物価高の長期化など、社会情勢は刻々と変化しています。来年度の当初予算案では、このような状況に対応し、これからの大分県を切り拓いていくための安心・元気・未来創造の各分野の施策を積極的に盛り込んだところです。

安心の分野では、昨年発生した能登半島地震も踏まえて、孤立集落対策や避難所の環境整備、

治水対策等の県土強靱化など、防災対策に全力で取り組んでいきます。また、引き続き子育て満足度、健康寿命、障がい者活躍の三つの日本一の実現を目指していきます。

元気の分野では、喫緊の課題である産業人材の確保、育成、持続的賃上げを可能とする環境の整備に力を入れます。また、農業の成長産業化や万博等を契機とした誘客促進、文化振興やスポーツ推進などにより地域の元気を創出します。

未来創造の分野では、今後の大分県を担う人材を育成するため、高校教育における遠隔授業の実施等、多様で質の高い教育が受けられる環境整備に取り組めます。また、人や物の流れを活性化させる広域交通ネットワークの充実を図るほか、若年層の移住・定住促進やGXの推進、先端技術への挑戦などにより、大分県版地方創生を強力に推進していきます。

来年度は、ビジョンを本格的にスタートさせる大切な年となります。これらの施策に全力で取り組み、これからも県民との対話と連携を基本姿勢として、10年後の、そして、その後の目指す姿の実現に向け、進むべき道を見定めて挑戦していきます。

次に、第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略についてです。

政府は、地方創生2.0と銘打ち、地方創生を再起動させました。今年の夏に基本構想が取りまとめられるとのことですが、基本的な考え方にある若者、女性にも選ばれる地方をつくることや、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散など、その取組に大いに期待しているところです。

こうした国の施策も取り込み、第3期戦略により、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいきます。今回の戦略では、この5年間で早急に対策が必要な若者、女性の呼び込みと定着、多様な人材の活躍等による担い手確保、地域の持続的発展を三つの重点課題に掲げ、次の四つを柱に取組を進めます。

第1の柱「ひと」では、全ての人が輝き、一人一人の希望がかなうおおいたの実現に向けて、

子ども・子育て支援や教育県大分の創造、女性活躍等の取組を充実させていきます。

第2の柱「しごと」では、強い産業が育ち、働きがいのある仕事生まれるおおいたの実現のため、企業立地、産業集積のための立地基盤づくりや農林水産業の成長産業化、多様な人材が活躍できる環境づくり等を進めていきます。

第3の柱「まち」では、暮らしの豊かさを実感でき、魅力的な地域であふれるおおいたの実現に向け、災害に強い県土づくりをはじめ、特色のある持続可能な地域づくりの推進などに取り組めます。

今回新たに加えた第4の柱「ひとやものの流れ」では、新しい人や物の流れが広がり、つながるおおいたの実現を目指します。未来へつながる広域交通ネットワークの充実や移住・定住の促進による地域の未来を担う人材の確保に力を入れていきます。

加えて、大型イベントである大阪・関西万博や宇佐神宮御鎮座1,300年を契機とした国内外からの誘客促進による交流人口の拡大を図っていきます。また、企業誘致では、東京や台湾において産業集積などの強みや魅力の発信を強化して、本県への立地を促進していきます。

人口減少の流れを変えることは容易ではありませんが、地方創生2.0の動向も踏まえ、引き続き国や市町村とも緊密に連携しながら、粘り強く取り組んでいきます。

次に、市町村合併についてです。

私はこれまで、県政ふれあい対話などを通じて地域を回り、現場が抱える課題に向き合ってきました。県民の声をお聞きする中で、合併から20年が経過して、住民の一体感も徐々に生まれつつあり、現在の18市町村の形が根づいてきているのではないかと感じています。

合併の効果としては、スケールメリットにより職員の重点配置が可能となったことから、喫緊の課題である少子化対策や防災、危機管理への対応など、迅速できめ細やかな行政サービスの提供が図られやすくなっていることも挙げられます。また、財政基盤が強化されたことで経常収支比率や基金残高などが改善していること

に加え、財政健全化法で定められた指標がおおむね健全であることから、安定した財政運営が維持できているのではないかと考えています。

一方で、全国的な出生数の減少や合計特殊出生率の低下などにより、合併の有無にかかわらず、想定を上回るペースで人口減少が進んでいます。特に旧町村部等の地域ではその傾向が顕著で、その対応が大変大きな課題となっています。

こうした中で、昨年9月に議会から承認いただいたビジョン2024の策定にあたっては、新しいおおいた共創会議等で市町村長とも課題を共有し、10年後の姿を見据えて、各種課題の解決に向けた政策を練り上げてきたところです。

旧町村部等の振興を含めて地域の均衡ある発展を図っていくためには、担い手確保に加え、交流拠点の充実や住民が主体となったにぎわいの創出など、地域の付加価値、魅力を高める取組への支援が重要です。

地域の未来を担う人材の確保では、若者の就職支援、転職なき移住の促進、関係人口の創出などに取り組むほか、集落活動への支援等により持続可能な地域づくりを進めます。

また、にぎわいの創出では、空き家等を活用した交流の場づくりを進めるほか、各地域の産品や伝統文化など豊かな地域資源の磨き上げを支援して、それらを集めた地域素材集を作成するなど、広く地域の魅力を全国へと発信していきます。

これからも県民の皆さんが住み慣れた地域に誇りを持って住み続けることができるように、市町村をはじめ、多様な主体と連携しながら、地域の発展に向けて取り組んでいきます。

次に、日出生台演習場における演習についてです。

近年、ロシアによるウクライナへの侵略や北朝鮮の弾道ミサイル発射など国際的な緊張が高まる中、国は普遍的価値観などを共有する同盟国、同志国との防衛協力、連携が不可欠としているところです。

他方、現在実施されている米海兵隊による訓

練や英国等との共同訓練に対しては、地域の方々の不安の声が大きいことは私も承知しています。

県としては、こうした声も踏まえて、他国軍との訓練が日出生台演習場に集中して地元の負担が大きくなるように、訓練計画を調整するように国に申入れを行ってきました。また、訓練日程が明らかになった際には、その都度、九州防衛局を訪問して、地域の皆さんの負担を少しでも軽減できるよう情報開示と安全管理の徹底を強く要請してきています。

加えて、訓練実施等には地元市町や警察などと連携して、現地事務所の設置や地域の巡回を行っているところです。

外交、防衛政策は国の専管事項ですが、引き続き国際情勢や国の動きを注視するとともに、地元市町と協力しながら、地域住民の不安の解消と安全確保に取り組んでいきます。

次に、インバウンドの推進についてです。

先日発表された観光庁の宿泊旅行統計調査の速報によると、本県における令和6年の外国人延べ宿泊者数は約150万人を記録し、過去最高となりました。人口減少による国内旅行需要の減少が見込まれる中で、増加するインバウンド需要の取り込みは大変重要です。そのため、県では、重点的に誘客を行う国等の旅行動向に精通した事業者を戦略パートナーとして選定して、現地商談会やプロモーションを効果的に行うことを通じて誘客を強化してきています。

一方で、本県の外国人平均宿泊数は1.0泊ということで、実はこれは九州で最下位となっており、より多くの外国人旅行者を呼び込むことに加え、県内での滞在日数を増やしてもらうことが大変重要な課題だと認識しています。

本県は、アジアからの国際航空路線や新幹線などの交通手段が充実する福岡県に隣接しているため、訪れやすい反面、短い滞在で移動してしまうことも宿泊日数が伸びない一因ではないかと考えられます。

議員御指摘のとおり、国際航空路線の誘致は直行便によって本県への移動時間が短縮でき、その時間を県内での周遊や滞在に充てることで、

宿泊数の増加や観光消費の拡大が期待できます。県としても、台湾や香港などからの航空路線誘致や、外国人旅行者の半数を占める韓国からの路線数拡大は非常に重要だと考えています。

特に台湾については、昨年8月に私も出張した際にタイガーエア台湾を訪問し、就航を直接要請したほか、昨年12月には関係者を招聘した県内モニターツアーを実施し、誘致活動に力を入れてきました。その結果、この度、本県と台北市を結ぶ直行便を初めて開設するというところで、4月2日から就航する予定となっています。

今後は、路線の維持、拡大に向けた取組を進めるとともに、広く県内を周遊してもらうために、今月中に公開予定である各地域の観光情報やモデルルート等を掲載した多言語観光サイトというのを公開しますが、それを活用して、情報発信をさらに強化していきます。

折しも来月からの大阪・関西万博ですが、海外からの誘客を図る絶好の機会となります。観光コンテンツの高付加価値化やアドベンチャーツーリズムの推進など、魅力ある地域資源を活用したインバウンドの呼び込みに全力を挙げて取り組みます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁させます。

井上副議長 首藤防災局長。

〔首藤防災局長登壇〕

首藤防災局長 私からは2点についてお答えします。

まず、災害発生時における早期避難の促進についてです。

早期避難のためには、日頃から一人一人が発災時にどのような行動を取るか、あらかじめ決めておくことが大切です。

学校や幼稚園での早期避難の促進については、定例の避難訓練のほか、教職員研修の中でタイムラインの普及を目的とした講座を実施しています。また、保育園や放課後児童クラブなどには、防災アドバイザーの派遣のほか、疑似体験ができる地震体験車や防災VRを貸し出すことにより、児童生徒とともに施設の職員にも避難

行動の大切さを啓発しています。

家庭向けの啓発については、先月、防災を家族で学ぶ体験型イベントを開催したところ、延べ1,300人余りの親子の参加が得られ、防災への関心の高まりを感じたところです。

このような取組のほか、防災アプリの普及やテレビCMによる啓発、地域での防災学習会などにより、子どもを含めたあらゆる世代に対し、早期避難を促していきます。

次に、先島諸島住民の避難計画についてです。

先島諸島からの住民避難については、住民の受入れに必要な準備事項等を検討し、令和8年度をめどに受入基本要領を作成することとなっており、本年度は避難当初の約1か月間における初期的な計画を作成することとなっています。

本県には、石垣市民およそ5万人のうちの約1万1千人が割り当てられており、受入市町村を選定の上、福岡空港からの移動は避難者の負担の少ない借り上げバスの利用を想定しています。また、大分市で受け入れる避難者のうちの約1千人を初期的な計画の対象とし、具体的な宿泊施設の選定や部屋の割り振り、飲食、生活必需品の提供方法、それから、健康管理を行う態勢などを取りまとめたところです。

その中で、低廉な宿泊単価など国が示す前提条件に課題も見えたことから、これらの指摘とともに、本県の計画案として、先般、国に提出したところです。現在、国が九州・山口各県の計画案とともに全体的な調整を行っており、その調整を経た上で、本年度末には公表される予定です。

なお、避難先での住宅や就学、就労等の支援については、今後、国から詳細が示される見通しのため、それを踏まえ、検討していきます。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

〔工藤福祉保健部長登壇〕

工藤福祉保健部長 私からは3点お答えします。

まず、大規模災害発生時の透析医療体制についてです。

県では、専門医や臨床工学技士、患者団体と連携して平成29年度に作成した透析施設災害対策マニュアルにより、平時からの情報連携体

制や関係者ごとの自助、共助、公助等の在り方を示し、取組を進めています。

まず、自助としては、患者側に災害時に備えて日常の御自身の透析情報を記録するなど、可能な範囲での事前準備を促しています。他方、県内64の透析施設には、平素からの防災訓練や設備点検等の徹底を働きかけています。

また、医療機関相互の共助として、既存の広域災害救急医療情報システムの活用に加え、医療圏ごとに責任者を配置し、まずは各圏内で透析が継続できるよう連携機能の強化を図ることとしています。

さらに、能登半島地震の検証を踏まえ、今年度は専門医や臨床工学技士など医療関係者間で既存の課題を整理し、圏内での対応が困難な場合の広域搬送も想定したマニュアルの見直しを進めているところです。

引き続き関係者と随時協議を重ね、医療圏域間での体制強化に加え、隣接県との連携構築も視野に入れて、大規模災害時にも安定した透析医療提供体制の整備を図っていきます。

次に、福祉医療施策として2点あります。

まず、国民健康保険税についてです。

国民健康保険は、高齢者や所得の低い方の加入割合が高く、今後も小規模保険者が増えていくという課題を抱えており、平成30年度から県が国保財政の責任主体となり、運営の安定化を図っています。

県全域での財政運営となると、被保険者の医療給付費を県内全体で賄うこととなるので、加入者間の負担の公平性を図り、将来的には保険税水準の統一を目指す方針の下で市町村と継続的に協議を重ねてきました。その後、市町村の合意を得て、昨年3月策定の第二期県国保運営方針で、令和11年度からの保険税水準の統一を明記したところです。

現在、市町村ごとに算定している保険税と、独自の減免基準があるので、これの統一化に加え、保険事業の平準化を進めています。各市町村には、11年度までの保険税の計画的な改定と被保険者への丁寧な説明など、円滑な統一に向けて主体的な取組を働きかけているところで

す。

さらには、職員研修等を通じて医療費格差や収納率など各地域の諸課題の解決を促すとともに、統一の必要性を広く県民に周知しながら、今年度から既に統一を終えた大阪府、奈良県に続き、我々も早期の保険税統一を目指していきます。

3点目は、子どもの貧困対策についてです。

昨年実施した実態調査では、子育てに必要な支援として保育料や教育費の軽減、諸手当の拡充のほか、医療健康上のサポートなどを求める保護者の声が多く寄せられたところです。

こうした声を踏まえ、県では、現在、ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画に基づき、まずは教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援の四つを重点施策として、全庁挙げて総合的に推進しています。

本県独自の保育料や子ども医療費助成などの経済的支援を継続するほか、全国知事会等を通じて全国一律の諸手当の充実を鋭意国に要望し、児童手当や児童扶養手当など、近年、着実に改善が進んでいるところです。

また、養育環境に課題を抱える児童の生活習慣形成や学習支援等を行う児童育成支援拠点について、今後、臼杵市を加え、県内6市に拡充予定であり、さらなる設置に向けて希望する市町村と随時協議を行っていきます。

一方で、関係制度がまだまだ十分に活用されていない事例も見受けられるので、支援内容を分かりやすくまとめたハンドブックを作り、これを市町村や支援団体を通じて対象者に広く配布し、引き続き制度の活用を呼びかけていきます。
井上副議長 嶋川交通政策局長。

〔嶋川交通政策局長登壇〕

嶋川交通政策局長 私からは、公共交通サービスの需要喚起についてお答えします。

先立って行ったバス無料デーにおいては、3日間で延べ約14万人が利用し、前の月と比べて約1.6倍でした。特に臼杵、津久見、竹田、豊後大野、日田といった地域では約2倍ということで、バスを利用するいいきっかけづくりとなり、かつ潜在需要の高さも確認できたところ

です。

また、その際行ったアンケート調査では、約3,800件の回答が寄せられたので、今後しっかりとデータ分析を行い、バス事業者をはじめ、市町村とも課題共有などを図っていきます。

その上で、今後の需要喚起にあたっては、今年度のような無料デーという方法のみにとられることなく、県として、まずは無料でなくても繰り返し乗ってもらえるような仕掛けづくりを模索していきます。

加えて、来年度は路線バスの利便性向上を図るために、九州Ma a Sと連携したお得なデジタルチケットの造成やバス路線とJR駅とのダイヤ接続の拡充、さらにはデジタル時刻表の導入支援などを行っていきます。

一方、路線バスの需要が十分に見込めない地域では、市町村や交通事業者と連携し、公共ライドシェアやAIオンデマンド交通の導入など、新たな制度や技術の活用も含め、地域公共交通の維持、確保に取り組んでいきます。

井上副議長 渕野農林水産部長。

〔渕野農林水産部長登壇〕

渕野農林水産部長 私からは2点お答えします。

まず、農業産出額増加に向けた取組についてです。

これまで市場ニーズを捉え、生産から流通、消費に至るボトルネックの解消に取り組んできた結果、産出額は4年連続で増加し、中でも、ねぎについては100億円を突破するなど着実な成果につながっているところです。

産出額のさらなる増加に向け、国産需要が急速に高まっている果樹や加工・業務用野菜など15品目を園芸基幹品目と位置づけ、栽培施設の整備や県域での生産体制の確立等を総合的に支援していきます。

あわせて、大規模園芸団地を核として中核的経営体の規模拡大を進め、力強い園芸産地を育成していきます。

また、産出額の約4割を占める畜産においては、ゲノム検査を活用した優良な遺伝子を持つ繁殖雌牛への転換や、飼料用米などの生産拡大による耕畜連携を進め、収益性の向上につなげ

ていきます。

さらに、中山間地農業の活性化に向けては、農地の集積・集約化に資するよう地域計画の実効性を高めるとともに、その主たる担い手である集落営農法人やスマート技術等を導入するなど持続可能な経営体を育成していきます。

こうした農業の成長産業化に向けた取組を通じ、産出額の増加につなげていきます。

続いて、農業の担い手の確保、育成についてです。

今後も担い手の減少が見込まれる中、地域農業を牽引する中核的経営体となり得る多様な担い手の確保、育成が大切です。

担い手の確保では、親元就農給付金の拡充に加え、女性就農者向けの情報発信や、県内外での就農相談会を充実させ、新規就農者を確保していきます。また、農業大学校におけるオペレーターの養成やサービス事業体の活用の促進などにより、地域営農に必要な労働力の確保にも努めていきます。

担い手の育成では、実践的な指導を受けられるファーマーズスクールや農業経営塾などの取組もあり、近年、中核的経営体数は増加傾向にあります。中でも、雇用型経営や大規模法人へのさらなるステップアップを目指す中核的経営体には、農業専門のコンサルタントを派遣し、個々の経営課題に応じた経営分析や組織づくりなど普及指導員等と一体となって伴走支援を行っていきます。

こうした県内経営体の育成に加え、メガバンクの幅広いネットワーク等を活用し、経営力ある企業も誘致することで地域の活性化につなげていきます。

このような取組により、県内外から地域農業を担う多様な担い手を確保し、その育成に努めます。

井上副議長 渡辺観光局長。

〔渡辺観光局長登壇〕

渡辺観光局長 オーバーツーリズム対策についてお答えします。

国内外からの観光需要が増加する中、観光客が集中する一部の地域では、いわゆるオーバー

ツーリズムが問題となっています。

オーバーツーリズムが発生している地域では、混雑やマナー違反による旅行者の満足度低下に加え、地域住民の生活への影響が懸念されることから、混雑解消や訪日外国人旅行者への日本文化、慣習の普及啓発といった取組が重要となってきます。

由布市では、AIカメラを設置し、混雑状況や渋滞を回避する経路の情報を提供しているほか、行政、観光関係者等が連携して、多言語のマナー啓発動画を外国人旅行者に向けて発信しているところです。

また、観光客の分散化も有効だと考えています。県では、海外旅行会社やメディア、インフルエンサーを別府、由布院以外の観光地にも招聘し、着つけ、お茶など日本文化の体験や酒蔵見学など、各地域の魅力発信に力を入れています。

さらに、自然、伝統文化、食などを活用したアドベンチャーツーリズムやガストロノミーツーリズム等、地域の特色をいかした着地型商品の造成、販売促進を通じ、県内各地への誘客に努めているところです。

引き続き市町村等とも連携し、地域住民と観光客双方の満足度を高める持続可能な観光地域づくりにしっかりと取り組んでいきます。

井上副議長 山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長 私からは2点お答えします。

まず1点目は、教員の確保についてです。

教員不足を解消するとともに、優れた人材を確保するためには、学校現場の働き方改革、指導運営体制の充実、処遇改善を一体的に進める必要があります。

働き方改革については、ICTの活用や部活動改革などを行い、長時間勤務者の割合は徐々に減少しているが、いまだ道半ばであり、今後さらに本定例会に提案している長期教育計画の中に長時間勤務の指標を新たに設け、取組を強化していきます。

指導運営体制の充実では、来年度、小学校6年生への35人学級の拡大や教科担任制の拡充

のための定数改善を行うこととしています。

教員の処遇改善についても、昨年末に閣議決定された教職調整額の引上げなど徐々に充実が図られています。

加えて、採用面でも、大学3年生への受験資格拡大や県外会場の増設、補欠合格制度の導入など積極的な見直しを行うこととしています。

また、代替教員となるペーパーティーチャーや企業人材の掘り起こしも加速させたいと考えています。

さらに、動画配信や高校、大学における説明会等を通じて働き方改革の取組状況の見える化を図り、教職の魅力を最大限PRしながら、教員の確保に全力を傾注したいと考えています。

続いて、地域の高校についてお答えします。

普通科の全県一区制度については、地域の高校の維持、活性化の観点から様々な意見があると承知しています。

1月に開催した第2回検証委員会では、中学生の地域を超えた進学状況や各高校の大学進学実績等のデータに加え、中学生や高校生及びその保護者等を対象としたアンケート結果を踏まえて分析、協議を行いました。

中学生の進学状況では、公共交通機関による通学の利便性が良い市町において、大分市内の県立普通科への進学割合の上昇が顕著に見られることや、県内外私立高校への進学が年々増加していることが確認できました。地域の高校の定員確保については、入試制度よりむしろ学校の魅力づくりが重要ではないかといった意見が委員から出されました。

アンケートでは、普通科の高校生の86%、普通科を志望する中学生の75%程度が全県一区を希望しています。また、高校選択で重視した項目としては、自分の学力に合っている、進学、就職実績、通学距離の順となっていました。

今後、私立も含めた高校無償化が拡大されることや、最新の志願状況等も踏まえ、公立高校の教育の質の向上や地域の高校の維持、活性化に向けた有効な手だて、入試制度の在り方など、引き続き検討を進めていきます。

井上副議長 以上で原田孝司議員の質問及び答

弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。澤田友広議員。

〔澤田議員登壇〕（拍手）

澤田議員 皆様こんにちは。議席番号36番、公明党の澤田友広です。本日は、令和7年度予算を審議する大事な定例会において、会派代表として代表質問をさせていただき、ありがとうございます。代表質問は今回初めてで緊張していますが、情熱とやる気だけはたくさんありますので、大事な質問内容をしっかりと議論させていただければと思います。最後までよろしくをお願いします。

それでは、代表質問に入ります。

初めに、行財政改革についてです。

未曾有の感染症がまん延する中でスタートした佐藤県政も今、1期目の折り返しを迎えようとしています。コロナ禍後の課題は残すものの、ようやく我が国経済も回復に向けた動きを見せ始めており、インバウンド需要も着実に伸びているほか、今後の輸出の復調や個人消費、企業の設備投資といった国内需要の増加にも期待が集まっています。

そのような中、これから2050年までの人口動態の変化により、社会構造も新たな局面を迎えると予測されています。

長期的な出生率の低下と都市部への人口流出の進行が続けば、医療、介護、教育、インフラ整備など、県民が生活する上で不可欠なサービス提供が制約を受けるほか、ひいては県政運営が難しくなることも懸念されます。また、家族の構成も大きく変化し、単身高齢者世帯、特に女性の単身高齢者世帯が増加するとされており、2050年には65歳以上の単身世帯が全世帯の約2割を占め、孤独や孤立などのリスク増大も心配されます。

また、生産年齢人口の減少に伴い、2050年には労働力人口が6、287万人程度まで減

少する見込みです。今後、団塊ジュニア世代の高齢化が進み、人材の確保が一層困難となる中で、産業やサービスの変革が必要となります。

我が国、そして本県が直面するこれらの課題を乗り越えるため、今こそ進むべき道筋を県民と共有し、共に歩みながら新たな大分県を創造する県政のリーダーシップと推進力が求められています。

昨年、新たな大分県長期総合計画を策定し、県民が安全で安心して暮らせる大分県づくり、県民が元気に活躍できる大分県づくり、新たな魅力を生み出し未来を創造する大分県づくりを掲げ、共生社会おおいた、選ばれるおおいたの実現へ向けた取組を開始しました。県民に御協力いただき、多様な主体とも連携し、計画に掲げた政策を着実に実行していくことが、一人一人の豊かな生活という新たなステージへ押し上げるスタートになると期待しています。

ビジョン2024に掲げた安心・元気・未来創造の大分県を実現していくためには、持続可能で安定的な財政基盤の確保が不可欠であり、これまで着実に成果を積み上げてきた行財政改革の手を緩めることはできません。さらに、さきほど言った社会構造の変化やデジタル技術の進展を踏まえると、行政の効率化や県民サービスの向上を目指して行政の質の改革を図っていくことも重要です。

そこで、今後の社会構造の変化やデジタル技術の進展を見据え、昨年9月に策定した大分県行財政改革推進計画2024に基づき、強固な行財政基盤をどのように構築していくのか、知事のお考えを伺います。

次に、県経済の活性化について、2項目お尋ねします。

1項目め、中小企業におけるDXの促進についてです。

デジタル技術の目覚ましい進展は、行政に限らず、むしろ産業活力の維持、増進にとって大変重要な要素となっています。

コロナ禍以降、商工業をはじめとするあらゆる産業でDXに取り組む企業が増加したと言われており、三菱総合研究所の調査では、コロナ

禍においてDXのビジョンを策定し、計画どおり実行している企業の40%で業績が向上したとされています。こうしたことから、今後、DXの活用は県内企業の活力向上に向け、大事な取組であると言えます。

一方で、産業別や規模別で実施率に大きな差があります。また、経済産業省の調査では、IT関連費用の80%が現行システムの維持管理に使われるなど、守りのIT投資に偏っている傾向が強いとされており、顧客の創造といった攻めのDXにいかに取り組んでいくかが大きな課題であると言えます。

そうした中、本県ではビジョン2024において、令和15年度までにDXに取り組む県内中小企業等の割合を95%とする目標を立てて取組を進めており、この目標や取組について我が会派としても評価しているところです。

他方、目標の達成に向けては、DXの取組予定がないとしている約16%の企業に対し、どのようにアプローチをしていくかが課題ではないかと考えます。実際に、中小企業の経営者などから、予算や人材の不足でDXの取組まで考える余裕がないといった声をお聞きすることもあります。

また、経営者自身の知識不足や社員の抵抗でDXの取組を進めることが困難なケースも存在すると思われまます。さらに、さきほども言いましたが、一口にDXといっても、その中身が重要です。その意味で効果的な支援を県が行うには、まず、産業別や規模別にDX化の推進や中身の進捗、取り組めない理由をアンケートで調査することも有効なのではないかと考えます。

また、県では、従前から中小企業におけるDXの促進に向けた取組を実施しており、その成果について、これまでより一層の周知を図り、波及させていくことも重要であると考えます。

そこで、中小企業におけるDXの促進についてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

2項目め、円滑な価格転嫁の促進についてです。

DXなど未来を見据えた取組と並行して、足

下の課題にもしっかりと対応していく必要があります。また、県内事業者や県民にとって最も大きな関心事といえば、やはり物価高への対応ではないかと考えます。

こうした中、公明党では、賃金・所得増への方策や物価高騰対策など政府に繰り返し提言してきており、今後も地域住民に根ざしたネットワークをいかし、地域の実情に応じたきめ細やかな施策の構築や地域の皆さんの声をいかした制度の拡充などに取り組んでいきたいと決意しているところです。

物価高騰対策には国の重点支援地方交付金が活用されています。本県では、県民の声を聞きながら、事業者・生活者支援、あるいは分野別のバランスを図り活用していると考えますが、引き続き、県民への情報公開も含め、適切に活用いただきたいと考えます。

さて、物価高への最も根本的な対策は、物価上昇を上回る賃上げの流れを一層拡大することです。これまで、県では中小・小規模事業者の業務改善、設備投資への支援による収益性向上の後押しなどに取り組んでおり、今後も賃上原資の確保に向けた施策を継続、拡充していきたいと考えています。

そうした中小企業における賃上原資の確保に最も重要なのは、円滑な価格転嫁であると考えます。特に、IT化の進展やサービス産業の拡大に伴う新たな取引形態の登場など、近年の経済環境の変化も踏まえた取組が必要です。

こうした中、親事業者が優越的な地位を利用して下請事業者を不当に扱い、その結果、下請事業者が不利益を被ることを防ぐための法律である下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法について、経済情勢の変化や取引環境の多様化に伴う適用範囲や規制内容の見直しが行われています。

具体的には、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限追加等について検討が進められ

ています。

私は、国による下請法改正と合わせ、地域経済の活性化や中小企業の支援、継続的な賃上げの促進という観点から、価格転嫁の促進について県が果たすべき役割も非常に重要であると考えます。

最低賃金について、本県では、昨年55円アップの954円と定められましたが、福岡県は992円、関西、関東などの大都市圏では1,100円を超えるなど、賃金の格差はいまだ埋まっていません。

こうした格差が生じる一つの原因として、本県が、どちらかといえばいわゆる下請の事業者が多い企業構造になっているからではないかと私は考えています。そうした中、下請法の改正をはじめとする昨今の取引慣行の見直しの流れは、別な視点で捉えれば、こうした格差を是正していくチャンスでもあり、本県として一層の取組が必要ではないかと考えています。

そこで、円滑な価格転嫁の促進にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

次に、公共施設等の維持・管理について、2項目お尋ねします。

1項目め、公共施設等の適正管理についてです。

県庁舎をはじめ保健所、県立学校施設などの県有建築物のほか、道路、港湾などの公共インフラ施設といった公共施設等は、高度経済成長期からバブル期に集中的に整備され、2040年にかけて急速に老朽化が進み、更新や維持管理に必要となる費用が大幅に増加する恐れがあると言われてしています。

本県においては、2040年の時点で築50年以上経過となる庁舎等の県有建築物は約42%、県管理の橋梁は約71%、トンネルは約63%、港湾施設は約70%を占めるとの見込みが示されています。

こうした中、本県はこれまで、施設の安全性を確保しつつ、維持管理や更新に係る財政負担の軽減、平準化を図るため、長寿命化計画に基づき、適時適切な点検と補修を実施する予防保

全型の老朽化対策を進めてきました。今後の予期せぬ補修への対応も鑑みると、引き続きの老朽化比率を抑える長寿命化の取組が大変重要であると考えます。

また、少子高齢化・人口減少の進行に伴う人口構造の変化により、公共施設等の利用需要などにも変化が生じることが予想されることから、今後も県民ニーズに沿った用途の変更など、施設の在り方を検討し、さらなる利活用を推進していくことが大切です。加えて、昨今の脱炭素化の流れやデジタル技術の進展などを公共施設等の管理に取り入れていくことも求められています。

また、1月に発生した埼玉県八潮市の県道における道路陥没は、道路下に埋設された下水管の破損が原因とされており、県内でも各市町村が緊急点検を行っています。市町村が管理する社会インフラは総量が多く、住民生活にも密接に関係しているため、安全性を確保するための適切な老朽化対策は不可欠であり、国と連携した市町村のインフラ維持管理業務を支援する取組のさらなる強化も必要と考えます。

こうした中、本県における施設保有の在り方や施設の機能発揮の方針を規定した大分県公共施設等総合管理指針の改定作業が進められています。12月に示されたその骨子案においては、長寿命化や施設総量の縮小の観点のもとより、脱炭素化やDXの推進、さらには市町村との連携といった観点も盛り込まれており、その具体化と着実な実施に大変期待しているところです。

そこで、公共施設等の適正管理にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

2項目め、市町村と連携した下水道の老朽化対策についてです。

さきほど言った八潮市の県道における道路陥没のような事案を未然に防ぐための方策について議論したいと思います。

下水道管の破損による道路の陥没は各地で多発しています。国土交通省によると、2022年度には全国で約2,600件も起きており、原因の多くは老朽化による破損とされています。標準的な耐用年数を超える下水道管は今後急増

することが見込まれており、老朽化対策は喫緊の課題となっています。再発防止のため、政府は下水道を管理する全国の自治体に緊急点検を要請していますが、本県においても速やかに対応し、リスクの芽を摘む必要があると考えます。

その上で、より大切なのは、下水道管の定期的な点検と適切な補修を徹底することと考えます。公明党では、以前からレーダー探査車による路面下空洞調査の推進を提言してきました。もちろん、下水道の維持管理は原則として市町村が行うこととなっていることは承知していますが、一旦道路陥没が発生すれば人命をも危険にさらすことになることを鑑みると、県としても市町村と連携し、しっかりと対応していくことが重要なのではないかと考えます。

そこで、レーダー探査車による路面下空洞調査の推進を含め、市町村と連携した下水道の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

次に、住宅政策について、2項目お尋ねします。

1項目め、住宅耐震化の促進を含む災害に強い県土づくりに関連した住宅耐震化の推進についてです。

災害はいつ起こるか分からない、これは過去の災害からの私たちに対する教訓です。本県でも、南海トラフ地震をはじめとして、中央構造線断層帯の地震など大型地震の発生が懸念されています。

このような大地震からの被害抑制に向けては、住宅耐震化の向上が大事です。本県でもビジョン2024に住宅耐震化率の目標を掲げ、取組を進めていると承知しています。

平成28年4月に発生した熊本地震では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災と同様に多くの建物が倒壊、または一部損壊しましたが、特に旧耐震基準で建てられた瓦屋根の木造家屋が大きな被害を受けたと言われています。また、能登半島地震でも木造住宅の耐震化の問題がクローズアップされました。建築基準法は発生した大地震などの災害を契機に過去何度も改正され、国も旧耐震基準で建てられた建物の耐震化

を推進していますが、いまだ全国では約570万戸の住宅の耐震化が行われていないのが現状です。

内閣府では、耐震改修を妨げる三つの課題を提起しており、最大の要因として災害イメージの低さが指摘されていました。災害イメージが低いと、耐震補強をはじめとする事前対策の最重要性を認識できないので、どんなに環境を整えても進展しないと言われて

います。そうした中で、耐震化を進める第一歩として、既存の建築物において、旧耐震基準で設計され、耐震性能を保有していない建物を現行の構造基準に当てはめて耐震性を判断する耐震診断を進めていくことが重要です。本県でもこれまで、耐震診断への支援を実施してきましたが、その継続はもとより、一層の強化が必要であると考えます。

また、耐震診断によりその危険性を認識したとしても、やはりネックになるのは耐震化に係る費用の問題です。特に、近年は人件費や物価の上昇により耐震化の工事費用も増加傾向にあると聞いています。さらに、高齢世帯等においては、年金を切り詰めて生活している方も多い中で、多額な自己負担が発生するとなれば、耐震化に踏み切れないというのが現実ではないでしょうか。他方、住宅の耐震化は居住者の命のみならず、周辺の住民などの命を守ることもつながる取組です。来年度予算案においては、こうした観点から支援策を充実されているとも伺っていますので、その円滑な周知と執行に大変期待しているところです。

そこで、住宅耐震化の促進にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

2項目め、県営住宅の整備など、住宅セーフティネットの根幹である県営住宅について伺います。

国は、子どもや子育て世帯が安心、快適に日常生活を送ることができる社会環境づくりとして、子育てを住まいと周辺環境から支援することもまんなかまちづくりを進めています。住まいについては、国立社会保障・人口問題研究所

の出生動向調査によると、理想の子ども数を持たない理由の一つとして、若い世代を中心に家が狭いことを挙げているとの報告がなされています。

子育て満足度日本一を目指す本県においても、ビジョン2024にこどもまんなかまちづくりの推進を掲げ、県営住宅における子育て世帯向けの住戸整備について、令和15年度までの500戸の整備を目標に取り組んでいます。

この政策及び目標について、我が会派としても高く評価しているところですが、他方、500戸の住宅整備は想像以上に大変な取組であり、どのように進めていくのか注目しているところです。

また、子育て環境の整備においては、3世代交流が可能な環境の整備も重要であり、既存住宅の改修に当たっては、世代交流が可能なバリアフリーを完備した設備やエレベーターの増設なども必要ではないかと考えています。

加えて、子育て世帯を含めた県営住宅の大きな課題として、築年数が50年を迎えようとする県営住宅が多いことから、既存住宅の劣化のほか、エレベーターのない住宅が多く、特に高齢の方を中心に住民が大変な思いをされているという現状も忘れてはなりません。

そこで、子育て世帯向け住戸の整備や高齢者への配慮を含め、県営住宅の整備をどのように進めていくのか、土木建築部長に伺います。

次に、防災対策について、2項目お尋ねします。

災害発生時の支援には、災害対策基本法や災害救助法など、法律や行政の取決めに基づいていると思われがちです。しかし、被災者の自立を支えるためには、より個人の状況に注目した支援が求められます。この必要性に対し、災害ケースマネジメントの概念が生まれ、具体的に実施されるようにもなりました。

この災害ケースマネジメントとは、災害による被災者の生活に焦点を当てた支援のための取組です。災害時、被災者への支援は国や行政からも行われますが、災害ケースマネジメントには被災者に寄り添い、被災者の災害ケースごと

に支援計画を策定するという特徴があります。

このような支援計画があれば、災害関連死の減少などが期待できることから、内閣府でも地方公共団体におけるこれらの取組の拡充を支援しており、2021年5月には防災基本計画において、被災者が自らに適した支援制度を活用できる環境を整える旨を記載し、2023年5月には災害ケースマネジメントとしてその位置付けを明確化しました。

折しも、南海トラフ地震について、30年以内に発生する確率が80%程度に引き上げられたことや、毎年のように豪雨災害が発生している状況を鑑みると、本県においても災害ケースマネジメントの具現化が急がれるところです。

本県でも、災害関連死の防止等に向け、様々な取組を実施していると承知しており、令和6年9月には能登半島地震を踏まえた大分県地域防災計画の修正も行われました。その要素の一つとして、避難所の環境改善や在宅・車中泊避難者に対する支援が挙げられています。

内閣府によると、令和元年度から令和3年度に審査された災害関連死の事例のうち、呼吸器系の疾患が33.1%、循環器系の疾患が29.1%と、合わせて全体の6割を占めているとされています。加えて、車中泊避難者のエコノミークラス症候群など様々な要因があります。このような背景から、避難所の環境整備をはじめとし、持病をお持ちの方、あるいは在宅や車中泊避難者に対する着実な支援が求められます。本県の来年度予算案では、こうした対策としてトイレカーの整備等が計上されており、その効果に期待するところです。

また、災害時に有効だと言われるキッチンカーですが、大分県西部地域キッチンカー連絡協議会と県西部振興局が災害訓練を行い、キッチンカーの機動力や自己完結できる設備が災害時に有用であることが改めて認識されたとの報道がありました。こうした状況を踏まえ、本県でも昨日成立した今年度補正予算において、NPO法人等が発災時に食事の提供を行う目的で導入するキッチンカー等に対する補助制度を創設されたことは、大変時宜を得た施策であり、感

謝申し上げる次第です。

そうした中、今回は、災害ケースマネジメントの一つとも考えられるペットの同行・同伴避難について論じたいと思います。

1項目め、ペット同行・同伴避難についてです。

このテーマについては、昨年第2回定例会の一般質問でも議論しました。さきほど災害関連死の要因の一つとして車中泊避難があると言いましたが、熊本地震等の例では、ペットと一緒に避難するためにやむを得ず車中泊避難を選択した方も多くいらっしゃったとのことで、災害時におけるペットと飼い主の避難の在り方は、人命にも影響する重要な問題であると言えます。

前回の質問では、愛知県犬山市における同室避難の制度化や、熊本県の民間企業における取組を事例として挙げ、対策の強化をお願いしましたが、来年度当初予算案において関連する施策が盛り込まれていると伺っており、大変うれしく感じているところです。来年度を取組を多くの方に周知し、また、ペット同行・同伴避難についての様々な議論が喚起されていくことを期待しています。

そこで、改めて、避難所を運営する市町村と連携しながら、県としてペットの同行・同伴避難にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

2項目め、災害時の中間支援組織についてです。

能登半島地震を踏まえた本県の防災対策の見直しの一つに、応援・受援体制の強化が挙げられています。その中核をなす取組が、専門性を有するNPO等のボランティア団体の活動をコーディネートする災害中間支援組織の立ち上げ支援です。

この点については、以前から我が会派としても重要な取組であると位置付けており、前回の定例会において、会派代表である戸高議員の一般質問においても議論しました。

こちらについても、来年度予算案について関連する経費が計上されており、大いに期待するところですが、その性質上、関連するNPO等

はもとより、より多くの県民にその意義等を理解いただき、連携して取組を実施していくことが事業の効果的な実施には不可欠であると考えます。

そこで、災害時の中間支援組織について、その必要性や役割、また、立ち上げの支援をどのようなスケジュールで行っていくのかについて、生活環境部長に伺います。

次に、農林水産業における気候変動対策についてお尋ねします。

昨年、成功裏に終わった第43回全国豊かな海づくり大会をきっかけに本県の豊かな水産資源に光が当たり、ひいては本県水産業に注目が集まったことは大変喜ばしく感じています。私は、多くの来県者をお迎えしたことで、水産物のみならず、本県の農林水産業全体に高い関心が集まったのではないかと考えています。

こうした本県の農林水産業に係る課題については、これまでも多角的に議論されてきたところですが、今回は気候変動対策に関して論じていきたいと思います。

地球の平均気温は上昇を続け、本県においてもこれまでになかったような豪雨災害や台風の上陸など極端な気象現象が増加しています。本県の平均温度は100年当たり1.75度の割合で上昇しているとのことで、我が国の年平均気温の上昇1.26度と比べても高いというデータがあります。また、1990年代後半から継続して気温の高い状態が続いているとも言われています。

こうした異常気象は様々な面で影響を及ぼしますが、特に農林水産業はその最たる分野ではないかと考えます。

一般的に気温が高くなり過ぎると作物の生育を阻害し、収量減少や品質低下を引き起こすと言われており、実際に、米の白未熟粒や胴割粒の発生、果実の日焼けなどが問題となっています。また、降雨量の低下は、農業用水の不足を引き起こし、農作物の枯死や収穫量の減少につながります。加えて、集中豪雨は、土壌浸食、浸水、洪水を引き起こし、農作物への被害だけでなく、農地の流出や農業インフラの損壊にも

つながります。さらに、暖かい地域に生息していた病害虫が、温暖化によって分布域を拡大し、新たな地域で農作物に被害を与えることも考えられます。

水産業も例外ではありません。海水温の上昇は、魚類の分布や回遊パターンを変化させ、特定の魚種の漁獲量が減少する可能性があります。

また、森林の減少が温暖化の要因の一つとも言われており、林業における適切な再造林等の取組は、本県の気候変動対策の一環としても重要な要素となります。

こうした状況に対応するため、まずは県内農林水産業従事者を対象とした気候変動に関する調査を行うなど現場の声を聞き、さらに、作物の生育不良や漁獲量の減少など具体的な影響を把握した上で、長期的な視点での対策を検討していくことが大切であると考えます。

そこで、農林水産業における気候変動対策にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

次に、医療・介護施策について、3項目お尋ねします。

1項目め、歯科口腔保健対策についてです。

本県では、健康寿命日本一を掲げ取組を進めていますが、その課題の一つとして全世代における歯の健康対策があります。実際にビジョン2024においても、虫歯のない12歳児の割合が全国で31位など、歯の健康に関する指標の全国順位が低位になっていることが課題として挙げられています。

全国的に見ても、8020運動が推進されている一方、50歳以降では平均して2年に1本の歯が喪失しており、60歳では歯の本数が24.7本、80歳以上の一人平均では歯の本数が15本であると調査報告がなされています。

歯科疾患は自覚症状を伴わずに発生することが多く、疾患がある程度進行した時点で症状が生じます。そのため、定期的に歯科検診を実施する必要があります。

本県では、平成25年12月に制定した大分県歯と口腔の健康づくり推進条例及び令和6年3月に策定した第二次大分県歯科口腔保健計画

に基づき、生涯を通じた歯科口腔保健対策の推進を図っており、市町村などと連携し、虫歯や歯周病予防等の各種対策に取り組んでいます。

そのような中、厚生労働省では、2025年以降における全国を対象とした歯科検診の定期化を検討しており、今後の動向が注目されています。本県でも、ビジョン2024における県民総ぐるみの健康づくり運動の一つとして、歯科定期健診の習慣化を掲げており、国と歩調を合わせて取り組んでいく必要があります。

そこで、歯科定期健診の習慣化に向けた取組を含め、歯科口腔保健対策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

2項目め、要介護認定のデジタル化についてです。

本県の高齢者数は、令和7年をピークに減少に転じると報告がありますが、後期高齢者数は令和12年まで増加する見込みです。そのような中、喫緊の課題として、要介護認定に要する平均日数問題が挙げられます。政府の発表によると、要介護認定に要する日数は原則30日とされていますが、全国の平均日数は約41日となっているとのことです。また、本県におけるこの平均日数は約36日となっていました。

このような状態を変えるべく、本県では昨年6月の補正予算において、全国で初めてとなる要介護認定のデジタル化等に取り組むこととしたのは記憶に新しいところです。

もちろん、全国初の取組として試行錯誤の中、ある意味ではモデル的な意味合いで取組を進めておられるとは承知しており、また、実施も緒に就いたばかりであると思いますが、介護分野における大きな課題への挑戦ということで、その進捗状況には大変注目が集まっていると思います。

また、気が早い話かもしれませんが、今年度の取組は大分市と別府市が中心でした。他方、高齢化の進展はその速度を増しており、他の市町村においても、早期にデジタル化を行っていくことが求められていると考えます。

そこで、要介護認定のデジタル化について、今年度の取組の進捗状況や成果を福祉保健部長

に伺います。あわせて、今後の県内における展開についての見通しもお聞かせください。

3項目め、認知症施策についてです。

2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になり、大半が85歳以上の高齢者で、さらにひとり暮らし世帯の割合も増えていくと見込まれています。認知症に悩む家族は多く、家族への支援を含めた総合的な取組が必要なのは言うまでもありません。

そこで、公明党をはじめとする超党派の議員立法として成立した、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が昨年1月に施行されました。

同法では、自治体の責務として、国と役割を分担し、地域に応じた施策を総合的かつ計画的に策定して実施する責務を負うとされており、本県でも、認知症施策として積極的な取組を行っていただいています。

その施策の中でも、大分オレンジカンパニーや認知症カフェの活動促進などは大いに期待できる取組だと思います。

現在、大分オレンジカンパニーの登録数は487団体となっていますが、まだまだ登録数を増やす余地はあるのではないかと考えます。また、認知症カフェを積極的に周知していく必要性を感じます。

認知症カフェは、認知症の人やその家族が地域の人、専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場所とされ、家族支援と初期の認知症の方の支援の場となることを目指していますが、実際は運営の継続が難しいこと、認知症である御本人やその家族が参加できていないカフェもあるなど課題も多い状況だと聞いています。カフェを開設した方からは、使命感だけで継続することは難しいという切実な声も上がっています。認知症カフェが地域で果たす役割は大きく、新規開設から継続支援の仕組みづくりが重要であると考えます。

そこで、オレンジカンパニーの登録数向上や認知症カフェへの支援の充実を含め、認知症施

策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

次に、教育行政について、2項目お尋ねします。

1項目め、不登校対策についてです。

本県の児童生徒1千人当たりのいじめ認知件数は全国平均を上回っており、さらには小、中、高の不登校児童生徒の数は増加傾向にあります。それに伴い、本県でも様々な対策を講じていただいているのですが、増加する不登校児童生徒に対しては一層の強化が必要と考えます。

ビジョン2024では、いじめ・不登校対策の充実、強化が主な取組の一つに掲げられており、中でもフリースクールや学びの多様化学校は、不登校児童生徒に対しての有効な支援策であると考えています。

他方、フリースクールの利用においては一定の料金を負担するため、家庭の事情によっては通えない子どもたちもいます。文部科学省の調査では全国平均のフリースクールにかかる月謝は平均で3万3千円との報告があります。残念ながらフリースクールは学校教育法に定める学校ではないため、国からの支援や補助が受けられない現状があります。

そのような中、子どもたちが学べる環境づくりを目指して、独自施策としてフリースクールを利用する家庭への助成を行う自治体が本県の別府市をはじめ、増えてきています。

そして、本県においても、来年度当初予算案にフリースクールの連携強化事業が計上され助成に取り組んでいただくこととなりました。我が会派をはじめ、多くの方からの要望を取り入れていただいた結果であると考えており、大変うれしく思っているところです。今後は、その円滑な取組はもとより、多くの県民の御理解を得て、施策を継続、強化していただくことを願っています。

また、本県の学びの多様化学校については、玖珠町の1校のみとなっており、開校を検討している市町村への手厚い支援など取組を進めていただきたいと考えます。

もちろん、フリースクールや学びの多様化学

校は不登校対策の一つであり、このほかにも学校における支援体制の強化など課題は山積しています。いずれにしても、子どもたちが明日に希望を持ち、毎日楽しく過ごせるための支援に努めることは我々大人の責務であり、一層の取組を期待するところです。

そして、その取組には、学校だけでなくフリースクールなど様々な関係者との連携が必要であり、県政における重要な課題であるとも認識しています。

そこで、教育委員会と連携した不登校対策の取組についての知事のお考えを伺います。

2項目め、教育指導体制についてです。

本県の教育は、小中学校ともに学力は九州上位を維持し、体力は全国トップレベルにまで向上するなど一定の効果が表れており、高い評価を受けています。

他方、教員採用選考試験における出願率は近年減少傾向が続いており、教育県大分の創造に向けては教職員の確保が課題であると言えます。

特に、モンスターペアレントなどの問題への対応を含め、教員の業務は多忙化しており、心のケアが必要な教員が増加していると聞きます。こうした教員への支援体制をどのように充実させていくかしっかりと検討していく必要があります。

また、教員の人材確保に向けても、まずは今いる教職員が働きやすい環境をつくるのが大切であり、そのための相談しやすい風通しのよい組織づくりなどにどのように取り組んでいくのか注目をしているところです。

他方、教員の不祥事が多数発覚するなど、教員のモラル低下等も指摘されています。こうした中、ビジョン2024における主な取組の一つとして教育指導体制の充実、強化が挙げられていますが、その中に教員のモラル指導が明記されていないことは少し残念に感じています。今後は是非ともモラル指導の強化にも取り組んでいただきたいと思います。

そこで、風通しのよい組織づくりやモラル指導を含め、教育指導体制の充実、強化にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

最後に、警察行政について、3項目お尋ねします。

初めに、地域住民や企業、団体等と連携した防犯活動についてです。

ビジョン2024では、県民、地域社会や関係機関・団体等との連携により犯罪が減少し、社会全体で良好な治安が保たれていることを10年後の目指すべき姿としています。

近年増加する闇バイトや特殊詐欺などの犯罪を防ぐためには、地域コミュニティと一体となる啓発活動が重要と考えます。

地域によっては、少子高齢化により、自治会活動を担う方が減少することで、子どもの見守り活動が維持できない状況が見受けられます。また、インターネットの発達等に伴う子どもたちの生活環境の変化に対し、見守り活動が追いついていないのではないかとの声も頂戴しているところです。

こうした中、今後は、時代の流れに合わせた見守り活動等の見直しも必要なのではないかと考えます。そして、地域の子どもたちや青少年を犯罪に巻き込ませないためには、定期的な地域サロンや学校単位での啓発活動、また、自治会レベルでの講演会などを充実させ、県民の意識を変えていく必要があると考えます。

また、現在運用中のまもめーるも効果的だと感じますが、そのアプリの中にあるおおいた防犯マップみはるちゃんの周知も大切だと思います。自治会経由での住民への周知などを検討してはどうかと考えます。

そこで、ビジョン2024に掲げた地域住民や企業、団体等と連携した防犯活動の推進について、具体的にどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

2項目め、警察官へのカスタマーハラスメント対策についてです。

本県警察学校では、本年1月31日に29名の卒業生が警察官として新たな一歩を踏み出しました。大変おめでとうございます。警察官の皆様には今後も大分県民を守る尊い仕事に使命感を持って取り組んでいただきたいと思います。

他方、さきほどの教員同様、警察官の確保も

課題となっています。その背景には、過重労働や若者の公務員離れなど、様々な理由があると指摘されています。また、職務質問を受ける側が映像を撮影してSNSに投稿するなど、警察官の心労は大きいと感じています。

福岡県警は2022年12月に初の内部調査を実施したところ、回答した警部級以下の職員約1万人のうち、約8割が相談対応業務で苦慮した経験があるとし、そのうち約4割は不眠や食欲減退、仕事を休みがちになるなど、心身に影響が出たと答えたとの報道がありました。福岡県警ではこの内部調査の結果を踏まえ、職員向けの内規マニュアルを作成したと聞いています。

このように業務を行う上でのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラへの対策は警察官にとっても喫緊の課題だと感じています。

また、本県では制服着用でのコンビニ利用を許可しており、評価しています。引き続き、交番勤務の警察官を含めた職場でのプライバシー配慮に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、警察官へのカスタマーハラスメント対策にどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

最後に、外国人への交通ルールの周知についてです。

近年、外国人労働者が増加しており、昨年10月末時点での大分労働局の発表によれば、県内に在住する外国人労働者は1万2,176名になっているとのことです。

人手不足の中、外国人労働者の増加は県経済の活性化にとって歓迎すべきことですが、他方、地域社会との共生には懸念もあります。特に交通ルールについて、例えば、自転車通勤される外国人の方も多く見られますが、残念ながらヘルメットを着用している方はほとんどいないという状況です。

当然、文化や言葉が違う中での交通ルールの周知は難しい面もあると思いますが、自転車で通行する際などに児童や車に接触する危険性も高いのではないかと心配になることもあります。

今後、育成就労制度の創設等に伴い外国人労働

者が増えれば増加すると見込まれる中、地域社会との共生の一環として、自転車はもとより、車や電動キックボードなどを含めた交通マナーやルールの外国人に対する周知徹底が大変重要になると考えます。

そこで、外国人への交通ルールの周知にどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

以上、公明党会派の代表質問を終わります。長時間の御清聴ありがとうございました。(拍手)

嶋議長 ただいまの澤田友広議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 澤田友広議員の代表質問にお答えします。

まず、行財政改革についてです。

県ではこれまで、20年余にわたる不断の行財政改革により、県政の諸課題に対応できる持続可能な行財政基盤を構築してきました。

しかし、少子高齢化・人口減少が急速に進行し、社会構造が大きく変化する中で、安心・元気・未来創造の大分県を実現するには、行革の取組も新たな局面に対応できるように、次のステージへと移る必要があります。

このような考えから、デジタルや先端技術を最大限に活用し、社会変革に向けた取組を加速度的に推進するため、昨年9月に新たな計画となる大分県行財政改革推進計画2024を策定しました。

この計画では、県民目線に立ったDXを強力に推進し、県民サービスの向上に資する業務の効率化、高度化を進める行政の質の改革に取り組む、限られた人員で課題を解決できる体制を確立することとしています。

具体的には、電子申請など行政サービスのオンライン化等により、利便性向上と事務効率化を両立するとともに、福祉、防災、農林、土木など公共性の高い準公共分野において、AIやドローン等の先端技術を活用した高度化を進めていきます。

構造的な課題への対応も必要です。老朽化が

進行する公共インフラでは、レーザー等を搭載した専用車両によるトンネル点検など新技術を活用しつつ、長寿命化、予防保全といった中長期的な視点による戦略的なマネジメントを進めていきます。

社会保障関係費の増加への懸念に対しては、保険者や事業者等の多様な主体との連携を強化したデータヘルスの推進などにより、医療費の適正化を図ります。

そして、新たな行革ステージで何より重要なのは、安心・元気・未来創造の県政を担う多様な優秀な人材の育成と確保です。

来年度からオフィス改革に着手して、効率的で質の高い働き方ができ、そこで働きたいと思える県庁を目指して、デジタルを活用した新しい働き方の仕組みづくりと、それを実現する執務環境の整備を順次進めていきます。

全職員が一丸となり新たなステージでの行革の取組を着実に実行することで、行政の質の改革を図りながら、持続可能な行財政基盤の確保に努めていきます。

次に、中小企業におけるDXの促進についてです。

人手不足をはじめとしたビジネス環境の激しい変化に対応しながら、中小企業が事業を継続し、さらに発展していくためには、DXに取り組むことが不可欠となっています。

県が毎年春と秋に実施している500社企業訪問では、業種や規模別にDXの取組状況を調査しています。この調査によると、DXに取り組む予定がないとする企業の割合は、宿泊業や飲食業で2割以上と高く、規模別では従業員数5人以下の企業で約3割に及ぶなど、業種や規模によって状況が異なっています。

このため、県では事業者の取組段階に応じたきめ細かなDX支援を行っています。

まず、予算や人材の不足でDXに取り組む余裕がない企業に対しては、第一歩を踏み出すための後押しとして、今年度から新たにDXコーディネーターを配置して、DXのあらゆる困り事に対応しています。具体的には、プッシュ型で企業を訪問して、DXへの理解を促すととも

に、課題整理や取組方針の策定支援等を行っています。既に235社を支援し、その結果、約6割の企業が、国や県の支援策を活用したDXに踏み出しました。

次に、DXに取り組んではいらぬものの文書の電子化等にとどまっている企業に対しては、ITツールのさらなる活用を促します。業務効率化につながるソフトウェア等の導入に対する国の支援への上乗せ補助金には、本年度86件の申請があり、中小企業のニーズの大きさを感じています。また、導入したITツールを使いこなせる人材の育成もあわせてサポートしています。

攻めのDXに対しても、経営変革に向けた伴走支援等を行っています。例えば、デジタルマーケティングで月別の売上げを前年比2倍以上に伸ばした企業や、温泉の利用状況を可視化することで宿泊客の満足度を高めた旅館など、一定の成果も出てきています。さらに多くの中小企業が攻めのDXを実現できるよう、データを戦略的に活用できる人材の育成等にも取り組んでいます。

今後とも県内中小企業がDXによる生産性向上や新たな挑戦に踏み出せるよう、きめ細かな細やかな支援に努めていきます。

次に、公共施設等の適正管理についてです。

学校施設、文化・スポーツ施設、庁舎などの公共建築物や道路、港湾、ダムなどの公共インフラ施設は、県民生活や社会経済活動の基盤として大変重要な役割を果たしています。

一方、これらの公共施設等については、今後老朽化が進み、維持管理経費のさらなる増加が見込まれるとともに、人口減少による利用需要の変化や脱炭素化、DXの推進など新たな課題への対応が求められています。

そこで今回、公共施設等総合管理指針を改定して、三つの観点で取組を進めていきます。

一つ目は、計画的な予防保全による県有建築物や公共インフラ施設の長寿命化の推進です。

県有建築物は、80年使用し続けることを目的に20年ごとの目安で改修を行い、また、公共インフラ施設については、定期的な点検や補

修を着実にを行うことなどにより、資産老朽化比率の抑制に努めています。

二つ目は、県有建築物の施設総量の縮小や公共インフラストックの適正化です。

社会情勢の変化や県民ニーズ、費用対効果等を十分に検証した上で、県有建築物では、廃止や集約化、利活用などを行うとともに、公共インフラの施設では、施設の必要性等を総合的に判断して新設、更新などを進めています。

三つ目は、多様な施策や主体との連携です。

カーボンニュートラルの実現に向けて、庁舎の大規模改修時のゼロエネルギービルディング化、ZEB化など、省エネ性能の向上に取り組みます。

また、橋梁や港湾施設の点検の際、ドローンの活用やAI解析でコンクリートのひび割れを検出する技術の採用など、DXの推進により安全で効率的な維持管理に努めます。

さらに、民間活力を導入するPFI手法などにより、効率的かつ効果的な整備に努めるとともに、技術職員が少ない市町村のインフラ維持管理を支援する取組も進めていきます。

例えば、JRとの調整が必要な跨線橋点検においては、県が市町管理分とあわせ、一括発注を行うことで負担軽減を図り、その際に健全性の判定を合同で実施することで、職員の技術力向上にも取り組んでいるところです。

こうした取組により、今後とも公共施設等の適正な管理に一層努めていきたいと考えています。

次に、農林水産業における気候変動対策についてです。

本県農林水産業を持続可能な産業として次の世代につないでいくためには、猛暑など、近年の激しい気候変動に伴う影響を抑制させる取組が必要です。

このため、これまでも生産者や関係機関等の声を聞きながら、生産、流通両面から対策を進めてきたところです。

生産面の対策としては、まず、次作に向けた緊急的な高温対策として、ハウスや畜舎での遮熱資材の活用や、効果的なかん水技術等の導入

を進めています。

こうした緊急対策に加え、品種の転換にも取り組んでいるところであり、高温でも収量や品質が安定している水稻品種なつほのかやブドウ品種シャインマスカット、本県が開発したいたけ新品種などの導入を積極的に推進しています。

海水温の上昇への対応も必要です。高水温の影響を受けにくい沈下式の生簀を活用した新たな養殖方式の実証や、高温耐性が期待される種苗の導入によるカキ養殖等の拡大に取り組んでいます。

また、県農林水産研究指導センターでは、気候変動対策を重点課題として各種の研究に取り組んでいるところです。

農業では、バイオ技術を活用した高温に強い新品種の開発や、増加する病害虫に対応した防除手法への改良、水産業では、水温変化に対応した魚病対策等に取り組んでおり、研究成果を速やかに生産現場につなげているところです。

次に流通面の対策としては、品質の高い農林水産物を消費者に届けるために、鮮度や衛生管理に配慮した流通経路の確保が重要です。

このため、適正な温湿度管理が可能な選果場、集出荷施設を整備する農業団体等や、衛生管理型魚市場を整備する佐伯市に対して支援を行っています。

これらの気候変動適応策とあわせて、CO₂の吸収源対策として、成長が旺盛な早生樹による再造林を加速するほか、頻発化する豪雨災害への対応として、農業用ため池など農林水産施設の防災・減災対策も一層推進していきます。

こうした総合的な取組により、引き続き長期展望をもって気候変動に対応できる持続可能な農林水産業の実現を目指していきます。

次に、不登校対策についてです。

年々増加する不登校児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

登校はできても教室に入れない児童生徒に対しては、校内教育支援ルームを48の中学校に設置し、登校支援員が学習サポートや相談支援

を行い、教室復帰につなげてきました。

来年度は、中学校での設置拡大に加えて、さらに早い時期からの支援が必要との総合教育会議における意見も踏まえて、新たに小学校にも17名の登校支援員を配置したいと考えています。

他方、学校には登校できないものの、フリースクール等であれば通うことができる児童生徒もいることから、そうした施設との連携も強化します。特にフリースクールについては、さきほど議員から御指摘ありましたとおり、利用料の負担が大きいという実態があるため、家庭の経済状況にかかわらず安心して通えるように、低所得世帯への利用料の助成を当初予算案に盛り込みました。

なお、各施設の運営実態が様々ですので、助成にあたっては国のガイドラインに沿って、相談・指導体制等に関する基準を設けて助成を行うこととしています。

また、どこにも通えず家庭で過ごしている児童生徒に対しては、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携して家庭を訪問するなど、アウトリーチ型の相談支援にも力を入れていきます。さらに、いつでもどこでも学べるICT教材を、希望する全ての不登校児童生徒が利用できるようにしたいと考えています。

学びの多様化学校の設置は各自治体の判断によるものではありませんが、くす若草小中学校の事例を見ても、その存在意義は大きいものと認識しています。今後、設置を考える市町村には、先進事例の情報提供や教育課程の相談に対応するとともに、必要に応じて国の補助事業の活用を促すなど、設置に向けた支援に努めていきます。

今後とも、市町村や関係機関との連携の下、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、不登校児童生徒の支援強化に教育委員会と共に取り組んでいきたいと考えています。

その他の御質問については担当部長から答弁します。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

〔利光商工観光労働部長登壇〕

利光商工観光労働部長 私からは円滑な価格転嫁の促進についてお答えします。

中小企業や小規模事業者が持続的な賃上げに踏み出すためには、円滑な価格転嫁が不可欠です。県はこれまでも国や商工団体などの関係機関と連携し、継続的に情報発信などに取り組んでいきました。

こうした取組の結果、パートナーシップ構築宣言企業の比率は引き続き九州トップです。また、公正取引委員会が策定した労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針の認知度も、本県が九州で唯一50%を超えている状況となっています。

他方、昨年秋の500社企業訪問調査では、24.3%の企業が価格転嫁できていないとの結果でした。このため、本年1月末に開催した大分県政労使会議では、持続的な賃上げに向け、引き続き労務費を含めた価格転嫁の円滑化などに取り組むことを関係機関と共に改めて確認しました。先月末には、今月の価格交渉促進月間に先立ち、九州経済産業局などと連携して価格転嫁に関するセミナーを開催し、多くの方に参加いただいたところです。

今後とも、関係機関と連携し、中小企業が適切な価格転嫁を円滑に行い得る環境づくりに努めていきます。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

〔五ノ谷土木建築部長登壇〕

五ノ谷土木建築部長 私からは3点お答えします。

まず、市町村と連携した下水道の老朽化対策についてです。

埼玉県における陥没事故発生後、国が一定の規模を超える下水道管の緊急点検を指示しています。県内で下水道事業を実施している14市町村に、その点検対象となる施設はございません。しかしながら、県では市町村に対して、同様の事故の防止に向け必要な点検と適切な維持管理を要請しており、これまでに異常箇所報告はありません。

議員御指摘の下水道管の定期点検は、管路に

段差があるなど腐食の恐れが大きい箇所について5年に1度実施しています。それ以外の箇所は、各市町村が定める頻度で点検を行い、必要に応じて補修を進めているところです。

また、県管理道路のうち緊急輸送道路では、平成27年度からレーダー探査車による調査を行っています。その結果、確認された空洞の多くは50センチメートル未満の小規模なもので、あわせて補修もしています。

なお、下水道に起因する空洞は確認されていません。

引き続き、下水道管理者である市町村に対して、施設の適切な維持管理を要請するとともに、県においてもレーダー探査車による計画的な空洞調査や日常パトロールによる異常箇所の早期発見に努めていきます。

続いて、住宅耐震化の促進についてです。

能登半島地震などの影響により、県内では、耐震アドバイザー派遣や耐震診断補助の申込みが大幅に増加している一方、診断から改修へ進む割合は約3割にとどまっている状況です。

その理由として、住宅所有者の費用負担や、耐震化に対する意欲の低さが挙げられています。そのため、まずは本年度から、事業者と協力して、従来約7割の費用で改修可能な低コスト工法の普及に取り組んでいるところです。加えて、来年度からは、改修補助の上限額を100万円から150万円に拡充し、費用負担の軽減を図りたいと考えています。

また、住宅所有者の耐震化に対する意欲向上や家族などによる耐震化の後押しに向け、耐震キャラバンや小中高生向けのセミナーを開催するなど、周知や啓発にも力を入れていきます。

さらに来年度は、診断はしたものの、必要な改修を行っていない方などに対して、拡充した支援制度を周知するリーフレットの配布、また、戸別訪問の実施など、これまで以上にきめ細かなフォローアップを市町村と協力して行う予定としています。

今後も引き続き、事業者や市町村と連携し、住宅の耐震化をより一層促進していきます。

3点目は、県営住宅の整備についてです。

県では、少子高齢化や施設の老朽化に対応するため、県長期総合計画や公営住宅マスタープランに基づき、県営住宅の計画的な改善や建て替えに取り組んでいます。

まず、子育て世帯向けについては、平成30年度から大分市内で行っていた対面キッチンの設置や子ども部屋の確保などの間取りの改修を本年度から県内全域で順次拡大しているところです。

次に、高齢者世帯向けについては、低層階における手すりの設置や浴室の床のかさ上げなどの住戸改善を引き続き行っていきます。

加えて、施設の老朽化などの理由により全面的に改修する場合、エレベーターの設置もあわせて行っており、今後、別府市の扇山住宅で基本設計を実施する予定です。

また、明野住宅では、各世代のライフスタイルに見合った間取りやバリアフリーに加え、将来の維持管理も考慮して、現在の16棟から高層化した5棟に集約、建て替えを行っているところです。

今後も、社会情勢や居住者のニーズに合わせた県営住宅の整備に努めていきます。

嶋議長 島田生活環境部長。

〔島田生活環境部長登壇〕

島田生活環境部長 私からは2点お答えします。

まず、ペット同行・同伴避難についてです。

県では、本年度ペットの飼育者がためらわずに避難できるよう、市町村に対する研修会等を通じ対応を働きかけたことなどにより、全ての市町村で災害時にはペット同伴可能な避難所が開設される見込みとなりました。

さらなる拡大に向けては、個々の避難所に応じたペット同伴のルールづくりなど、よりきめ細かな対応の検討が必要となります。

そこで、来年度の県総合防災訓練では、実際にペットを同伴し、動線やスペースを分ける手法など、実践的なノウハウの取得を図るとともに、そこで生じた課題については、市町村と共有していくこととしています。

また、飼い主の意識向上のため、新たに公開講座を開設し、平時からのしつけや備蓄の準備、

災害時の避難所における飼い主によるペットの適正飼育などを周知することとしています。

加えて、県が委嘱する動物愛護推進員に向けた災害支援の研修会を充実させることで、避難所での飼い主に対する助言など、円滑なペット同伴避難への協力体制も構築していきます。

今後も、住民全般のペット同伴避難への理解促進に努めるとともに、全ての避難者が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいきます。

次に、災害時の中間支援組織についてお答えします。

災害時に行政や社会福祉協議会などと連携し、専門ボランティアの受入れや調整、応援要請の窓口となる災害中間支援組織は、令和6年9月現在、23都道府県で設立されています。

本県においても、本年5月の立ち上げを目指し、災害支援活動に実績のあるNPO法人を中心に体制の構築を進めているところです。

今後は、九州各県や全国で活動する災害中間支援組織を交えた事例研究や情報共有の場を設けるとともに、NPOなどが被災者の多様なニーズに対応できるよう、立ち上げた組織と連携して研修会を実施する予定にしています。

また、災害中間支援組織の活動には、こうした他団体とのネットワークづくりや、県内NPOの育成に加え、議員御指摘の県民理解の醸成も不可欠となります。

そこで、地域住民が参加する県総合防災訓練において、災害中間支援組織も加わり、専門ボランティアの受入訓練を実施することなどによって、組織の必要性や役割等の理解促進を図っていくこととしています。

今後とも、多様な主体との協働共助を進めながら、災害支援体制の構築に努めていきます。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

〔工藤福祉保健部長登壇〕

工藤福祉保健部長 私から医療・介護施策について、3点お答えします。

まず、歯科口腔保健対策についてです。

本県では、乳幼児期からのフッ化物塗布・洗口に加え、全ての公立小中学校で洗口を実施し、12歳児の虫歯本数は、この10年間で一人当

たり2.0本から0.9本ということで大幅に改善してきていますが、依然として全国下位に低迷しています。

さらに、令和4年の20歳以上の定期歯科健診受診率は37.4%にとどまっており、歯科口腔保健計画に定める目標値70%に向けては、対策の強化が急務です。

そこで、一昨年4月に大分県口腔保健支援センターを庁内に設置し、全世代の歯科口腔保健対策に力を入れているところです。

県内2,600を超える健康経営事業所を対象として、健康講話や簡易検査を行うなど、歯周病に関する知識の普及を進め、歯科健診の習慣化を図っています。

また、昨日議決いただいた補正予算では、災害時の歯科保健医療活動に必要な車両及び医療機器を県の歯科医師会に配備することとしており、これを平時には歯科健診の習慣化の普及啓発にも積極的に活用していきます。

今後とも、市町村や県の歯科医師会及び衛生士会などと連携し歯科口腔保健対策を推進して、健康寿命の延伸につなげていきます。

次に、要介護認定のデジタル化についてです。

年間6万件に上る県内の要介護認定のほぼ半数を占めている大分、別府両市と共同実施しているこの事業ですが、自治体や医療機関のシステム改修等を経て、この1月から両市で運用を開始しています。

主治医の意見書のデジタル化により、要介護認定の結果判定までの日数は、これまでよりも3日から4日程度の短縮が既に図られたところであり、今後、運用の円滑化により、介護保険法で定める30日以内に向けて、さらなる期間短縮が見込まれます。

また、協力医療機関や市の職員の皆さんからは、紙や郵送に係る事務コストや作業時間の大幅削減、また、集合型会議の廃止による事務負担の軽減など、デジタル化の効果を早速実感したとの声が寄せられています。

加えて、この結果判定後に必要となるケアマネジャーのケアプラン作成に要する期間も、認定情報の即時提供ができますので最大10日程

度の短縮が見込まれ、全体として介護サービス提供の迅速化に大きく寄与するものと考えています。

他の市町村もこのデジタル化による成果に高い関心を示しており、来年度以降の導入を念頭に、費用対効果などの検証を始めたということから、県も必要な情報提供を行うなど、市町村の検討を支援することとしています。

3点目、認知症施策についてです。

認知症に優しい県内企業を登録するオレンジカンパニーは、令和に入り141者増加しており、今487団体となっています。今後は、認知症基本法の理念を踏まえ、登録数のみならず、企業ごとに具体的な行動につなげていくことが重要です。

その一例として、由布市のコンビニでは昨年末に認知症の方にも分かりやすい商品表示を取り入れ、ゆっくり買物ができる時間帯を設け、来店者に大変好評を得たところです。

県では、こうした事例を広めるため、新年度から、例えば、旅館、ホテルや金融機関など、様々な業種を対象として接遇講座を実施し、具体的なサービス提供につなげる企業を地域共生型オレンジカンパニーとして認証する制度を設け、取組を応援していきます。

また、地域の交流の場として親しまれている認知症カフェですが、県が設立から運営までを支援し、令和以降27か所増加し、現在92か所に上っています。

こうした身近なカフェの利用促進に向けては、今、県内全域で認知症の方が行方不明になったときに備えるためのSOSネットワークというものが既にありますので、こうしたものも活用しながら、当事者やその御家族等に広く周知できるように、改めて市町村と協力して情報発信に努めていきます。

引き続き、認知症になっても希望を持って暮らせるバリアフリーの地域社会の実現に向けて、官民で連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長 私からは教育指導体制についてお答えします。

子どもたちにしっかりと向き合える教育指導体制の構築に向けては、教員への心のケアをはじめとした支援の充実や風通しのよい組織づくりの推進が必要です。

教育委員会では、精神疾患による休職者が増加傾向にあることから、こころのコンシェルジュによる学校訪問等を通じ、メンタル不調の早期発見と重症化予防に努めています。

加えて、新年度からは保護者による過剰な要求など対応が難しい事案の解決を支援するコーディネーターを本庁に配置し、体制を強化することとしています。

風通しのよい組織づくりでは、従来、新任管理職に対して行ってきた人事評価面談に関する研修について、来年度は全ての管理職に拡大することなどにより、教員とのより良い信頼関係の構築に取り組みたいと考えています。

また、教職員のモラル向上については、本定例会に提案している長期教育計画の中に、不祥事の根絶に向けた服務規律の徹底を位置付けており、服務研修テキストの充実や管理職による個人面談などの取組を強化していきます。

今後とも、教職員が意欲を持って生き生きと働き、資質や能力を高め続けられる教育指導体制の充実に力を入れていきます。

嶋議長 幡野警察本部長。

〔幡野警察本部長登壇〕

幡野警察本部長 私からは警察行政について3点お答えします。

1点目は、地域住民や企業、団体等と連携をした防犯活動についてお答えします。

犯罪の起きにくい社会を実現する上で、地域住民、関係機関・団体等による自主防犯活動は極めて重要であると認識しています。

他方で、議員の御指摘のとおり、地域の自主防犯活動を担う方々の高齢化により、その実施が困難な状況も見られるところです。

そこで、県警察では幅広い世代への働きかけや事業者との協定締結などを通じ、自主防犯パトロール活動等への協力を依頼しています。

また、ながら見守りといった日常生活を通じた負担の少ない活動の提案なども行っており、多様な主体、また形態による持続可能な自主防犯活動を展開していただいているところです。

このほか、地域住民等の防犯意識の高揚や、効果的な自主防犯活動に資するよう、議員からも御指摘があったまもめーるやおおいた防犯マップみはるちゃんといったツールも活用して情報発信するとともに、そうしたツールの周知についても図っているところです。

加えて、自主防犯活動を推進する自治会等に対して、街頭防犯カメラの設置支援を行うなど、防犯環境の整備拡充についても推進しています。

引き続き、地域住民、また関係機関・団体等と連携して、地域の実情に応じて、持続的で効果的な活動が実現するよう取り組んでいきたいと考えています。

2点目は、警察官へのカスタマーハラスメント対策についてお答えします。

警察においても、苦情の申出者等からの著しい暴言や、また脅迫的な行為、執拗、または不当な要求等を受けることが実態としてあります。このため、部外対応に当たる職員の負担軽減を図るべく、こうした行為への組織的な対応の在り方を検討することは重要であると考えています。

また、警察職員であっても、プライバシーについて必要な配慮がなされ、働きやすい職場環境が確保されることは重要であると考えています。

他方で、警察は、職務遂行の一環として、犯罪による被害の申出、また、近隣トラブルや生活上の不安に関する相談など、様々な申出等を受ける立場にあります。また、常に県民からの期待と信頼に応える行動を意識する必要もあります。こうした観点も踏まえながら、県警察としては、職員の心理的負担の軽減と必要なプライバシーの確保にも配慮した働きやすい職場環境の構築に取り組んでいます。

また、実際に事案が生じた際には、組織的に検討して対応に当たることとしています。

今後とも、職員が安心して取り組むべき事象

に注力できるようにすることで、県民の皆様の安全・安心を確保していきたいと考えています。

3点目は、外国人への交通ルールの周知についてです。

県警察では、外国人の方々に我が国の交通ルールや交通マナーを理解していただくために、外国人労働者を雇用する事業者や留学生を受け入れる大学等と連携し、交通安全に関する講話を随時実施しています。

このほか、観光目的の訪日外国人に向けて、レンタカー会社や、また、自転車、特定小型原動機付自転車のレンタル事業者等と連携して、交通ルールを周知するための活動についても行っています。

また、警察官の街頭活動においては、日本人、外国人を問わず、全ての車両を対象に交通指導取締りを行っているほか、ヘルメットの着用を含む自転車の安全利用についても力を入れて啓発に取り組んでいます。

議員御指摘のとおり、外国人の方々が我が国のルールを理解し、これを遵守していただくということは、インバウンドを推進し、外国人材の受入れによる多文化共生を進める上でも重要であると考えています。

県警察としても、引き続き関係機関・団体等と連携して必要な取組を進めていきたいと考えています。

嶋議長 以上で澤田友広議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって代表質問を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時29分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第6号）

令和7年3月7日（金曜日）

議事日程第6号

令和7年3月7日
午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 榊田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|-----|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |

| | |
|--------------|-------|
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 淵野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 首藤 圭 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

嶋議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

嶋議長 本日の議事は、議事日程第6号により行います。

—————→…←—————

日程第1 一般質問及び質疑

嶋議長 日程第1、第1号議案から第14号議案まで、第16号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。二ノ宮健治議員。

〔二ノ宮議員登壇〕（拍手）

二ノ宮議員 皆さんおはようございます。32

番、県民クラブの二ノ宮健治です。

議場が新しくなりました。そして、優しい議場となりました。関係者にお礼を申し上げたいと思います。

そして、その新しい議場で、トップバッターとして一般質問の場に立たせていただいた同僚の皆さんにお礼申し上げます。

今日あそこに新しいモニターができています。これは私がしゃべったことが即字幕になるという優れ物です。是非利用していただきたいと思っています。

そして、今日は大分県聴覚障害者センターの皆さんもたくさんお見えになっています。後で是非感想をお聞きしたいと思います。

さて、今回も疲弊する地域を元気にしたいという思いから、由布市の事例を挙げながら質問を組み立てました。代表質問から見ると小さなことなんです、その地域にとっては大変な大事なことという感じで挙げています。知事、是非、総論的でなく、細やかな前向きのお答えをお願いします。早速、質問に入ります。

初めに、大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024の推進について、特に計画実現に向けた新年度当初予算の留意点についてお聞きします。

昨年の第3回定例会で、大分県長期総合計画が可決されました。この計画は、10年後の2033年の大分県の目指す姿が描かれていますが、その計画を実現するためには、毎年予算への計上が必要なことは言うまでもありません。

そうした中、計画の本格的スタートとなる来年度の当初予算案が今議会に提案されています。予算編成方針には、「令和7年度は、ビジョン2024の実行元年として、計画の力強いスタート及び着実な推進に向けて諸政策を積極的に展開していく必要がある」とあります。

ビジョン2024には、時代の要請や潮流の変化として、多様性を認め合い共生・共創する社会への要請など六つの項目が挙げられていますが、その中で私が特に心配するのは、想定を上回るスピードで進む人口減少と地球環境問題の深刻化と自然災害の脅威です。

温暖化によりさらに激甚化すると見込まれる自然災害への対応はもちろんですが、想定を上回るスピードで進む人口減少は、その質がこれまでの10年間とは異なると考えています。出生数のさらなる減少に加えて、団塊の世代全員が後期高齢者に突入し、これまでの労働力を提供する立場から支援を受ける側になることが見込まれます。

2023年の全国の出生数は72万7,288人、2024年には70万人を割り込むことが確実視されています。年間出生数が約270万人と言われた団塊世代の4分の1の出生数になっています。

このことから、これからの10年間、労働力や介護施設の不足が深刻化することは目に見えています。今回の予算がこれまでどおりの変化のない、いわゆる継承予算であれば、ビジョン2024は画餅に終わるのではないかと危惧しています。

そこで、時代の要請や潮流の変化への対応を令和7年度当初予算に具体的にどのように反映されているかを含め、ビジョン2024の推進に向けた知事のお考えを伺います。

以下、対面席で行います。

〔二ノ宮議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの二ノ宮健治議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。二ノ宮健治議員の安心・元気・未来創造ビジョン2024の推進についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、安心・元気・未来創造の各分野で10年後の目指す姿を具現化していくには、必要な取組をしっかりと県予算に反映して実行していかなければなりません。

そういった思いに立ち、令和7年度当初予算案は、ビジョン2024の実行元年として、計画の力強いスタート及び着実な推進に向け、諸施策を積極的に展開していくという方針の下、編成しました。

特に想定を上回るスピードで進む人口減少は

最重要課題の一つであり、可能な限り抑制を図るため、自然増・社会増対策、持続可能な社会の構築など、各種施策を盛り込んでいます。

まず、結婚、妊娠、出産支援や子育て環境の整備等、子育て満足度日本一の実現に取り組むほか、移住者向けの支援拡充や移住体験機会の創出等による若年層の移住・定住の促進、企業誘致の推進などに力を入れます。

また、喫緊の課題である産業人材の確保、育成を促進するため、若者と企業をつなぐ交流拠点の整備や、外国人雇用に関する企業向け相談窓口の新設など、おおいた産業人財センターの機能を強化します。

生産年齢人口が減少する中でも持続可能な経済社会を構築するため、デジタル技術の活用による生産性向上も推進します。今後さらなる人手不足が懸念される介護現場においては、ロボットやICT導入等により、生産性の向上に加えて、職員の皆さんの負担軽減や離職防止も図っていきます。

激甚化する自然災害やその要因とされています地球温暖化対策への対応も重要な課題です。孤立集落対策や避難所環境整備など防災対策の強化に加えて、治水・土砂災害対策等の県土強靱化、住宅の耐震化の加速などにより、災害に強い県土づくりに取り組みます。

地球温暖化対策としては、身近な省エネ行動を促すグリーンアップおおいた運動を県民総参加で展開するほか、低炭素水素の利活用支援など、大分県版カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めます。

時代の要請や潮流の変化をしっかりと踏まえて、安心・元気・未来創造の大分県づくりを進めていきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。先般、令和7年度の当初予算の新聞報道がありました。新長計実行へ、積極型1.9%の増、知事の思い色濃く反映、きめ細かい目配りなど、総じて評価が高いように感じました。

そして、今年度も特別枠、新しいおおいた共創枠として115事業、34億6,800万円

が設定されています。この特別枠は、前知事の時代からもおおむね20億円程度が、令和4年度のポストコロナおおいた挑戦枠のように、その時代の課題を積極的に解決するための設定だと思っています。

この特別枠に関連して、せっかくですから1点だけ再質問します。

さきほど時代の要請や潮流の変化について、特に2点言いましたが、中でも人口減少についてはあらゆる変化の根源とも言え、全ての政策に影響することから、早急かつ重点的な対応が必要だと思っています。

さきほどの答弁でも説明がありましたが、人口減少は県民生活への影響が大きく、その注目度も高いと思います。来年度、特別枠の事業などにより、人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、知事の意気込みを改めてお聞きします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 人口減少対策ですが、新しいおおいた共創枠には、長計実行元年として力強いスタートを切るために、人口減少対策も含めて、過去最高の34億円を盛り込んだところです。

自然増対策では出生数の増加が重要であり、若者の出会い、結婚の希望を後押しするとともに、安心して子育てできる住環境の充実に取り組んでいきます。

社会増対策では、移住支援の拡充に加えて、賃上げの後押しや魅力的な職場づくり、企業誘致の推進等、若者、女性の呼び込みと定着に力を入れていきます。

あわせて、デジタル技術等を活用した地域の持続的発展にも取り組み、市町村と緊密に連携して、人口減少対策に取り組んでいきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。何事も一朝一夕にはいかないと思いますが、やはり10年間、一つ一つの積み重ねでやっていかなきゃならないと思っています。10年後の2033年の大分県が計画どおり、すばらしい大分県になるように皆の総力を結集していきたいと思っています。

次に、平成の市町村合併20周年と旧町村部地域の振興についてですが、少し長くなりますが、お許しいただきたいと思えます。

佐藤県政も早いもので満2年を迎えようとしていますが、知事はこの間、県内を精力的にくまなく訪れ、県民との対話の中で、県民生活の実態や課題の把握などに努められています。ビジョン2024の基本姿勢である「県民一人ひとりの声が政策の原点」の実践であり、深く敬意を表します。

私の地元、谷むらづくり協議会へのふれあい対話では、地区の特産品の開発や有害鳥獣対策などへの熱心な答弁に、会員一同感心していました。

由布市では、県の進める子育て満足度日本一を具現化すべく、3歳未満児を対象としたおむつクーポンの配布や健康寿命日本一を目指す県の施策に呼応して、健康立市を掲げての様々な健康づくり事業の展開、そしてさらに、おんせん県おおいた飛躍の一翼を担うべく、ツーリストインフォメーションセンターを開設し、本県の観光情報の発信に努めるなど、市の独自課題に取り組みつつ、県が目指す本県のあるべき姿を見据えて、県との連携を基軸として市政運営に取り組んでいると、相馬市長からお聞きしています。

県政を進める上で、県内市町村との連携が大切なことは言うまでもありませんが、本県の発展に向け、また、由布市をさらに元気にするために、由布市に求める役割や由布市に期待することを含め、今後、由布市とどのような取組を進めていくのか、知事のお考えに大変注目しています。

さて、本県では多くの市町村が合併20周年を迎えます。58の市町村が現在は18となり、市町村数の少なさは全国第4位、減少率では全国5位と、大分県における町村合併の推進は全国でもトップクラスでした。当時、合併について多くの反対などもありましたが、県の強力な働きかけにより、現在の姿になったと理解しています。

由布市も今年10月に合併20周年を迎えま

すが、当時、私も狭間町の幹事として由布市の合併協議に参画していました。由布市では、狭間町の良質な住まい環境、庄内町の豊かな自然と農業、湯布院町の世界観的な観光地という三つの持つ特色を最大限いかしながら、相乗効果により、地域自治を大切にしたい住みよき日本一の由布市を創造することとしています。

それから約20年を経過しましたが、県内どの合併市も当初の構想どおりにはいっていないように思われます。由布市においても、湯布院でインバウンドが活況を呈している反面、想定以上の人口減少や市内における一極集中など、県内どの合併市町村にも通じる課題が山積しています。

本県では、10年の節目に合併検証報告が実施されていますが、この中には「合併を推進した県として」との文言もあり、私は、この報告書は合併20年に踏み出すための県の決意書だったと捉えています。報告書で明らかになった課題の解決に向けて、合併を強力に推進した県として、合併新市とどのような取組を行ってきたのか、また、その取組を踏まえて、現時点での合併新市における課題をどのように捉えているのか、先日、我が会派の原田議員による代表質問の議論も興味深く聞きました。今回の議論も踏まえ、合併新市での旧町村部地域の振興をしっかりと図っていくことが重要であるとの意を強くしたところです。

そうした中で、さきほど言った、由布市が今後、合併の課題である市内の均衡ある発展を実現していくことは、県内における一つのモデルケースとして大変重要であり、県も市と連携して、その発展をサポートしていただきたいと願っています。

そこで、旧町村部地域等の振興にどのように取り組んでいくのか、あわせて、由布市における旧町村部地域の振興に向け、市と連携しながらどのように取り組んでいくのかについても知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 旧町村部地域の振興等についてです。県内の旧町村部地域等においては、特に高齢

化や人口減少が進んでおり、その振興のため、次の三つを柱に取組を進めているところです。

一つ目は、地域を支える生活交通の維持、確保です。

生活交通インフラは、暮らしや産業、地域間の連携、交流を支えるための重要な基盤です。生活道路の整備をはじめとして、コミュニティバスやデマンドタクシー等の公共交通の維持、確保にも市町村と共に取り組んでいきます。

二つ目は、持続可能なコミュニティづくりです。

本県では、集落機能の維持・向上のため、ネットワーク・コミュニティの取組を進めています。それぞれの地域で、住民の皆さんが主体的に多様な活動に取り組んでいますが、運営主体の担い手確保が難しくなっているところもあります。このため、ネットワークの広域化や担い手の育成等の取組を支援して、ネットワーク・コミュニティの強化を図っていきます。

三つ目は、地域の元気づくりです。

農林水産業の振興や企業誘致による雇用創出のほか、同居や近居のためのリフォーム支援等により、子育て世代の定住環境の整備に取り組んでいきます。

あわせて、それぞれの地域が特色や強みを発揮して、その価値を高めていくことも大切です。従来の地域活力づくり総合補助金を新たに地域未来創造総合補助金としてリニューアルして、地域資源の磨き上げ等に対する支援を拡充するなど、住民が主体となって行う特色ある取組を強力に後押しします。

御質問いただいた由布市については、私が訪問した谷むらづくり協議会では、移住者と、それから、地元の方が一緒になって移住支援や景観保全活動などを行っており、そして、それにより地域を活性化する取組をしていただいております。私も大変感銘を受けたところです。

由布市が進めるまちづくりに対しては、県もきめ細かくサポートしていき、市内の幹線道路である県道別府湯布院線や庄内久住線の道路整備を行い、また、平石地区では新たに収益性が高い果樹の産地づくりを進めているところです。

また、庄内町の天津留まちづくり協議会が進めています地域の小麦を加工した商品開発に加えて、男池周辺では観光客向けカフェや、庄内梨の魅力向上のための生産者部会のPRイベントなどの新たな取組も行われており、それについても支援しているところです。

今後も市町村としっかり連携し、また、地域の皆様としっかり連携して、地域の付加価値を高める取組を支援するなど、旧町村部地域等の振興に取り組んでいきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 本当に何度も由布市に訪れていただき、ありがとうございます。

ちなみに、由布市における直近4年間の平均出生者数ですが、狭間町が159人、湯布院町が50名、そして、庄内町は僅か13人です。この数字からも、中心部への一極集中、そして、周辺部の衰退が進んでいることが明白です。このことは、県内全体の合併課題であり、是非、県の強力なサポートにより、由布市をモデルとした旧町村部地域等の振興の取組を重ねてお願いしておきます。

さて、せっかくの機会ですから、1点だけ再質問します。

合併の目的というのは、一口に言えば地方創生、簡単に言えば地域を元気にすることだと思っています。国も担当大臣を置くなど、地方創生に力を入れてきましたが、東京一極集中はとどまるところを知らず、大分県でも大分市の一極集中、そして、由布市の事例のように、合併の結果、県内全体で中心部への一極集中、周辺部の過疎が進行し、さらに過疎化することが危惧されています。

そして、この間、国の地方創生の取組についてどのように捉えているのか、知事の評価を是非お聞きしたいと思います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 国の地方創生の取組についてです。

市町村合併からこれまでの間、国から様々な財政支援を受けながら、県も、市町村も、農業や観光などの活性化の取組を進めており、それが加速していると感じます。ただ、依然として

人口減少が続いて、今後も減少が見込まれる現状においては、国には地方を含めた国全体が発展していくグランドデザインを描き、国にしかできない思い切ったプロジェクトを進めてもらいたいというのが感想です。

国が提唱する地方創生2.0でも、これまでの地方の取組がさらに発展していくように、例えば、広域交通ネットワークの整備なども含めて、国のプロジェクトとして国主導で、しっかり国がやるべきことに取り組んでももらいたいと考えます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。正に地方を中心にした施策が必要だと思います。なかなか地方創生がうまくいかなかったというのは、地方ごとにそれぞれの課題が違うと思うんですが、今回については国が補助金をちらつかせながら、画一的な地方創生事業を押し付けたためにあるのではないかと考えています。お金も、それから、地方の裁量に任せていれば少し様子が変わってきたのではないかと残念に思います。

今、コンパクトシティ構想が進んでいますが、このことも何か同じような轍を踏むのではないかと心配しています。さきほど知事が言われたように、是非、大分県独自の地方創生を進めていただきますようお願いしたいと思います。

次は、農業政策について3点お聞きします。

県民の食料確保のための地域営農の推進についてです。

現在の国際情勢を見ると、以前のように、お金を出せばいつでも食料が輸入できる時代は終わりを告げ、食料安定的な考えも強まっています。一方で、日本の農家の平均年齢は約70歳と、10年もたてば、日本の農業・農村は崩壊しかねないという深刻な状況に直面しています。

そこで、補足資料1を御覧ください。国の一般会計歳出予算の令和6年度と令和2年度を比較した図です。農林水産業関係予算が見当たりませんが、令和6年度で見れば、その他の9兆5,850億円の中に入っているようで、その額は農林水産業全体で2兆2,680億円です。令和2年度も同様に、その他の9兆9,605

億円の中の2兆3,109億円となっています。総額は4年間で9兆9,137億円、率にして9.65%伸びています。

どういった理由か分かりませんが、農林水産業予算については、毎年総額が決まっており、ほぼ同額で推移しています。それに比べて、防衛関係費を見ると、7兆9,170億円と突出し、年々増加しています。

次に、補足資料2ですが、これは日本農業新聞の記事です。財務省は、農業予算をこのような理由で抑制しており、いくら国に農業予算の増額を要求しても無理なことがここにあるように感じています。

しかし、私たちが生きていくためには言うまでもなく、第一に食料であり、そのために基盤となる農業を守ることが重要です。加えて、燃料の確保や国の安全を守るための防衛費等も重要であり、この視点が欠けていれば日本の安全な生活は守れません。日本の落ち込んでいる自給率をどうするのかなど、要はバランスの取れた政策予算が必要だとの思いから、今回、資料を提供します。

さて本題ですが、大分県の農業においては、もうかる農業の推進と農地を守る農業の2本立ての農政の推進が重要だと考えます。今回は農地を守る農業についての提案です。

高齢化や後継者の不足、そして、生産コスト高などから農家の廃業が増え、すさまじいスピードで農地が荒廃しており、一度荒廃した農地はその復旧に多大な労力とお金がかかります。さらに食料危機の時にはサツマイモを植えればとの無責任な声もありますが、そのサツマイモさえも作る農地がないという状況になると危惧されています。

さきほどの資料で示したように、国の農政にこれ以上の期待を持たないなら、大分県として農地を守り、県民の食料を確保する取組は県の責務だと考えます。中山間地域など条件が不利な地域であっても、農地を活用し、食料を生産するとともに、守っていくことが大切であり、そのためには単純な利益志向ではなくて、県として手厚く支援していく覚悟も必要ではないか

と考えます。

そこで、県民の食料を確保するとともに、中山間地の荒廃を防ぐため、特に中山間地において、農地をいかした地域営農の推進にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 地域営農の推進についてですが、中山間地域において持続可能な農業を実現していくためには、これまで維持してきた農地を活用して、効率的な生産基盤の整備を進め、力強い経営体を確保、育成することが大切と考えます。

今後、農業従事者の減少が懸念される中で、10年後を見据えて、人と農地をひも付けた地域計画の策定作業が、現在、各地域で進められています。効率的な営農活動を継続できる地域づくりを進めるため、市町と連携して、この計画に位置付けられる拡大意欲のある経営体を軸に、農地の集積、集約化に取り組んでいきます。

その中心となるのが、集落営農法人や雇用型経営を実践する法人などの中核的経営体です。中でも、中山間地域を面的に支える集落営農法人は、不安定な収益構造からの脱却が必要であることから、各法人の実情に応じて、経営基盤の強化に向けた取組を進めています。

その一つは、高収益品目の導入による経営の安定化です。マーケットニーズの高い園芸品目の導入に必要な生産基盤の整備や人材確保を支援していきます。

もう一つは、法人間の連携や統合による経営体質の強化です。複数法人による共同利用機械の導入支援などにより、経営の効率化を進めます。

例えば、由布市の柚ノ木地区では、水田畑地化による高収益な白ねぎの導入や、他地域と共同出資で設立した法人によるドローンを活用した薬剤散布など、効率的な営農に取り組んでおり、こうした取組を広げていきます。

これに加えて、耕作条件が不利な農地では、省力的な生産ができる花木や傾斜地を活用した放牧など、粗放的な農地管理手法の導入にも取り組んでいきます。

地域農業の持続的発展には、これからも担い手の確保や育成対策、そして、労働力不足への対応など、多方面から工夫した取組が必要となります。そのため、こうした中山間地域の課題解決などに向けて、先般、地域に身近な市町や関係団体と共に、農業成長産業化推進本部を立ち上げたところであり、今後、総力を挙げて取り組んでいきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。一番初めに言ったんですが、もうかる農業についてはいろんな手だてがあるし、これからも希望があると思うんですが、問題なのは中山間地域の中でどうやって農地を守り、そこで生活するかということ、大変難しいと思います。

今、農業成長産業化について言われたんですが、なかなか中山間地においては、水稻以外が大変難しいような状況です。

そこで、せつかくの機会ですから、1点だけ具体的な提案をします。

それは、中山間地域等直接支払制度の充実です。現在、10アール当たり2万1千円の交付金を3倍の6万3千円に引き上げるとの提案です。もしこれが実現すれば、例えば、10町歩管理することで農業での生計が成り立ち、若者のオペレーターの移住も可能となり、オペレーターを中心とした地域営農により、中山間地域の農地の荒廃化を防げ、食料の確保につながるの考え方からの提案です。

いろんな意見があることは百も承知していますが、これくらいの思い切った国の英断がなければ、農村の消滅を止めることはできないと考えます。この提案、やってみる価値は私は十分にあると思います。この制度は国の2分の1の負担がありますので、国の制度改正がなければできませんが、現行の県負担額が6億1千万円です。3倍にしても18億3千万円と、多額の財源も必要ということはお分かりですが、もしこれで大分県の7割を占める中山間地域が元気になる可能性があるなら、私は必要な支出の範疇だと考えます。

この実現には、本県としてこのくらいの負担

する覚悟があるという県としてのスタンスを示し、他の地域と連携して国に強力に要望していくことが必要であり、知事のリーダーシップに大いに期待するところです。この点に対する知事の見解を是非お聞かせください。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 中山間地域等直接支払交付金ですが、中山間地域と平坦地との生産費の格差を補正する交付金です。これまでも全国知事会を通じ、中山間地域等直接支払交付金の交付単価を引き上げるよう要望してきているところです。

今後も引き続き、国に対して予算の確保をしっかりと要望していきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。中山間地事業、来年度から6期に入ります。先般、市の説明会に行ってきたんですが、年々なぜか条件が厳しくなっています。

一例になるかどうか分かりませんが、さきほど補足資料の2の中にありました、飼料用米を水田活用直接支払交付金から外すべきと財務省が提起しています。もしこのことが実施されたら、畜産農家は大打撃を受けると考えます。なぜ国は、特に中山間地農業を続けることができなくなるような政策を進めるのか、食料安保という考え方が重要視されていないのか、不思議でなりません。問題提起をして、次に移ります。

次は、農業用水路の保全についてです。

農業の命綱である水路の維持が困難になっている集落が多くあるようです。さらに、激甚化する自然災害が多発する中で、水路の維持は精神的にも金銭的にも負担が大きいという声を聞きます。

土地改良区などで管理されている水路は、計画的に改修が進んでいるようですが、由布市だけでなく、中山間地域の水路は山肌を手掘りできり抜いた素掘りのものが多く、管理道もない中、命がけの管理作業を行っているところもあります。高齢化や後継者不足の中で水路の管理ができなくなり、農地の荒廃が懸念されています。

先般、農業にとって水路と同じく重要な役割

を果たす農業用ため池のうち、いわゆる危険ため池は、防災重点農業用ため池に名称が変更されるとともに、改修工事の地元負担金がゼロになりました。私は、農業を行う上で水路もため池も同格であり、中山間地域の農業を守るためにも、水路の工事地元負担金をゼロにするよう、国に強く要望すべきだと考えます。

農業用水路の状況と課題を踏まえ、地元負担金の見直しに関する国への要望や水路管理道の設置補助も含め、その保全についてどう取り組んでいくのか、農林水産部長にお聞きします。

嶋議長 渚野農林水産部長。

渚野農林水産部長 県内土地改良区等が管理する基幹水路の多くが耐用年数を超過しており、今後10年間で劣化度合いに応じて、約60キロメートルの更新整備を進めていく計画としています。その整備においては、水路改修に合わせ、管理者からの声も踏まえて、管理の省力化に向けた管理道の設置等にも取り組むこととしています。

また、地元管理の支線水路は、市町村が実施主体となった更新整備や、多面的機能支払交付金を活用した活動組織による水路の保全、長寿命化の取組を支援しています。その整備に係る負担割合については、基本的に国の指針に準じて設定しており、負担割合の算定には、地域の防災機能等の効果も加味されているところです。

これらを踏まえ、基幹水路については、令和4年度に地元負担率を5%から3%に軽減し、整備促進を図っています。

また、現在、国において土地改良法改正の審議が行われており、地域内の関係者が連携して、基幹から支線まで地域全体の水路の保全に取り組む仕組みづくりの検討がなされているところです。

今後も、国における指針を含む、その動向を注視しながら、水路の適切な保全に努めるとともに、農業農村整備事業の予算の拡充等を国へ要望していきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。国土強靱化対策として、15兆円という莫大な予算が組

まれています。これはずっと調べたんですが、農業水利施設等の老朽化対策などもあるようです。

そういう中で、さきほどからも言ったんですが、水路とため池は、同じ農業をやっていく上ではほとんど同格ではないかと。そして、いろんな自然災害の中で、やはり水路も防災としての意識を高める、また、日本人の命を守るために農業が必要であれば、やはり防災対策としての管理を考える時代になっていると思います。

そういうことで、是非その負担金をゼロにしたいと思っています。国に働きかけていただきたいということです。

それと、今回いろいろ聞いたんですが、県内の水路台帳というのがないようです。早急に市町村と共同して県内の水路の実態調査を行った上で、水路台帳を作成すべきと考えますが、部長どうでしょうか。

嶋議長 刈野農林水産部長。

刈野農林水産部長 2点、御要望と御質問をいただきました。2点目の水路台帳の件についてお答えします。

県営事業の対象となる基幹水路については、県が状況調査を行い、延長、構造、劣化状況等をまとめたデータベース、水路台帳に代わるものですが、それを整備しているところです。そのデータを基に、対策を要する範囲や施工時期等の検討をしており、基幹水路の更新整備に大切な役割を果たしているところです。

一方、支線の水路については、基本的には団体営での整備となることから、地元と市町村で情報共有や協議を行いながら更新されるべきものと認識しているところですが、さきほども言ったとおり、現在、土地改良法の改正審議もなされており、地域全体の水路保全に取り組む仕組みづくりが検討されています。そうした動きもよく見ていきながら対応していきたいと思えます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 道路に道路台帳があるように、私は水路台帳というのが必要だと考えます。是非検討していただきたいと思っています。

僅か3%の——さきほどの話に戻るんですが、ああ、3%かと皆思うんですが、今、うちは朴木水路というのがもう事業が始まっているんですが、総工費は12億円です。3%で3,600万円、僅か7、80戸の農家で、大変な額なんですね。だから、その辺も是非加味していただきたい。

それから、今日、庄内町の水足というところからたくさん見えているんですが、あそこは堀次井路という井路がありますし、その横には小狭間井路というものがあります。知事、是非、水路を一回見学していただくと、こんなに大変かというのがよく分かると思います。

そういうことで、それが止まるともう本当に今から稲作とかはできませんので、是非よろしくをお願いします。

次は、るるパークの活性化についてお聞きします。

県議会の経済活性化対策特別委員会の報告書が、昨年、第4回定例会で報告されました。委員会では、食と観光、農業、農林業のさらなる振興と人材の確保、育成についての調査研究が行われました。

私は、元気な観光の力を借りて、落ち込んでいる農業を元気にできないかということを中心に、その具体策として、るるパークでの農業と観光のコラボなどを提案しました。

るるパークは農業文化公園と言われるように、県の農業振興策の一環として設置されましたが、その精神を残しつつ、現在は年間に約40万人が訪れる、県内でも有数の観光地としての側面を持つようになりました。関係者のアイデアやこれまでの努力のたまものだと敬意を表する次第です。

そこで、補足資料3を御覧ください。入場者に行ったアンケート結果ですが、私が特に注目したのは、入園者のうち、県内が約72%、家族連れが約59%となっていることです。これは、るるパークが家族で小さな子どもを連れて、ピクニック気分安心して訪れることのできる場所になっているからだと考えました。

そこで、訪れた約40万人の昼食はどうなっ

ているのかなと思いを巡らせると、豊の国物産館カフェで軽食の販売などは行っているようですが、残念なことに、るるパークの中で少し弱いのが食のようです。

そこで、県内のそれぞれの地域の特産品を使ったるる弁当——これは仮称ですが——の提供ができないかと考えます。るるパークはSNSの運用が充実しており、予約販売なども可能かと考えました。

最終的には、農林水産物の利用促進による農業の振興を目的としつつ、大分県のおいしい食べ物をここで食べることができる食のメッカとなれば、全国的に有名な観光地になることも夢ではなく、正に農業と観光のコラボレーションの実践になると考えます。

そこで、食の充実も含め、るるパークの活性化にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 るるパークは、「自然の中で憩い、遊び、健康になり、学べる楽しさ満載の公園」をコンセプトに、花のイベントやアウトドア体験など、幅広い世代に喜ばれるコンテンツの充実に取り組んできており、近年、来園者が増加しています。

さらなる魅力向上、来園者の増加に向け、今議会で議決いただいた補正予算を活用して、コテージの増設や遊具のリニューアルを行い、親子で楽しめる空間づくりにも取り組んでいきます。

そして、来場者の満足度向上には、議員御指摘のとおり、食の充実も欠かせません。これまでも年間を通じて、キッチンカーによる地元料理等や県産食材を使った弁当を提供するとともに、くにさき半島マルシェなど、食の祭典を数多く実施してきているところです。

これからは、例えば、地元の山浦地区の皆さんが高校生と開発したオリジナル弁当の販売をはじめ、周辺地域の事業者の皆さんにも広く声をかけ、メニューを拡大する予定にしています。

さらに、さきほど言ったキッチンカーやマルシェへの出店増も進めていきます。

加えて、今回のコテージ等のアウトドア施設の増設にあわせ、例えば、バーベキュー等の食材用におおいた和牛などの県産農畜産物の活用を充実させることも考えています。

今後は、大阪・関西万博の開催も控え、インバウンドの来園も期待できますので、周辺市町村や観光局等と連携して、観光資源としてのるるパークの磨き上げに取り組んでいきます。

嶋議長 ニノ宮健治議員。

ニノ宮議員 ありがとうございます。観光の三原則というのがあるそうです。見る、買う、そして、食べるだそうです。るるパークでは既に年間40万人の人が訪れ、観光面から捉えれば、一番難しいと言われる見ること、つまり人を呼ぶことがもう既に出来上がっていると考えられます。マーケットニーズ調査でも、魅力的な飲食の充実要望もあり、買う、食べることが加われば、さらなる農業や地域の振興、さらに国東半島の観光振興にもつながると考えられます。

そこで、2点について具体的に提案します。

まず、来園者アンケートに買う、食べるを設けて、的確なニーズの把握を行う。そして、その上で、観光誘客や県産品販売の展開のため、各市町村と連携した連絡会議の設置を提案しますが、部長どうでしょうか。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 2点御提案いただきました。

まず1点目、議員御提案の来場者の買う、食べる、このことについてのニーズ把握はとても重要だと考えており、今後、この点について強化していきたいと思えます。

今後については、その方法ですが、例えば、SNSを活用した調査方法、そうしたものも工夫しながら、いろんな方法を考えていきたいと思えます。

それと2点目の、各市町村等と連携した連絡会議の設置です。

市町村をはじめとした、行政や様々な分野の民間事業者との連携は重要だと思っており、官民間問わず幅広く、形にこだわらず連携していきたいと思えます。

なお、周辺市町村との連絡会議においては、

るるパークを中心として、定期的を実施しています。今後とも継続して、るるパークを中心とした地域観光を盛り上げられるよう、関係者と取り組んでいきます。

嶋議長 ニノ宮健治議員。

ニノ宮議員 よろしくお祈いします。最後に、知事に一言。

県の観光が、今、由布院と別府の一人勝ちと言うとおかしいんですが、これをいかに県内全体に広げるかが課題だと思います。このるるパークを中心とした地域は、第3の観光地域になる可能性が強いと私は思っています。しかし、やはり知事の圧倒的な後押しがないとなかなか一歩踏み出せないということで、是非検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 しっかり進めていきます。

嶋議長 ニノ宮健治議員。

ニノ宮議員 よろしくお祈いします。現場もこの間行ったんですが、やる気満々です、知事の一押しがあれば大化けすると思いますので、どうかよろしくお祈いします。

次に、最後になりますが、東京2025デフリンピックを契機とした、障がい者との共生社会の実現についてお聞きします。

東京2025デフリンピックは、東京都を中心に、11月15日から26日の間、約80の国と地域から、陸上、バドミントン、柔道など21の競技の選手や役員約6千人が参加し、開催されます。

このデフリンピック、デフというのは、英語で耳が聞こえないという意味です。デフリンピックを一言で言うと、オリンピックでもなければパラリンピックでもない、聴力障がい者だけのオリンピックとなります。

日本では初めての開催ですが、1924年の第1回パリ大会から100周年となる、正に歴史に残る大会となっています。

私ごとですが、私の子どもも2001年のイタリア大会にバスケットボールの副キャプテンとして参加しており、深い関心を持っています。

この大会のビジョンは、大会を契機に、デフスポーツや聾者の文化への理解を促進し、障がいのある人とない人とのコミュニケーションや心・情報・街のバリアフリーをさらに推進するとしています。

大分県においては、平成28年に障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例を、そして、令和3年度には議員提案で大分県手話言語条例を制定し、障がい者の社会参加の推進や手話の普及、情報発信など、障がい者との共生社会実現に向けた県づくりに取り組んでいます。

今回の東京2025デフリンピックの開催は、全ての障がい者との共生社会の実現を県民に訴える絶好の機会だと捉えています。さらに、県内の障がい者スポーツ発展の起爆剤になればとの期待もしています。

そこで、東京2025デフリンピックへ向けた県の取組を含め、障がい者との共生社会の実現に向けた取組をどのように進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

あわせて、大分県手話言語条例に基づき、手話の普及、情報発信にどのように取り組んでいくのかもお聞かせください。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県では、デフリンピックの開催を契機として、本日お越しの聴覚障害者協会とも連携した東京大会の知名度向上のほか、今年度には陸上や水泳競技で使用します光スタート装置の設置など、聴覚障がい者の競技環境の整備も進めてきました。

今年の6月には、大分市内の祝祭の広場で開催されますデフビーチバレーボール国際大会で、パラスポーツの体験会や交流イベントを実施します。また、来年になりますが、年明けの1月には日本デフ水泳選手権の県内開催も予定されており、こうしたスポーツイベントを通じて、障がい者への県民理解の促進を図っていきます。

また、手話言語条例の制定を機に、条例の意義や簡単な手話を紹介した動画の配信、さらには、コンビニなど身近な施設で利用できる指差しコミュニケーションボードの普及など、聴覚

に障がいのある方々の円滑な意思疎通を支援してきました。

加えて、幅広い世代を対象とした手話啓発講座を行っています。今、子どもたちも含めて毎年1千人近くの方に受講いただいているほか、手話サークルなどとも連携して、広く手話の普及を図っています。

引き続き、聴覚障害者協会の皆さんをはじめ、関係団体とも連携して県民理解を深めながら、障がいのある人もない人も共に支え合える共生社会の実現を目指していきます。

嶋議長 二ノ宮健治議員。

二ノ宮議員 ありがとうございます。残念ながら、今回のデフリンピックには大分県からの出場者がいないようです。県内でも聴覚障がい者をはじめとして、たくさんの障がいスポーツクラブチームがあると聞いています。どうしても少し手助けがないと、普通の人と少し違うところがありますので、これまで以上の支援をお願いしたいと思います。

手話言語条例ができて、手話の普及とかいろんなことを今お聞きしました。特に私が心配するのは、例えば県政運営とか、それから、計画策定のときに、やはりどうしても障がい者といえますか、例えば聴覚障がい者であれば、その人たちの意見を聞きながらでない、なかなかうまくいかない。恐らくこの議場もそういう人たちの意見を聞きながら、改修を進めていただいたと思っています。是非そのことについては要望としてお願いしておきます。

それから、遅くなったんですが、今日は傍聴者の皆さん本当にありがとうございました。寒い中、そして、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。長い間、御清聴ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で二ノ宮健治議員の質問及び答弁は終わりました。井上明夫議員。

〔井上議員登壇〕（拍手）

井上議員 皆さんこんにちは。自由民主党の井上明夫です。今回、一般質問の機会を与えていただいた先輩、同僚議員に感謝します。

また、今日は私の地元日田市から、遠いところ多くの皆さんに傍聴に来ていただいています。大変ありがとうございます。

みんなが住みよい郷土づくりのために質問を行います。

まず初めに、防災対策の強化についてです。

昨年1月の能登半島地震は、被災地に大きな被害をもたらすとともに、その被害状況が日本中に衝撃を与えました。1年以上経過した今でも避難を余儀なくされている方がいるほか、被災地では多くの方が復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいる状況です。

近年は毎年のように日本各地で災害が多発していますが、県内においても、昨年から多くの災害に見舞われています。

加えて昨年8月には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1という大規模な地震が発生し、宮崎県で震度6弱を観測しました。県内でも、大分市、臼杵市などで震度4を観測したほか、制度開始後初となる南海トラフ臨時情報が発表されました。巨大地震注意ということで、政府をはじめ県においても、巨大地震への備えを県民に呼びかけるなどの対応が見られ、南海トラフ地震の発生が近づいてきていると感じた県民の方も多かったのではないのでしょうか。

さらに、8月下旬には台風10号が大分県に上陸し、土木施設や農林水産関係の施設等に大きな被害をもたらしたほか、孤立集落も発生しました。能登半島地震においても、孤立集落に対する備えの必要性が浮き彫りとなりましたが、中山間地が多いという本県の特性を鑑みると、やはり本県でも孤立集落対策の強化が必要であると再認識しました。

孤立集落対策には、そもそも孤立集落の発生を抑止する取組と、発生時に該当集落をどのように支援していくのかの二つの観点があると思います。孤立集落の発生を全て抑制できれば理想ですが、現実としては難しいため、孤立集落への支援が重要となります。来年度当初予算案においては、この点に対する強化がなされていると伺っていますので、その早期執行と着実な効果発現を期待するところです。

こうした中、今年1月の政府の地震調査研究推進本部からの発表によれば、南海トラフ地震の長期評価による発生確率について、従来の30年以内に70から80%とされていたものが80%程度に更新されました。正に巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況になったのではないかと思います。県民の安全・安心のための防災対策の強化が急務ではないかと考えているところです。

こうしたことを踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に対して、孤立集落対策を含む防災対策の強化にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、対面席で引き続き質問を行います。

〔井上議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの井上明夫議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 井上明夫議員の防災対策の強化についての質問にお答えします。

県では大規模災害への備えを進めるために、孤立集落対策、被災者支援、応援・受援体制の三つの対策を強化していきます。

一つ目の孤立集落対策の強化では、事前の備えとして、家庭や地域での分散備蓄や自主防災組織が行う訓練を後押しするため、備蓄品への支援を強化するとともに、地域住民が参加しやすい防災学習会を開催します。

また、発災時の迅速な救助・救援体制を確立するため、ヘリやドローンによる空路での物資輸送とともに、衛星通信機器を用いた訓練を実施します。加えて、緊急輸送道路等の迅速な啓開に向け、現在、道路啓開計画の見直しを行っているところです。

二つ目の被災者支援の強化では、避難所の生活環境の改善を図るため、トイレカーの各振興局への配置や簡易ベッドの備蓄拡充のほか、民間団体によるキッチンカー等の導入を支援します。

また、避難所の運営体制強化に向けて運営コーディネーターを養成するほか、女性に配慮し

た運営を図るため、女性視点を持った防災リーダーの育成を進めていきます。

さらに、被災者の早期の自立、生活再建に向け、災害ケースマネジメントを推進する体制を整備していきます。

三つ目の応援・受援体制の強化では、受援計画の有効性、実効性を確保するため、広域防災拠点での物資輸送訓練を行います。

また、被災者の様々なニーズに柔軟に対応するため、専門ボランティアの受入れや調整を行う災害中間支援組織の育成にも取り組んでいきます。

こうした取組を県民、市町村、関係機関と一体となって進めることで、人的被害ゼロの大分県を目指していきます。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 私の地元の日田・玖珠地域でも、平成24年以来、何度も豪雨災害が発生しており、その度に孤立集落から自衛隊のヘリコプターで住民が救出されるという事例が起きています。

そもそも孤立が発生する集落は、やはり山間部など道路インフラの行き届かないところにあり、ハード面での対策には限界があると思います。御答弁にもありましたが、災害時に孤立することを前提として、事前の準備が大変必要になると思います。

また、地域住民の自主性を高める、そしてまた、行政や支援団体との連携を強化することが、災害時の被害を最小限に抑える鍵になると思います。県が主体となって、是非、市町村と連携して対策を進めていただきたいと思います。

次に、林業の振興について質問します。

人を育てていくためには、短所をなくすことよりも、長所を伸ばしていく方がいいとよく言われますが、私は、それは地域を振興していく際にも同様であり、ないものを嘆くより、あるものをいかして発展させていく姿勢が大切であると考えます。

そうした観点から見た本県の特徴の一つに、森林の多さがあると私は考えます。実際に県土の71%は森林であり、全国平均の67%よりも高いというデータもありますが、それ以上に、

雄大な山々がそびえる風景が我々県民の心のふるさとの情景として刻まれていることが、そのあかしではないかと思えます。

本県が誇る森林は、私たちの暮らしに必要な林産物を供給するとともに、暮らしが安全で快適なものになるよう、目に見えないところでも守り支えてくれている重要な存在です。例えば、地球温暖化や土砂災害の防止、生物多様性の保全など、公益的な機能も有しています。

このような重要な存在である森林は、主に林業に携わる皆さんにより、世代を超えて育てられてきたものです。森林を育成し、木材を生産するという林業の営みを通じて、健全な森林が育ち、森林の持つ様々な働きを発揮させることができている。

このように、林業は単なるなりわいという枠を超え、本県の豊かな森林を将来の世代に引き継いでいくという崇高な使命を持った産業です。

本県の林業の状況を見てみると、素材生産量は近年増加傾向で推移し、目標としていた年間160万立方メートルを達成しています。これは、これまでの林業事業体の育成といった取組が着実な成果につながったものであり、県や関係者の努力に敬意を表するところです。

他方、人口減少も相まって、特に造林分野を中心に林業の就業者数は減少し、また、高齢化も進んでおり、県で取り組んできた担い手確保や省力化の推進などについて、一層の加速化が求められていると私は考えます。

これは一つの例ですが、路網整備が困難な奥地林において伐採や再造林の作業を行う際、ワイヤーロープを使って木材等を運搬する架線集材という手法があります。中山間地の多い本県では特に重要な技術ですが、近年、熟練技術者の高齢化等により、索張り技術を有した人材が不足してきています。担い手の確保、育成においては、こうした観点も踏まえて取り組んでいくことが重要であると考えます。

加えて、川上側の問題として、所有森林1ヘクタール未満の小規模な所有者が約7割存在するというデータもあります。このように、小規模な所有者は相続などで所有権を引き継いだた

め、経営意欲が少なく、また、そもそも地域に居住していない場合も多く、所有者や境界が不明な森林の増加につながる恐れが指摘されています。森林の保全や林業生産の阻害要因ともなり得るこの問題については、県や市町村による対策を望む声を多く耳にします。

来年度予算案においては、こうした課題に対する対応策が盛り込まれるということで、その迅速な執行と早期の効果発現に大いに期待するところです。

こうしたことを踏まえ、林業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 林業の振興ですが、戦後に造成された人工林資源の多くが利用時期を迎える中、本県では木材の生産力強化と需要拡大に取り組んできました。その結果、素材生産量は2年連続で目標達成し、伐採後の再造林率も76%と高い水準で推移しています。

この流れを確実なものとし、林業関係者をはじめ、県民が将来にわたって森林の豊かな恩恵を享受していくには、伐って使い、植えて育てる循環型林業の確立が重要です。特に、あらゆる産業分野で人材不足が深刻化する中で、循環型林業を支える担い手の確保、育成や省力化は喫緊の課題です。

林業の新規就業者は、高性能林業機械の導入等により、若者にとって魅力が増したこともあり、6年連続で100名を超えて、39歳以下が約6割を占めるに至っています。引き続き若い就業者の拡大に向けて、高校生への体験研修のほか、ガイダンスの実施やSNSの活用により、就業情報を発信していきます。

就業後は、基本的な技術研修や安全教育をはじめ、高性能林業機械の運転技能、ドローン操縦といった資格取得の支援を行い、技術力の向上に取り組みます。さらに、夏の苛酷な暑さを軽減する空調服の導入など、労働環境の改善を進め、就業者の定着を図っていきます。

省力化に向けては、立木の材積を瞬時に計測するレーザースキャナーや下刈り機械などの導

入支援を来年度からさらに強化することとしており、スマート化を加速化させます。

森林所有者の経営意欲の減退による放棄林の増加も課題となっています。今後の森林管理に関する調査では、小規模な森林所有者を中心に、譲渡や管理委託等を望む声が多いことから、管理放棄が進み、所有者や境界が不明になる前に、中核的経営体への林地集積を図るなど、早期の対応が必要です。

そこで、森林情報を一元化したクラウドシステムに林地の譲渡希望に関する情報を集約し、意欲ある経営体が林地を取得しやすくすることで、放棄林の増加を未然に防いでいきます。

このような取組を進めることで、循環型林業を確立し、本県の林業・木材産業を持続的に発展させていきます。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 循環型林業の確立ということで、いろんな取組をいただいています。高性能林業機械も普及したということで、林業は今、若年者率が——35歳以下の率ですね——農林水産業の中では一番高いということで、若返りは進んでいます。

ただ、伐採現場はやはりどうしても切りやすい場所から切っていくということで、年々奥地化してきています。高性能林業機械を使うには必ず作業道が必要になるわけですが、だんだん奥地化して、やはり無理な作業道を入れるというのは災害につながるというような側面もあるわけですが、そこで、さきほどちょっと触れましたが、架線集材ですね、これは非常に環境に優しい林業のためには、架線集材というのは大変有効です。ただ、これはやはりかなり特殊な技術ですので、最近、技術の伝承が非常に困難というか、後継者が極めて少ないという状況になっています。

今後、やはり高性能林業機械を使って作業道を造り過ぎて災害につながったということを少なくするためにも、架線集材の技術の伝承、これも県と業界が協力して人材育成を行う必要があると思いますので、また検討をよろしく願います。

3番目に大きな項目として、教育の振興についてお尋ねします。

まずは私学振興ですが、どの時代にあっても、時の流れとともに社会情勢が変動していくのは人の世の常ですが、私は、特に近年、その変化が大きく、激しくなっていると感じます。つい2年前まではコロナ禍であったわけですが、今は物価高や賃上げが社会の大きなテーマとなっているなど、正に隔世の感があるという言葉がふさわしい状況です。そして、この激流は今後も収まることなく、むしろその勢いを増していくのではないかと感じています。

こうした中でも、たくましく生きる力を持った子どもたちを育てていくことは、それぞれの親はもとより、社会全体の責任であり、県政の重要な課題であると考えます。知事は、特に地域の高校などを念頭に置かれた遠隔教育に力を入れるなど、教育の分野でもその手腕を発揮されており、感謝を申し上げます。

そうした中、今回、私からは公教育の一翼を担う私立学校の振興について議論させていただきたいと思います。

私立の学校はそれぞれ建学の精神に基づき、一人一人の特性に応じた、きめ細かで特色のある教育を展開しており、本県教育において大変重要な存在です。

他方、県立学校でも同様ですが、若年者人口の大幅な減少に伴う生徒数の減や、学校で対応する課題の多様化、複雑化、さらには物価高や賃上げへの対応など、私立学校を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中でも、各学校は質の高い教育の提供という崇高な理念を実現するため、懸命な経営努力を続けており、ひいては本県全体の教育の下支えの役割を担っています。

しかしながら、さきほど言った社会情勢の大きな変動に伴う各種の課題は、各学校における努力だけで乗り切れることは非常に困難であり、県による支援の期待は高いと言えます。もとより県では、私立学校の運営費に対する補助を実施しており、これまでも私立学校の状況に対応した配慮をいただいているところです。

来年度当初予算案を拝見する限りにおいても、昨今の私立学校の課題等を踏まえたものとなっていると思いますが、その狙いや具体的な内容について、私立学校を含め、広く県民に知らせていくことが大切と私は考えます。

こうしたことを踏まえ、私学振興に向けた支援にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

続けて、特別支援学校における職業教育についての質問です。

本県では障がい者活躍日本一を掲げ、就労を希望する障がい者が職場の理解や配慮を得ながら、職場の一員として特性に応じた能力をいかすことができるように、障がい者の就労定着のための支援の充実に取り組んでいます。国の障害者雇用促進法も改正され、令和8年からは民間企業における障がい者雇用率が現在の2.5%から2.7%に引き上げられることが決まっており、障がい者の活躍の機会が増えることが期待されています。

このような中、県内の特別支援学校の職業教育を充実させるため、令和4年4月に、県内初の知的障がいがある生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校として、さくらの杜高等支援学校が開校しました。同校では、県内広域から生徒が通学しており、企業等への就職率100%を目指し、地域や企業との連携による職業教育を推進することで、地域や社会に貢献できる生徒の育成が行われています。今年度末には第1期生が卒業する予定であることから、卒業生の進路について気になっているところです。

また、県内のその他の特別支援学校の一般就労率は、令和5年度において22.3%であり、全国平均の29.3%と比べると低い状況にあることから、今後、職業教育の充実が一層大切になってくると考えます。

こうしたことを踏まえ、さくらの杜高等支援学校における現段階での一般就労の内定状況も含め、特別支援学校における職業教育をどのように進めていくのか、教育長に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 私学振興についてです。

私立学校は、それぞれの独自の建学の精神に基づき設立され、個性豊かで特色のある学校づくりに尽力されています。学業、文化、スポーツ面における活躍のほか、不登校生徒の積極的な受入れ、公立にはない看護や調理など多様な教育を展開して、公立学校とともに車の両輪として、本県の公教育の推進に大きな役割を果たしていただいています。

県では、私立学校が社会情勢の変化に対応しながら、魅力ある学校づくりを推進できるよう、三つの観点から支援を行っているところです。

一つ目は、個性豊かで特色ある教育の充実と健全な経営基盤の確保です。

進学や就職支援の強化、文化、スポーツの振興など、各学校の特徴をいかした取組を支援します。また、少子化に伴う生徒減少という厳しい状況下においても、教育を支える経営基盤の健全性を確保するため、生徒等一人当たりの単価を増額し、運営費全体として、前年度を上回る規模の助成を行うこととしています。

二つ目は、教育の質の向上に向けた環境の整備です。

I C T教育環境の充実を図るため、学校が行う国の補助対象とならない機器整備に対する県独自の支援を引き続き実施します。さらに来年度は、私立高校で多くの不登校生徒を受け入れている実情を踏まえ、スクールカウンセラー配置などに要する予算額を増額して、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援ができるようにしています。

三つ目は、保護者の経済的負担の軽減です。

一人1台端末の購入費用について、物価高騰の状況を踏まえ、来年度から従来の低所得世帯への支援額を引き上げるとともに、新たにその他の世帯も対象に費用の一部を支援します。また、授業料については、国の全額無償化の対象とならない年収590万円以上910万円未満の世帯などに対し、引き続き県独自の支援を行います。

なお、8年度以降の私立高校授業料無償化制度については、現在、国において引き続き議論がされており、その動向を注視していきます。

今後とも、私立学校が加速する少子化や複雑・多様化する教育課題に対応して、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を備えた人材の育成にしっかり取り組めるように支援していきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 私からは、特別支援学校における職業教育についてお答えします。

県立さくらの杜高等支援学校は、一般就労100%を目標に掲げ、雇用ニーズの高い清掃、調理、接客等を学ぶ三つのコースを設け、職業教育に力を入れてきました。各コースには、所定の教員に加え、各分野に精通した特別非常勤講師を配置し、より専門的な技術を習得できるようにしています。

また、1年次から、校内で学んだ知識や技術をいかした実践的な実習として、校外の施設に出向いて、ビルの清掃業務や弁当の販売などを行っています。

令和7年3月に卒業する1期生の一般就労の内定率は93.5%で、それぞれのコースで習得した技術をいかせるような企業等に就職する予定です。

その結果、さくらの杜高等支援学校を含む県内の知的障がいがある子どもが通う特別支援学校の一般就労率は、前年を10ポイント以上上回る35%程度に向上する見込みです。

今後は、さくらの杜高等支援学校で行っている専門強化授業のWeb配信や合同企業説明会、ビジネススキル育成セミナーなどの取組を他の特別支援学校へも拡大し、さくらの杜の成果を他校にも広げていきたいと考えています。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 答弁ありがとうございます。さきほど知事からの答弁でも触れられましたが、高等教育については、その無償化について国会での議論が活発化しています。来年度から11万8,800円の支援金について所得制限が撤廃されることとなり、予算の修正が行われたほか、8年度からの制度拡充に向け、財源も含めた議論がなされています。

無償化等にあたっては、国がしっかりと制度設計を行い、財源など地方負担への手当てを行った上で実施すべきと考えます。本県においても、こうした国の動向を注視しながら、子どもたちへの多様な教育の機会を確保すべく、私学振興に取り組んでいただくようお願いします。

また、特別支援学校における職業教育については、今後、障がい者雇用率をアップして、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくりと、これが実現するための施策の充実をお願いして、次の質問に移ります。

次に、BRTを活用した地域振興についての質問です。

最近は毎年のように大規模な災害が発生しており、その都度、復旧・復興の取組が各地で実施されてきています。そうした中、過去の災害やその復旧・復興に向けた取組については、度重なる災害に上書きされて人々の記憶から薄れてしまいがちですが、復旧・復興に向けた取組を着実に実施するためにも、また、類似の災害から県民を守るという観点からも、忘れずに議論を続けていかなければならないと考えます。

私の地元日田市においては、平成29年に発生した九州北部豪雨が、正にこうした災害に該当します。あ那时的すさまじい被害はもとより、地域住民にとって非常に重要な交通インフラであったJR日田彦山線が、6年以上の間、不通となったことも決して忘れてはならない記憶です。

そのJR日田彦山線は、一昨年の8月にバス高速輸送システム、いわゆるBRTで復旧しました。BRTひこぼしラインという愛称で、福岡県の添田から夜明一日間約40キロメートルを専用バスが運行しています。

私は、このBRTひこぼしラインは、単に地域住民の交通手段が復活したというだけではなく、頻発する災害からの復旧の象徴として、さらには各地で不況にあえぐローカル線を維持していくためのモデルケースとして、その安定した運行はもとより、地域振興にもしっかりといかしていくことが大切であると考えており、昨年度の県議会の一般質問でも、こうした観点か

らの議論をさせていただいたところです。

そうした中、開業から1年近く経過した昨年8月には利用者数が10万人を突破し、1日平均約290人の方に利用されているとの発表がありました。また、多くの観光客の方に利用されるなど、地域の活性化にも貢献しているということで、大変喜ばしく感じているところです。

一方、取組は継続が重要です。今後、BRTひこぼしラインが好調を維持した上で、さらに発展し、ひいては地域の振興へとつながっていくためにも、県においては、日田市や関係機関と連携した取組を継続、強化していただきたいと考えています。

こうしたことを踏まえ、BRTひこぼしラインを活用した地域振興にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

嶋議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 BRTを活用した地域振興についてですが、日田彦山線BRTは開業以降、地域の方々の欠かせない交通手段として利用されており、引き続き多くの利用者を持続的に呼び込むことが重要と認識しています。

県においては、沿線地域の活性化を目的とした補助制度を設けており、地元が行う地域振興の取組を継続して支援しており、昨年度は、博多駅や小倉駅で開催したBRT開業イベントや、旧今山駅の公園整備に支援を行ったところです。

今年度も、昨年9月に小倉駅で開催した開業1周年の記念イベントや、沿線地域の四季折々の表情を撮影したPR動画の作成、また、地域づくりの人材育成講座などへの支援を行っています。

さらに来年度は、豊かな水源に恵まれた沿線地域が誇る酒蔵巡りなど、福岡県と連携した誘客イベントに加え、旧大鶴駅を地域の交流拠点として活用するための公園整備等への支援を行うこととしています。

今後とも、地元の日田市と連携するとともに、大肥の郷まちづくり会議など、地域住民の皆さんの声をしっかりと受け止めながら、BRTを活用した沿線地域の振興を支援していきます。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 BRTは、滑り出しは大変好調ということですが、さらなる活用という点では、BRTと二次交通も重要になってくると考えます。地元住民、さらに観光客の円滑な移動を確保すべく、日田市が中心となって取り組む二次交通対策に県からも後押しをいただくようお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次に、大分県立病院の経営について質問します。

安心な県民生活の確保という点で、しっかりと医療を受けられる環境を整えていくことも県の重要な責務であり、その中核をなしているのが、実に150年近い歴史を誇る大分県立病院です。

がん医療や周産期医療、小児医療、循環器医療、脳血管疾患医療、救急医療、精神医療など、特に専門性の高い分野において、県民医療の基幹病院として、県民の安心・安全を医療面で支えています。

このように、重要な役割を担う大分県立病院は、平成18年4月の地方公営企業法の全部適用以降、経営健全化にも取り組んできており、平成19年度には単年度収支黒字化、平成27年度には累積欠損金の解消、さらに令和3年度には自治体立優良病院の総務大臣表彰を受けるなど、着実に成果を上げてきました。

他方、足下では、新型コロナによる受診控えが続いたことに加え、官民を通じた賃上げの要請に伴う賃金の上昇や物価高騰などの外部要因により、昨年度は6億4千万円の赤字決算となりました。賃金や物価の上昇は続いており、今年度も同様の状況になるのではないかと懸念しており、また、来年度の予算案においては、平成19年度以来の赤字予算となっている状況です。

もちろん、これまでの経営改善の取組により築いてきた経営基盤がありますので、直ちに深刻な状況になることはないと思っておりますが、やはり県民に安心してもらうためにも、さらなる経営改善の取組は不可欠であると考えます。

そこで、安心・安全で優良な医療を提供するため、大分県立病院の安定的な経営にどのよう

に取り組んでいくのか、病院局長に伺います。

嶋議長 井上病院局長。

井上病院局長 昨今の物価高騰や賃金上昇の中、今年度の診療報酬改定は価格転嫁が十分と言えない状況であり、全国的に病院経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、当院では、本年度、地域の医療機関への訪問や健康診断要精密者の積極的な受入れ等をさらに強化して、医業収益が前年度より約1.3億円増加する見込みです。

一方、材料費の高騰や人件費の上昇等により、医業費用は約2.1億円増加し、本年度は前年度以上に赤字幅が増加する見込みです。このため、これまでの取組に加え、多職種連携による診療報酬確保、それから、医療機器の保守契約見直しによる経費の削減など、新たに決めましたアクションプランを策定しました。赤字幅を縮小しつつ、令和8年度の収支均衡を目指します。

また、同規模の県立中央病院を対象に行いました調査では、22病院中21病院が赤字となる見通しであること等も踏まえ、医療コストに見合う診療報酬となるよう、関係団体を通じて国へ要望していきます。

県民医療の基幹病院として、医療機能を強化し、良質な医療を提供し続けられるよう、引き続き経営基盤の強化に努めていきます。

以上です。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 公的病院の役割は単なる医療機関ではなく、社会的な役割を果たしながら、地域の健康を支える重要な存在であると思います。いろいろ難しい部分もありますが、地域や民間病院とも連携しながら、医療の質を維持しつつ経営を改善する取組をよろしくお願いします。

最後に、土木建築行政について質問します。

まずは、新たな土木建築部長期計画についてです。

今議会には、今後10年を見据えた土木建築部の長期計画おおい土木未来（ときめき）プラン2024が上程されています。選ばれるおおい、共生社会おおいを支える土木・建築分野でも、社会情勢の変化や時代の潮流により、

インフラ整備の方向性や建設産業を取り巻く環境は刻々と変化しています。

さらに、近年は気候変動に伴い、洪水や土砂災害などの自然災害が頻発・激甚化しており、県内各地で多くの被害が発生しています。

また、産業を取り巻く環境も大きく変化しています。九州ではTSMCをはじめとした半導体関連企業が集積しており、サプライチェーンの強化のためにも、中九州横断道路や中津日田道路など、広域道路ネットワークを形成する高規格道路の早急な整備が望まれます。

そして、最も大きな問題は人口減少、少子高齢化です。県では、同じく今回の議会に上程されている第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略などに基づき、各種施策に取り組んでいますが、人口減少に歯止めはかかっておらず、人口減少社会に適応する視点も必要です。これは土木・建築分野でも同様であり、深刻化する人手不足が喫緊の課題となっています。そのため、担い手の確保に加え、限られた人材の中で持続可能な建設産業を構築するため、DXによる効率的な生産性向上、高度な専門性や能力を有する人材の確保などが求められています。

私は、これらの課題に対し、県長期総合計画を補完する土木建築部長期計画でもしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、新たな土木建築部長期計画おおい土木未来プラン2024についてどのように推進していくのか、土木建築部長に伺います。

続けて、建設産業の発展に向けた発注者としての取組について質問します。

建設産業は、私たちの日常生活に必要な不可欠な住宅、学校、商業施設などの建築物から、道路、港、ダム、上下水道などの社会インフラまで、あらゆる建造物の設計、施工、維持を担う、社会や経済の基盤を支える極めて重要な産業です。これらは県民の安全で快適な生活を支えるだけでなく、物流、観光、産業など様々な経済活動の基盤を形成しています。加えて、老朽化したインフラの更新や耐震・防災対策、災害発生時の迅速な復旧工事といった面でも、県民の

安心・安全の確保に貢献しています。

他方、他産業以上に深刻化する人手不足など、建設産業を取り巻く環境は楽観視できるものではありません。こうしたことから、これまでも我が会派では業界の声を聴きながら、公共工事の入札制度や改正担い手3法に対する県の取組、建設産業の担い手確保など、建設産業を取り巻く諸問題に関して、県議会の質問で取り上げてきました。

こうした中、先般、建設産業に関する専門誌の「帰ってきた発注者ランキング」という特集記事において、大分県が第1位にランキングされているのを拝見しました。このランキングは、公共事業の受注者である建設会社や建設コンサルタントにアンケート回答してもらい、進捗管理などのマネジメント力、検査・成績評定などの技術力、発注・契約方式などの発注事務力の三つの観点から、発注者である国の機関や都道府県等を総合的に評価したというものです。国の機関などを抑えて1位になったことは大変喜ばしく、建設産業の発展に向けた土木建築部などにおけるこれまでの取組の成果であると考えています。

今後も人口減少が進む中、建設産業が将来にわたり存続し、また、発展していくためには、こうした成果もいかしながら、発注者としてさらなる取組を進めていく必要があると思います。

そこで、建設産業の発展に向け、発注者としてどのような取組を進めていくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 まず、新たな土木建築部長期計画についてです。

気候変動に伴う災害の頻発・激甚化や急速な人口減少など、近年の社会情勢の変化を踏まえ、新たな部の長期計画となるおおい土木未来プラン2024を議案として提出しています。

このプランの策定に際しては、パブリックコメントはもとより、学識者を含む外部委員会にも御意見を伺い、社会インフラを取り巻く諸課題に対処できるよう、様々な施策を盛り込んだところです。

まず、強靱な県土づくりに向け、天ヶ瀬温泉を流れる玖珠川の河川改修をはじめ、流域のあらゆる関係者が協働して対策を進める流域治水や土砂災害対策などに取り組みます。

次に、快適に暮らせる地域づくりとして、庄の原佐野線などの都市部における渋滞対策、子育て世帯向け住戸整備や、高齢者、3世代同居世帯などへのリフォーム支援を行います。

また、企業立地や産業集積、観光誘客など、人や物の流れを活性化する広域交通ネットワークの充実として、中津日田道路や大分港などの整備を進めます。加えて、新たな施策として、インフラDXや建設産業の人づくりも推進していきます。

今後も、土木建築部職員が一丸となって本プランを着実に進め、10年後のさらにその先を見据えた県土づくりに取り組んでいきます。

続いて、建設産業の発展に向けた発注者としての取組についてです。

県では、建設産業の担い手確保、育成などを目的とする、いわゆる担い手3法に基づき、これまで入札制度の改正や工事書類の簡素化などに取り組み、受注者から一定の評価をいただいたところです。

しかしながら、少子高齢化が進展する中、担い手不足は深刻な状況にあり、これまで以上に生産性向上や就労環境の改善、建設産業の魅力発信を進めていく必要があります。

まず、生産性向上の取組では、工事現場の効率化に資するICT機器の導入支援を継続するとともに、研修やセミナーなどを通じてDX人材を育成していきます。

また、就労環境の改善では、適正な工期の設定や週休2日工事を促進するほか、快適に使用できる仮設トイレの設置など、働きやすい環境づくりにも取り組んでいきます。

さらに、大分駅前での土木建築フェスタをはじめ、県内各地で建設現場における先端技術を体験できるイベントを開催し、建設産業の魅力を子どもやその保護者に伝え、将来の担い手確保に努めていきます。

今後も関係団体と連携し、こうした取組を継

続しながら、建設産業の持続的発展を支援していきます。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 このおおい土木未来プランという名前のおお、土木分野の未来につながるように着実に進めていただきたいと思ひます。

また、発注者としてのランキング第1位ということ、これは大変すばらしいことですが、業界関係者からは発注時期の平準化等要望も出ていますので、さらなる取組の充実により、建設業や地域社会の発展につなげていただきたいと思ひます。

その一方で、過去の災害からの復旧に向けた取組も忘れてはなりません。日田市民にとって非常に重要な道路である国道386号の三郎丸橋は、昨年7月に傾倒し、周辺住民は大変不便な状況を強いられています。日田土木事務所をはじめ土木建築部の皆さんには、国や市との連携や迅速な復旧事業の推進など継続して御尽力いただき、大変感謝申し上げる次第ですが、やはり日田市民としては一日も早い復旧を待ち望むところです。

また、この国道386号では、一昨日、日田市夜明で道路脇の法面が幅5メートルにわたって崩落し、夜明大橋北交差点から福岡県杷木町方面にかけて通行止めとなっています。この場所は1月にも崩落して、復旧工事を進めようとした矢先にこの状態になっています。この事案一つとっても、社会インフラの老朽化対策に万全を期すことが重要であると感じたところです。

そこで、国道386号の三郎丸橋の復旧及び改良復旧の取組についての現状と今後の見通しについて、土木建築部長に再質問します。

あわせて、一昨日の道路法面崩落からの復旧の見通しについてもお示しください。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 まず、国道386号の三郎丸橋の復旧についてです。

再度災害を防ぐ観点から、川幅を拡げて、橋の長さを71.4メートルから88.9メートルに延ばすなどの改良普及事業を国に申請し、今年1月に採択されたところです。御案内のと

おり、対岸への利便性を確保するために、仮設の歩道橋を現道の約100メートル上流に架設して、先月21日から供用を開始したところです。

現在、新たな橋梁の詳細設計を進めており、今月中には、橋梁の施工を始めると通行止となる市道の迂回路工事を発注予定です。来年早々には全ての工事を発注し、令和8年度内の完成を目指していきます。

それから、同じく国道386号の法面の崩壊の件です。

日田市夜明のところですが、今年の1月に早々にモルタル吹き付け部の法面が一部崩壊しました。議員御指摘のとおり、一昨日、その崩壊部の周辺がさらに崩れたことから、現在通行止めとなっており、関係の皆様、地元の皆様には大変御迷惑をおかけしているところです。明日にも法面上部にある不安定な土砂の撤去と仮設防護柵の設置に向け、作業に取りかかりたいと思ひます。早期の通行止め解除を目指し、スピード感を持って取り組んでいきます。

嶋議長 井上明夫議員。

井上議員 いろいろと取り組んでいただいているところですが、三郎丸橋の復旧は令和8年度中ということで、実質、令和9年3月までということであると思ひますが、影響は長期にわたっています。その上、三郎丸橋と夜明大橋北交差点付近の法面の間、これは日田市友田から福岡県境までの間の国道386号線沿線の飲食店などは、昨年7月の発災から経営的な打撃を受けていますが、さらに追い打ちをかけられた形になっています。三郎丸橋の復旧とあわせて、この法面の早期の復旧をお願いしたいと思ひます。

また、これらの店舗は災害による物理的な被害は受けていませんが、二次的な被害といえる経営的な被害を受けていますので、こちらの支援策も是非検討いただきたいと思ひます。

かつて、コンクリートから人へというキャッチフレーズを掲げた政権がありました。正に人のためのコンクリートですので、土木建築行政のさらなる充実を願ひ、私の質問を終わります。

す。大変ありがとうございました。

(拍手)

嶋議長 以上で井上明夫議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前 11時43分 休憩

午後 1時 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。吉村哲彦議員。

[吉村(哲)議員登壇] (拍手)

吉村(哲)議員 皆様こんにちは。37番、公明党、吉村哲彦です。この3月は新たなスタートの季節です。一步踏み出す皆さんに心からお祝い、御礼を申し上げるとともに、次なるチャレンジでも全力で力を出し切れるよう心から応援しています。また、皆さんが大分でよかった、大分に帰ってきたい、こう思えるようしっかりと県政の課題に取り組んでいきます。

それでは、早速質問に入ります。

初めに、誰もが安心して暮らせる社会づくりについて、まず最初に、介護現場の働き方改革について伺います。

時代は今、大きな転換点にあります。特に我が国において、これから進展する人口減少は著しい高齢化を伴うという我々人類が経験したことのない傾向を有していると考えられます。2025年問題という言葉が使われるようになって久しいところですが、今年はずいに我が国において最も人口が多い団塊の世代が全て75歳以上に達するその年となってしまいました。

戦後、我が国の経済や社会は、団塊の世代の皆さんによる惜しみない努力とその人口の多さによって急激な成長と発展を遂げてきました。これからは、この流れが反転し、団塊の世代を含め、多くの高齢者を少ない若者で支えるという時代が到来します。

こうした状況下では、あらゆる産業等で構造転換が求められますが、最も直接的に影響を受け、かつ緊急の対応が必要な分野の一つが介護の分野です。団塊の世代が後期高齢者になることに伴い、今後も要介護者は増加の一途をたど

ります。その一方で、限られた若者は、他の産業との人材獲得競争にもなり、介護人材の不足はますます深刻になると予想されます。こうした中で、介護人材を確保し、高齢者が安心して暮らせる本県を実現していくためには、働きやすい介護現場づくりと職場改善による人材確保を推進することが不可欠です。

本県ではこれまで、介護ロボットの導入やふくふく認証制度等による職場改善の支援に取り組んでいますが、今後の状況を踏まえると、より一層の対策の強化が強く求められるところです。こうした中、本県の来年度当初予算案では、介護現場の働き方改革に向けた支援の強化策が複数盛り込まれていると伺っており、その早急な着手と成果の発現に大いに期待しているところです。

そこで、介護現場の働き方改革にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

以下、対面席から行います。

[吉村(哲)議員、対面演壇横の待機席へ移動]

井上副議長 ただいまの吉村哲彦議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 吉村哲彦議員の介護現場の働き方改革についての御質問にお答えします。

本県の高齢化は、全国平均よりも10年先行しており、介護人材も令和8年には1,300人不足すると見込まれる中、介護職員にとって働きやすく、魅力ある職場づくりが急務です。

そこで、まずは介護現場のDXを進めていきます。

近年は、導入意欲の高い事業者の要望の全てに対応できる予算を措置して整備を加速しており、既に県内196の介護施設の85%でDXが進み、来年度末までの全施設導入を目指しています。

私が昨年夏、県政ふれあい対話で訪問した施設では、見守りシステムを導入して夜間の定期巡回をなくしたり、音声入力を活用して記録作業での残業をゼロにするといった全国的に先駆的な取組に触れることができました。このほ

か、複数の経営者から施設の業務改善効果を実感しているという声も伺っています。

さらに新年度は、施設側の要望を踏まえて、介護ロボットとICT機器の一体導入など、職員の負担軽減効果が高い取組を進める事業者への助成を拡充し、さらなる効率化を後押しします。

次に、認証制度の活用です。

処遇改善や抱え上げない介護、いわゆるノーリフティングケアによる負担軽減などを評価するふくふく認証は、現在21法人が取得しています。認証法人の昨年度の平均離職率は5.9%と県平均を大きく下回っており、職員の定着が進んでいると考えています。

新年度は、より高い基準による上位認証としてふくふくプレミアムを創設して、業界全体の働き方改革を牽引する施設の認証取得を支援していきます。

また、11月11日の介護の日には、新たに大分市中心部で大型イベントを開催して、改善が進む本県の介護現場の魅力を広く発信する機会とすることで、新しい介護人材の確保にもつなげます。

加えて、県外からの移住希望者や昨年10月に連携協定を締結したインドネシアなど海外からの介護人材の獲得に向けても、あらゆる媒体を活用して情報発信をさらに強化して、多様な人材確保に力を入れていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 知事ありがとうございます。ふくふくプレミアム、期待したいと思います。是非ともこれからの大分のためにも、今お伝えいただいた取組をしっかり進めていただければと思っています。

ちなみに介護ロボット等の導入については、これまで私もいくつか触れてきましたが、導入後のメンテナンス費用、ランニングコスト等の不安からなかなか導入に踏み切れないという事業者の声も多数伺っています。県として、このようなメンテナンス費用等についての考えがあるのか、これは福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 実は今年度の介護報酬改定がありましたが、その中で介護現場のDXの導入を支援、評価する加算制度が創設されており、これはDXを導入した後の、今、議員おっしゃられるような維持費などの関連コストをそうしたもので見ていこうという加算だと聞いています。見守り機器であるとか、ロボットとか、ICTといったものを複数整備していけばいい加算が取れるということで、加算が月100単位とかいう形で、単位で言われても分からないんですが、おおむね定員が80人の特養でいうと年間で約100万円の加算が取れるということで、今までの加算よりもはるかにいいという加算制度ができました。

そこで、県としてこの加算を施設の方にうまく使っていただきたいということで、さきほど知事から答弁したように、新年度予算で複数機器をパッケージで一体導入する際の助成を手厚くしたいと考えており、こうしたことで各事業所のいい加算を取れるように促していこうという趣旨です。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

介護現場は、人材の確保とともにそういった省力化という部分でも、また、さきほど答弁いただいた内容をしっかり事業者にも周知しながら進めていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

障がい者の地域における暮らしの場の確保についてです。

先日、障がいのあるお子さんを育てる4、5名のお母さん方が中心となって、グループホームを立ち上げたいとの相談をいただきました。本件については、担当職員の皆様にも丁寧に対応いただき、大変感謝しています。

この御相談の背景には、県内に入居可能なグループホームが少なく、相談に来られた御家庭のお子さんの中には県外のグループホームに入居されている方もおり、時間やお金などを含め、非常に大きな負担を強いられているということがありました。

国としても、障がいのある方の生活の場、社

会参画の場としてグループホームの充実に取り組んでいます。その数は依然十分とは言えず、また、ノウハウのない事業者の参画による質の低下も危惧されています。県としても利用される皆さんの不利益となることがないように、寄り添った支援、また、指導、アドバイス等を引き続きお願いします。

さて、グループホームを設立するにあたっては、当面の運営に係る費用を含めた金銭的な課題とともに、建物、施設をどうするかという問題があります。社会福祉施設等施設整備費補助金などの金銭的な支援もありますが、施設を準備するにはやはりこれだけでは十分ではない場合も多く、金銭的理由で断念されるケースも多いと伺っています。

平成8年には公営住宅法が改正され、公営住宅のグループホームとしての活用について法律に位置付けられています。これ以降、対象となる社会福祉事業も追加されており、県内でも宇佐市の県営住宅、また、中津市の市営住宅がグループホームとして活用されている事例があります。県内の空いている公営住宅について、福祉保健部と土木建築部が連携し、グループホームなどの居住支援にさらに活用できないかと考えています。当然、福祉施策と住宅施策のバランスにもしっかりと配慮しなければなりません。冒頭言ったように、入居を希望する方が入居しづらい、また、大きな負担を強いられるという現状を解消していく必要があるのではないかと考えます。そのためには、県としてグループホームにおける需要と供給のバランスをしっかりと把握し、今後の必要数の見通し等を立てておくことも大切であると考えます。

また、グループホームへの支援に加え、一人暮らしのサポートなど障がいのある方が安心して地域で生活できる場を確保するための支援に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

そこで、県内におけるグループホームの需給バランスの現状や公営住宅を活用した設立への支援を含め、障がい者の地域における暮らしの場の確保にどのように取り組んでいくのか、福

祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県の昨年3月時点の障がい者グループホームの利用者は2,420人であり、人口当たりの利用者数でいうと全国で5位であり、多くの障がい者の暮らしの場となっています。

各市町村の推計から、令和8年度の利用者はおおむね2,600人と見込んでいますが、現在、2,650人分のグループホームが既に整備されているところです。

一方で、昨年末に県が実施した調査では、回答いただいた事業所の約4割で満床だという回答をいただいております。一部地域では供給が次第に逼迫しつつあるという状況もうかがえます。

こうした事情も勘案して、安心・元気・未来創造ビジョン2024においては、こうした市町村推計に100人ほど上乗せして、約2,700人分の供給量を令和8年度までに確保することとしています。

あわせて、今後需要の伸びが見込まれる重度の障がい者を受入可能な事業所の優先整備、あるいは逆に比較的軽度な方の一人暮らしへの移行支援などに配慮した暮らしの場の確保にも努めることとしています。

また、公営住宅の活用については、土木建築部と連携し、今後、要望に応じて個別に対応を検討していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

1点、再質問しますが、鳥取県では公営住宅の所管部局が公営住宅を活用した障がい者グループホーム事業に係る実施要領を策定し、ホームページ上で見れるようになっております。事業者による手続や庁内での連携体制など、率先して利用促進に向けたスキームをつくり、強力に推進しているところもあります。

こうした他県の例を鑑みると、本県において公営住宅を活用したグループホームを推進するには、公営住宅を所管する土木建築部が主体的に取り組んでいく必要もあるかと思いますが、土木建築部長、考えがあれば是非伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 現在、公営住宅をグループホームとして活用したいという御要望がある場合に、福祉保健部と土木建築部が情報共有するという体制は整っています。しかしながら、議員御説明の鳥取県をはじめ、他県の取組も参考にしたいと思っています。

いずれにしても、障がい者の自立した生活を営む場の提供については大変重要ですので、今後も福祉保健部としっかり連携して、個別の御要望に丁寧に対応していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村(哲)議員 ありがとうございます。

こういった要領をつくってホームページに載せるというのも、また県民の皆さんへの周知の一つになるかなと思いますし、当然グループホームにおける人材確保というのも非常に重要ですので、あわせて取組を進めていただければと思っています。

それでは次に、特殊詐欺及び闇バイト対策について伺います。

現在、全国で様々な詐欺や闇バイトによる被害が続いています。私は、これほどまでにテレビで取り上げられ、多くの方の目に留まっているにもかかわらず被害が続いているのは、手口が巧妙化されるとともに、自分は大丈夫といった正常性バイアスが働いてしまうことが大きな原因ではないかと考えています。

特殊詐欺については、高齢者等を中心に被害が広がっていますが、自分は大丈夫と思っている人ほど被害に遭いやすいと言われます。従前のオレオレ詐欺だけではなく、複数人が連携して公的機関の名を騙り、巧妙に人を陥れていく大変悪質なケースも目立つようになっており、一層の注意が必要です。

また、闇バイトについては、その募集にあたり高収入をうたいつつ、通常の求人とも受け取れるような文言で巧みに勧誘し、個人情報を提供させて抜け出せなくする手口が散見されており、デジタルネイティブ世代の若者といえども注意が必要な状況です。

本県では、被害を防ぐために広報活動や録音

機能付電話機購入の助成など詐欺防止対策を行っているものの、年々、特殊詐欺やSNS型詐欺の被害が増加し、報道される被害額や内容に多くの方が驚きや恐怖を感じています。

また、闇バイトは若者が加害者となるだけでなく、特殊詐欺の構成員の拡大にもつながるなど、特殊詐欺と闇バイトは密接に関連した事象であると考えます。

そこで、県内における現状を含め、特殊作業及び闇バイト対策にどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

井上副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に関しては、県内における昨年の被害額が合わせて23億円に上るなど、大きな被害が発生しています。また、全国的に、いわゆる闇バイトで集められた者たちが特殊詐欺や強盗などの事件の実行犯となっている状況も認められるところです。

こうした状況に対し、県警察では、捜査活動はもとより、様々な機会や媒体を活用して、具体的な犯行の手口であったり、また、注意すべき事項等についての広報啓発にも力を入れて取り組んでいるところです。さらに金融機関等と連携し、被害の発生を未然に防ぐ活動についても推進しています。

御指摘のあった闇バイトに関しても、主に若い世代を対象にして、その実態であったり、また、危険性について、本年度から実施している動画コンテスト等も活用しながら注意喚起を図るなど、犯罪に加担させない取組についても行っています。

加えて、既に闇バイトに応募してしまった者に対しては、警察への相談を呼びかけるとともに、仮に危害を加えるなどと脅迫されている場合には、保護対策などにより対応しているところです。

県警察としては、引き続き各種の対策を強力に推進していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村(哲)議員 ありがとうございます。

全国を見ると、防犯カメラ、大分は団体に対

して助成していますが、個人宅の設置に助成しているところも少しずつ出てきています。様々な事例を参考にしながら、取組の強化を進めていただきたいと思います。

最近、投資・ロマンス詐欺も非常に大きな被害額です。また、別の詐欺ですが、愛知県の少年がミャンマーまで連れていかれて巻き込まれる事件にも大変衝撃を受けたところです。こういった詐欺に県民は大変恐怖を感じているところですので、県警の最重要課題と位置付けて対策の強化を是非進めていただければと思います。

県警本部長、本部長自身の決意があれば、是非一言伺いたいと思います。

井上副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 今、議員から御指摘があったとおり、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、また、闇バイトに対して有効な対策を講じていくことについては、県警察の最重要課題の一つであると認識しています。県民の皆様への安全・安心を確保するため、これからも関係機関等とも十分に連携の上で検挙と被害防止の両面から必要な対策をしっかりと取り組んでいきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。是非よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

県産加工食品の海外展開の促進についてです。

さきほども言いましたが、人口の減少は国内需要の減退に直結するため、各産業が生き残っていくためには、構造的な改革を図っていくことが不可欠であると言われていています。

本県ツーリズム戦略のキャッチフレーズを見ても明らかのように、温泉に加えて味力、これは味の力ですが、すなわち食も本県の大きな強みです。この食も変革の必要性に迫られている分野の一つです。国内の需要が減退する以上、収益を維持、向上させていくためには、国外に目を向ける必要があります。本県の事業者も懸命な取組を行っており、県内の加工食品の輸出額はここ10年で倍増しているとも聞いていま

す。

また、情報通信技術の急速な発展やコロナ禍による生活様式の変容などに伴い、世界のEC市場は急速に拡大しており、2019年は約500兆円であったものが今年は1千兆円を超え、6年前の約2倍にもなると言われています。

こうした追い風を県内の加工食品の販路拡大に着実につなげていかなければなりません。折しも今年は大阪・関西万博が開催されます。知事は、就任前から万博を契機とした本県の活性化に高い意欲を示してこられており、是非とも本県の食についても、世界に魅力を発信し、また、販路の拡大につなげていただきたいと思います。例えば、臼杵市はユネスコ食文化創造都市に登録されているなど、その醸造文化などは世界にも十分通用する可能性があると思うし、私のふるさと日田にも梨や焼きそばなど多くの魅力があります。そのようなブランドの魅力について万博を機に訪日した外国の方々へ伝え、さらには帰国後も継続して買ってもらう仕組みづくりが今こそ重要ではないでしょうか。

そこで、県産加工食品の海外展開の促進にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 県産加工食品の海外展開の促進についてですが、人口減少に伴い国内市場が縮小する一方で、海外市場は今後さらなる拡大が見込まれています。こうした世界の需要を積極的に取り込んで、本県の加工食品の販路拡大につなげていくことが重要だと考えています。

そのため、安心・元気・未来創造ビジョン2024において、県産加工食品の輸出額を令和5年度の10.1億円から令和15年度には16.5億円まで拡大する目標を定め、県内事業者の海外展開への挑戦を後押ししていきます。

昨年8月には、私も台湾で日本酒や梅酒などの売り込みを行いました。その後、複数の商品で新たな取引が始まったと聞いており、県産品に対する強いニーズを感じているところです。

また、昨年9月には、県内事業者の情報収集から販路開拓まで切れ目のない支援を連携して行うために、ジェトロ大分や中小企業基盤整備

機構、大分県貿易協会等と共にO i t a 食輸出コンソーシアムを立ち上げました。まずは各機関の支援策を一元的、体系的に整理して発信したところ、支援策についての理解が進んで、新たな事業者からの問合せや利用増につながってきています。

この動きと連動して、おおいた食品産業企業会に新たに輸出部会を設置いただきました。同部会や大分県酒造組合との意見交換等を通じて、コンソーシアムの関係機関が一丸となって事業者のニーズにきめ細やかに応え得る施策の企画、実行等に取り組んでいきます。

来月から始まる大阪・関西万博を県産品の販路拡大の絶好の機会と捉えて、県産品の認知度向上と購入機会の創出を図っていくことも重要です。そのため、万博会場や大阪市内の関連イベントでPRブースを設けて、試食や試飲、販売を通じて県産品の魅力を知ってもらう仕かけを計画しています。さらに、県の公式オンラインショップと連動した海外からでも購入可能なECサイトを構築して、そのサイトに誘導する二次元コード付きの販促ツールを各会場でも配布することで、帰国後の継続した購入にもつなげていきます。

引き続き関係機関の施策を総動員して、県産加工食品の海外展開を後押ししていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 海外の方が帰国した際に大分の県産品を購入できる仕組み、越境ECサイト、非常に重要であると思うし、取組には大変期待しているところです。全国を見て、越境ECサイトの成功事例は少ないと聞いていますので、是非ともしっかり取り組んでいただいて、大分モデルとも言われるような成功を収めていただきたいと思っています。

また、さきほど答弁いただいたO i t a 食輸出コンソーシアムにおいても、大分の食を海外に広める民間事業者を支援するというのは非常に重要であると思います。民間のノウハウや勢いをいかしていけるように、個別かつその規模に応じた支援を是非とも充実させていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いま

す。

それでは次に、子どもや子育て世帯への支援について伺います。

初めに、子ども食堂についてです。

私はこれまで、子どもの居場所として、また、地域の方の集いの場として、子ども食堂に対する支援や朝食の提供などについて提案してきました。

現在、県内では約150の子ども食堂が開設されています。地域の任意団体などボランティアによる活動が中心であるため、必要な食材や運営費の調達に苦勞する子ども食堂が多い中、県職員の皆様の熱意により、県としてクラウドファンディングを活用した支援に取り組んでいただいていることは大変ありがたいと感謝しています。そのほかにも、新規開設や機能強化のための補助、また、フードバンクおおいたとの連携など、今後さらに支援を強化していただきたいと思っています。また、県内の農家等のお力も借り、商品として出荷できない農作物を子ども食堂で活用するといった地産地消による支え合いの仕組みづくりができないかとも考えています。

冒頭でお伝えした県内で150という子ども食堂の数は、おおいたこども食堂ネットワークに加盟している子ども食堂の数ですが、実は県内の中学校数よりも多くなっており、そうしたことから、子ども食堂は既に地域に必要なインフラとも言える存在ではないかと考えます。

しかしながら、小学生にとって自分の小学校区を出ることは非常にハードルが高いと考えられるので、こうした現状に満足せず、やはり各小学校区に一つは子ども食堂がある、このような環境をつくっていくことが今後の子どもたちの安心・安全を守るために必要であると考えます。

また、子ども食堂は、これまで貧困で苦しむ子どもたちが利用する場所というイメージが強かった感がありますが、現在では年齢や性別問わず、あらゆる方の地域での居場所という認識も広まりつつあると感じています。この流れをさらに加速させ、より一層多様な方が利用しや

すい環境をつくるためには、行政の支援によるさらなる信用力の向上も不可欠ではないでしょうか。

そこで、県内農産物の活用に向けた取組も含め、子ども食堂への支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県では、子ども食堂の立ち上げや機能強化に加え、年末には、できればクリスマス前にということでクラウドファンディングを通じた支援のほか、昨今の物価高騰の折には補正予算を活用した支援も行っています。

また、食材については、更新時期を迎える県の災害備蓄物資を配布していますし、県社協のフードバンクを通じた無償譲渡に加え、最近では九州農政局の御協力もいただきながら、いわゆる備蓄米の提供も適宜受けているところです。

一方で、肉や魚や野菜といったような生鮮食品については、仕入先や保管方法などの面から適宜提供できる仕組みが確立されていません。そこで、県では、子ども食堂の設立時に近隣の農家や漁業者、あるいは商店街の皆さん方の協力をできるだけ募るように助言を行いながら、いわゆる生鮮品の確保を支援しています。

その結果、幸い安定的に食材を確保できる子ども食堂も増えつつあるので、質問にもあったように子ども食堂のネットワークを通じて、こうした好事例の横展開を図り、地域単位の支援の輪を広げていきます。

また、昨今では、食材の支援に加え、運営面にも地域のお年寄り、高齢者や学生などが参画して協力の輪が広がってきているので、より多くの方が集える地域の居場所となるよう子ども食堂の自主的な活動を応援していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

1点再質問ですが、今後、子ども食堂においても高齢化による事業継承——事業継承と言っていいのかわかりませんが、そういった課題も出てくると考えています。なかなか難しい課題ではあると思いますが、県として何か考えがあるのか、福祉保健部長、もう一度伺い

ます。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 子ども食堂は御存じのとおり、例えば、社会福祉法人であるとか、地域の有志の方、ボランティアといったような方が自主的に運営しているということで、特に社会福祉施設とか病院、医療機関などと違い、開設までに許認可などは一切必要ではないということで、地域で有志の方が工夫を凝らしながら、正にボランタリーな運営をしているというのが一番の良さなのかなと思います。

今、事業承継と言うのがいいのかわかりませんが、子ども食堂の活動を何年かして、さあ、どうしていこうかという局面に立ったときに、やっぱり地域の関係者の方が一番その地域を御存じだろうと思うので、さあ、これからどうするか、誰がそれを担っていくか、支えていくかということは是非主体的に考えていただいて、続けられれば続けると、厳しければちょっと考えようということも、ここはやむを得ないかなと思います。そこに余り行政として公的支援を行うというのは、ちょっとなじまないかなと私自身は思っています。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

さきほど答弁いただいたように、どうしようかな、続けようかな、もう終わりにしようかなというときに県の緩やかなネットワークがあることが続けるきっかけにもなってくるかと思うので、是非ともそういった部分でも御支援いただければと思っています。

それでは、次に移ります。

男性が子育てに参加しやすい環境づくりについてです。

近年、父親の子育てが子育て参加がスタンダードとなってきています。イクメンという言葉が定着し、法改正も進んだことで、2023年度の男性の育休取得率が過去最高の30.1%となるなど、父親の育休取得率が大きく伸びつつあります。一方で、企業の規模別に状況を見てみると、500人以上では34.2%に対して5人から30人未満の企業では26.2%に

とどまっており、企業規模が小さい事業所では取得率が低い傾向にあるようです。

育休の取得期間を見ると、女性は9割以上が6か月以上の期間となっている一方、男性はおよそ4割が2週間未満にとどまっている現状もあり、課題も浮き彫りとなりつつあります。

本県は、県内企業の99.9%が中小企業であり、そのうち約86%が従業員20名以下の小規模事業者であることから、小規模事業者が育休を取りやすい環境整備をさらに進めたいと考えます。

さて、私はこれまで男性の育児参画が一層進むことを念頭に、父親への支援の重要性を訴えてきました。父親が子育てに参加するメリットは多く挙げられますが、近年の研究では、母親同様に産前産後には男性もメンタル不調に陥るリスクが高いとの発表もなされており、父子家庭においては、さらにリスクが高まるようです。

父親の心身の健康を守ることで母親の身体的、精神的な負担を軽減し、産後鬱などのリスクを減らすことにもつながりますし、育児を通して父親は新たな発見や喜び、そして、成長の機会を得ることができるのではないかと考えています。

イギリスでは父親が産前教室に参加する際の休暇を保障する、また、フランスでは親手帳を配布し、子育てにおける父親支援を進めています。スウェーデンでは、父親と母親の両方の個別面談を国のプログラムに含め、父親とはお子さんが生まれて3か月から5か月で個別面談を実施しているようです。

こうした海外の取組は一例ですが、まずは職場や地域などにおいて、男性が育児に参加しやすい環境を整えていくことが重要だと考えます。様々な支援の在り方等をさらに研究していただき、子育て満足度日本一を目指すためにもより充実した子育て支援を行っていただきたいと思えます。

そこで、男性が子育てに参加しやすい環境づくりにもどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 九州地域戦略会議が今年公表した調査結果では、本県の未就学児を持つ夫の家事・育児時間は1日当たり2時間43分で、これは九州で2番目に長いということですが、それでも妻の3分の1程度であり、共働きや共育ての実現には一層の取組が必要となります。

そのため、新年度から男性の育児休業取得促進助成金の対象となる子どもの年齢を1歳から2歳に達するまでに引き上げるなど支援を拡充し、パパの育児参加のさらなる促進を図ります。

また、県の子育て支援ポータルサイト、子育てのタネというのがありますが、ここにパパ向けのページを新たに設け、誰もが取り組みやすい子育ての工夫などをSNSの広告等も活用しながら重点的に情報発信していきます。

加えて、この秋には昨年協定を結んだサンリオと連携し、子育てイベントを日出町のハーモニーランドで開催予定であり、県内のイクボス宣言企業や子育てサポート企業など約900社にも広く協力を呼びかけ、官民一体となって子育て支援に取り組むこととしています。

男女を問わず、子育て世代の仕事と育児の両立に向けては、各企業に働き方改革に工夫を凝らした意欲的な取組を期待しており、県としても引き続き機運醸成に力を入れていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 男性、父親を支援するという県の姿勢を示すことがある意味大事かなと思うんですが、その一つの方策として男性専用の子育て相談窓口の設置はどうかと思うんですが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 今、各市町村のこども家庭センターですとか子育ての支援拠点では、日頃からお母さんが多いのは事実なんですけど、パパからの相談も含めて様々対応しており、聞くと男性からの相談は、僅かですが、全体の1割ほどはあるということ聞いています。子どもの発達や、お母さんの体調が悪いということを相談される例も1割程度はあるようです。

県の方も子育ての悩み相談窓口ということで、いつでも子育てほっとラインは24時間365

日対応していますが、ここも割と男性の相談も多いということですので、こうした相談窓口があるよということをお父さんにも知ってもらい、さらに利用を広げていければと思うので、その情報発信をしっかりとやっていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。是非、情報発信いただきたいと思います。

また、答弁にもありましたが、1歳から2歳へという部分で育児休業取得促進助成金について大変期待しているところですが、このスタート時期、対象業種、また、周知方法についてどのように考えているのか、これは商工観光労働部長に伺います。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 さきほど福祉保健部長からお答えしたとおり、男性の育児休業取得促進助成金の対象となる子どもの年齢を1歳から2歳に達するまでに引き上げるなどの支援の拡充をして、さらなる利活用を求めていくところです。やはり使ってもらおうということが何よりも大切ですので、しっかり発信していくところで、我々県だけではなくて、商工団体だったり労働団体、様々な関係機関にも協力いただいて、周知に努めていきます。

対象となる業種は幅広く、特に制限を持たずに県内の事業所を広く対象として活用していただくと考えています。これからしっかりと制度設計を含めて考えて、使われるような事業として進めていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。せっかくこの支援を拡充していただいているので、しっかりと周知して、使っていただけることが事かなと思うので、お願いします。

それでは次に、子どもへの芸術文化に触れる機会の創出について伺います。

子どもたちの成長において、幼少期から芸術文化に触れることは、豊かな感性を育み、健やかに成長することにつながると言われています。これは、最近増えている子どもの自殺対策にもつながるのではないのでしょうか。

県でも、新長期総合計画や令和5年に策定した第3期大分県文化創造戦略など、その重要性とともに、芸術文化に触れる機会の創出、また、作品発表などの充実の機会が掲げられています。担い手を育むといった観点とともに、子ども自身の豊かな成長という点も強く意識しながら施策を進めていただきたいと思います。

国は、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業を行っており、私も昨年、地元の中学校に案内したところ、無事に選定を受け、学校の体育館でダンスの公演が行われました。目の前で見る世界レベルのダンスに子どもたちは大変感動し、体験コーナーでは積極的に体を動かしたと伺っています。

このように学校巡回などで子どもたちが劇場での公演に関心を持ったとしても、チケット代が高額で手を出せないような場合があるため、公明党の働きかけにより、2021年度から子どもが無料、同伴者が半額となるよう補助する劇場・音楽堂等の子ども鑑賞体験支援事業が開始され、舞台公演を鑑賞できるよう芸術団体等を支援しています。是非このような国の事業の周知などにより、子どもたちが本物の文化芸術に触れることができる機会をさらにつくっていただきたいと思います。

そこで、県として、子どもたちの芸術文化への関心を高め、それに触れる機会をどのように創出していくのか、企画振興部長に伺います。

井上副議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 子どもへの芸術文化に触れる機会の創出についてですが、芸術文化を通して様々な表現方法に触れることは、子どもたちの豊かな感性や創造力を育み、また、健やかな成長を図る上で大切なことと考えています。

県では、子どもたちの関心を高めるため、県立総合文化センターや県立美術館への招待事業に加えて、芸術文化団体と連携したアウトリーチ活動にも取り組んでいます。

本年度は、ウィーン少年合唱団などの公演に親子で500組を招待するとともに、海外の音楽家による無料コンサートを開催し、多くの子どもたちに良質の音楽を鑑賞する機会を提供し

たところでは。

また、来年度は県立美術館の10周年記念展に小学生を招待し、ピカソ等の名品を鑑賞する機会を提供することも予定しています。

さらに、長唄などの伝統芸能についても、小中学生を対象に体験教室などを実施し、後継者となる人材を育成する取組も始めることとしています。

こうした取組に加え、さきほど御紹介いただいた国の事業も周知しながら、芸術文化団体と一層連携し、子どもたちが芸術文化に触れる場の創出に引き続き努めていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 県立美術館が10周年ということでは。是非ともこの機を捉えて、さらに子どもたちが芸術文化に触れやすい環境づくりをお願いします。

それでは次に、災害時応援協定について伺います。

大地震など災害発生時に人的、あるいは物的な援助を受けられるよう、自治体と民間企業や関係機関との間で災害時応援協定の締結が進んでいます。こうした協定の締結は、地域社会の安全・安心を確保するための重要な取組であると考えます。行政、住民、企業などが協力し、より実効性のある協定を締結、運用することで、災害に強い地域社会を築き上げることができそうです。

本県でも、建設業協会をはじめ、民間の力を活用し、県民の安心・安全のため、御尽力いただいていることと思います。他方、災害は年々大規模化、頻発化し、また一方で、災害に備える技術や考え方についても日進月歩で進化しています。このような現状を考えたとき、災害時応援協定は結んで終わりではなく、常に協定の充実、活用を促進し、地域の防災力向上に貢献することが求められると考えます。

そこで、定期的な協定の見直し、訓練の実施状況を含め、災害時応援協定の充実と活用促進にどのように取り組んでいくのか、防災局長に伺います。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 県では、現時点で民間事業者や防災関係団体と212件の応援協定を締結しています。年度当初には相互に緊急連絡先を確認するほか、随時、発災時の対応手順について情報共有を図っているところです。

災害時には協定事業者との連携が重要ですので、毎年、総合防災実動訓練への参加を依頼し、締結した協定の実効性を確保しています。今年度の豊肥地区防災訓練では、協定事業者31団体に御参加いただきました。

道路が寸断された状況での行方不明者捜索訓練では、消防との緊密な連携の下、建設業協会の無人重機による道路啓開や九州救助犬協会による救助活動が実施されました。

また、被災者への円滑な物資提供のため、市と生活協同組合、トラック協会等が連携して物資輸送訓練に取り組んでいます。

加えて、協定に基づく取組の可能性をさらに広げるアバターによる遠隔の健康診断やドローンを用いた防犯パトロールの訓練も展開していただきました。

大規模災害時には、専門性を持った民間事業者との協働が大きな力となります。今後も多様な事業者の参画を求め、訓練を通じた連携強化に取り組み、頻発・激甚化する災害への備えを強化していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 定期的な訓練、本当にありがとうございます。これからは是非お願いします。

私はこれまで、災害時の道路の啓開について、車両が邪魔になって動かせない、動けないという場合に、そのプロであるレッカー協会との協定締結を提案してきました。

そこで、今現在、改めてレッカー協会との災害時応援協定の締結について、その進捗を土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 レッカー協会との協定の締結についてですが、がれきや放置車両等を移動させ、緊急車両の通行空間を速やかに確保するという目的のために、建設業協会はもとより、レッカー協会との連携についても重要と考えて

います。これまでも関係する団体と協議を重ねており、今後、車両等の移動協力に関する協定を締結する予定です。

引き続き、いざというときの備えに万全を期していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。是非よろしくお願いします。

では、次のスポーツの振興について、まず、スポーツ合宿の誘致について伺います。

スポーツは、心身ともに健康になるだけではなく、アスリートの姿を見て感動したり、また、子どもたちが憧れ、将来へ向けて努力するきっかけになったりと、様々な面で我々の生活に必要な要素となっています。

トップアスリートは、シーズンに向けた準備で合宿を行っています。先日の別大マラソンで活躍した若林選手の青山学院大学陸上競技部も毎年大分市で合宿していただいております。また、小学生との交流も実施してくれています。このように、アスリートの合宿は見学や指導を通じた競技力の向上に加え、選手と住民との触れ合いによる地域の元気づくりにもつながります。

本県でも、これまで県が中心となって市町村や競技団体と連携し、スポーツ合宿の誘致に取り組んでおり、誘致件数は増えていると聞いていますが、他の地域でも同じく誘致活動が活発化しているため、受入競争は激化しています。今後も本県への誘致を進める上では、関係者と連携した一層の取組が不可欠であると考えます。

そこで、スポーツ合宿の誘致にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

井上副議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 スポーツ合宿の誘致についてです。

これまで県、市町村等で組織する合宿誘致推進協議会において、ナショナルチームをはじめ、プロや実業団、大学のトップチームを誘致してきました。

今年度は過去最高となる25件の誘致が実現できる見込みで、そのうち10件は新規の誘致です。また、由布市で初めて合宿が行われるな

ど受入市町村も広がりつつあります。一方で、全国的に誘致活動は活発化しており、200を超える組織が合宿誘致等に取り組んでいる状況です。

そこで、来年度から各競技やスポーツ施設に関する専門家を協議会に配置し、市町村の受入環境の改善や人的ネットワークをいかした合宿誘致の強化に力を入れることとしています。

さらに、合宿チーム向け情報サイトの掲載情報の充実により、国内外への発信力も高めていきます。

今後とも、市町村や競技団体などと連携し、スポーツ合宿のさらなる誘致を促進していきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

スポーツ合宿については、数が増えていくにつれて、しっかりと問題の洗い出し、また、その改善というのが重要なと思うので、今後ともよろしくお願いします。

それでは最後に、クラサドーム大分の維持管理について伺います。

これまで、大分スポーツ公園の活用について、様々な場面で議論してきました。私個人にとっても、陸上競技の面から大変思い入れのある競技場です。

4万人もの観客を収容できるクラサドーム大分は2001年3月に竣工し、サッカーやラグビーのワールドカップ、第63回国民体育大会など国際規模、全国規模のスポーツ大会が開催されただけではなく、さきほどあったように大学の合宿等でも利用されています。また、アーバンスポーツでの利用や、地域の方の散歩、ジョギングのコースとしても大変多くの県民に親しまれています。さらに、武道スポーツセンターも併設されているので、本県のスポーツ界にとって欠かすことのできない拠点と言える施設です。

九州内で開閉式の屋根を持つ多目的実施可能なスタジアムはクラサドーム大分だけであり、その収容人数を見ても、九州随一のスタジアムであることは間違いありません。開閉式の屋根

があることで、急な雨が降っても競技に大きな影響を与えることなく選手のベストパフォーマンスを発揮できる環境を保つことができますし、雷等から選手、観客を守ることもできます。

本年、陸上競技の九州選手権大会、また、高専の全国大会が本県で開催されるにあたり、陸上競技の関係者からも開閉式屋根の効果による好記録の誕生やスムーズな競技運営に期待が高まっています。しかしながら、残念なことに、大きな魅力の一つである開閉式の屋根は、ワイヤーの老朽化により稼働できない状態が続いています。

そこで、開閉式屋根の改修見直しを含め、建設から20年以上経過した大分スポーツ公園クラサドーム大分の計画的な維持管理にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 クラサドーム大分は、サッカーや陸上などのスポーツだけでなく、先月開催が発表された大規模コンサートなど、あらゆる方々が利用している大分スポーツ公園の中核施設です。

クラサドーム大分の特徴である開閉式屋根は、年に1回の定期点検を実施しており、そのうち大型巻上機と片側約1,250トンの屋根をつなぐワイヤーロープに老朽化の進行が確認されました。このため、ワイヤーロープ内部を詳細に調査した結果、昨年12月に全20本のうち5本が交換基準に達しているということが判明しました。

現在、改修する際の施工方法や期間、費用などの調査、検討を行っていますが、開閉式屋根の構造は他に類のない仕組みのため、高度な技術力が必要であり、秋頃には検討結果が出る見込みと考えています。

なお、屋根以外の施設についても、長寿命化計画に基づき定期点検を行うとともに、計画的に修繕等を実施していきます。

国内有数の大型施設であるクラサドーム大分について、今後も適切に維持管理を行っていきます。

井上副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 秋頃にということですので、改修はそれ以降になってくるのかなと思っています。少し残念な気持ちもありますが、またしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

今回いろんな方とお話ししましたが、大分駅とか大分空港からスポーツ公園まで、また、飛行機、新幹線など大分県そのものに来るアクセスも大会とかイベント開催には非常に重要だという声もたくさんいただいています。これは知事も御理解いただいていると思いますので、今後ともスポーツ公園の活用が進むよう全体的な取組を何とぞお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で吉村哲彦議員の質問及び答弁は終わりました。宮成公一郎議員。

〔宮成議員登壇〕（拍手）

宮成議員 議席番号7番、自由民主党の宮成公一郎です。

まずもって、貴重な一般質問の機会を与えていただいた会派、先輩、同僚議員の皆さんにお礼申し上げます。

私事ですが、本日3月7日は、私の母の90歳の誕生日で卒寿を迎える日となります。ふだん親孝行が余りできていないんですが、少しでも老母を喜ばせることができるよう、しっかりと質問していきたいと思いますので、佐藤知事はじめ、どうぞよろしくお願いします。

まず、地方創生について伺います。

今年、令和7年は昭和でいえば100年、終戦からは80年の大きな節目の年ですが、本県においても58市町村が12の合併市によって新たに18市町村に再編され、今の大分県の地図に書き換えられてから20年目の節目の年を迎えています。

この機に本県の平成の大合併を振り返ってみると、旧合併特例法の失効前にした全国的な市町村合併の推進が背景にあり、少子高齢化や人口減少が進む中で、地方分権の担い手となる基礎自治体の行財政基盤を確立することを主な目的として推進されたものでした。そして、この

結果、職員数や議員数の削減などの行財政改革や合併特例債を利用した施設整備等、一定の成果を今残しています。

一方、市町村合併から10年ほど経過した平成26年度、国は総合戦略として地方創生を掲げ、政府一体となった取組をこれまで進めてきています。本県においても、従前からの旧町村部対策に加え、国の地方創生の枠組みの中で、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を平成27年に策定し、市町村とともに人口減少社会に対応するための様々な対策を進めてきました。

しかしながら、現実には人口減少や高齢化に歯止めがかかっていない状況があります。本県でも1年間に1万人以上の人口が減少する中、20年前と比べ高齢化は一層進み、少子化の波は加速度を増し、地域の担い手不足はより深刻な状況になっています。

総務省から発表されている令和6年の人口移動報告によると、東京都などの1都3県では転入者数が転出者数を13万5千人余り上回る転入超過だったとされています。

また、令和2年、2020年の国勢調査結果をひもといてみると、東京圏の人口は国全体の約29.3%にあたり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計によれば、2050年にはこの値が約33.7%にまで上昇するとされています。

同様に、九州7県に占める福岡県の割合は、2020年に約40.2%だったものが2050年には44.2%にまで上昇すると推計されています。同様に本県においても、2020年に県全体の約42.3%を占めていた大分市の人口は2050年に約49.4%と、県人口の半数になると推計されています。さらに踏み込んで、47都道府県における県庁所在地の人口比率を調べてみると、大分市は令和2年には全国で高い方から7番目でしたが、2050年には京都、宮城、高知の各県に続く4番目になることが分かりました。要するに、本県における大分市への一極集中は、現時点においても福岡県、東京圏より激しく、今後もこの傾向は強まっていくことが暗示されているのです。もちろ

ん県都大分市への人口集中がよくないと短絡的に考えているわけではありませんが、他県に比べてこのような傾向にあるということをしかりと認識した上で、これを踏まえた長期的な検討、合理的な対策等が必要ではないかと思っています。

現在、国は地方創生2.0の実現に向けた基本構想の策定を進めていますが、本県では先んじて第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の案を取りまとめ、今議会に提案されています。

そこで、市町村合併から20年間の本県における取組を踏まえ、人口の一極集中への対応を含め、今後、地方創生にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

以下、対面席にて、分割方式により質問します。

〔宮成議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの宮成公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 宮成公一郎議員の質問にお答えします。

お母様の90歳、卒寿のお誕生日、誠におめでとございます。

地方創生についてですが、市町村合併からこの間、県としては、旧町村部における道路整備や公共交通の維持、確保、各種産業の振興や企業誘致のほか、総合補助金を活用したきめ細かな支援に取り組んできました。

また、国の地方創生に係る各種支援策も積極的に活用し、ソフト、ハードの両面から地域活性化を支援してきたところです。

こうした取組の結果、人口の社会増には一定の成果が上がったものの、直近の統計を見ると、依然として東京圏をはじめ、大分市を含めた中心部への人口移動が続いていると認識しています。

このため、引き続き県全体の魅力を高め、県外への人口流出を抑えるとともに、旧町村部等の地域で住み、働き、子どもを育てたいと望む方々の希望が実現できるよう、各施策を講じる

必要があると考えています。第3期戦略では、これまでの成果や課題を踏まえ、次の三つの重点課題を設定して取組を進めます。

一つ目は、若者・女性の呼び込みと定着です。若者の移住・定住を促進するため、若者や子育て世帯への支援拡充に加え、伴走型の転職支援、空き家を含めた住まいの確保等に総合的に取り組めます。

二つ目は、多様な人材の活躍と定着による担い手の確保です。おおいた産業人材センターの機能強化により、若年者の県内就職を促進するほか、外国人材の受入れ、定着を促進します。また、県内中小企業等の賃上げの後押しや魅力ある職場づくりを進めます。

三つ目は、地域の持続的発展です。本年4月から大阪・関西万博が開催されますが、この機会を逃すことなく、地域未来創造総合補助金に新たな枠を設け、地域資源の磨き上げを支援するとともに、地域の素材集を作成して、地域の魅力発信に取り組めます。

また、人や物の流れを活性化する中九州横断道路等の広域交通ネットワークの整備に取り組むほか、どの地域に住んでいても多様で質の高い教育が受けられる遠隔授業や、地域公共交通等のDXによる地域課題の解決を進めます。

今後も市町村と緊密な連携を図りながら、大分県版地方創生を推進していきます。

井上副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 改めて知事から地域の持続的発展という言葉を含めて地方創生に関する決意を伺いました。また、地域の素材集をつくるということだったんですが、先日来、文化財を活用した地域の活性化について議論がありました。他にも、県下各地には様々な偉人、先人の功績が残ります。大友宗麟の大河ドラマ化や南一郎平の朝ドラ誘致等の動きも活発になっていますが、先日、生誕120年を迎えて佐藤義美、最後の陸軍大臣の阿南惟幾、萩柏原の開削に生涯を捧げた垣田幾馬など、竹田市にも、県内のあらゆる地域にも、地域に埋もれた先人、そういった方々の足跡をたどる中で、この後、人口減少が進むと最も怖いのは、心の過疎化というか、地

域の誇りを失っていくことだと思います。そういった防ぐ取組も必要だと思います。

それからもう一点、大分市の人口集中の話もしましたが、大分市への人口集中が県内人口の流出の抑止力になっているとも考えられるし、あるいは逆にそれを促進する効果を及ぼしているとも考えられないことはありません。この先、いずれにしても、本県の人口減少は深刻な状況ですので、政府が新年度予算の地方創生交付金を倍増の2千億円にするという話もあります。本県としても対策を急いでいただきたいと申し上げて、次の人材確保、育成について移ります。

まずは3点、1点目は、県職員の人材育成及び職場環境について伺います。

今、全国的に若年層の転職者が増加している中、大分県庁においても若手職員の早期退職者が増加しているとの報道を耳にしています。人材の流出は、他の職員への負担増加や行政効率の低下など、県政運営にも悪い影響を及ぼします。今後も若い職員の離職が増すことが予想される中、人材育成や職場環境づくりに正面から取り組んでいく必要があると考えます。

本県ではこれまでも職員の心身の健康に配慮した職場づくりに向けた取組を進めてきたと聞いていますが、何より重要なのは知事も常々おっしゃっている風通しのよい職場づくりを実現していくことだと私も考えています。

近年、組織力を高めるためには、メンバーの心理的安全性を高めることが重要であるとの研究結果が注目を集めています。上司や同僚等がお互いを認め合い、気兼ねなく意見交換できる環境を整えることはその前提として大変重要であり、風通しのよい職場づくりと通ずるものがあると思います。

また、昨今、若者は職場環境を重視するとの調査結果がある中で、オフィス環境を整えることは人材確保にもつながる大変有効な取組と思われれます。一例として、民間企業では既に固定された机ではなく、人が場所を移って移動して働くというフリーアドレス制度が普及しつつありますし、他の自治体でも僅かながら導入事例が見受けられます。県庁で即座に導入すること

には課題も多いかと思いますが、この例に限らず、現場の多様な意見に丁寧に耳を傾けながら公務職場にふさわしい職場環境づくりを推進していく姿勢が、今、若い世代から求められているものと考えます。

こうしたことを踏まえ、県職員の人材育成と職場環境づくりにどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、県職員の採用計画について伺います。

今議会に上程されている来年度当初予算案は、昨年策定されたビジョン2024の実行元年にふさわしく、様々な工夫を凝らした政策予算が計上されているほか、基金や県債の残高など財政健全化の面にも十分な配慮がなされているものと受け止めています。

他方、気になるのが我が会派の代表質問でも議論された義務的経費の増加についてです。そのうち社会保障関係費は、これまで行ってきた介護予防活動等により、全国の伸びよりも抑えられていますし、公債費も調達工夫等により利払い費の削減ができていると伺っています。しかしながら、人件費については、官民を通じた賃上げの要請等により今後も増加していくことが見込まれるため、抑制することが難しい状況にあるのではないかと考えられます。

ここで、興味深いデータを御紹介します。毎年人事委員会が実施している職員給与等実態調査によると、本県職員の平均年齢は平成24年の44.7歳から一貫して低下傾向にあり、令和6年は41.6歳と3歳ほど若返っています。この間、給与費の決算額も減少してきているわけですが、これは定員の削減効果のほかに、職員の若返りによる効果も大きかったのではないかと考えられます。

本県におけるこの職員の若返りは、団塊の世代の大量退職に伴うものであり、今の職員の年齢構成を見たとき、今後は逆に職員の平均年齢が上昇していくものと考えられます。その結果、これまでとは逆ベクトルとなり、財政的にはオナーズ効果、負担感が増していくのではないかと考えられます。しかも、今後の職員の平均年齢の上昇に伴う人件費の上昇は、賃上げの増加

分とは異なり、国からの補填がないため、本県の責任において賄っていくしかありません。そのために行財政改革の推進は言うに及ばずですが、あわせて、昨年第3回定例会で我が会派の木付議員が論じたように、職員の年齢構成がフラットとなるような採用計画を心がけていくことが重要であると考えます。

そこで、将来的な人件費の見通しも踏まえた県職員の採用計画をどのように立てていくのか、総務部長に伺います。

続いて、3点目、会計年度任用職員の任用方針について伺います。

ビジョン2024を見ても明らかなおおり、近年、住民ニーズが多様化、高度化し、行政に求められる役割は非常に大きくなっています。そして、行財政改革により正規職員の定員が減少したこともあり、近年は特に1会計年度を超えない範囲で任用される会計年度任用職員の皆さん、かつて臨時職員、非常勤職員と呼ばれていた職員の皆さんが果たす役割はより重要になっています。

令和2年度から導入された会計年度任用職員制度は、非正規職員の採用や待遇を適正化するために設けられたものであり、今年度からは期末手当に加え勤勉手当の支給も可能となるなど順次処遇の改善が図られています。

こうした中、人事院が昨年6月、国における類似の制度である期間業務職員について、公募なしで再任用できる上限回数を連続2回までとしていた取扱いを撤廃し、これに合わせ総務省も会計年度任用職員制度のマニュアルに例示していたこの国の取扱いを削除しました。こうした流れを受け、各自治体でも会計年度任用職員を公募なしで再度任用できる上限回数を見直す動きが見られています。本県でも従前の5年という上限を撤廃したことは先日公表されました。これは会計年度任用職員の皆さんが安心して働ける環境づくりに寄与する一方で、異動が想定されていない会計年度任用職員のモチベーション管理や綱紀粛正の徹底をどのように図っていくかなどの課題もあるのではないかと考えます。

そこで、今回の再度任用の上限撤廃も踏まえ

た、会計年度任用職員の任用方針について県の見解を総務部長に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 県職員の人材育成及び職場環境についてです。

人材確保や職員の定着は、本県にとっても喫緊の課題です。働きやすい職場環境づくりと職員の人材育成が急務であると考えています。

まず、働きやすい職場環境づくりについては、議員御指摘の心理的安全性を高め、職員相互の信頼関係を築くことが何よりも大切です。このため、私も常日頃から管理職に対して、率先して風通しのよい職場環境づくりに取り組むよう伝えていきます。

また、仕事と子育て、介護の両立がより可能となるように、今年度、在宅勤務や時差通勤制度の充実を図ったほか、職員を守るためのカスタマー・ハラスメント対策も進めているところです。

加えて、職員のやる気や生産性を高めていくには、快適で安心して働ける執務環境が必要です。「オフィスが変わる。マインドを変えて、行動を変える。」をコンセプトにし、来年度から本格的にオフィス改革に取り組んでいきます。机や床を新しくすることはもちろん、ペーパーレス化に伴う書類保管スペース削減による空間の創出など、より快適で効率的に働ける環境を整え、活気あふれるオフィスを目指していきます。

次に、職員の人材育成については、職員一人一人のやりがいを引き出し、働く魅力を高めることが大切であり、あわせてその取組を職員に浸透させていくことが重要です。

このため、今般、こうした基本的な考え方を示した大分県人材育成・確保基本方針を策定して、取組を加速していきます。具体的には、若手や女性など能力、意欲、実績のある職員の積極的な登用や専門知識・技能の向上に向けた国や海外への研修派遣等を通じ、さらなる職員のやりがいを創出していきます。

今後も人材確保や職員の定着につながるよう、改善できることは直ちに取り組みながら、職員

誰もが働きやすく、活躍できる組織となるよう、職場環境づくりと人材育成に努めていきます。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 それでは、私から2点についてお答えします。

まずは県職員の採用計画についてです。

採用計画は、退職者の補充を基本としつつ、新たな行政需要や年齢構成の均衡等も考慮した上で策定しています。

このため、知事部局では、社会人経験者の採用や受験可能年齢の引上げなどにより、中堅層の採用にも力を入れてきました。さらに、今年度からは即戦力となり得る他県等の行政経験者の採用区分を新たに設けたところです。

このような取組の結果、10年前は50歳代の職員が全体の3分の1程度を占めていましたが、現在では、年代ごとの職員構成比はほぼ均等になりつつあります。

このようなことから、今後30年間においても、職員の年代間のバランスは大きく変動しないと見込んでおり、職員の平均年齢は最大で1歳弱程度の上昇にとどまるものと考えています。

その場合の知事部局における人件費については、現在の給与水準等を前提に試算すると、現状の234億円より2から3億円程度の増額となると見込んでいます。

引き続き、年齢構成にも十分留意しながら、計画的に多様で優秀な人材の確保に努めていきます。

次に、会計年度任用職員の任用方針についてです。

限られた人員で複雑、多様化する行政需要に対応しながら県行政を運営していくためには、正規職員だけでなく、特定の業務を担う会計年度任用職員の役割も重要です。

そのため、会計年度任用職員についても、勤務成績が優秀で担当業務への高い適性を持つ人材が流出しないよう対策を講じていく必要があります。

そのような観点から、この度、国の運用の見

直しも踏まえ、連続5年までとしていた再度任用の上限を廃止することとしました。

会計年度任用職員は異動がないため、長く同一業務に従事することに伴う弊害が生じないように、これまでも毎年度、業務遂行能力のほか、倫理感や勤務意欲についても評価し、再度任用の判断をしているところです。

また、定期面談などにより、努力している点を認めることや、業務遂行についての助言、指導等を通じて、モチベーションの向上と人材育成につなげるようにしています。

今回の再度任用の運用見直しをさらなる契機として、優秀な会計年度任用職員の安定的な確保により一層努めていきます。

井上副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 ありがとうございます。

知事からは人材確保、育成計画の策定を含めて広範な答弁をいただきました。部長からは30年間ほど年齢構成はさほど変動しないということですが、環境自体は大きくこれから変わっていきます。変わっていく環境の中で、本当に貴重な人材をどうやってずっと確保して育成していくのかという視点は非常に重要だと思います。

申すまでもなく、職場としての大分県は、一般行政職だけでも4千人近くいる巨大な職場です。仕事のやりがいも責任も大きな職場だと思います。会計年度任用職員を含めて、個々の職員の能力を十分に引き出していくことが組織として求められていると思います。深刻な不測の事態が生じないように、未然の対策をしっかりと取りながら、風通しのよい職場づくりに不断の努力を行っていただきたいなと思っています。

続いて、次の質問に移ります。

まずは高等教育機関と連携した高度人材の確保、育成について伺います。

昨今、人材不足を訴えるニュースが連日のように報道されています。このような中、県議会においては政策検討協議会での議論を経て、人手不足の解消に向けた政策提言を取りまとめ、今議会に提出する運びとなっています。

また、高度人材育成、地域活性化をオール大分で行ってきたおおい地域連携プラットフォームの取組は、新年度に5年目を迎えます。産学官、県下全ての高等教育機関が参画するこの取組は全国的にも大きな注目を集めていると伺っています。先般、県立工科短期大学から大分大学への編入学が可能となる構造改革特区の認定申請に関する報道がありましたが、地域連携プラットフォーム等により、県内教育機関の間で連携が進んでいたことも、この認定申請の素地になっているのではないかと思います。

他方、2024年度の大学進学率が過去最高を更新したにもかかわらず、18歳人口の減少に伴って大学進学者数は2018年以降、減少局面に入っており、2040年には現在よりも16万人少ない約46万人になるとの試算が文部科学省から発表されています。率にして25%減という急激な減少の中で、当然のことながら県内の高等教育機関は大きな影響を受けることになりますし、産業界や経済界、行政においても人材確保の面から小さくない影響を受けることになるものと思われます。

そうした中で、県や関係機関が連携しながら、地域連携プラットフォームのような取組を深化、発展させていくことは、人材確保はもとより、県内の大学等の高等教育機関の魅力向上にもつながり、ひいては本県全体の活性化に寄与するものと考えます。

そこで、高等教育機関と連携した高度人材の確保、育成にどのように取り組んでいくのか、伺います。

続いて、中学校部活動の在り方について伺います。

令和4年12月に国が中学校の休日の部活動を地域に移行していく方針を示してから早くも2年が経ちました。本県においても、令和5年3月に地域移行に向けた方針を策定し、その中で、令和7年度末までに休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを目指すという目標を設定しています。この方針を受け、各市町村では検討委員会を設置するなど、地域の実情を踏まえた方針や計画の策定を進めており、豊後大

野市や竹田市のように、国の実証事業を通じて具体的な地域クラブ活動の実践に取り組んでいる地域や、玖珠町のように、平日を含めて学校部活動を廃止し、新たなクラブ活動を含めた民間主体のスポーツ・文化活動へ移行するとの方向性を打ち出した地域もあります。

他方、移行に向けた計画を検討しているものの、具体的な取組の見通しが立っていない地域もあり、地域間で進捗に差が生じているのではないかと心配しています。地域間の格差はそのまま子どもたちのスポーツや文化芸術活動の体験機会の格差につながるものであり、決して望ましい状況とは言えないのではないかと考えています。

また、地域が抱える課題として、運営団体や指導者の確保、受益者負担の在り方などが挙げられていますが、私はその中でも特に指導者の確保が重要と考えています。地域移行しようにも、教員に代わる指導者がいなければ実行に移すことは困難と言えるのではないのでしょうか。

また、学校の監督下から外れることによるトラブルの発生や、地域移行そのものが学校の責任放棄になってしまうのではないかという懸念もあります。地域クラブ側にとっても、指導者側の人件費の問題などがあり、単純に任せきりにしていいのかという心配もあります。

部活動の地域移行は、少子化の環境変化にあっても部活動を継続させるための手段であり、地域移行すること自体を目的としてはならないと考えます。

こうしたことを踏まえ、地域への移行の進め方も含め、中学校部活動の在り方についてどのように考えているのか、教育長に伺います。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 私からは、高等教育機関と連携した高度人材の確保、育成についてお答えします。

県内には国公立合わせて12の大学、短大、高等専門学校があり、これら全ての高等教育機関と地方公共団体や経済団体、企業等が協働して、令和3年4月におおいた地域連携プラットフォームを設立しました。

この地域連携プラットフォームでは、大分大学が事務局となり、大分の未来を担う人材育成に向けた教育プログラムの開発や地域課題解決のための取組などを実施しています。

県は、これらの取組の中の学生が各地で実施するフィールドワークや大学と企業等が連携して課題解決に取り組む事業などに対して支援しています。

来年度は予算を増額し、学生が県内企業とともに地域課題の解決に取り組む機会をさらに拡充することとしています。

今後さらに人口減少が進むことが見込まれる中で、高等教育を受けた学生の県内定着は重要な課題と考えています。

安心・元気・未来創造ビジョン2024においても、県内大学卒業生の県内就職率向上等を目標に掲げており、引き続き地域連携プラットフォームの取組支援などにより高度人材の確保、育成に取り組んでいきます。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 私からは、中学校部活動の在り方についてお答えします。

部活動は、集団での活動を通じた人間形成の機会であり、多様な生徒が活躍できる場として教育的意義を有しています。

部活動を地域移行する場合においても、学校と地域クラブが連携、協働し、これまでの教育的意義や役割を継承、発展させていくことが大事です。

そのため、県では、県内在住の大学生や社会人を対象に指導技術はもとより、教育観や倫理観を兼ね備えた指導者を養成する講座などを実施し、資質の向上を図ることとしています。

また、地域ごとに円滑なマッチングが実現できるよう、指導者の情報を一元化した人材バンクを昨年12月に設置したところです。

加えて、日本スポーツ協会においても、指導者の質の確保に向けた総合型地域スポーツクラブの認証制度を始めることになりました。

現在、県内の地域移行の取組は、各地域の実情に沿った形で進められており、進捗に地域間で格差が生じているのは承知しています。

県では、改革推進期間の最終年度となる来年度、地域移行のスケジュールや進め方などを見直すこととしており、ヒアリング等を通して実態を丁寧に把握しながら、全市町村において地域移行が円滑に進むようしっかりと取り組んでいきます。

井上副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 まずは移住・定住施策を進める中で、Uターン、Iターンの実績を積んでいくことが非常に難しいということは肌身に感じていると思うんですが、地元の大学、短大に進学すれば地元就職する率が高まるというデータがあります。そして、今後は都市部の大学からのアプローチが地方の高校生に向けて激しくなっていくことも予想されます。

また、高校無償化も少なからず影響をこれに及ぼしてくるのではないかと懸念しているんですが、県内の大学、高等教育機関に進む若者が減ることは、すなわち、将来の県内の労働力を失うことにほかならないと考えています。この観点からも、行政として地域連携プラットフォームに一層濃密に関わる中で、しっかりと対策を講じていく必要があるのではないかと考えています。

また、部活の在り方についてですが、方向性等については時宜を得たものだと考えていますが、仮に将来的に地域での指導者がいなくなった場合、再び元の形に戻すことが非常に難しい、不可逆性のものではないかと懸念されます。これから進めていく中で、例えば、市町村の教育委員会の生涯学習課等と連携をしっかりと取る中で、未然に防ぐというか、情報を共有して早めの対策を取るといったことにも気を配っていく必要があるのではないかと申し上げて、次の質問、国営大蘇ダムについて伺います。

国営大蘇ダムは、熊本県産山村にあり、総貯水量430万トン、竹田市、熊本県阿蘇市、産山村の農地約1,900ヘクタールに農業用水を供給する施設です。昭和54年に着手、2度の計画変更を経て平成16年度にダム本体が一旦完成しました。しかし、地質の関係で水が地下に浸透し、計画どおりに水がたまらないこと

が判明したことから、大分県と竹田市も財政負担する中で、126億円をかけて対策工事を行い、令和2年4月に本格供用開始に至りました。総事業費は当初の予定をはるかに超える720億円に上っています。

しかし、同年7月以降、1日最大2.5万トンの浸透が続いたことから、国は令和4年度からこれまで3年をかけて浸透抑制対策の調査を実施してきたところであり、本年度、調査の終期を迎える中、先月末その結果が公表されました。

地域の受益農家の皆さんは、大蘇ダムに大変期待していた反面、この浸透問題については大変心配されており、毎年、春先の農業用水が確保できるか、常に不安を抱えています。

こうした中、先日、地元維持管理協議会の場において、国から調査結果について説明があり、追加工事の実施など一定の方向性が示されたと伺っています。

県においても、これまで知事自らが地元土地改良区の皆さんからの切実な要請を受けて、機会あるごとに国に対して浸透の原因究明と利水機能の発揮などについて要望を行っていただいたところです。

そこで、今回の国からの説明について、県としてどのように受け止め、今後いかなる対応を行っていくのか。また、大蘇ダム用水を活用した大野川上流地域の農業振興に向けてどのような支援をしていくのか、知事の考えをお聞かせください。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 大蘇ダムについてです。

県内最大の畑作地帯である大野川上流地域に農業用水を供給する大蘇ダムは、供用開始後も用水の浸透が続いており、一刻も早く生産者が安心して営農できる環境をつくるのが大切です。

これまで竹田市や地元土地改良区の皆さんの用水確保やダムの管理の在り方に係る強い思いを受け止め、私も農林水産大臣に対して強く要望を重ねてきました。

国は、この3年間行ってきた浸透調査の結果

と今後の対策内容について、一昨日、地元の維持管理協議会の皆さんに説明を行ったところであり、私自身も国から直接話を聞きました。

その具体的な内容は次の2点です。

まず、用水確保については、貯水池の斜面部や上流部から多くの浸透が確認されたことから、今後、国が地元負担を求めずに浸透抑制対策を追加実施することです。

もう一つは、ダム管理の在り方についてです。このダムの運用は、追加対策を講じても一定の浸透を前提としたものになります。

このため、高度な技術的配慮が必要となることから、令和9年度から国の直轄管理事業を導入する方向で関係機関との協議を進めていくとの判断がなされたところです。

今回の国の方針は、県や地元からの要望等を踏まえたものであり、今後、安定した農業用水の確保や供給が期待できると評価しています。また、これまでと比べ、地元の管理経費も大幅に軽減されます。

なお、県としては、国に対して直轄管理へ移行するまでの間、国職員の派遣体制の維持等について、引き続き要請していきます。

大野川上流地域では、これまで生産基盤とあわせて、選果場や大型冷蔵施設などの営農環境の整備が進んで、近年、若い生産者を主体とした産地拡大につながってきています。

この流れをさらに加速させ、より効率的で安定した生産活動を支えるため、圃場の大区画化や畑地かんがい施設、幹線農道の整備など農地の高機能化にも取り組んでいきます。

こうした取組を通じ、大蘇ダム用水を最大限活用し、本県農業の成長産業化を牽引する大規模な園芸産地づくりを進めていきます。

井上副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 ありがとうございます。

浸透の原因究明から、この後の対策、それから、その後の国の直轄管理ということまで御答弁いただきました。正直言って、この時点で国がこれほど踏み込んだ対応策を提案してくれるのかと、提示してくれるとは予想外でした。国が直轄管理を行うことの安心感は、本当に言葉

では言い表せません。知事はじめ、担当課の職員の皆さん方、これまでの尽力と、それから地元土地改良の皆さん、生産者の皆さんの熱意ある行動に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

しかしながら、よく考えてみると、安定的に農業用水を供給することは当然のこととも言えるんです。地元の農家、生産者にとっては、対策工事が終わるまで、その間の用水の確保というのがきっと今一番気になっているんだろうと思います。

それで、知事におかれては、この点を含め、大分県農業を牽引する地域の農業振興、若い営農者についても言及されましたが、今後も力を注いでいただきますようお願いいたします。あわせて感謝します。

それでは、最後の質問、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを活用した地域づくりについてです。

祖母・傾・大崩山系は、原生的な自然や景観、貴重な生態系を特徴とする地域であり、平成29年6月、大分、宮崎両県6市町の地域住民や関係機関の連携した取組の下、ユネスコエコパークの登録地と認定されました。これは、ユネスコが国際的に認定した国内で10地域しかない自然と人間が共生する貴重なモデル地域の一つであり、今後の継承が求められている中、2年後の令和9年にはユネスコ本部への定期報告を行う必要があります。

このような中、登録を契機として設置された大分、宮崎の2県6市町からなる推進協議会では、これまで互いに情報を共有、連携する中で様々な取組をそれぞれに進めてきています。

ほんの一例ですが、先月だけでも佐伯市でのシンポジウム、豊後大野市でのこども神楽大会、竹田市でのAPU学生による研究報告会、推進協議会による登録地6市町全体でのガイド研修会などが行われています。このほかにも、県外でのPR活動、SNSでの情報発信、各種ツアーの実施などを含め、地に足のついた地道な活動を地域の皆さんは続けてこられました。

しかし、残念ながらこれらの取組が思うように地域の外へ広がっていないようにも感じられ

ます。2年後のユネスコへの報告において求められる三つの機能、生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術研究支援の中で最も重要であると考えられる経済と社会の発展、すなわち自然環境の保全と調和した地域の持続可能な発展につながる取組は、地域の力だけでなく地域の外の力も必要としています。また、行政区についても大分と宮崎の2県にまたがっていますので、今後の取組には両県で連携した工夫がより一層求められてくると思われま。

こうしたことを踏まえ、2年後を見据えながら、ユネスコエコパークを活用した地域づくりにもどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 ユネスコエコパークの登録を機に、藤河内溪谷のキャニオニングや、ななつ星のツアーにも採用されたかまど御飯炊き体験などが注目され、自然や暮らしをいかしたアクティビティが地域の新たな魅力として広まりつつあります。

この流れを加速し、地域により多くの人を呼び込むためには、エリア全体で取組を掘り起こし、丁寧に磨き上げていくことが重要です。

そこで、この夏から原尻の滝でのボルダリングや、あ祖母学舎を拠点とする星空観察会などの新たな魅力も集めた体験型スタンプラリーを開始します。

また、万博後にもにらみ、エリア外からのスタンプラリー参加者に評価が高い体験と、例えばサフラン御飯など地域の食文化を組み合わせたモデルコースを造成することにより、国内外からの誘客につなげていきたいと考えています。

さらに、宮崎県と連携し、エコパークブランド認証品の拡大を図り、認証農林産物が充実する秋に福岡市内の商業施設でのPRを行います。

2年後の定期報告を見据え、自然環境の保全と調和した地域の持続的な発展につながる取組を強化していきます。

井上副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 答弁ありがとうございます。

祖母・傾・大崩山エコパークの特徴は、人の

手が加えられて維持してきた2次的自然環境、例えば水路や白水ダム等の農業土木施設が挙げられますが、これらを有する移行地域が他の地域に比べて極端に広いということです。

一方、観光立国を目指す我が国は、2030年までに外国人旅行客を現在の3,600万人から6千万人まで増やすとしています。

本県も誘致や受入体制の整備が求められているわけなんです。訪日外国人の平均宿泊数、昨日も言及がありましたが、1.02日と全国で43位タイと下位に低迷しています。

1年前にはアドベンチャーツーリズム条例を施行した本県ですし、広い地域に観光資源が点在している本県のエコパークですので、今後は宮崎県との連携に加えて、県北の世界農業遺産や世界ジオパーク等と歩調を合わせる中で、広域周遊観光の観点からも、県下全体で取り組んでいくという視点も必要ではないかと思ひます。

まとめに入ります。

今回、いろんな観点から人口減少社会の中、様々な質問をしたんですが、その中でも、半世紀にわたって苦勞してきた大蘇ダムの工事、それから管理について、一筋の明かりが見えて、本当にありがたく思っています。

今年が2025年です。冒頭の話ではありませんが、90年後は2115年です。2115年の人口は、明治から大正にかけて5千万人だった頃と同じ規模になります。そして、2115年という、高速道路の有料化も2115年までと区切られています。その時代を私どもは残念ながら見ることはできませんが、私たちの孫、ひ孫の時代に、大分県が暮らしやすい地域として生き残っていけるように、皆さんとともに様々な観点から今後も考えていきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で宮成公一郎議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

明8日、9日は県の休日のため休会とします。

次会は、10日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

井上副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時47分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第7号）

令和7年3月10日（月曜日）

議事日程第7号

令和7年3月10日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 榊田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|-----|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |

| | |
|--------------|-------|
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 淵野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 首藤 圭 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

井上副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

井上副議長 本日の議事は、議事日程第7号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

井上副議長 日程第1、第1号議案から第14号議案まで、第16号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。太田正美議員。

〔太田議員登壇〕（拍手）

太田議員 皆さんおはようございます。13番、

自由民主党、太田正美です。質問の機会をいただいた会派の皆様にお礼申し上げます。

「春は名のみ風の寒さや」という言葉がありますが、3月1日に由布院盆地では辻馬車開きが行われました。また同時に、由布岳南山麓では春、野焼きが行われます。前日の雨の影響で午前中はなかなか燃えなかったため、私も2番火、3番火と火を引き、野焼きに参加しました。通常より1時間ほど遅く午前中の作業が終わり、昼食に入りました。午後からはちょうど晴天に恵まれ、西風に恵まれて順調に進み、5時前に無事作業を終わりました。今はもう山一面が真っ黒くなっていますが、これも雨が降って、1か月後には一面が若葉の緑に包まれるという状況が生まれると思います。

余談ですが、折しもちょうど岩手県大船渡市の山林火災があり、関心があったのか、火災通報が何件かその日は消防署にあったとお聞きしています。

本日は8項目について質問します。よろしくお願ひします。

産業の振興について。

持続的な賃上げの促進について。

「過去を広く深く見渡すことができれば、未来も広く深く見渡すことができるであろう」とは、イギリスの元首相、チャーチルの言葉ですが、今後の本県の活性化を議論する上において、過去から現在における歴史の流れを踏まえた上で、未来を見通していくことが大切ではないかと考えています。

我が国の経済を振り返ると、戦後からバブル崩壊までの約45年間は、若干の浮き沈みはありながらも、右肩上がり成長し、多くの人々が明日への希望を持つことができた時代でした。しかし、バブル崩壊後の約30年間はその流れが反転し、賃金は上がらず、物価も下落するなど低成長が続く中で、悲観論がまん延することとなってしまいました。

しかしながら、近年、賃金や物価が上昇するなど潮目が変わり、約30年ぶりの大きな転換点を迎えています。今こそ、我が国や本県の繁栄と衰微の分かれ目であると考えています。

最近、県民の皆さんとお話をしていると、やはり昨今の物価高にお困りの声を多くいただきます。これは一人の消費者として私も同じ思いですが、他方、経済成長には一定の物価上昇が欠かせないという側面もあります。つまり、物価高そのものは悪ではなく、問題の根源は、物価高を上回るほどの所得の向上、つまり持続的な賃上げが実現できるかどうかということです。

賃上げについては、政府はもとより、経済界、労働組合等においても、最重点課題として取組が進められています。この数年は、おおむね目標どおりの賃上げが図られているようですが、問題は持続性です。特に、本県において大宗を占める中小企業においては、人材の確保や流出防止の観点から、業績の改善が見込めない状態でのいわゆる防衛的賃上げを迫られている割合が高いとされており、今後の賃上げの継続における大きな懸念材料となっています。

経済の活性化を企図した賃上げの取組が、結果的に中小企業の倒産を招くようではなりません。中小企業を含め、持続的かつ構造的な賃上げを実現していくためには、円滑な価格転嫁等の推進に加え、省力化やデジタル化の促進、積極的な人材育成による生産性の向上など、取組をより一層強化していくことが必要です。さらには、生産性向上の取組が効果を発現するまでには一定の期間を要すると考えられることから、その間の賃上原資や経営安定のための資金確保に向けた金融面での支援も不可欠であると考えます。

国も昨年策定した経済対策等で取組の強化をうたっていますが、本県においても、地域の経済の活性化に向けた最大の課題として早急に対策を講じていくことが重要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、持続的な賃上げの促進にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

あとの質問は対面席で行います。

〔太田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
井上副議長 ただいまの太田正美議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。太田正美議員の持続的な賃上げの促進についての御質問にお答えします。

物価高騰が続き、人口減少・少子化による人手不足も進む中、県民生活を守るとともに、県内企業がビジネスの維持・発展に必要な人材を確保していくためには、賃上げの実現が重要です。

しかしながら、厳しい経営環境の中で、賃上げは容易でないことから、賃金と物価の好循環を創出し、中小企業が賃上げに踏み出せる環境整備を進めていきたいと考えています。

来年度予算案では、県の補助事業において、賃上げを行う企業に補助率や上限額をかさ上げする賃上枠を10事業から12事業に拡大します。さらに、賃上げと生産性向上をあわせて行う企業を支援する国の業務改善助成金に対し、引き続き県独自の奨励金を上乘せして、企業の積極的な賃上げを後押しします。

また、中小企業が賃上げに踏み出すには、労務費を含めた価格転嫁の円滑化が不可欠です。

1月末に開催した大分県政労使会議では、物価上昇に負けない構造的な賃上げや価格転嫁の円滑化等に連携して取り組むことを宣言しました。

早速、九州経済産業局等と連携して、先月末、3月の価格交渉促進月間に先立って、価格転嫁を促進するための実践的セミナーを開催して、多くの方に参加いただきました。また、国のよろず支援拠点等と連携して、業種別で最下位となっているトラック運送業の価格転嫁を後押しすべく、個別事業者に対する原価管理等の伴走支援を実施したところであり、業界内での横展開を図っていきます。先週成立した補正予算では、原価計算シートを用いて価格交渉を行う事業者には支援金を支援することとしており、トラック運送業における価格転嫁をさらに促進します。

中小企業の賃上げを持続的なものとするには、金融面からの下支えも重要です。来年度は、経営改善を目指す事業者や事業再生に取り組む事業者向けの借換資金を創設するなど、県制度資金に700億円の新規融資枠を設定して、企業

の資金繰りを支えていきます。

今後とも関係機関と連携して、県内の中小企業が持続的な賃上げに踏み出せる環境づくりに取り組んでいきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 明らかに今フェーズが変わってきたなというのは実感にあります。しかしながら、価格転嫁だけをするのではなく、やはり新しいニーズの創造ということが企業には求められて、その中に新しい付加価値が生まれてくるのではないかと思っています。そういう意味で、今年は正念場ではないかと考えていますので、県の支援もよろしくお祈りします。

次に、産業人材の確保について伺います。

本県の産業活力の維持・発展に向けては、今議論した持続的な賃上げとあわせ、産業人材の確保にも取り組んでいくことが重要です。

令和5年度版の大分県の人口推計報告によると、人口減少に伴い、県内の15歳から64歳の人口、いわゆる生産年齢人口は、ピーク時の1985年の約82万人から、2023年は59万5千人と3割近く減少しています。

また、県が昨年秋に実施した500社企業訪問調査によれば、全体で55%の企業が人手不足と回答しており、特に、土木・建築、金属加工製品、運輸、輸送機械といった業種では、7割を超える企業が不足と回答するなど、深刻な人手不足状況がうかがえる結果となっています。

これまで県では、高校生向けの合同就職説明会の開催や福岡市内にUIJターン拠点施設d o t.を設置し、大分県出身の学生などに県内企業の魅力を発信しマッチングを図ってきたほか、近年増加している外国人材の受入れのための環境整備に取り組む企業への支援など、産業人材の確保に向けた施策が展開されてきました。

その一方、様々な支援策を用意しているため、就職活動を行う学生やUIJターンなどによる転職希望者、求人を行う企業関係者にとって、どこに相談していいのか、どのメニューが使えるかなど、利用方法等が分かりにくい部分もあるのではないかと感じていました。

こうした中、来年度当初予算において、人材

確保に関わる総合的な拠点を大分市中心部に設置するための関連事業費が提案されています。この拠点の活用により、これまでの人材確保支援策も含め、求職者、求人側、それぞれにとって分かりやすい一体的な支援体制が敷かれ、より一層の対策強化が図られるものと期待しているところです。そのため、ハード面の整備に加え、新たな総合拠点を利用し、具体的にどのようにして本県産業の成長の基礎となる人材確保を進めるのかといった、ソフト面における対応にも大変注目しています。

そこで、新たな総合拠点の活用方法を含め、産業人材の確保に向けどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 産業人材の確保についてです。

様々な産業で人手不足が深刻化し、人材獲得競争が激化する中、県経済の維持・発展には、産業人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。この解決に向けては、産業横断的な取組と、個別産業ごとの施策を連携させ、総合的な対策を講じることが必要であり、月内に、その対策を産業人材確保・育成プランとして取りまとめる予定です。

このプランでは二つの柱で対策を進めていきます。

一つは、多様な人材が活躍できる環境づくりです。高校生や大学生等の県内就職を促進するほか、学生と企業との交流機会を拡大するほか、U I Jターンのさらなる促進等に取り組めます。

また、女性やシニア、障がい者、外国人の一層の活躍促進に向け、アドバイザーによる相談対応やマッチング機会の創出など、就労支援や働き方改革の取組を進めていきます。

二つ目の柱である、産業を支える人づくりに向けては、リスキリング支援や次世代のものづくり人材の育成等を進めていきます。さらに、建設業・運輸業・宿泊業・農林水産業・介護など人手不足の著しい9分野について、デジタルや先端技術の活用による生産性向上や労働環境の改善など、産業ごとの特性を踏まえた取組も講じていきます。

こうした取組を一体的に推進していく総合支援拠点として、おおいた産業人財センターをアミュプラザおおいた内に移転した上で、機能を拡充します。

具体的には、企業支援部門を新設し、人材確保アドバイザーによる企業の魅力向上や人材定着に向けた伴走支援を行うほか、学生と企業が気軽に交流できるスペースを設置します。加えて、外国人雇用に関する企業向けの総合相談窓口も新設して、在留資格に応じた制度面の理解促進や外国人材とのマッチング支援等も行っていきます。

人材は、本県の安心・元気・未来創造の基盤となります。全ての人々が年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、生き生きと活躍できるように、働きたい人と企業双方に寄り添ったきめ細やかな支援を通じ、産業人材の確保・育成に取り組んでいきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。産業人材の確保を含め、その推進には言うまでもなく県職員の皆様の御尽力は欠かせません。

そうした中で気になるのが、最近若手を中心に県職員の退職者が増えているということをお聞きします。どの分野も同様だと思いますが、特に産業振興などでは、主役である企業等からいかに信頼されるかということが大事であり、一定の専門職も必要かと思えます。県職員として多くの分野を経験すべきとの考えもあると思うんですが、職員が希望し、また適性のある分野を軸にしつつ、真の意味での適材適所の人員配置を行っていくことが職員のやる気向上につながり、また、職場のポテンシャルも上がっていくのだと思います。また、退職の防止や、ひいては県政の推進力の向上にもつながると考えています。

今後こうした観点から、人材配置にマッチング理論を導入してはどうかと、是非検討していただけたらと思っています。アルゴリズムを使ってその辺のことをやはり改革していかないと、今の状況、これまでずっと続いてきた継続という、そういう組織の在り方をいま一度検討すべ

きではないかと、そういう時期に来ているのではないかと思います、その点について、知事、どのようにお考えでしょうか。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 県職員の仕事の仕方も含め、やはり人材をいかに活用していくかというのは最大の課題ですので、いろんな研究をしながら取組を進めていきたいと考えています。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 人事部もそうなんです、人材会社ではまだまだ今はもう駄目なんではないかと感じていますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、創業支援について。

ただいま議論した賃上げの促進、また産業人材の確保にも資する重要な取組が創業支援です。

この世界のあらゆる生命に共通することですが、一つの命には必ず終わりが来ます。他方、新しい命が誕生し成長することで、一つの種としては脈々と継続していくこととなります。これは一般的に世代交代や新陳代謝と言われますが、人間が作り出した経済にも同じような現象があり、一つの企業や産業は、いずれその終わりを迎えますが、新たな企業や産業が生まれ成長することで、その地域や国家の経済は継続し、また発展することとなります。

この営みにおいて重要な点は、新しい企業や産業をいかに生み出していくかということです。どの分野においても同様ですが、新しいチャレンジにはリスクが付き物であり、創業に挑むにあたっては、資金面、経営面、人材面など多種多様な課題があります。これらを乗り越えていくためには、経営者一人ではなかなか難しいのが現状で、やはり公的機関等による伴走支援が重要となってきます。

本県では、以前からおおいたスタートアップセンターや商工団体、金融機関、また民間の創業支援機関等が連携した創業支援に力を入れてきました。このように盤石な連携体制が構築できているのは本県の魅力の一つと考えており、この点をより一層PRし、県内からの創業はもとより、県外から創業者を呼び込む取組も強化してはどうかと考えています。

また、本県における創業支援件数は順調に増加しており、大変喜ばしく思っていますが、願わくは、最終的には株式上場を目指すようないわゆるスタートアップと呼ばれる急成長志向の創業をさらに増やし、本県の経済の牽引役を創出していく取組により一層力を入れていただきたいと考えているところです。

そこで、創業支援にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 社会情勢が大きく変化し、技術革新も著しく加速する中、将来にわたって本県経済の活力を維持・発展していくためには、多様な創業の実現が重要です。

これまでおおいたスタートアップセンターでは、裾野拡大を図るためのセミナーや成長志向の起業家の育成に向けた伴走支援などを実施してきました。

こうした取組の結果、昨年度の創業支援件数は平成27年のセンター開設以来最高の698件となっています。

また、今年度は、ビジネスプランコンテストで過去に最優秀賞を受賞した企業が、県内企業としては6年ぶりに上場を果たすなど、高い成長を目指すスタートアップにおいても着実に成果が出ていると考えています。

加えて、さらなる創業の拡大に向け、昨年度、創業のハードルとなる資金確保や個人保証解消に向けた経営者保証不要の制度資金を創設しましたが、本年1月までに6件の活用実績が出ているところです。

県外からの起業希望者の呼び込みに向けては、東京・大阪・福岡で開催する県主催の移住フェアに、スタートアップセンター担当者も同席し、起業希望者の移住相談に対応しています。今年度は、延べ49名の相談実績があったところです。

引き続き、本県の元気を支える創業への挑戦を関係機関と連携して後押ししていきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。

次に、第5期ツーリズム戦略について。

先般公表された大分県観光統計調査によると令和6年の県内の宿泊客数は、コロナ禍前の令和元年比で4.0%の増となり、統計を始めた平成18年以降で最多となるなど、観光産業には追い風が吹いています。

特に、インバウンドについては円安の影響もあり、国によれば、令和6年の訪日外国人数は、過去最高であった2019年を約500万人上回り、年間過去最多の約3,687万人となったとのことです。県内でも、韓国や台湾からの宿泊客数が増加しているほか、これまで比較的少なかったアメリカやオーストラリアといった国々からのインバウンド客が増えているのが特徴的ではないかと思えます。

一方、観光客が過剰に集中することで地域住民の生活や環境に悪影響を与えるオーバーツーリズムが、再び一部の観光地で問題となってきたようです。

さらに、産業全体の課題でもありますが、宿泊業をはじめとする観光関連事業者の人手不足も大きな問題となっています。チェックインの自動化など、省力化の取組も進められていますが、大分県の観光といえば、温かいおもてなしがこれまで高く評価されてきたことなどから、省力化だけではなく、おもてなしとの両立が求められるなど、観光関連事業者にとって難しい選択に迫られているものと推察します。

こうした観光業界を取り巻く環境変化や様々な課題に対し、行政をはじめ、観光関連事業者、関係団体など本県観光に携わる方々がどのように対応していくかについて、現在策定中の第5期ツーリズム戦略において整理されているものと考えます。あわせて、昨今、AIの活用が一般にも普及し始めており、観光分野でもビッグデータやAI等を積極的に活用した効果的な観光施策も求められているのではないかと思います。

また、こうした取組の実効性を担保するためには、関係者が一丸となって実施していく必要があります。そのための司令塔として、ツーリズムおおいたの役割が今後ますます重要となってきます。そうした役割を果たしていくためにも、

過去の不正経理問題に対する反省と再発防止の取組はもとより、本県観光に関する戦略の立案・実行の要となる組織としてふさわしいマーケティングや企画提案力の強化など体制強化を図っていくことが必要であると考えます。

そこで、ツーリズムおおいたの体制強化を含め、第5期ツーリズム戦略についてどのような方針で推進していくのか、観光局長に伺います。
井上副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 第5期の戦略は、ツーリズム戦略推進会議に加え、振興局ごとに地域別部会を開催するなど、幅広い観光関係者の意見を伺いながらつくり上げており、二つの推進指針を掲げています。

一つは、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地域づくりです。地域と旅行者が共生する地域づくりをはじめ、多様な人材を活用したおもてなし体制整備や地域素材の磨き上げ、観光産業の人手不足対策などに取り組みます。

もう一つは、データマーケティングに基づく施策の展開です。ビッグデータやAI等を使い、観光データを蓄積し、また、分析・活用することで、観光関連事業者の集客・収益性向上への取組を支援していきます。

また、地域観光を牽引する県域DMOであるツーリズムおおいたの機能強化にも努めていきます。県では昨年12月に有識者会議を設置し、マーケティング能力や企画提案力などの専門性を有するプロパー人材の確保・育成、安定財源の確保など、ツーリズムおおいたの在り方について抜本的な見直しを議論してきました。今後、新たな組織づくりに向けた具体的な作業を議会の皆様にも適宜報告、相談しながら進めていきたいと考えています。

大分県観光のさらなる発展に向け、ツーリズムおおいたをはじめ、市町村や地域事業者等とも連携し、新たな戦略を全力で推進していきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。よく今、マーケティング理論とか、そういう言葉を使うんですが、実際にそのことをしっかり分かった人

材を登用してほしいと思います。形だけ、言葉だけで終わらせるのではなく、実際にそのことがしっかり理解できて、それを立案できる人材を登用してほしいと思います。

次に、園芸品目の生産拡大について。

我が国における人口の一極集中は、本県の中で見ても同様の事態が起こっています。すなわち、大分市への人口集中が進み、地方部における急速な少子高齢化が進んでいるということです。そのため、産業振興においても、県勢の均衡ある発展に向けて、まずは地域の基幹産業である農業の振興が重要であると考えます。

本県は豊の国と呼ばれていますが、これは律令制度における旧国名の豊前の国、豊後の国が由来であることは有名な話です。名は体を表すの言葉どおり、本県は古くから農業が盛んな地域であり、これは太閤検地後の慶長年間における豊後の国の石高が、約42万石と九州で最も高くなっていることから見とれます。

このように歴史的にも本県の自慢の一つであった農業ですが、足下を見ると、産出額は九州最下位を争うレベルと非常に苦しい状態となっています。過去の産業政策において、県民所得の底上げを図るために工業振興にかじを切り、成功してきたことの裏返しであるのは承知していますが、過去の本県農業の隆盛を考えると大変寂しい状況と言わざるを得ないと思います。

他方、国際情勢の変化に伴い食料安全保障の必要性が強く叫ばれるようになるなど、我が国の農業には明るい兆しも見えつつあります。本県でもこうした動きを捉まえ、農業の基盤強化を急ぐ必要があると考えます。

そのための方策は、やはり農業の高付加価値化、より具体的に言えば、収益性の高い園芸品目の生産拡大を推し進めることです。本県ではこれまでも力を入れてきたことですが、今言った内外の情勢を鑑みると、より一層力を入れていかなければなりません。

本県では、農業の産出額が大きく減少していた令和3年3月に発出された農業非常事態宣言を踏まえ、生産者や農業団体、行政が一体となった対策を検討し、実行してきました。その目

玉は、本県の顔となる品目を育成していくことであり、短期集中県域支援品目の4品目を中心に取組を強化してきました。その成果もあり、その後、農業産出額は増加しており、中でも短期集中県域支援品目の筆頭とも言えるねぎについては、目標であった産出額100億円を達成しています。今こそこの勢いに乗じて、さらなる園芸品目の生産拡大に取り組むべきであると考えています。

安心・元気・未来創造ビジョン2024においてもそうした方針を記載していただき、また、来年度予算案にも意欲的な施策が盛り込まれているようですが、改めて、その狙いや効果について、農業者をはじめとする県民と共有し、一丸となって取組を進めていくべきと考えていますが、こうしたことを踏まえ、園芸品目の生産拡大にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 園芸品目の生産拡大についてです。

県ではこれまで、市場からの要望が高い短期集中県域支援品目について、生産者や農業団体、行政が一体となり、生産から流通に至るまでの様々な取組を3年間集中的に進めてきました。

この結果、ねぎやピーマン等の4品目全てで産地の拡大が順調に進んでおり、中でも、ねぎは令和5年の産出額が目標の100億円を突破したところです。

先般開催したねぎ振興大分大会では、生産者からさらなる産地発展に向けた力強い決意表明がありました。また、全国から参加していただいた取引市場の関係者からは、全国で唯一面積が大きく伸びている大分県には、日本一の産地を目指してほしいとの激励もたくさんいただいたところです。

近年では、農産物の国産需要や中食・外食のマーケットが拡大しており、国では国産野菜シェア奪還プロジェクトを立ち上げて、国産への転換を進めています。本県でも、このような動きを追い風に園芸品目のさらなる生産拡大に取り組んでいきます。

このため、市場や食品企業等からのニーズが

高く、多様な経営体の参入や規模拡大が県域で見込まれるキウイフルーツなどの果樹や、たまねぎなどの加工・業務用野菜など15品目を園芸基幹品目に位置付けたところです。今後10年間で600ヘクタールの面積拡大を進めて、需要に対応し得る産地づくりに取り組むこととしています。

目標の達成に向けて、大規模園芸団地の整備を県下各地域で計画的に進めるとともに、経営拡大意欲の高い担い手や、資本力のある企業を積極的に呼び込んでいきます。

特に果樹では、新規参入を希望する企業が増えてきています。そこで、早期に営農を開始できるように、小規模な圃場整備などのスタートアップ支援をまず行い、大規模園芸団地での経営拡大につなげていきます。

また、加工・業務用野菜では、作業の機械化や外部委託などにより省力化を進めることで、産地を牽引する大規模な経営体を育成していきます。

今後も情勢の変化にしっかり対応しながら、農業の成長産業化に向けて、関係者が一丸となり全力で取り組んでいきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 よろしくお願ひします。今スーパーに行くと、ねぎが2本で330円とか去年の倍しています。その一方で、お米は陳列棚にほとんどありません。たまにあったとしても、5キログラム4千円で、キログラム800円ということで、非常に食品の物価高を肌身で感じる今です。

次に、デジタル社会の実現について。

デジタル政策の推進に向けた組織改編について。

今年は、我が国で本格的にインターネットが利用され始めて30年となるなど、デジタル化の進展は我々の生活を大変豊かなものにしていきます。他方、デジタル技術がもたらす激しい変化の波は、一たび乗り遅れると立ちどころに様々な格差が生じてしまう恐れがあり、それは個人だけではなく、企業や団体、また、地域においても同様です。

こうした中で、行政における施策も確実に変化しています。かつてはICT化といった言葉が主流でしたが、今は単なる情報関連機器を導入するにとどまらず、デジタルを活用し社会やビジネスのありようそのものを変貌させていこうというDXの必要性が様々な場面でうたわれており、本県でもDXの推進に力を入れてきたところです。

こうした知事の政策を実行に移すため、来年度の組織改正において、新たにデジタル政策課を新設することとされています。変化の激しい中で、本県の活力を維持・向上させていくためには、県はもとより市町村を含めた行政のDXや、また、地域のDXをより戦略的に進めていくことは大変重要であり、そのための司令塔が設置されるということには、大いに期待しているところです。

そこで、デジタル政策の推進に向けて、デジタル政策課を新設した狙いや、同課を司令塔としてどのように本県のデジタル政策を進めていくのかについて、お考えを総務部長に伺います。
井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 人口減少が進む中、様々な業種で人手不足が深刻化しており、デジタルを活用した生産性向上は喫緊の課題と考えています。

公共性の高い民間事業も同様で、大分県行財政改革推進計画2024では、介護や子育て、防災といった暮らしを支える準公共分野のDX推進を目標に掲げたところです。

こうした分野の個別具体のDX推進については各担当部署において取り組みますが、着実な推進のためには、政策立案から執行までの支援や全体の進捗管理、県民への周知など総合的なサポートも不可欠です。

他方で、県や市町村においても、行政DXの推進は待ったなしであり、取組を担う職員の育成やDXリテラシー向上を急ぐ必要があります。

今般の組織改正では、こうした課題にスピード感を持って取り組むための司令塔として、総務部にデジタル政策課を設置することとしました。

同課を中心として、本県がデジタル先進県と

なるよう、市町村をはじめ多様な主体と連携しながら、県民目線に立ったデジタル社会の実現に向けてしっかりと取り組んでいきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 次の時代を見据えた改革、社会課題の解決に向けた取組ということは非常によく分かるんですが、その中で、それを担当する、いわゆるDX人材というか、イノベーション人材を県庁ではどのように育てていくのか、いわゆる即戦力のある人材をどういうふうに今育てようとしているのか、ちょっとお聞かせください。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 議員が言われるとおり、DXをこれから担っていく人材、この人材づくりというのが非常に大切だと考えています。

そうしたことから、各研修等においても、これは階層別、段階別にDX関係の研修をして一般的に職員に分かるようにもしていますし、また、専門的な人材としても、ICTに特化した人材を採用で確保したり、そしてあと、専門人材を活用しながらといったようなことをして、しっかりと県庁の中に人材を育成していったこれからのDX推進に取り組んでいきたいと考えています。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 特にその分野における人材は非常に不足しているのではないかと思いますので、検討のほどよろしくお願いします。

次に、教育DXの推進について伺います。

デジタル技術の進展は、教育の分野にも大きな変化をもたらしています。さきほど言ったインターネットと歩調を合わせるように、携帯電話の普及も進んできましたが、高校などでは持込みが禁止されていた時代が長く続きました。しかしながら、今や、国策によって小学1年生から一人1台端末が用意され、授業などで活用されているという状況です。

特に本県においては、地域の高校の在り方がこの県議会を含め様々な場面で議論されていますが、地域の高校の魅力づくりの切り札の一つとして佐藤県政で取り組んでいるのが遠隔教育であり、これもまた、デジタル技術の進展なく

してはあり得なかった施策であると言えます。

大いなる変化の時代に立ち向かう子どもたちには、デジタルの力もフル活用しながら、充実した教育環境を整えていく必要があると考えており、県における遠隔教育の推進にも大変期待しているところです。

他方、気になっているのが、高校における一人1台端末の更新についてです。本県では、令和2年度の補正予算においてコロナ対策として国の交付金を活用し、他の地域に先駆けて高校における一人1台端末の導入を実現しました。この取組は、本県の教育環境の向上に大きく貢献したと評価していますが、耐用期間の問題で端末の更新が必要となります。

これに対して、今般、佐藤知事の英断により県の負担による更新の方針が示され、来年度当初予算案にも盛り込まれているということで大変安堵した次第です。また、一人1台端末の更新や活用などを含め、教育DXの推進をより強化していくため、教育委員会における組織の改編にも取り組まれる方針です。本県の教育の質の向上には、教育DXのさらなる推進が不可欠であり、今後の取組に大変注目しているところです。

こうしたことを踏まえ、教育DXの推進にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 本県では、変化の激しい社会において、デジタル技術を適切かつ主体的に活用して、多様な可能性を切り拓く子どもたちの育成を目指し、現在、教育DX推進プラン2025の策定を進めているところです。

基本方針として、子どもたちの情報活用能力の向上、教員のICT活用指導力の向上、教育の情報基盤の整備、教育の情報化に向けた体制整備の四つを掲げ、取組を進めることとしています。

中でも、教育DX推進の基盤となる県立高校の一人1台端末については、全ての子どもたちが家庭の経済力にかかわらず、個別最適な学びを続けられるよう、国の交付金を活用して公費

による更新を行うこととしました。

また、新設する教育DX推進課においては、専門的知見や経験を有する外部人材も活用しながら、先端技術を活用した先進的な教育や職場環境の改善を推進したいと考えています。

今後も、リアルとデジタルの最適な組合せによる教育効果の最大化を目指して、遠隔教育の拡充や、学習記録等の教育データの利活用も図りながら、全国に誇れる教育県大分の創造に取り組んでいきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 そういう、何というか、我々が今まで経験したことのないようなフレーズが、今、教育の現場にもどんどん出てきている。また、若い人たちで、高校にいろんな意味で行かれなかったとか行く気もなかった人たちが、ある程度社会人となって勉強を見直すという、自分自身のスキルアップのためにそう気が付いたときに、DXとかプログラミングとか、そういうことに面白さを感じて、またそれが自分の周りだけではなく、東京とか、そういう遠隔地の人とつながることでますます興味が深まるということも最近起こっているようですので、是非その辺について力を入れていただきたいと思います。

最後になりますが、県立学校のバリアフリー化について伺います。

本県のビジョン2024で実践すべきものの一つにも共生社会おおいが掲げられるなど、近年、共生社会という考え方が急速に浸透してきています。共生社会とは多様な意味を含む理念であると思いますが、私は、様々な事情を抱えた人々が、お互いのことを理解し合い、また、その事情を尊重しつつも共に幸せに暮らしていく社会であると考えています。

そうした社会の実現に向けては、人々の気持ちの面だけではなく、施設等のハード面の整備も大変重要です。いわゆるバリアフリー法が施行されて以降、公的施設をはじめ様々な施設等でバリアフリー化が進んできましたが、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校施設でも、バリアフリー化を一層進めていく必要があります。これは、障がいのある

子どもたちが支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするということはもとより、災害時の避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割を果たすためにも喫緊の課題であると考えます。

また、バリアフリー化により障がいのある子どもたちが修学しやすくなることで、そのほかの子どもたちも様々な事情のある人々と共生を経験することにつながり、若い世代から共生社会おおいを進めていくことの原動力にもなるのではないかと思います。

もちろん、県立学校におけるエレベーターの設置などには一定の財源が必要となることから、全てを一斉にということは難しいと思いますが、障がいの有無によって進路が狭められることのないよう優先度をしっかりと見極めて整備を進めていただきたいと思います。

そこで、県立学校のバリアフリー化の現状と、今後どのように整備を進めていくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 障がいの有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境の整備は大変重要です。

特に特別支援学校については、平成18年の法制定前からいち早くバリアフリー化に取り組んでおり、バリアフリースイレやエレベーターを全校に整備するとともに、スロープ設置による段差解消を図っています。

高校については、バリアフリースイレを40校中36校に整備済みで、残る4校も来年度に整備を予定しています。

一方、エレベーターの設置は現時点では18校にとどまっており、今後、大規模改修工事等に合わせて、計画的に整備を進めることとしています。ちなみに、来年度は6校に着手する予定です。

また、スロープは37校で整備しており、残り3校となっています。

学校施設は災害時の避難所としての利用もあり、必要な整備を急ぎ進めていきます。

今後も、障がいのある子どもとない子どもが

相互に理解・尊重し、多様な学びが保障されるインクルーシブな学校づくりを目指し、引き続き県立学校施設のバリアフリー化に取り組んでいきます。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。

一方で、学校の中の水回りというか、特に外の施設の水道とかに、今は自動水栓を設置するなど、どの程度改善されているのでしょうか。ちょっと伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 自動水栓施設については、コロナのときに感染防止のために整備を進めてきたんですが、どの程度という割合は今手元にデータを持ち合わせていませんので、また改めてお答えしたいと思います。

井上副議長 太田正美議員。

太田議員 ありがとうございます。

一応質問は終わりましたが、この3月で県を退職される部課長の皆さん、大変お疲れ様でした。今後とも県勢発展のために御尽力いただければと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で太田正美議員の質問及び答弁は終わりました。中野哲朗議員。

〔中野議員登壇〕（拍手）

中野議員 皆様こんにちは。自由民主党の中野哲朗です。初当選以来4回目となります。貴重な発言の機会を与えていただいた会派の先輩議員、同僚議員に感謝します。

そして、傍聴席にお越しの地元日田市の皆様、遠路ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。佐藤知事はじめ、執行部の皆さん、よろしく申し上げます。

土木建築行政における諸課題のうち、まず、道路ネットワークの整備について質問します。

私たちの日常生活や経済活動を支え、人や物の流れを活性化させるために最も基本となるインフラは、やはり何といても道路であり、その整備は効果的に実施されるべきだと考えます。地域の暮らしや産業は、最も基本的な社会資本

としての重要な役割を担い、円滑な移動の基盤となる道路ネットワークがあつてこそ成り立つものです。

そうした前提に立ち、本県における道路ネットワークの現状を見てみると、県を挙げてその充実に向けた取組を進めているものの、やはりまだまだ整備途上であると言わざるを得ません。

本県では、高規格道路と位置付けられる大分自動車道と東九州自動車道が平成27年3月までに全線供用開始となり、その部分は整備が進んできた感がありますが、今後は、地域と地域とを結ぶよりきめ細かな道路整備にもしっかりと取り組む必要があります。

これまでも我が会派としては、中九州横断道路、中津日田道路などの高規格道路の整備推進を最重点事項として要望してきました。中九州横断道路については、整備が完了した犬飼から竹田間の沿線地域の利便性が大きく向上しており、竹田から先の整備を促進するとともに、大分から犬飼間の早期事業化に取り組まなければなりません。また、中津日田道路についても、開通した区間では大きな整備効果を発揮しているため、早期の全線開通が強く望まれています。

この二つの道路整備が重要なのは、県民や観光客の利便性の向上のみならず、産業面を中心とした熊本県の活力、すなわちTSMC進出の効果を取り込めるか否かの鍵を握る重要な意味を持つからです。半導体産業などをめぐる九州各県との厳しい誘致競争を勝ち抜くためには、いかに円滑な人流・物流を実現するかという点が非常に重要であり、そうした観点から、中九州横断道路と中津日田道路の整備は、未来に向けた本県の発展の成否を左右すると言っても過言ではないと私は考えています。

あわせて、庄の原佐野線をはじめとした大分都市圏における渋滞対策の推進、地域の道路整備に対する県民の期待は大きいものの、予算等に限りがある中、それらをどのように調整し円滑に推進するかについては、工夫が必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、道路ネットワークの整備にどのように取り組んでいくのか、知事に

伺います。

以降の質問は対面席から一問一答で行います。

〔中野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの中野哲朗議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 中野哲朗議員の道路ネットワークの整備についての御質問にお答えします。

県勢を発展させるためには、地域やまちの魅力を高め、人や物の流れを活性化する広域交通ネットワークの充実が必要です。このため、昨年9月に策定した安心・元気・未来創造ビジョンでは、高規格道路をはじめとする道路ネットワークの整備を積極的に進めていくこととしています。

まず、中九州横断道路についてですが、本道路は、新生シリコンアイランド九州の実現やフードアイランド九州のさらなる推進のために欠かすことができません。また、沿線では昨年12月にTSMC第1工場が本格稼働し、今後は第2工場の建設も予定されており、この勢いを本県に取り込むためにも早期整備が急務です。

現在、県内では、国により竹田阿蘇道路の整備が進められています。また、県内唯一の未事業化区間である大分―犬飼間については、環境アセスメント等の手続が進捗しており、事業化への道筋が見えてきました。

県としては、早期整備を推進するため、昨年11月にシンポジウムを開催したところです。大分・熊本両県から議員の皆様や沿線の方々など、500名を超える参加をいただき、地域の強い期待の声を県内外へ広く発信しました。今後も国に対して一日も早く整備が進むように働きかけていきます。

次に、中津日田道路についてです。この道路は、林業や観光業に加え、九州北部に集積している自動車産業を支える重要な機能を有しています。また、過去の災害においては、命の道としてリダンダンシーの効果も発揮してきました。

現在、三つの区間で事業を進めており、県が整備している日田山国道路では、昨年12月に1号トンネル本坑の掘削に新たに着手したとこ

ろです。今後も、国が整備している区間とあわせて、さらなる進捗に努めていきます。

これらの高規格道路のほか、渋滞対策や地域の暮らしを支える道路の整備についても、優先順位を付けながらしっかりと取り組んでいきます。

今後とも、国土強靱化の予算も積極的に活用しながら、本県の暮らしや産業を支える道路ネットワークの整備に全力を尽くしていきたいと考えています。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 県土の均衡ある発展のために道路整備は必要だと考えています。また、道路を含む交通ネットワークの充実については、知事の提案理由の説明でも言及があり、日田山国道路や三光本耶馬溪道路の早期完成に向け、トンネル工事等に係る事業費を重点的に確保したとお話もありました。

私は10年前、我が会派の大友議員のお誘いによって、中津日田地域の将来を思う若者の会に参加する機会を得ました。その当時、地元の日田市ではまだ着工区間がありませんでしたが、今の整備が進む状況を見ると、とても感慨深いものを感じます。

現状では、中津日田道路と中九州横断道路の整備進捗率を上げることが最優先だと思いますが、この両路線を接続する形となる構想路線の日田阿蘇道路についても、少しずつでも検討をお願いしたいと思っています。

次に、土砂災害対策について質問します。

本県は、県土面積約6,300平方キロメートルのうち約7割が森林で占められており、また、複雑に入り組んだリアス海岸が特徴的です。地形から歴史を顧みると、限られた土地でなりわいを立てるために山の斜面近くに家を建ててきたことも想像ができます。

そうした特性を背景に、本県の土砂災害警戒区域は、昨年末時点で2万5,212区画と全国で7番目、九州でも長崎、熊本に次ぐ3番目に多い状況にあり、特に、その74.3%に当たる1万8,729区画が崖地に関する指定となっています。近年の気候変動の影響により、

国土交通省では、今後、降雨量が約1.1倍となるとの予測を公表する中、崖崩れによる土砂災害のリスクはさらに高まっています。

このため、本県では住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いをかなえるためにも、崖地の安全対策を進めてきたところであり、これまでの取組に感謝します。

こうした崖地の安全対策として行う急傾斜地崩壊対策事業は、斜面の勾配や崖の高さ、被害を受ける家屋の数などによって、国の補助を受け行うもの、県の単独事業として行うもの、県が補助し市町村事業として行うものと大きく三つに区分されます。

土砂災害の約9割を崖崩れが占める中、国庫補助を活用して実施する大規模な対策工事もちろん重要であり、その推進に注力いただきたいと考えますが、市町村への補助で行うきめ細かな工事についても、より地域の実情を踏まえた防災対策として着実に実施していく必要があると考えます。

特に近年では、官民を挙げた賃上げによる人件費の上昇や資材価格の高騰等もあり、市町村が実施する工事において工事費が上昇し、県の補助限度額を超える事案も散見されており、昨年度、県市長会からも補助制度充実に向けた要望がなされていると伺っています。

こうしたことを踏まえ、崖地の土砂災害対策にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 本県は、急峻な地形が多いため、県民の命を守る土砂災害対策は大変重要と考えています。

そこで、県では国の5か年加速化対策予算を最大限活用するとともに、単独事業についても昨年度から予算を増額し、急傾斜地崩壊対策施設の整備を進めています。

また、市町村が行う同様の事業に対しては、平成13年度に補助制度を創設し、今年度までに662か所を支援してきました。特に令和2年度と3年度には、予算の増額や補助率を引き上げるなど制度の拡充を図ってきました。

しかしながら、労務費や資材単価の高騰に加えて、土砂災害防止法に適合させるため、擁壁などの大型化が進んでいることもあり、工事費が上昇し、補助上限額を超える一因となっています。

こうしたことから、来年度は市町村がさらに活用しやすい制度となるよう、補助上限額を現在の500万円から1千万円に倍増し、支援の強化を図りたいと考えています。

今後も市町村と連携して、地域の実情を踏まえた土砂災害対策に取り組んでいきます。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 来年度の当初予算案を見ると、急傾斜地の崩壊対策など、砂防関係の公共事業予算が増額されていました。市町村への支援に対する強化も感謝します。引き続き災害に強い県土づくりのため、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、建設人材の確保・育成について質問します。

建設業は、さきほど質問した道路ネットワークなどの社会インフラの整備やその後の維持管理を支えるとともに、災害発生時には極めて困難な状況の中、道路の啓開作業に当たるなど、県民の安心・安全の確保を担う地域の守り手としての役割を果たしており、なくてはならない基幹産業です。

しかしながら、国土交通省の資料によると、建設業への就業者は、平成9年の685万人をピークに令和4年は479万人にまで減少しています。また、そのうちの建設技能者は、10年後には大半の引退が見込まれる60歳以上が全体の約4分の1を占める一方、これからの建設業を支える29歳以下は全体の約12%であり、人材の確保と育成が急務と言えます。

国においては、国土交通省と厚生労働省の連携により、人材確保、人材育成、魅力ある職場づくりを三つの柱とした取組が進められようとしています。また、県においても、建設産業構造改革・人材育成支援事業や建設産業女性活躍加速化促進事業などによる就労環境の改善、建設産業の魅力発信の取組が進められていますが、

県内の建設業就業者は、平成12年と令和2年の国勢調査を比較すると20年間で約4割減少しています。

私は地方創生の競争条件と言われる社会インフラの整備は極めて重要であり、そうした役割を担う建設業が、今後も持続可能な産業として、引き続き地域の守り手としての役割を果たすためにも、次代を担う若者や女性が入職、定着し、希望を持って活躍できるような建設業であってほしいと願っています。

こうしたことを踏まえて、県として、建設人材の確保・育成にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 地域の守り手である建設人材の確保・育成には、若者や女性が個々のライフスタイルを確立し、やりがいを持って働き続けられる産業となるよう、様々な取組が必要となっています。

県ではこれまで、設計労務単価の引上げや週休2日工事の導入など就労環境の改善を進めるとともに、業務で必要となる資格取得経費を補助するなど、若者の定着・育成を支援してきました。

来年度は新たに、建設現場をバックオフィスから支援する建設ディレクターの資格取得を促進し、女性活躍の場のさらなる拡大も図っていきます。

また、建設産業の魅力を伝えることも大変重要です。産学官で人材の確保・育成を支援するBUILD OITAにより、先端技術を駆使し生き生きと働く建設現場を動画でPRするなど、SNSを利用したイメージアップにも努めていきます。

また加えて、昨年度から創刊した女性活躍の広報誌「BLOCKSY（ブロックシー）」を高校などへ配布し、建設現場への情熱やそこで働く女性の思いを発信しています。

来年度は建設産業で働く女性自らが学校に向き、直接その魅力を伝える出前講座を開催する予定です。

今後も、若者や女性が活躍できる産業となる

よう産学官が連携して取り組んでいきます。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 土木建築部長から答弁いただいた各種の取組とあわせ、各土木事務所では、小中学生を対象とした土木未来（ときめき）教室の実施や高校生を対象とした職業説明会を開催し、今後の地域づくりや建設業に関心を持ってもらうための御尽力をいただいていると認識しています。

私の友人の土木業者は常々、魅力ある建設業という言葉を口にしておられます。また別の友人は、入職後のフォローとともに、入職に結び付く施策の充実を求めたいと話していました。

土木事務所と建設業協会との意見交換会も行われているようですので、現場の皆さんの思いがしっかりと施策に反映されるように、今後の取組にも期待しています。よろしくお願いします。

それでは続いて、県民生活の安心の確保について、順次質問していきます。

まず、地域医療体制の確保について質問します。

今年は、いわゆる団塊の世代の全ての皆さんが75歳以上の後期高齢者となり、本県の高齢者人口がピークを迎えます。将来人口推計に目を向けると、来年以降も全人口に占める65歳以上の割合、つまり高齢化率の上昇は続くと想定され、20年後の令和27年、2045年には約40%に達すると見込まれています。

このように高齢化が加速し、また、急性期疾患から生活習慣病など慢性疾患中心の疾病構造への変化に伴い、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢化も増加していく中で、医療体制を確保するため、治す医療から治し、地域で支える医療への転換が強く求められています。

こうした中、本県では昨年3月、がん医療、脳卒中医療、心筋梗塞等の心血管疾患医療、糖尿病医療、精神疾患医療の5疾病、小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、新興感染症医療、へき地医療の6事業及び在宅医療の提供体制の構築や達成すべき数値目標などを示す第8次大分県医療計画を策定したところですが、

今後、ますます複雑化する医療ニーズに対して、地域ごとに最適な医療体制を確立することが急務となっています。

また、時間外労働の上限規制や生産年齢人口の減少など制約が増す中でも、地域医療を支える人材の確保やさらなる働き方改革の推進が重要です。これまで、医療機関の働き方改革推進事業や看護職員確保総合対策事業をはじめ、様々な対策を講じられてきたことは承知しています。さらには、来年度当初予算案に我が会派の重点要望であった病院薬剤師の人材確保に関する予算が計上されていることに感謝します。

国が昨年12月に開いた新たな地域医療構想等に関する検討会では、令和22年、2040年頃の医療を取り巻く状況と課題、新たな地域医療構想の位置付けなどが議論されており、本県の次期構想の策定にあたっては、医療・介護の複合ニーズを抱える高齢者の増大や現役世代の減少にも対応できるよう病院のみならず在宅医療や医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体について検討されなければならないと考えます。

また、足下に目を転じれば、コロナ禍後の受診行動の変容などに伴い、医療機関の経営状況は急速に悪化しており、地域医療を守っていくためには、生産性向上の取組等を行う医療機関の当面の経営を支えるといった緊急的な対策も必要ではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、これまでの施策効果の分析や足下の経営支援を含め、地域医療体制の確保にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 地域医療体制の確保についてです。

急速な高齢化に伴う人口構造や疾病構造の変化等により、県民の医療ニーズは多様化してきています。こうした時代の要請に対応して、誰もが安心して医療を受けられるように、本県の実情に即した効率的で質の高い医療提供体制の確保に向けて取組を進めていきます。

まず、在宅医療については、関係者の顔の見える体制づくりに向けて、今年度から医療・介

護従事者による連携会議を別府市と佐伯市で実施して、地域課題の共有や改善策の協議等を行うなど連携強化を図りました。新年度は他市町村にも横展開して、地域の関係者が協力して在宅医療を支える体制の構築を推進します。

高齢化の進行に伴い需要がさらに増加する救急医療については、救急搬送体制の負担軽減や医療機関の受診の適正化を図るため、#7119を7月から全県域で導入して、必要な医療サービスが維持できる体制を目指していきます。

さらに、地域偏在なども指摘されている医療従事者の確保に向けて、修学資金等による医師や看護師の養成に加え、新年度は病院薬剤師不足の解消にも力を入れていきます。あわせて、働きやすい職場づくりに意欲的な医療機関を認証する大分ホスピレートについては、昨年度の3病院に加え、今月末には新たに4病院を認証する予定となっています。

他方、遠隔診療や看護記録等の音声入力など、医療現場の負担を軽減する医療DXの導入には各医療機関の取組に差が見られます。このため新年度から、普及拡大に向けたセミナーの開催や、DXアドバイザーの派遣によりモデル事例の創出・横展開を図り、医療の質向上と業務の効率化の両立を支援します。

また、先般議決いただいた補正予算も活用して、長引く物価高での経営努力に加え、生産性向上や職場環境改善に取り組む医療機関等への緊急支援を行います。

高齢化や人口減少がさらに進む2040年を見据え、県内どの地域においても必要な医療を適切に提供して、医療従事者の持続可能な働き方も両立できる地域医療体制の充実に力を入れていきたいと考えています。

井上副議長 中野哲朗委員。

中野議員 大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

地域医療については、昨年の第3回定例会で、地元の話になりますが、西部医療圏の深刻な医師不足、脆弱な救急医療体制の現状を伝えて、地元の日田市、日田市医師会、中核医療機関である済生会日田病院、そして大分県で諸課題に

ついで意見交換の場の設置を要望したところ、2か月後の11月13日には第1回目の4者協議を開催していただきました。県の迅速な対応に心から感謝します。

将来におけるその地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制を構築するためには、県と共に市町村の果たす役割も非常に大きなものがあると認識しています。

今後も引き続き、県と市町村が一体となって取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

次に、医療提供体制における南海トラフ地震への備えについて質問します。

先週の質問でも議論されましたが、本年1月、政府の地震調査委員会から、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率の上げが発表されました。

南海トラフ地震では、県南東部を中心に、高い津波が押し寄せる可能性が指摘され、佐伯市で10メートル前後、津久見市から国東市までの沿岸部で5メートル前後の津波の到達が想定されています。

発生の切迫性が高まっており、大きな被害をもたらすと想定される南海トラフ地震への強い危機感からか、昨年7月21日に開催された第50回大分救急医学会では、「能登半島地震に学ぶ南海トラフへの備え」と題する緊急企画シンポジウムが開催されたほか、10月24日に開催された知事と市町村長との意見交換会でも、南海トラフ地震などを想定した取組について議論がなされたとの報道がありました。

本県は、南海トラフ地震発生時に甚大な被害を受けることが想定されていることから、災害発生時に医療提供体制の中心的な役割を担う14の災害拠点病院のうち、いくつかの病院は機能が低下、又は困難に陥ることも想定されます。甚大な被害により医療提供の継続が困難となった場合に、入院患者を他の医療機関に移動させることを病院避難と言いますが、平成28年の熊本地震では1,500名を超える病院避難搬送を行ったとの結果が報告されており、このような対応も視野に入れながら、いざというとき

への備えを積み重ねていくことが大切だと考えます。

また、災害時には給水制限等が行われる場合もあることから、被災者が避難所等でできるだけ健康に過ごすための口腔ケア対策も欠かせません。特に高齢者の場合は誤嚥性肺炎等のリスクも懸念されることから、被災者の口腔管理ができるよう備えを行っていくことが必要です。

そこで、県として地域医療を守る観点から、病院避難搬送への対応や被災時の口腔ケアも含め、医療提供体制において南海トラフ地震へどのような備えをしていくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 災害時にも病院機能を維持できるよう、県では医療機関の非常用自家発電や給水設備の整備など、平時からの備えを支援しています。

新年度早々に、災害対応マニュアルやBCPの策定・充実に向けた研修も実施し、医療機能の一部を喪失しても迅速に診療を再開するための具体的方策の検討を促していきます。

加えて、能登半島地震でも指摘された災害関連死の防止には、避難生活を支える多職種による連携が大変重要です。昨年3月には、被災地支援に実際に従事したスタッフが中心となり、帰県後、速やかに情報共有の場を設けたところであり、今後も定期的な開催により連携強化を図っていくこととしています。

あわせて、先の補正予算により、被災地での口腔ケア活動などに必要な車両や医療機器を整備し、避難者の健康維持にも今後活用していきます。

また、本年11月に本県で開催予定の九州・沖縄DMAT実動訓練の際には、医療機関、消防、行政など関係機関の連携を確認・検証するとともに、最悪の状況を想定し、病院避難訓練の実施も検討しているところです。

近年、頻発、激甚化する災害時の対応を踏まえ、南海トラフ地震に備えた適切な医療提供体制の構築に努めていきます。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 救急医学の専門の先生と意見交換し、南海トラフ地震では、病院と同様に老人介護施設でも多くの避難が必要となることから、津波警報が発令された場合の具体的な避難方法や他の自治体からの支援などについても議論していただきたいという御意見を賜ったので伝えたいと思います。

さきほど部長から、被災地支援に従事したという実例が示されましたが、先日、自民党の看護議員連盟と大分県看護連盟、大分県看護協会の皆さんで、災害支援ナースの仕組みと養成、能登半島地震における被災地での看護支援活動についての勉強を行ったところです。

来年度の当初予算案では、災害医療体制整備推進事業の一環として、災害支援ナースの派遣体制の整備に関する費用が計上されています。今後の課題と方向性についても、現場の声をしっかり把握していただければと思います。

次に、県保健師の確保・育成について質問します。

かつては恐怖の対象であった新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行され間もなく2年となり、今日では、季節性インフルエンザと同様の扱いになったと感じます。私の地元、西部医療圏内唯一の感染症指定医療機関である済生会日田病院では、地域包括ケア病棟を感染症病棟に変更し、ピーク時の病床利用率が90%に到達するなど、緊迫した状態でしたが、今思うと、あのコロナ禍を県の医療従事者の皆さんが高い緊張感と強い使命感により、よくぞ切り抜けてくださったと改めて感謝します。

また、この間、保健所の保健師の皆さん方も最前線で奮闘されていたことを忘れてはなりません。相次ぐ感染の波の中での疫学調査、宿泊療養所となったホテルへの搬送などの調整と八面六臂の活躍であり、皆さんの活躍に救われた県民がいかに多かったかは周知の事実です。

保健師は、生活習慣病対策をはじめとした健康増進業務やメンタルヘルスに関する相談対応、災害時の健康危機管理など、幅広い業務に従事しますが、コロナ禍での緊急業務に携わる間に、

こうした通常業務に対応する技術が衰退していないのかがとても心配です。昨年12月には、本県が日本一を目指す健康寿命の最新の推計値が発表されたところですが、男性が全国1位から25位に、女性が4位から10位へと順位を下げしており、地域保健をきめ細かにバックアップする保健師の活動がコロナ禍でうまく機能しなかったのが一つの要因ではないかと感じています。

健康寿命の順位を巻き返すためにも、保健師による地域保健活動の質の向上は必須であると考えますし、特に、市町村と連携したきめ細かい対応が鍵と考えれば、若い人材をどのように育成していくのかにも注目しているところです。

最近では、県と市町村との間で保健師の人材確保についての競争が激化していると聞きますが、新興感染症の発生時など保健所機能を十分に発揮するためには、豊富な知識と志のある優秀な保健師をいかに確保し、技術力を担保するのが大きな課題であると考えます。

そこで、県保健師の確保・育成にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。
井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県では現在127人の保健師が在籍していますが、コロナ禍の保健所体制の強化を図るため、この5年間で57人を採用したこともあり、全体の3分の2を占める30代以下の若手保健師の育成が喫緊の課題です。

これまでも経験年数に応じた研修体系を整備していますが、今年度は新たに、次世代のリーダー育成を目的として国立保健医療科学院の3か月研修に主任1名を派遣しました。

さらに、この1月には、30代の保健師4名を英国に派遣し、ランカシャー中央大学で講師や学生と交流したほか、子どもへの健康施策を実践する専門機関の活動を視察してきました。

現地では、児童生徒の健康課題を分析し、学校と家庭をつなぐ保健活動に接し、地域の健康増進に深く携わっている保健師の熱意に感銘を受けるなど、今後、地域の健康課題の解決に主体的に取り組む、そうした意欲が喚起されたところです。

近年、自治体間の人材確保競争が大変激化する中、保健師を志す学生に、本県独自の育成方針をしっかりと伝えながら、優秀な人材の確保につなげ、健康寿命の延伸を牽引していきける中核保健士の育成に努めていきます。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 続いて、視点を変えて障がい者活躍の推進について質問します。

昨年9月に策定された新たな大分県長期総合計画における安心分野の目標の一つが障がい者活躍日本一に一新されました。これまでの障がい者雇用に加え、様々な分野での活躍を後押ししていくものであると思います。昨年の第1回定例会で佐藤知事は、我が会派の三浦正臣議員の一般質問に対し、障がい者スポーツや芸術文化の振興も大切であり、そのための環境整備やチャレンジを応援すると答弁されており、障がいに対する理解促進や障がい者の社会参画に資するこれらの取組を今後どのように実行していくのか私も注目しています。

折しも、たくさんの勇気と感動をもたらした昨年のパリパラリンピックに続き、今年には東京2025デフリンピック、来年には愛知県で第5回アジアパラ競技大会が予定されており、正に障がい者スポーツの振興に好機が訪れています。

国内の障がい者スポーツ発祥の地と言われる本県では、これまでその振興に力を注いできており、中でも昨年43回を迎えた大分国際車いすマラソンは、国内外のアスリートたちが感動の歴史を積み重ね、現在では世界のトップアスリートが集う世界最高峰のレースへと成長を遂げています。しかしながら、こうした本県の取組がどこまで知られているか気になるところです。障がい者スポーツの輪を一層広げていく上でも、競技や選手の魅力はもとより、本県が日本の障がい者スポーツ発祥の地であることをより強力に発信していくべきだと考えます。

また、芸術の分野では、障がい者アートを発表する機会の継続的な確保に加え、今後は、既存概念にとらわれない個性あふれる作品への理解の促進や価値の創出につなげていくことが大

切だと感じています。来年度の当初予算案では、障がい者アートのPRに係る経費などが計上されていますが、この取組を障がい者や施設の収入、そして生活の向上につなげていくことが大切だと考えます。

こうしたスポーツや芸術文化に加え、これまで取り組んできた雇用の面についても、引き続きしっかりと推進していくことが重要です。今後も、障がい者の方々が生き生きと働ける場を確保していく取組を継続していただきたいと思えます。

そこで、スポーツや芸術文化活動の振興を含め、障がい者活躍の推進にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 障がい者活躍の基盤となる就労では、毎年約300名もの新規雇用につなげている県の雇用アドバイザー13名が、引き続き障がい者と企業のマッチング支援に力を入れていきます。また新年度から、職場実習を行う障がい者への奨励金を新設し、雇用率日本一を目指すとともに、共同受注センターを核として事業所の受注機会の拡充を図り、工賃向上につなげていきます。

日本のパラスポーツを牽引する大分国際車いすマラソンでは、この5年間で40名もの初出場選手を発掘し、アスリートの裾野を広げてきたところです。新年度は大会の歴史や魅力を集めた映像コンテンツを活用して国内外への情報発信を強化し、競技人口はもとより、ファン層の拡大も図ることとしています。

また、昨年秋の障がい者アート展には、過去最高の5,300人に御来場いただくなど、障がい者芸術への関心も着実に高まっています。この秋には、大分駅構内にチャレンジショップを開設し、個性豊かな作品の商品化を後押しするなど、障がい者アートの需要をさらに高め、芸術文化活動の幅を広げていければと考えています。

こうした取組を通じ、障がい者一人一人の意欲や特性を尊重しながら、障がい者活躍日本一を目指していきます。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 それでは、県民生活の安心の確保についての最後の質問となります。

さきほど言ったような、また答弁をいただいたような障がい者の活躍を後押しする上で、その下支えを行う障がい福祉サービスの人材は大変重要です。他方、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、現在、あらゆる産業における人材不足が大きな問題となっている中、医療や介護、保育における人材確保については、本議会でたびたび議論が交わされてきたところですが、障がい福祉サービスについては、これまで取り上げられることは少なかったと認識しています。昨年5月、厚生労働省が公表した令和4年12月時点の障がい児・者の推計数は1,164万6千人で、6年前の調査と比べ24.3%増加しており、障がい福祉サービスの人材確保は今後ますます必要になると考えます。

障がいのある方々は、多様な個性と特性を持っているため、福祉サービスの担い手には高度な専門性と豊かな人間性が求められます。一方で、そうした人材の確保や定着がなかなか困難な状況にあると聞いており、障がい福祉サービスの質を維持し、利用者やその家族に安定した支援を提供するためにも、処遇改善はもとより、生産性の向上や業務効率化、職場環境の改善を図ることなどが大切です。

こうした課題を解決するため、これまで介護分野で進めてきた、介護職員の人材育成等に取り組む事業者を評価し、可視化するふくふく認証制度を今年度からは障がい福祉サービスの分野にも広げており、その効果に期待しているところです。

また、来年度当初予算案には、外国人人材の受入れについて、これまで先行して進めてきた介護分野に加え、障がい福祉分野においても推進していくための予算が計上されています。さきほど言ったように、障がい福祉サービスでは高度な専門性等が求められることから、必要なスキルを持つ外国人人材を受入れ、そして定着させることができるのか、また、介護分野との競合が生じないのかなど心配しているところで

す。そのため、県においては、障がい福祉サービスの人材についての現状をよく分析した上で、対策を講じていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、障がい福祉サービスの人材確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 昨年度行った調査では、おおむね半数の障がい福祉事業所が人材不足の課題を抱えていることが判明したところです。

県では、社会保険労務士の派遣等により離職の防止、職場定着を支援しており、これまで102の障がい福祉事業所に活用いただいています。

さらに高齢者施設同様、ICTやロボット等の導入によるDXの取組も推進しており、既に47事業所で整備を進めてきました。

加えて今年度は、ふくふく認証制度の対象を障がい福祉分野にも拡大し、今月中に初めて五つの法人を認証する見込みです。

また、障がい福祉施設にも外国人介護人材の求人希望が次第に高まっており、新年度は研修会の開催やアドバイザー派遣のほか、介護施設と合同での海外視察や、現地説明会の開催を予定しています。

昨年、インドネシアを視察した際には、現地の養成校から、介護施設は女性中心の職場だが、男子学生の就職先として障がい福祉施設に期待しているという声を直接伺ってきました。

これまで介護分野で培ってきたノウハウをいかしつつ、今後も障がい福祉サービスに適した人材の確保にも力を入れていきます。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 障がい福祉について、2問質問しました。

昨年10月に開催された出前県議会in日田市では、障がい者の福祉サービス事業の経営者に事例発表をいただき、人手不足という地域課題の解決のために障がい者の力を発揮したいという提案がありました。この提案の趣旨を詳しく伺ったところ、福祉保健部には施設外就労をしやすいしてほしい、商工観光労働部には人手

不足の企業に情報発信してほしい、そしてその上で、両部の連携によって、情報発信の時間を短縮するためのマッチングアプリを開発してほしいというものでした。

私も担当部署との意見交換し、現状と課題などを認識したところですが、企業にとっては人手不足の解消、障がい者にとっては所得の向上、福祉サービス事業所にとっては障がい者支援の充実につながるという思いのこもった提案ですので、是非とも検討を重ねていただきたいとお願いします。

最後に、県内の高速道路における規制速度について質問します。

私は、日田市から県議会に登庁するのに、高速道路を利用しています。高速道路の法定速度は、乗用車の場合、速度が指定されていない区間では時速100キロメートルと定められていますが、私が利用する大分自動車道では、県境の杷木インターチェンジから日出ジャンクションまでの間、時速80キロメートルに制限されており、日出ジャンクションから大分インターチェンジまでの東九州自動車道についても同様です。

山岳路線で勾配もあり、国土交通省が発表した高速道路の要因別通行止め時間ワーストランキングにおいて、霧及び災害・悪天候の部門で全国ワーストを記録したことがあるなどの特性は承知していますが、時速100キロメートルが通常である他県からの利用者が多い路線でもあり、80キロメートル規制を理解していないためか、速度の切替を意識していない車両に出会うことが多いとも感じています。

規制速度の緩和については、長崎自動車道で、平成26年3月に一部の上下線4車線区間の最高速度を時速100キロメートルとする見直しを実施しています。また、国においても直面する物流の2024年問題への対策の一環として、大型貨物自動車などの最高速度を時速90キロメートルへと引き上げる道路交通法施行令の改正を行い、昨年4月から施行されています。

もちろん、中央分離帯がない対面通行区間での規制速度は必要だと認識していますが、4車

線区間でスムーズな車の流れをつくるためには、霧などの気象面での制約がある場合を除き、規制速度の緩和を検討してもよいのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、県内の高速道路における規制速度の緩和について、県警本部長の見解を伺います。

井上副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 議員からの御質問に対する答弁に先立ち御報告します。

3月7日、本県警察官を口座詐欺事件の被疑者として逮捕するに至りました。県警察に対する信頼を著しく損なうものであり、大変申し訳なく思っています。警察としては、捜査を徹底して、明らかになった事実関係に即して厳正に対処するとともに、本件を重く受け止め、規律の振粛を徹底し、職員一丸となって信頼回復に取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、中野議員からの県内の高速道路における規制速度についての御質問にお答えします。

県内の高速道路や自動車専用道路においては規制速度が80キロメートルや70キロメートルに指定されているところです。これは、それらの高速道路等の建設時における設計速度が大部分の区間で80キロメートルとされていることや、また、山間部に位置するためカーブが多く勾配がきついことによるものです。

また、道路の一部には非分離の区間もあり、こうした状況も踏まえて、交通事故を抑止するために必要な速度規制を実施しているところです。

事故の起こりにくい道路交通環境を実現することは、交通の安全はもとより、交通の円滑化を図る上でも重要であると考えており、県内の高速道路等について直ちに規制速度を緩和できる状況にはないと認識しています。

その上で、国の交通規制基準のほか、交通事故発生状況等を総合的に勘案して、特段の支障がないと認められるような場合には、道路管理者とも協議の上、最高速度規制について見直す

ことも考慮していきたいと考えています。

井上副議長 中野哲朗議員。

中野議員 現状では難しいという答弁は想定していましたが、やはり難しいようでした。

規制速度の緩和には、さきほどお話があったように、交通の円滑化とともに、交通の安全確保が認められることが前提であるのは当然ですので、この件についてはよく分かったところで。

では、以上で今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で中野哲朗議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前 11時42分 休憩

—————→…←—————

午後 1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。吉村尚久議員。

〔吉村（尚）議員登壇〕（拍手）

吉村（尚）議員 皆さんこんにちは。27番、県民クラブ、吉村尚久です。

まずは、一般質問の機会をいただいた先輩、同僚議員の皆さん、そして、今日傍聴に見えられている皆さん、感謝したいと思います。1年ぶりの質問ということもあり、ちょっと盛り込み過ぎたかと反省はしているんですが、精いっぱい質問します。よろしくお願いします。

まず、災害時要配慮者の避難についてです。

今年で阪神・淡路大震災から30年を迎えました。この震災では、火災や家屋の倒壊により実に6,400人の方が亡くなり、特に高齢者や障がいのある方などが逃げ遅れたために死傷したケースが多かったと聞いています。また、2011年の東日本大震災では、亡くなった人の6割以上が60歳以上の高齢者でした。さらに障がいのある方の死亡率は全体の2倍だったと言われています。

聴覚障がい者の方からは、避難所まで行くことが厳しい、トイレなど避難所の間取りを把握するためにも触知案内図——手で見ると、手で触る地図があればなどの声を聞いています。また、

聴覚障がい者の方からは、防災無線などのアナウンスが聞こえにくいと、何が起きているのか判断することが難しい、聞こえないため、避難所では情報が得にくいと、重度の肢体不自由の方からもヘルパーの支援体制の充実や避難所の選択肢の拡大が必要と、また、医療的ケア児の保護者からは、医療機器が停電しても使えるように自家発電などの電源のある避難場所が必要など様々な声を頂戴しています。

高齢者や障がい者などの災害時要配慮者の皆さんにとって自力での避難は困難を極め、また、厳しい環境にある避難所での生活は、肉体的、精神的な疲労や持病の悪化による震災関連死にもつながっています。

現在、各自治体で個別避難計画の作成が進められていますが、その進捗状況が気になることであり、県として作成に対して積極的に市町村への支援を行うべきだと思います。

また、要配慮者の方々が避難する場所として福祉避難所がありますが、昨年の石川県能登半島地震において、施設や職員の被災で4割程度しか開設できなかった状況などが課題となっています。

県では、令和5年5月に避難所運営マニュアル策定のための基本指針を改定し、要配慮者対策として福祉避難所の整備についても各自治体に促していますが、量と質の両面から課題が多いと感じています。

被災した市町村では、施設の損傷、介護職員の被災によって福祉避難所の開設がままならない事態も発生が予想されます。そうした際にも要配慮者の命を守るためには、介護事業所間の連携や広域化といった体制整備も必要であると考えます。

そこで、市町村における個別避難計画作成への支援や、福祉避難所の広域化に向けた取組を含め、災害時要配慮者の円滑な避難や避難所での生活をどのように支援していくのか、知事のお考えを伺います。

あとは対面席より行います。

〔吉村（尚）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの吉村尚久議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 吉村尚久議員の災害時要配慮者の避難についての御質問にお答えします。

県では、災害時要配慮者の支援を喫緊の課題と捉え、自力で避難できない方々の個別避難計画の早期作成や避難所生活に配慮が必要な方への支援に市町村と共に取り組んでいます。

現在、県内の避難行動要支援者2万9,070人のうち1万4,040人の個別避難計画を既に作成しており、達成率48.3%は全国上位にあります。

計画作成には本人の同意が必要であり、大分県社会福祉協議会に配置したコーディネーター3名が精力的に地域に出向き、福祉専門職や民生委員などと連携して、同意取得や計画作成に向けて市町村をきめ細かく支援しているところです。

一方、昨年、能登半島地震では、施設や職員の被災により開設が困難となった福祉避難所が多数あったことから、被災時に備えて、県内の福祉避難所となる施設同士の連携を進めていく必要があります。

近隣地域で複数の施設がグループを形成して、発災時に市町村からの連絡を待つことなく、自主的に相互の状況を確認して、職員を派遣し合いながら運営を継続できる共助の体制づくりを新年度から支援します。また、施設間だけではマンパワーの確保が困難な場合に備え、福祉専門職による災害派遣福祉チーム、大分DWA Tや、福祉避難所の運営を支える応援職員の派遣体制の整備も急いでいます。

さらには、能登半島地震の検証を踏まえた福祉避難所の開設・運営マニュアルを今月中に改定して、市町村や施設に速やかに周知することとしています。

加えて、配慮が必要な方々も安心して避難生活を継続できるように、簡易ベッドの県備蓄量を拡充するほか、一般避難所のバリアフリー化や要配慮者スペースの整備も市町村と共に急ぎ進めているところです。

避難生活が長期化する方々には、保健師等による健康観察や感染症対策を適宜行い、必要に応じて福祉避難所や医療機関への移送にも対応していきます。

今後とも、災害時要配慮者が安心して低ストレスで避難生活を送れるように、市町村など関係機関と連携して取り組んでいきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 知事、答弁ありがとうございました。

個別避難計画作成においては、要配慮者当事者の声をしっかりと聞いていくことがまず大事でしょうし、そして、地域でのつながりがやっぱり大事なんだろうと思います。そういう意味でも、地域福祉計画の充実が必要になってくるんだろうなと思います。

また、避難所については、県としても整備を進められていっているということは承知しています。さらに今回、福祉避難所において、介護事業者間の連携をしていただくということで期待しているところですが、ただ、南海トラフのような大きな地震になってくると、複数の自治体が被災するということが十分考えられるので、是非自治体間を超えた連携にも力を入れていただければなと思うんですが、今の答弁の中で1点だけ再質問したいんですが、福祉保健部長に伺います。

先日、中津で、障がいのある人もない人もみんなで助かるという防災学習会がありました。その際に、医療的ケア児を持つお母さんが災害時の停電のときに非常用電源が必要なんだと、そういうものを是非避難所に確保してほしいという切実な声をいただきました。このことについて、是非、福祉保健部長から一言お願いします。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 先日、中津での防災学習会は大変大事なことだと思います。自主的に開いていただいているというのは、是非今後ともお願いしたいなと思っておりますが、御質問の医療的ケア児をお持ちの保護者の方々から、そういった心配を以前から伺っており、これまでの県

の取組でいうと、いわゆる在宅で人工呼吸器などが手放せないという医療的ケア児をお持ちの御家庭に対して、実は令和4年度と5年度の2か年で非常用自家発電装置の購入費助成ということで、当然中津市にも加わっていただいて、県下全域で進めたところ です。

一部、令和3年度からは大分市が先行して整備に入っていたので、3年度、4年度、5年度と全部合わせて、3年間で144人に対して整備を行ったところ です。令和5年度の事業が終わる際に私から各市町村に、要するに整備漏れはないのかということをもう一度個別に聞いたところ、助成を受けていないところについては、自分で購入しているからいいよということもあったものですから、我々の方としては全ての御家庭の、いわゆる在宅での自家発電装置については一通り整備が終わったかなと思っています。

今、御質問で言われた避難所においてはということ、これも大事な視点だろうと思いますが、医療的ケア児を御自宅でそのまま生活するのがいいのか、近隣の一般の避難所、あるいは福祉避難所に行って避難すればいいのかというところは、正に個別避難計画でどう定めるかということにかかっているのかなと思っています。一般避難所全てに非常用の発電装置を付けていくというのはなかなか厳しいかなと思っています。以前も一度答えたことがあります、やはり医療的ケア児、あるいはそれに近い方がこの避難所には逃げる可能性があるというところを個別避難計画の中でしっかりと見定めて、そして、そこには、県の補助もあるので、市町村と一緒に一般避難所の中の自家発電装置の整備をしっかりとやっていくという順序立てかなと思っています。是非そういった方向で進めていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。

個別避難計画とともに、必要な避難所においては、そういう非常用電源の設置をよろしくお願いします。そういう方々にとっては、非常用電源は命綱になるんだろうと思うので、お願いします。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者福祉施策についてです。

まず、健康寿命の延伸についてです。

昨年9月に策定された大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024では、引き続き健康寿命日本一が掲げられています。私も県民一人一人が健やかな生活を営み、豊かな暮らしを送ることができるよう、健康寿命を延伸していくことは県政の重要な課題であると考えます。

しかしながら、昨年12月、国の健康日本21(第三次)推進専門委員会において公表された令和4年の本県の健康寿命の順位は、令和元年の男性1位、女性4位から男性25位、女性10位と大きく後退しており、非常に残念な結果となっています。コロナ禍であったことを受け、全国的に健康寿命が低下傾向にあったとはいえ、この結果を重く受け止める必要があると思います。

さらに着目すべきは、平均寿命と健康寿命の差、いわゆる不健康な期間を短縮できているかという点です。これを短縮することができれば、県民自らの希望や選択に応じ、元気に人生を謳歌できる社会の実現に加え、医療費や介護費の負担軽減も期待できます。

今回、国が示したこの値の令和元年から令和4年の推移を見ると、その差が拡大しており、強い危機感を抱いています。令和4年はコロナ禍の最中であり、その他の調査年と社会的背景が異なるかもしれませんが、単にコロナの影響と考えるのではなく、今回公表された結果とこれまで行ってきた施策の効果を丁寧分析し、より効果的な対策を実施する必要があると感じます。

県では、これまでも健康寿命延伸に向け、企業等と連携しつつ、生活習慣病予防や重症化防止、地域包括ケアの推進などに力を入れてきたことは承知していますが、これらの取組が十分に行き渡っていない地域や年齢層も存在しているのが現状と考えられます。

改めて県総ぐるみで健康寿命日本一を目指していく機運の醸成や、これまで以上に市町村や企業を巻き込みながら、地域に根ざした健康づ

くりを行うことが必要と考えます。

そこで、健康寿命の延伸に向けてどのような取組を進めていくのか、知事のお考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 健康寿命の延伸についてです。

本県では、健康寿命日本一おおい創造会議を通じて、産学官や報道機関等が連携して、健康づくりの県民運動を広く展開してきましたが、今回の全国順位の後退をしっかりと受け止め、巻き返しに力を入れていきます。

国の公表内容を分析すると、30代から40代及び後期高齢者の年代で、健康上の理由で日常生活に影響ありと答えた県民の割合が3年前の前回調査から増加しています。

そこで、今後、次の点に力を入れて、県全体の健康寿命の延伸を図ります。

まず一つ目は、働き盛りの世代も含めた県民全体の健康意識のさらなる醸成です。約10万人に登録いただいている健康アプリをリニューアルした新あるとつくの試験運用を先週から開始しており、4月から本格稼働に移ります。今回、健康情報のプッシュ型配信やポイントサービス機能も充実させて、より多くの県民にみんなで歩いて、お得に、健康になっていただきたいと考えています。

次に、高齢者の健康づくりに向け、通いの場の活性化も図ります。参加率10年連続全国トップの歩みを継続するため、市町村担当者や通いの場のリーダーを養成して、eスポーツや男性の料理教室などメニューも多様化して、参加者のさらなる拡大を図っていきます。

さらに、健康寿命延伸には、毎年検証可能な13の客観的健康指標を設け、特定健診受診率や歯と口の健康状態など、特に全国順位が低い項目を中心に改善を促す取組も重要と考えています。例えば、中津市では、市民の血糖値は比較的良好である一方、特定健診受診率が特に低いことが課題となっています。そこで、健康指標の改善を図る市町村への助成を拡充し、地域ごとの健康課題の解決を加速します。

また、この4月から県民健康増進課を新設し、

2,600を超える健康経営事業所に加えて、国保や協会けんぽなど保険者との連携強化により、健康寿命延伸に向けた県民運動の裾野をさらに広げていきます。

今後とも、多様な主体と連携しながら、改めて男女そろっての健康寿命日本一を目指して取り組んでいきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 知事ありがとうございました。

健康寿命を延ばすための取組、様々行われているかと思えます。また今後も進めていくんだろうと思えますが、新あるとつく、私も入れました。もっと県民の方々がたくさん入れていただければなと思うところですが、こういう健康寿命を延ばすための取組は理解しましたし、高齢化が進んで元気にいられるということはとてもいいことなんです。一方で課題になってくるのが高齢者の、特に一人暮らしの高齢者の孤独や孤立の問題だろうと思うので、その点について質問します。

国立社会保障・人口問題研究所は昨年11月に、一人暮らしをする65歳以上の高齢者世帯は増え続け、全ての世帯に占める割合は、2050年には32道府県で20%を超えると発表しました。大分県では、さらに21.5%になると試算されています。これは少子化や未婚化、さらには平均寿命の延伸などが大きく影響していると言えますが、孤立化・孤独化が一番顕在化しやすい一人暮らし高齢者への支援をどうするかが問われています。

こうした中、令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、6月には施策の推進を図るための重点計画が示されました。県でも昨年、第9期のおおい高齢者いきいきプランを策定し、計画に沿って様々な施策を実施しています。高齢者が安全・安心に暮らし続けていくためには、地域の見守りも大切であり、安否確認のサービスの充実や防犯といった問題についても、行政と地域が一体となり、取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

そこで、高齢者の孤独・孤立対策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺いま

す。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県では、公民館など身近な場所で気軽に集える通いの場を3千か所以上に広げて、高齢者の地域参加を後押ししており、その参加率15.2%は10年連続日本一となっています。また、県内140か所の子ども食堂の半数以上では多世代交流も行われるなど、高齢者の居場所や活躍の場にもなっています。

一方、一人暮らしの高齢者には、例えば、買物やごみ出しなど日常生活に悩みを抱える方も多いため、県の支援により、住民参加型福祉有償サービスを県内107団体が随時提供するなど、孤独・孤立の防止につなげています。

しかし、有償サービスにはなじまない見守りや安否確認などは、主に民生委員や自治会長が日々対応しているものの、高齢化等でその担い手不足も顕在化しつつあり、今後はできるだけ多様な主体による見守り活動が必要となってきます。

全国的に見ると、宅配事業者とか郵便局、また、電気やガスの事業者などに独居世帯の安否確認を依頼する自治体も増えており、こうした企業活動の一環としての協力もいただきながら、地域全体として高齢者の孤独・孤立の防止を図っていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

見守りについては、また今後とも先進事例等を調査して、さらなる充実を図っていただきたいと思いますが、通いの場の果たす役割は本当に大きいんだろうと思います。その参加率が日本でも1位ということですが、eスポーツなどの新たな取組も始まっているわけなんですけど、ただ、課題の一つとして、コロナ禍等によって中山間地域においてはこの通いの場が休止したり、廃止したりという状況になって、そして、コロナがおおよそ終息はしたものの、そのまま復活していないという状況も生まれているようなんですね。では、こういうところの方々、通いの場に行きたくても行けない方が実際におられるという中で、介護サービスではなくて、そ

ういう方々のところに訪問して、レクリエーションだとか、会話だとか、体力向上だとかいう訪問型の部分ができないかと思うんですが、いかがでしょうか、再質問します。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 通いの場については、コロナ禍で一旦は活動が停滞して、箇所数も一旦2,600ぐらいまで減りましたが、コロナ禍後の現在においては、答弁で言ったように3千か所を超えたので、県内全体の総数としてはコロナ禍前よりも増えてきたかなと思っていますが、地域によってはなくなってしまったところがあるかもしれません。

そういったところには、さきほど言ったような有償サービスや声かけ等で何とか孤独・孤立にならないように頑張っているんだらうと思いますが、やはり大事なのは、そうした方々は、どうしても地域のつながりを持って人と話すとか、そういった輪の中に溶け込んでいただくのが一番大事ではないかなと思っていますので、そうした地域の通いの場に集まっていたりするように、そこで介護予防や社会参加などができるように、市町村と一緒に呼びかけして、できるだけ出てきていただきたいなと思っています。

もう一つは、ビジョン2024の目標で、令和10年度までに県内全域で、いわゆる重層的な支援体制づくりを全市町村でということで今進めているので、そうした仕組みも使いながら孤独・孤立のない地域にしていきたいなと思っています。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

通いの場に行き、交流することがなかなかできない方々が孤独・孤立化しないような取組ということで、市町村や社協とも連携して取組を進めていただければと思います。

誰もが安全・安心に暮らし続けることができるような地域づくりを目指していければなと思いますが、地域の通いの場で、実は私の知り合いの方にアンケートを取ってもらったところ、女性はおしゃべりするのが楽しいということで

そういう通いの場に参加されているんですが、どうしても女性に比べて男性の参加率が低いと。では、こういう男性の方々をどう巻き込んでいくのか、引き込んでいくのか、この辺のところも課題の一つではないかなと思うんですが、部長、その辺の妙案が何かありますか。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 答弁でも言いましたが、やっぱりメニューが女性はおしゃべりでいいんですが、男性は行っても面白くないなということではなかなか参加が伸びないのかなと思っていますので、例えば、男の料理教室であるとか、ゲームで勝ち負けがあると、ちょっと行って見て、絶対明日は勝つてやるよといった気持ちの中で参加も弾むのかなと思うので、そういうゲーム性のあるものとか、囲碁、将棋でもいいんですが、そういった少し趣味がいかせるようなものを作るべく多様につくっていくというのが男性の参加率向上に少しは寄与するかなと思っていますので、そういった観点で進めていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 突然すみません。また是非検討していただければと思います。

それでは、中津干潟について質問します。

なじみのない方もいるかと思うので、モニターやタブレットで御覧になっていただければと思いますが、周防灘に面した中津干潟は広さ1,347ヘクタールで、干潮時には最大約3キロメートルまで干潟が広がります。この中津干潟は、カブトガニやアオギスなどの希少生物の宝庫であり、また、カモメやサギなど渡り鳥が多く飛来するなど、学者や研究者などもその価値を大きく認めているところです。

そして、この中津干潟の価値を周知する活動を行うNPO法人水辺に遊ぶ会も25周年を迎えました。同会による小学生を対象とした環境学習や市民を対象とした観察会、ビーチクリーンの実施、渡り鳥の飛来数やカブトガニの生息数といったデータの蓄積など様々な活動の成果もあり、ふるさとの誇るべき自然である中津干潟への市民の思いは確実に広がってきています。

また、3月14日付けで、中津干潟のうちの

舞手川河口湿地というところがありますが、ここが民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として環境省から自然共生サイトに認定されることが決定しました。

他方、中津干潟にはまだまだ認定にふさわしい場所があり、干潟全体の認定が望まれるところでは、さらに水辺に遊ぶ会は、ラムサール条約、これは特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約ですが、これへの登録も目指しています。その認定や登録に向けては、漁業関係者の理解、合意が必要であり、特にラムサール条約への登録においては、それに加え、研究団体や企業だけでなく、地元自治体や市民の賛意を得なければならず、機運醸成が欠かせないということは言うまでもありません。そして、そのために県としてもしっかりと後押ししていただきたいと思います。

そこで、中津干潟全体の自然共生サイトへの認定やラムサール条約への登録に向け、県として中津市や関係者と連携し、どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 中津干潟は、アオギスやズグロカモメなどが生息する多様性豊かな自然環境が保たれた場所であり、県では、おおいの重要な自然共生地域に選定し、保全が図られるよう、活動の支援やエリアの周知を行っています。

今回、この中津干潟の一部が環境省の自然共生サイトに認定されることを契機に、これまで以上に地域における理解が広まることなどにより、全域のサイト認定につながることを期待されます。そうした中、エリアの保全に積極的に取り組む地元NPO法人を中心に、ラムサール条約湿地の登録を目指す動きも出てきています。

登録には、国の法律により将来にわたって自然環境の保全が図られることが要件とされるなど高いハードルがあるものの、中津市からは他県の先行事例を深く研究するとの方針が示されているところです。

県としても、市と連携を図りながら、中津干潟が持つ豊かな自然環境が次の世代へと受け継

がれるよう、引き続き保全活動や地域の理解促進等を後押ししていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

認証や登録によって地域の誇りにもなるし、例えば、そこで取れる魚介類は、中津干潟ブランドということにもつながるのではないかと思いますし、今、研究者や大学生も多く来られています。これが認定、登録されれば、観光客が来る可能性もあるのではないかと思います。認証や登録の要素としては十分兼ね備えていると聞いてもいます。そういう中で、是非関係者と連携を図って、県としても支援していただくことをお願いしておきたいと思っておりますし、また、これは要望になるんですが、ここは環境学習の場であったり、それから、中津干潟を守りいかす場であったりということからすれば、資料館的なネイチャーセンターを望む声もあるので、そういうことについても是非検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは次に、外国人との共生についてです。外国人労働者の就業環境についてです。

世界各国で人材不足が進む今、外国人労働者の確保は競争の時代です。外国人労働者に選ばれる国、選ばれる大分県になるためにも、技能実習生が困ったときの相談窓口の強化等が重要であり、今後ますます外国人労働者に寄り添った施策が必要になってくると思っております。

本県では、外国人労働者等就業環境等整備促進補助金による助成を実施しています。また、昨年3月には大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策の改訂版が出されましたが、その中には、優秀な留学生や外国人労働者を本県の企業に引き込むため、インターンシップに関する支援等が盛り込まれています。これらは、どちらかといえば受入側の視点での取組と考えますが、今後は労働者側の視点に立った取組の強化にも期待するところです。それこそが、ビジョン2024で掲げている外国人労働者から選ばれる大分県に向けた外国人労働者が働きやすく、能力がいかせる環境づくりにつながると私は考えています。

そこで、外国人労働者の就業環境の改善にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 あらゆる産業で人手不足が深刻化する中、県内でも外国人材の受入れが進み、大分労働局によると、昨年10月末の外国人労働者数は1万2,176人と過去最高を記録しています。他方、国内外で獲得競争が激化する中、再来年までに開始予定の育成就労制度では転籍制限が緩和されるため、引き続き本県が外国人材に選ばれるための一層の取組が必要と考えています。

県では、外国人材の居住環境などの整備に取り組む中小企業への助成を実施しています。寮の共有スペースの個室化、トイレの洋式化のほか、今年度は技能実習生などのニーズを踏まえ、仕事や生活の移動に便利な電動アシスト自転車購入も支援しています。あわせて、円滑なコミュニケーションを図るため、日本語講習の受講や翻訳機導入の支援など、外国人材の視点に立ったサポートを実施しています。

また、技能実習生を含む外国人住民の困り事に対応する外国人総合相談センターでは、在留資格の変更手続や外国語対応できる医療機関の紹介など様々な相談に対応しています。

今後も、市町村や労働局などの関係機関と課題や優良事例などを随時共有し、多くの外国人材が様々な国から本県に来て、安心して働いてもらうための効果的な取組を進めていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。外国人が働きやすい環境を進めていただいていると思うんですが、先日地元で行われた外国人との交流イベントの中で、たまたま自分の隣に座ったベトナムの技能実習生の方が話していたのが、3年たったら東京か大阪に行くと、なぜならばということですね。中津は暮らしやすいところてだが、やっぱり賃金は東京や大阪の方がいいんだと言いました。やっぱり大都市圏と比べると、地方の都市ですので、賃金はなかなか勝てないかと思うんですね。だからこそ、いかに外

国人の方々にとって働きやすい環境をつくっていくのか、暮らしやすい環境をつくっていくのかということが問われているんだらうと思います。

そういう意味で再質問したいんですが、群馬県では多文化共生・共創社会の実現に向けて、単なる人手不足を解消するための労働力としての外国人材ではなく、彼らを仲間として受け入れ、共に活力をつくり出している事業者を認定する群馬県多文化共創カンパニー認証制度を令和3年6月に創設しています。私は、外国人労働者に選ばれるためには、彼らを仲間として受け入れていく企業が増えることが必要だと思いますが、商工観光労働部長の見解をお聞かせください。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 議員御指摘のとおり、外国人が安心して暮らし、地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現が今後より一層求められると考えています。そのため、外国人材が能力をいかして活躍できる環境づくりを進める企業が地域で増えていくことが非常に重要です。県としても、そうした取組を行う企業のサポートを引き続き市町村などと連携して行っています。

議員御提案の企業認証制度については、まずは今後、導入している県での活用状況や成果について、しっかりと情報収集を行っていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 是非研究していただければと思うんですが、今後の育成就労だとか特定技能の制度の中で、共に働く仲間として、その能力をいかすという立場に立てる企業が増えていってくれたらと思うので、企業の意識改革を図るという意味でも県の後押しを是非よろしくお願いします。

それでは、多文化共生の推進についてということで、来日間もない外国人は日本での生活に慣れておらず、ごみ出しや交通ルールなど基本的なことが理解できていないため、近所の方とトラブルになったという話をよく聞きます。こ

ういった事態を防ぐには、日本での生活文化や習慣、基本的なルールについて伝える場を持つことが大事だと思っています。

そのような中、私が住む地域では、外国人とのイベント交流や暮らしをしていく上での困り事などを聞くための意見交換会などが行われていますが、その中で、外国人との共生を目指すためには、改めてお互いの文化の理解や交流が大切であると気付かされました。また、それぞれの国の出身者が集うコミュニティがあり、その中心的な役割を果たしているリーダーの力を借りることも大事であると認識しました。

ビジョン2024にも示されている外国人との共生を具現化していくためには、こうしたリーダーを集めた日常生活の情報交換や意見交換など、その地域に暮らす外国人と地域住民とのネットワークづくりが必要であると私は考えます。

そこで、外国人のコミュニティリーダーの育成や、地域との連携を含め、多文化共生をどのように推進していくのか、企画振興部長に伺います。

嶋議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 多文化共生についてです。

今後、外国人材へのニーズの高まりや、在留資格制度の見直しにより滞在の長期化や帯同家族の増加も予想されることから、多文化共生の推進はますます重要となると考えています。

次期海外戦略でも引き続き重要な施策と位置付け、外国人総合相談センターによる支援や日本語教育体制の充実などの取組に加え、新たに外国人住民と地域住民のネットワークづくりに取り組んでいくこととしています。

具体的には、外国人に対する地域生活におけるルール・マナー指導や、地域、又は企業の理解促進のための交流などを行う団体を伴走支援し、モデル事例を創出するとともに、これを県内各地域に横展開を図っていきます。

また、御質問の外国人のコミュニティリーダーに関しても、このモデル構築の過程の中で取り組んでいきたいと考えています。

今後とも、外国人から選ばれる多文化共生社

会の実現を目指して取組を積極的に進めていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 ありがとうございます。

多文化共生社会をつくり上げていくためにも、それぞれの国のコミュニティリーダーの存在というのは非常に私は大きいと思うんですね。是非地域住民とのコミュニケーションの橋渡し役であったり、又は災害時の自助、共助の担い手ということに活躍してもらうためにも、コミュニティリーダーの育成、連携を是非よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に行きます。

コンテンツツーリズムについてです。

近年、漫画やアニメなどのキャラクターになり切るコスプレイヤーの撮影スポットとして、中津市山国町の複合施設であるコアやまくにが人気を集めています。モニターやタブレットで御覧になっていただければと思うんですが、コスプレイヤーの写真撮影会を行ったときのものです。残念ながら、自分はこれが何のコスプレかよく分からないんですが、もし御存じの方があれば後で教えていただければと思いますが、いずれにしても、豊かな自然の中にあるコンクリート打ちっ放しの近代的な建物がコスプレイヤーにとって魅力的なようで、特に昨年10月に行われた企業主催のコスプレイベントには、県内外から400名を超える来場者があったそうです。

撮影は、コアやまくにだけでなく、商店街や山国町周辺の観光地においても行われ、今後、町全体がコスプレの聖地となることで、町のPRや交流人口増加、観光振興や地域振興にもつながるのではないかと期待するところです。

本県には、2021年からの3年間で約55億円もの経済効果を生み出している「進撃の巨人」をはじめとしたアニメや映画の聖地が多くあります。そして、宇佐神宮御鎮座1,300年である今年は、宇佐神宮を舞台にしたアニメ作品「こめかみっ！ガールズ」が10月からテレビ番組として放送されることが決まっております、今後ますますアニメ作品を中心とした観光産業

の盛り上がり期待できます。

本県としても、コスプレイヤーへの公共施設の貸出しやコスプレイヤーを対象とした聖地巡礼ツアーの造成など、コンテンツツーリズムの推進に力を入れてはどうかと考えています。

そこで、コンテンツツーリズムによる観光振興にどのように取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 多様なツーリズムによる観光誘客を推進する上で、アニメや映画などのコンテンツは、県内広域周遊を促すきっかけとなる可能性を秘めています。

本県では、大分県ロケツーリズム推進協議会というのがありますが、その会員でもある市町村と連携したロケ誘致を通じ、映画のロケ地やアニメの舞台などに取り上げられ、観光スポットとして紹介された例もあります。

また、最近では「進撃の巨人」の日田市、ハーモニーランドの日出町が民間団体の訪れてみたい日本のアニメ聖地88に選出されるなど注目を集めており、国内外から多くの観光客が訪れているところです。この好機に、アニメなどのキャラクターになり切るコスプレイヤーのニーズを捉えた取組を進めることも、新たな誘客層の創出や観光消費拡大に有意義だと考えています。

実際、県の施設をイベントに利用したいとの問合せをいただいてもいますし、個別にイベントの内容等を確認しながら対応しているところです。

引き続き、温泉や食など従来の観光資源に加えて、本県ゆかりの様々なコンテンツを活用しながら観光振興を図っていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 今や、日本が世界に誇るアニメ文化ということで、市場規模でも3兆円を超えるという話も聞いています。全国各地でコスプレイベントも行われているようですし、県内には聖地も多くあります。是非コンテンツツーリズムによる新たな取組をまた期待したいと思います。

次の質問に移ります。

有機農業の推進についてです。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略の一環として、地域が一体となり、有機農産物を生産・消費させるオーガニックビレッジという事業を進めています。その受皿の一つに、学校給食における有機農産物の活用があります。

県内の学校給食でも地産地消や食育などの取組が進められ、ふるさと給食、地場産給食などの名称で地元産の米や野菜、さらにはジビエや県産魚などを活用した学校給食が広がっています。その一つとして、有機農産物の活用もより積極的に取り組むべきだと考えます。

千葉県いすみ市では、有機農産物を学校給食に導入することで、子どもの完食率の上昇や有機農産物のブランド化、地域のイメージアップが図られるとともに、そうした給食を目的として移住する方もいるなど大きな効果が表れています。県内においても、佐伯市、臼杵市、豊後高田市などで取組が始まっています。

こうした学校給食における活用は一つの例ですが、県内の有機農業には農家の少なさや慣行栽培の農産物との価格差、雑草や病害虫などの防除対策など課題が多く、その解決には、まずもって安定かつ大規模な販路の確保が不可欠であると考えます。そうした販路が確保されれば、提供する年間の有機農産物の量を計算した上で栽培する面積を試算し、計画的な拡大を進めるための支援や有機農産物の購入に対して県が補助するといった有機農業の推進を図ることができるのではないかと考えます。

有機農業の推進は、今後の本県農業の持続可能性を高め、成長産業化を図るためにも不可欠な取組であり、農業政策の重点項目として取り組んでいただきたいと思います。私は考えます。

そこで、学校給食での活用を含めた販路の確保を中心に有機農業をどのように推進していくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 刈野農林水産部長。

刈野農林水産部長 県では、第3次有機農業推進計画に基づき、有機農業者の県域出荷組織を主体とした販路拡大や有機産地づくりを支援し

ています。

販路拡大では、需要が多い首都圏を中心に積極的に販促活動を実施した結果、複数の量販店や大手商社等との取引が始まりました。現在、こうした取引の拡大に向け、必要な新たな出荷者の確保と安定出荷に取り組んでいるところで

す。また、オーガニックビレッジ宣言の3市では、食育や地産地消などの活動とあわせ、学校給食への活用を積極的に行っており、今後さらに使用量を増やす計画です。

このような需要に応えるためには産地づくりも重要であり、中核的な有機農家に対して、省力化機械等の導入を支援し、有機農業者の規模拡大を推進していきます。

また、こうした動きを県下に広げるための研修会なども開催しています。さらに関係機関と連携した病害虫や雑草対策などの技術の共有も大切ですし、あわせて栽培管理技術の優良事例の横展開も進めています。

このような取組を通じて有機産地づくりの機運を高めるとともに、販路確保と生産拡大を進め、有機農業を推進していきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 課題もたくさんあるかと思いますが、是非課題を乗り越えて進めていただけたらなと思うところです。有機農業による地域づくりにもつながってくるのではないかと思います。学校給食がそれを仲立してくれるのではないかと期待しているところです。是非教育委員会と共に連携しながら、積極的に調査研究していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、教育の充実についてです。

夜間中学校の開校準備についてです。

令和6年第3回定例会における我が会派の高橋議員の質問に対し、知事から令和8年4月の開校を目指して準備を進めるとの答弁がありました。その後、設置場所を爽風館高校内とするなどの大分県立夜間中学設置基本方針を昨年11月に策定し、開校に向けての検討が進められていることと思います。

夜間中学の周知、入学時期、学習内容、通学が困難な人に対してのオンライン授業、教員配置についてなど多くの課題も見え、検討が進められていることと思いますが、私は特に一人一人のニーズに沿った柔軟な学習内容を整えていくことが大切だと考えています。

そこで、学習内容の柔軟化を含め、夜間中学の開校に向けた準備にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 夜間中学での学び直しを希望する方々は、年齢や国籍、学習状況、生活経験など多様であることから、学習内容や修業年限等を柔軟に設定し、入学生が満足できる学びを提供したいと考えています。

そのため、開校前に県内7か所で入学者説明会や個別面談を実施し、入学希望者のこれまでの学習状況や、外国人の場合は日本語の習得状況などに応じた複数のコースの設置を検討することとしています。また、本県の夜間中学設置基本方針では、修業年限は原則3年間とし、最長6年間までの在籍を可能としており、一人一人の学びのペースも大切にしていきたいと考えています。

課題としては、入学希望者が県内各地に居住していると考えられることから、通学が困難な方に向けたオンライン講座の開設も視野に入れて準備を進めていきます。

今後、早期に開校支援委員会を設置し、学校の教育目標やコースの在り方、校名、校歌、運営体制等を検討することとしています。

令和8年4月の開校に向け、入学希望者のニーズにきめ細かく柔軟に対応し、安心して学べる環境を提供できるよう着実に準備を進めます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。

近年新設された夜間中学校においては、通い始めたが、複数の退学者を出しているという夜間中学校もあるそうなんです。その理由は何なのかということ。一つだけではないとは思いますが、結局、夜間中学校に生徒が求めているものは、一人一人に応じた学びということ

だろうと思うんです。昼間の中学校の延長線上のものではないんだろうと思うんですね。学びたい、又は学び直したいと願う人に応じる夜間中学を是非目指していただければと思います。

また、私も会派の皆さんと一緒にこの夜間中学については調査研究をしっかりと進めて、また提案ができればと思います。よろしく願います。

それでは、最後の質問です。

学校現場の体制整備についてです。

県教育委員会では、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育むことを基本理念とする新たな大分県長期教育計画やインクルーシブ教育システムの実現を目指す大分県特別支援教育推進プラン2025の策定を予定しています。

そこで、キーワードになるのは、探究的な学び、協働的な学び、そして、一人一人を大切にしたい学びであり、また、そのヒントは夜間中学や定時制・通信制高校、学びの多様化学校などにあると私は考えています。

様々な理由で、学校に行きたくても行けない子どもがいます。子どもの社会的自立を目指すという目的を実現するためには、これまでの当たり前について、学校も教職員も立ち止まって考える必要があり、意識改革を進めていかなければならないのではないかと思います。

また、そのためには学校や教職員の主体性が必要ですが、現実的には個人的に創意工夫したいという気持ちがあっても、時間や余裕を持つことが難しいと思っている教職員が多い状況にあります。だからこそ、学校や教職員の実践の裁量を広げることや、教職員自身も助け合える関係性や安心感が必要であり、教員不足の解消など働き方改革も進めなければなりません。

同時に、指針や方針を示し、指導や支援する立場にある教育委員会も学校や教職員を信頼し、学校の自立性を高めるための権限を学校に与えるなど、変わらなければならないのではないかと思います。

これまで以上に子ども一人一人の違いを認め、児童生徒のニーズやペース、学び方が尊重され

る学校づくりを進めるためには、小学校における教科担任制の推進や、一人の先生が全てをカバーする学級担任制から学年担任制や複数担任制への転換、学びの際の多様な外部人材の活用など、学校の当たり前を見直す改革が必要なのではないかと考えます。

そこで、学校現場の体制整備にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 県教育委員会では、子ども一人一人の状況に応じてきめ細かく指導できるよう、フリースクールとの連携による不登校対策の充実をはじめ、夜間中学の設置など、誰一人取り残されない学びの実現に取り組むこととしています。

また、国が示す正解主義や同調圧力への偏りからの脱却や、デジタルの力でリアルな学びを支えるという考え方も今後ますます重要となります。そのため、議員御指摘のように、これまでの学校の当たり前を見直し、既成概念にとらわれない個別最適な学びを追求していかなければならないと考えています。

こうした意識改革に向け、大学や民間企業での研修を強化するとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、働き方改革にも全力で取り組んでいるところです。

また、多様な人材確保に向け、社会人選考枠の拡大に取り組むほか、来年度、教科担任制拡充のための定数改善を行い、教員が余裕を持って創意工夫できる体制を整備します。

こうした取組に加え、遠隔教育による大分モデルの構築など、従来の手法にとらわれることなく、学校現場の改革に積極的に挑戦していきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村(尚)議員 ありがとうございます。是非学校の体制整備ということについても期待しておきたいと思うんですが、近年、全国的に校則やルールだとか、授業の進め方とかを見直している学校が増えてきています。それは現状を単純に否定するというだけでなく、今まで以上にどのような学校が求められているのか、

どのような授業が望ましいのかということが模索されて、改革を進められていると思っているんですね。

I C T教育だとか、小学生の外国語だとか、又は遠隔授業だとか、部活動の地域移行だとか、こういうことは時代の要請に合ったとても大切な取組だとは思っているんですが、その前に、今、子どもたちが非常に多様化していく中で、その実態からどんな学校が求められているのかと、公立学校の果たす役割とは何なんだと、その中で中心的な課題としての子どもの学びを支えるということはどうしたらいいのかという根本的な議論が私は必要だと思うんですね。

そういう意味で、殊、そういうことを議論して明らかにした上で学校体制整備をつくり上げていくということが大切なのではないかと思います。実際のやり方を変えていくのは、なかなか簡単にはいかないものだと思いますが、こういうことについて教育委員会として是非議論を進めていただきたいと思いますが、教育長に再質問します。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 大変難しい問題だとは思いますが。今、議員おっしゃったように、ただ変えればいいというものではないと思います。これまで培ってきたいろんな教育の流れとか、伝統とかいったものは尊重しつつ、なおかつ、時代の潮流とか社会の変化にいかに対応していくかを考えていくことが大事ではないかと思います。

昨年末に新しい学習指導要領について、中教審に対して諮問されましたが、その中においても、学校の創意工夫を最大限引き出すための柔軟な教育課程の在り方について考えるということをお尋ねしています。そういう意味で、さきほど質問の中で議員が例示された学級担任制の見直しといったものも、こうした流れの延長線上にあるのではないかと。既に他県において導入しているところもあるので、そういう先行事例も研究してみたいと思っています。

学校組織というのは、本当に各教師の裁量が非常に大きくて、それぞれ自分のスタイルを確立して授業を行っている。そういう意味で、

なかなか変化を受け入れることに対する抵抗感もあるかと思いますが、改革の一つの例というか、最たるものが遠隔教育ではないかと思っています。これも、本当に子どもたちに最適な教育を提供するために、フェイス・ツー・フェイスがベストという考え方もあるかと思いますが、そういった先入観にとらわれることなく、先端技術を駆使して最適な教育を提供していきたいということで、これからもチャレンジしていきます。

嶋議長 吉村尚久議員。

吉村（尚）議員 教育長ありがとうございます。

子どもの学びや成長を支えるためにも、教育委員会、そして、学校教職員が一丸となって新たなものにも挑戦していく、創造していくという取組も必要なと思うので、今後とも是非よろしくをお願いします。

ということで、一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

嶋議長 以上で吉村尚久議員の質問及び答弁は終わりました。猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕（拍手）

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。

私は、もっと多くの方に県政、県議会に関心をもっと持っていただきたいと思っています。そこで、分かりやすい言葉、できるだけ平口で、そして率直に議論したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、同和行政などにおける公平、公正な行政についてです。

その一つ目、部落差別解消施策について、知事に伺います。

佐藤知事が大分市長であった2022年7月に大分市が発注したごみ収集運搬業務委託の指名競争入札において、予定価格を業者側に漏らすなどしたとして4人が逮捕され、そのうち3人は市職員であり、全員容疑を認めています。そして、市の人権同和対策担当の職員2人が書類送検されました。落札業者の元役員である容疑者は部落解放同盟大分支部長であり、足立信也大分市長は、団体に対する過度な配慮の延長

線上にあった可能性が高いと思うと述べています。

知事は、当時の市長として職員を守らなければならない立場であったわけですが、どのように受け止めているのでしょうか。不正は聞いたことがないと言われていたのですが、我々日本共産党は、大分市議会でも、この県議会でも、行き過ぎた同和行政の是正を一貫して指摘してきたにもかかわらず、不公正だと思わなかったのでしょうか。本当に聞いていないのでしょうか、知らなかったのでしょうか。

報道によると、部落解放同盟の連合会の委員長は、関係者が市に優遇されるのは10数年以上続いていると聞いたことがあると証言したとのこと。県でも差別事象があった際、団体に相談に行くということがあったと聞いていますが、今もそのような状況があるのでしょうか。このように解放同盟との癒着と言える状況があると我々としては考えています。また、県の人権尊重・部落差別解消推進課などの担当課の名前は全国的にもほとんどないことなど、大分県の部落差別解消に関する施策については、県外の方から驚かれる状況です。

我々は、この事件の教訓を県としていかす必要があると考えます。今こそ、同和運動団体への実質的な補助金、毎年820万8千円を廃止し、担当課の名称から部落差別という言葉削除するなど、特定団体の影響力を排除して、行政が主体性をしっかり持って、職員が安心して仕事ができるようにしなければなりません。それが首長としての責任だと考えます。教訓をいかし、不公正を正すためにどうしていくのか、知事のリーダーシップが求められています。これが大変重要です。

そこで、実質的な補助金の廃止や担当課の名称変更を含め、部落差別解消施策について、公正、公平なものにしていく、知事の決意を伺います。

二つ目、公共工事の入札についてです。

県も談合の恐れとの報道もあります。昨年2月に建設工事で談合の可能性があると京都大学教授らの研究グループから県に指摘があった際

に公共工事の入札について総点検すべきだったと考えますが、今からでも実施すべきです。

そこで、総点検に対する県の見解を含め、公共工事の入札の適正性をどのように担保しているのか、土木建築部長に伺います。

〔猿渡議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの猿渡久子議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 猿渡久子議員の部落差別解消施策についての御質問にお答えします。

行政の基盤は市民・県民からの信頼であると考えています。私からは常々、市にいるときも、県庁に来てからも、職員に対してもコンプライアンスや法令遵守の徹底を伝えてきたところで

こうした中で、大分市で私が市長在任中に公正さが求められる指名競争入札に関する入札妨害疑いという事件の報道がありました。現在、警察、検察によって捜査中です。しっかり捜査していただき、事実関係、真実をきっちりと明らかにしてほしいと願っています。

大分市の職員の逮捕等が報じられていますが、さきほど猿渡議員から4名が認めているという話もありましたが、実際には認否が明らかになっていないと私は考えていますし、また片方で、事件の概要についても報道でもいろんな報道がされていますが、必ずしも、私も分からないなと思うことが多々あります。このような中で、職員を含め、有罪であるかのような前提でのコメントは厳に慎むべきであると考えています。

一方で、事件の真相が不明な中、思い込みとか偏見による臆測が差別の助長や拡大につながるか、私は大変心配しているところです。

部落差別問題は基本的な人権に関わる重要な課題です。県では担当課を設けて、部落差別解消推進法に基づき、必要な施策を実施してきています。

廃止の提案があった事業については、地方公共団体の責務である相談体制の充実、教育、啓発の一部を関係団体に委託して実施しているものです。差別の心配や不安を抱える住民からの

相談等については、地域の実情に詳しい関係団体による対応が効果的であると考えており、差別の解消に必要な事業です。

また、差別事案が起こった場合には、市町村や法務局等の関係機関と連携して事案に応じた適切な対応を行っています。

なお、県では違法・不当な要求などに対しては、行政対象暴力対策要綱等に基づき毅然とした組織対応を行うことにより、職員が一人で抱え込むことがないように対応しています。

今後とも人権を尊重するという基本姿勢に立ち、部落差別の解消に向けて必要な取組を行っていきます。

その他の質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 私からは公共工事の入札についてお答えします。

公共工事の入札においては、価格だけではなく技術力なども評価する総合評価落札方式や電子入札システムの導入など、様々な取組により、公正性・透明性の確保に努めているところです。

また、技術、法律、経済などの分野に精通した外部委員からなる入札監視委員会により、年間を通じて入札契約状況を点検しています。

京都大学教授らの研究グループによる通知については、談合発生のモデルである自治体と本県の入札制度や発注規模などが大きく異なるほか、特定の入札を指摘するものではないため、談合情報として取り扱っていません。

これまでも適正な入札を周知徹底してきたところですが、この機会に建設業協会に対し、再度注意喚起を行ったところです。

今後も適正な入札契約事務に努めながら、公共事業の着実な進捗に取り組んでいきます。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 今の知事の答弁は、首長としての責任を感じないんですね。何か職員個人の問題にしてしまっているような印象を私はどうしても受けるんですね。やはり組織として、大分市として過度な配慮があったということがあってきていると思うんですよ。その辺を日本共産党

は、大分市議会でもずっと指摘してきているし、さきほども言ったように、大分県議会でも指摘してきています。10年以上続いているとも言われている中で起こった問題ですので、知らなかった、聞いていなかったというのは、やはり首長としての資格が問われる問題だと私は思うんですね。

例えば、職員がプライベートで不祥事を起こした場合でも、上司は減給などの責任を取りますよね。そういうふうに責任を問われるわけです。まして、大分市の談合疑惑の問題は、行政としての問題だと思いますので、当時の市長としての責任を重く考えなければならない。そして、大分市はこれを正そうとしていると思うんですね。ですから、今こそ、これを教訓として不正を正していくということに知事として決意を持って、腹を決めてしっかり取り組んでいただくことが大事だと。首長がそこをしっかりと決意して取り組んでいただかなければ正すことができないと思っています。

条例の名前にも、3年前に部落差別という言葉を加えています。条例の随所に部落差別の文言がちりばめられています。そういう条例改正も今後必要になってくると考えていますし、この条例名、また課の名称ですが、これが他のいろんな差別、障がい者や性的少数者や、いろんな差別も取り扱う、正していく担当課にとって平等ではないと思うんです。そういう課の名称や条例も正していかなければならない。

1970年代、大阪や兵庫や広島、大阪で部落解放同盟の暴力的な差別糾弾が吹き荒れて、学校長などの自殺者が続出したということもありました。過去にそういうことがあって、そういう乱脈、不公正な同和行政を苦勞しながら正してきたという歴史が各地にあるわけです。差別も暴力も不正も許さないと、こういう取組を住民の皆さんと一緒に進めて、明るい地域をつくってきた事例も各地にあります。そういう事例に学ぶべきだと思うんですね。

もう一度言いますが、部落差別解消に取り組む、また公正な行政を進めていくにあたって、部落解放同盟との癒着の構造をなくして、特定

団体の影響力を排除して、職員が安心して仕事ができるような環境をつくっていかなければならない。そのために、知事が毅然とした態度で臨まなければならないと思います。知事としての決意を是非述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 答弁したとおりになんですが、一つ目は現在捜査中です。事実関係については、警察、検察がしっかり事実を明らかにしてもらえるとしますので、それまでの間、予断を持った様々な議論というのは、場合によっては人権に関わる重要な差別にあたる可能性があると思いますので、まず捜査の結果をしっかりと見届けたいと思います。

事件の真相が不明な中で、思い込みや偏見による臆測が差別の助長につながるのか、拡大につながるのかということをおは大変心配しているところです。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 この事件の中身うんぬんを言っているのではなくて、逮捕されたということがあるわけですから、これを機会に、大分県として今後どう正していくのかと、公正な行政に正していかなければならないと。名前を冠にしていること自体が不公平だと私は思っていますので、それをずっと正すことを求めてきました。その点是非改善していくべきだと。

そして、公共工事の入札についても、総点検すると言わなかったんですね。是非総点検して明らかに、問題ないならないということをはっきりさせないといけないと思いますので、その点、重ねて求めて、次の質問に移ります。

二つ目、四国と大分を結ぶ豊予海峡ルート構想についてです。

愛媛県の佐田岬と佐賀関を橋やトンネルでつなごうという豊予海峡ルート構想について論じたいと思います。私は、四国への橋もトンネルもいらないと言いたいと思うんです。

佐藤知事の肝煎りで県庁内にプロジェクトチームをつくり、機運醸成のために今年度だけで1,800万円、そのうち1月15日のシンポ

ジウムだけで300万円支出しています。

今年度まで豊予海峡ルートや東九州新幹線などの広域交通ネットワークについての機運醸成にどれだけの予算を費やしてきたのか、来年度はどのくらいか、完成までに一体何兆円かかるか、見込んでいるのか、期間は何年ぐらいかかるのか、完成後の維持管理にはどの程度の税金が必要なのかなど、疑問は尽きません。

急激な物価高の対応など、県民が求めているにもかかわらず、予算がないため実施できていないことが山積みです。水害が心配だ、川の草刈りを何年経っても実施してもらえないという声も多いんですが、基本的に川の草刈りはボランティアでお願いしている状況です。陥没事故が相次いで、インフラ整備も重要、県民の暮らしをもっとしっかり応援すること、身近な公共交通や負担軽減など、県民の要望を優先すべきだと考えています。

建設すれば、借金を増やして、維持管理や補修も必要で、将来世代の負担になると思うんです。南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に80%程度という中で、工事中も、また完成後も安全面が危惧されます。豊後水道の水産資源も心配です。お金も時間も労力もかかり過ぎる豊予海峡ルートは断念すべきだと私は考えています。

県議会でも財政状況を心配する発言が多い状況です。県民が余り望んでいないことに税金と労力をかけて機運を盛り上げようなどナンセンスだと私は思います。税金も時間も県職員の皆さんの労力ももったいないと思っているんです。切実な要望に応える仕事にこそ、税金や時間や労力をしっかり使うべきだと考えています。

そこで、佐藤知事就任以降に豊予海峡ルート構想の機運醸成に費やした予算の総額、また、完成までの経費や期間、完成後の維持管理に要する経費の見込みについてお示しいたきたいと思えます。その上で、豊予海峡ルート構想を断念するお考えはないのか、知事に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 豊予海峡ルートの構想についてですが、豊予海峡ルート等の広域交通ネットワーク

は、人や物の流れをつくり、産業を呼び込み、地方創生の基盤になると考えています。

そこで、県では、昨年度、地域経済や交通政策等の有識者で構成します研究会を立ち上げて多方面から議論をいただき、様々な面から効果があるとの報告を受けました。

具体的には、豊予海峡が高規格道路や新幹線でつながると、東京、名古屋、大阪等の巨大経済圏と短時間で結ばれ、商圏の拡大や物流の効率化が図られるため、県内の中小企業等にもビジネスチャンスが生まれます。また、九州、四国、中国、関西の交流が促進され、観光需要の拡大も見込まれます。さらに、災害時のリダンダンシーも確保され、関門海峡ルートが使用できない場合にも、四国を経由して人や物資を迅速に運ぶことができます。

こうした効果は、県政の課題である中小企業対策や観光振興、防災・減災等の解決に資するため、知事就任以降、豊予海峡ルートや東九州新幹線など広域交通の推進予算を拡充し、2年間の総額は約3千万円となっています。この予算は、整備効果等をまとめたリーフレットの作成や関係県・団体と連携したシンポジウムの開催など、県民の理解促進や機運醸成のほか、地質や断層の文献調査等、活断層の点が心配だという御意見もいただいていますので、昔の調査報告書を鉄道建設・運輸施設整備支援機構から借りてきて、それを地質調査所、今の産業技術総合研究所に委託して、地質や断層の文献調査等を行った費用に充てているものです。

議員から御指摘があった整備費用や期間等については、国などに対して説得力のある要望を行うために必要であることから、来年度も引き続き技術的課題の調査などを実施することとしており、予算に組み込ませています。

なお、国等において具体的な検討がされる段階においては、そこまで行くのが大変なんです。その段階においては、地方にも一定の財政負担が生じることが想定されますが、本事業は国全体の発展のために、また災害に強い国土形成のために国家プロジェクトとして取り組むべきものですので、地方の負担ができるだけ軽減

されるように国に働きかけていきたいと考えています。

引き続き、九州だけではなくて四国・中国・関西の各県・団体等とも連携して、豊予海峡ルートをはじめとした広域交通ネットワークの推進、整備に取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 要するに今の段階でいくらかかるか、何年かかるか分からないわけですよね。私たちも国会内に出かけていき、国交省とも協議しましたが、国との温度差が非常に大きいんですよね。それは知事も感じていると思うんです。

時代の変化も非常にスピードアップしていますので、今からいろんな技術、例えば次世代空モビリティとか、いろんなものが発達していくと思うんです。そういう中、また人口減少の中で、率直に言って私は無理だと思っているんですね。

財政の面でも、令和11年度には財政調整用基金残高が247億円まで減るという見通しもこの議会で示されました。県民は、さきほどから出ていますように、物価高で本当に大変で、どこのガソリンスタンドが安いとか、野菜はカット野菜でいいよねとか、そういう状況で本当に日々苦勞しているわけですよね。そういう県民の暮らしにしわ寄せが行くと思うんです。借金を増やすことにもなると思うんです。しわ寄せがいかない借金を増やさないと言えるでしょうか。知事にお答えいただきたいと思います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 緊急の対策は補正も含め御提案しております。補正予算は先日、議決いただきましたが、引き続き令和7年度予算の中にも、まず県民生活の安定のための予算を提案しています。

あわせて将来の大分の発展のために、また将来の子どもたちのために必要なことを考えています。

私が出張したときに二十歳の学生たち——東京に進学した学生たちと話をしたんですが、自分たちが後期高齢者になるまでには豊予海峡ルートをはじめとした広域交通ネットワークを是非整備してもらいたいと言っていました。彼

らにしてみると、50年後でも自分たちの使える範囲なんですね。そういう取組を行うことは今後の大分の発展のためには是非必要だと考えています。

また、猿渡議員言われた取組も大変重要ですので、それについても予算提案しています。

豊予海峡ルートをはじめとした広域交通ネットワークの推進、整備の取組については、学生たちみんなから大変期待していますという声もいただきましたが、いろんな地域で意見交換を行う中で、若い人ほど将来の発展のためにも必要と期待を寄せる声をいただいています。

このような取組は、言うのをやめると未来永劫できません。そこで、やはり今後も取組を続けていきたいと考えている次第です。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 もう50年後は大きく時代が変わっていると思います。大型公共工事に税金をつぎ込む余裕はないと私は考えますので、豊予海峡ルート構想を中止すべきだと強調して、3点目の質問に移ります。

日出生台演習場での演習についてです。

日出生台演習場で通算16回目の米海兵隊による実弾射撃訓練が強行されました。今年に入って日英共同訓練が初めて実施され、米軍訓練は過去最大規模での実施となり、地元からは、日出生台はいつからやりたい放題の場にされてしまったのかと。4者協が求め続けてきた将来的な米軍訓練の縮小・廃止から見て真逆の方向ではないかと怒りの声が上がっています。

2020年の訓練では、米軍は日出生台演習場の米軍使用に関する協定を踏みにじって、午後8時以降の砲撃を5日間にわたって強行しました。県も強く抗議して、今回は午後8時までには終了したものの、砲撃音は703発確認され、訓練規模は人員約430名、車両約110両、最大でも300名強、車両約60台とされている協定の上限を大きく超えた規模です。際限なく拡大されてしまうのではないかと不安の声が上がっており、容認できません。

そこで、1日出生台での米海兵隊の射撃訓練の中止、2県・関係市町と九州防衛局が締結し

た協定・確認書の遵守、3米海兵隊員は演習場の外へ出ないこと、4情報の提供は丁寧に速やかに行うこと、5外国軍との共同演習を恒常化しないこと、この5点について国に強く求め、徹底するべきと考えますが、県の見解を防災局長に伺います。あわせて、日出生台演習場の米軍使用に関する協定が適用される訓練において、前回まで協定範囲を超えた人員や車両で実施したことがあるのかについても答弁をお願いします。

嶋議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 日出生台演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に対する本県の基本的な姿勢は、将来にわたる縮小・廃止です。今後とも粘り強く国に求めていきます。

国の訓練でも日程が明らかになった段階で、九州防衛局長に対し、協定等の遵守、射撃時間・滞在時間の短縮、早期かつ適切な情報開示、安全管理の徹底、米軍外出時の対応などについて強く要請したところです。

また、他国軍との訓練が日出生台演習場に集中し、地元の負担が大きくなるよう、訓練計画を調整するよう申し入れたところでもあります。

次に、訓練規模に関する御質問もありました。これまで米軍実弾射撃訓練において、人員・車両とも協定範囲を超えて実施されたことはないと認識しています。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 車両や人員、今回、協定の範囲を非常に大きく超えた、これは初めてこの協定の範囲を超えたということで、拡大している、それも大きく拡大しているということで、縮小・廃止を求めていく方向と逆の方向に向かっているわけです。住民の皆さん、少なくとも訓練が始まった当初ぐらいの情報は提供すべきだと、また協定の範囲内の規模にせめてしてもらいたんだ、今後、日豪など共同訓練なども実施する可能性があるのではないかと、これはやめてほしいんだという声が大きく上がっています。

今年、703発確認されたわけですが、それも住民の皆さんが寒い中で毎日朝から晩まで一

生懸命監視して、チェックして数えた数字で703発ということが分かったわけですよ。そういう情報も、住民の皆さんの監視活動がなければ分からないという状況なんですよ。

ですから、この住民の皆さんの切実な声に応えるために、せめてここまではという思いが強くなりますので、その点、再度答弁いただけますでしょうか。

嶋議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 私ども要請に参ったときにも、過去最大の規模の訓練となりましたので、改めて本県のスタンスをお伝えしました。本県のスタンスは、将来にわたっての縮小・廃止です。

ただ、昨今の国際情勢等を勘案し、訓練の規模が決定されたとは思われますが、九州防衛局の説明では、部隊の構成は明らかにできないが、人員・車両には、いわゆる兵站支援部隊が含まれており、日米の合意、それから協定の対象とする射撃部隊の数としては、間違いなく日米合意の範囲内であることを確認したという御説明を受けています。私どもとしては、これを受け止めて、協定若しくは日米合意の範囲内と捉えています。

私どもも訓練中は正門の前に現地事務所を構えて、職員が常に常駐しています。そのような中で、砲弾の数とか音等もしっかり認識した上で、地元の住民に寄り添った対応をしているつもりです。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 大分県としても、8時以降の訓練に強く抗議してきたことがあって、今回8時までに終了したということもあると思うんですね。ですから、今後とも一緒になってしっかり声を上げていきたいと思えます。

今、国の流れが、日米首脳会談で石破首相はガザの住民の強制移住やパリ協定からの離脱など、国際秩序を踏みにじるトランプ大統領の言動に何の批判もできなかったんですね。トランプ大統領におもねる態度だったと思います。日米同盟の抑止力、対処力のさらなる強化ということで合意し、2027年以降も大軍拡を続けるということを誓約して帰ってきました。アメ

リカは日本の軍事費をGDP比3%にと要求してきました。

こういう中で、国言いなりでは県民は守れないと私は思っています。一緒になって声を上げていくことを今後とも求め、4点目の質問に移ります。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくりについてです。

大分県では2016年に障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例を制定、施行しました。別府市は、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例を2013年に制定、翌年施行しています。

私は、この1月にDPI2025タウンミーティングinおおいた障害者権利条約について改めて勉強しました。

障害者権利条約は、障がい者はあくまで同じ人格を有する人間で、たまたま障がいがあるという考え方に立ち、障がい者への差別をなくし尊厳を保障するための国際的な基準です。

2022年の障害者権利条約に対する国連からの総括所見では、日本政府に対し90以上の項目で勧告があり、その一つとして、障がい者に関する法や施策が父権主義的アプローチ、父親の権限という漢字を書きます父権主義的アプローチであることを批判し、人権モデルに変えるようにと勧告しています。父権主義的アプローチとは、強い立場にある者が弱い立場にある者の利益になるように本人の意思に反して行動に介入・干渉することだということです。医学モデルから社会モデルへということが言われてきました。

この議場のバリアフリー化が進み、この質問席も、ちょっと動かしてみますが、このように高さが変わるようになり、車椅子の議員にも座ったままで質問できるようにバリアフリー化が進んだわけです。これは社会モデルのいい事例だなと思います。

この人権モデルとは社会モデルをさらに補強する概念で、尊厳、人権、自由を障がい者もひとしく持つとし、障がいは人間の多様性の一部だという考え方だということを私はこの際学び

ました。

私は、これを勉強して朝ドラ「虎に翼」を思い出したんですが、戦前戦中などは女性や子ども、障がい者は無能力者だという見方や位置付けをされていたと思いますが、障がい者の権利や平等、社会参加は今でも女性や同和問題のそれ以上に遅れていると思っています。医学モデルを基準にすると、福祉や医療の制度の谷間ができてしまう。人権モデルに立った施策の大切さを感じているところです。今回はこうした観点で質問します。

その一つ目、公共交通サービスのバリアフリー化についてです。

前進面として、障がい者の意見を反映して、ホーバーやターミナルなどのバリアフリー化が大きく進んでいます。また、別府港のさんふらわあのターミナルには、気持ちを落ち着かせるクールダウン室や補助犬用のトイレなどもあり、とても先進的だと思います。

一方で、困っていること、改善を求める意見もいくつかお聞きしています。

まず、ユニバーサルタクシーについて、車椅子での乗車を断られる。ドライバーがどうやって乗せたらよいか分からないとか時間がかかるなどの状況があるとのこと。東京や大阪などでは研修を義務化している会社もあるそうです。本県でのタクシードライバーの研修はどうなっているのでしょうか。研修を充実すべきではないかと考えます。

次に、JRのソニックについてです。これは長年の問題です。

車椅子スペースはあるんですが、一つ椅子をのけた状態で、これでは機能していないんですね。車椅子で乗ると通路が狭くなってしまって、お客さんが乗ってきたときに通りづらくなる、大型の電動車椅子では通路を完全に塞いでしまうために結局デッキですっと過ぎさなければならなくなってしまって、ドアが空いたり閉まったりするために寒いし、暑いし、揺れるし、トイレの近くで臭いし、付添いの人は立ちっ放しになってしまって最悪だという声です。長年声を上げていますが、進んでいない。座席をもう

一つ外すことがもし難しいのであれば、バスなどは折り畳み式の座席になっていて、座席を畳んで車椅子スペースをつくれるようになっていきますよね。そういうことはできないのかと思うんです。県としても、こうした取組を後押ししてもらいたい。これは行政が後押ししないと進まないという声が上がっています。これらの課題にどのように取り組んでいるのか、交通政策局長に伺います。

二つ目、障がい者の生活支援についてです。

まず、障がい者の保護者などが新型コロナやインフルエンザなどの感染症に感染してしまった場合など、買物や食事の準備や障がい者のお世話ができなくなり、生活が立ち行かなくなってしまう。せめてお弁当を届けて食べてもらうなど、そういうサポートするシステムが必要ではないかという声をいただいています。

また、精神障がいを持つ方や障がい者の家族などが相談できる窓口、話を聞いてもらえる、しっかり話を聞いてもらえる環境を充実させるべきではないかと。いのちの電話への公的支援が必要ではないかなどの声をいただいています。あわせて県の見解を求めます。

最後に、雇用の問題です。

障がいのある人の雇用の場を確保するために、日々の業務に追われる中小企業の経営者等に対して、障がいのある人をどのように雇用していけばいいのかなどを県からしっかり伝えていく努力が重要だと考えます。

また、県の条例では、障がいのある人について、障害者手帳の保有の有無を基準としていません。手帳は持っていないし、難病でもないが、病弱でフルタイムでの仕事は難しいという方からの声をいただいて、こういう制度の谷間にある人にも無理のない働き方ができるような支援体制や、そういう場の周知が必要ではないかと考えています。

そこで、障害者手帳の保有の有無にかかわらず、障がいのある人、病気がちの人などの雇用に対する企業の理解促進にどのように取り組んでいくのか、そのサポートを含め、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 私から公共交通サービスにおけるバリアフリー化についてお答えします。

まず、タクシードライバーに対する車椅子研修の状況ですが、県のタクシー協会によると、研修会を毎年開催しており、研修を始めた平成24年度以降、延べ1千人程度が受講したと聞いています。

ただ、何分タクシー運転者の高齢化がかなり進んでいますし、あるいはタクシー車両の制約などの要因により、車椅子の方に実際に御不便をおかけしている事案が生じていることも承知しています。

今後、障がい者団体の御協力も仰ぎながら、こういった研修の充実を図るように、より障がい者の声に寄り添った研修となるように、タクシー協会などに県としても働きかけていきます。

また、JRの特急ソニックについては、車椅子専用の指定席が2席常備されています。御紹介があったとおりでと思います。それで、駅の窓口とか電話で席の申込みや乗り降りサポートの予約が可能であることをより一層周知を図るよう、JR九州に対して働きかけていきます。

県としても、引き続き、御指摘のあったような事業者の取組強化を促すということで、県としても働きかけを行っていく等々、誰もが安心・安全に利用できる公共交通サービスの実現に努めていきます。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 続いて、私から2点です。

まず、障がい者の生活支援についてですが、先のコロナ禍においては、令和3年4月からの第4波以降、保健所が障がいのある人にかかわらず、自宅療養者の要望に沿って食料支援を随時行ってきました。

現在、改定中の大分県新型インフルエンザ等対策行動計画、これはコロナに限らず、これから感染症が広がったときのための行動計画、現在策定中で新年度に完成したいと思っておりますが、この中で、コロナ禍と同様の食料支援に加え、必要に応じた生活支援もその中に盛り込もうと想定しているところです。

また、県の障がい者差別解消・権利擁護推進センターでは、年間1,500件を超える相談に丁寧に対応しており、困難事案については、担当部署が連携しながらその解決にあたっています。

加えて、市町村の中核的な相談機能を担う基幹相談支援センターについて、全市町村での設置を目指しており、県としても、早期の各地域での体制整備を後押ししていきます。

なお、大分ののちの電話については、24時間365日相談に対応いただくボランティアの養成支援とか、自殺対策の講演会の開催委託などを行っているほか、手狭であった前の事務所から現在の少し広い事務所への移転の際には施設整備を全面支援したところです。

引き続き、関係機関と連携して障がいのある方々の生活上の困り事を伺いながら、適宜支援していきます。

次に、障がいのある人の雇用に対する企業の理解促進についてです。

県では、障がい者雇用を促進するため、労働局と連携しながら取組を進めています。

大分市東春日町の県難病相談・支援センターなどでは、難病をはじめとした障害者手帳のない方々等に対してハローワークの専門職員による就職相談会を毎月開催しています。

あわせて、フルタイムでの就業が難しい求職者の体調や特性に応じた就職先を適宜あっせんしており、昨年度は障がいのある方、約1,300名を就職に結び付けるとともに、事業者の理解を得ながら、職場定着もきめ細かく支援しています。

また、県内6か所の障害者就業・生活支援センターにおいても、昨年度は手帳のない方に約2,700件の相談支援を実施したほか、雇用アドバイザーがハローワークと連携して、県内企業を精力的に訪問し、働きやすい職場環境や支援体制づくりを呼びかけています。

さらに、県の情報誌「ともに働く」というのがありますが、こういった情報誌や啓発動画を活用して、極力多くの企業に障がい者雇用の具体例を紹介し、障がい者の権利擁護や合理的配

慮の周知にも力を入れているところです。

引き続き、条例にのっとり、手帳の有無にかかわらず、障がい者雇用への理解促進に努めていきます。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 タクシーの研修、本当に実効性があるものかどうか、実際に乗る回数が少なかったりすると、なかなか徹底できていない面もあるかと思うんです。だから、充実していただきたいのと、ソニックは、席はあるが狭過ぎる、だから、実際問題役に立っていないと、これを解決しないといけないということですので、JRに働きかけるとか、今後は是非早期の解決に向けて県としても動いていただきたいんですが、その点、動いていただけるかどうかもう一回答弁いただきたい。

障がい者の生活支援、コロナのときなんかはそういう体制があったが、今インフルエンザになったりすると、なかなかそういう体制がなかったりするわけです。だから、気軽に相談できて、柔軟に対応できるようなものが必要だと思うんですね。難病でもない、障害者手帳も持っていない方が、市役所の障害福祉課に相談もした、社協にも相談したが、あなたは対象ではないと言われたということがありますので、ですから、そういう谷間ができないような、かゆいところに手が届くような柔軟な対応が必要だと思うんですね。

雇用の問題でももう一度、どこにどう相談したらいいかということを含めてお願いします。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 まず、タクシーの件ですが、今、タクシーで実際に研修を行っている内容というのが、実際にタクシーの車両を使ってスロープを設置したり、あるいは車椅子を車内に固定したりといった実技も含めて研修していただいています。

ただ、聞いてみると、過去に障がい者団体と一緒にやった実績がないそうで、そういったところからもよりきめ細かく、そういった団体の方からの声を直接聞きながら研修するというのが非常に充実につながっていくと思いますので、

そういったところを働きかけていきたいと考えています。

また、JR九州の特急ソニックに関しては、我々が承知しているのは、今2席あると、1日36便ですので、1日当たり72席が車椅子専用席として確保されていると。ただ、聞いたところによると、実際使われているのが1日平均大体2、3席だそうです。なので、数としては足りているとは思いますが、ただ、言われるように、それがあると分かっているが、そこが使えないのでデッキに行っているということであれば、それは恐らく事業者側と障がい者側の方で認識というか、ニーズのずれがあるのかもしれないので、そこを埋めるべく努力するのは大事だと思いますので、県もJR九州、あるいは障がい者団体と一緒に勉強していきたいと考えています。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 私の方からは相談先、その他という御質問です。

障害者手帳の有無というところから言うと、私、実は県に入って最初の職場は障害福祉課でしたので、採用当時から、上司からは障害者手帳のあるなしだけが障がい者ではないんだということは常々若い頃から言われていましたので、今でも私自身はそういう考え方で施策を考えています。

ちょうど平成27年の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例制定に携わりましたが、この中でも、手帳のある人もない人も心豊かに暮らせるということで定めたものです。

障がい者雇用率というときに、たまたま障害者手帳を持っている方が一定規模の企業に就職している、働いている雇用率というのがあり、それが全国比較しやすく分かりやすいだろうということで、雇用率日本一ということを数年来目標に掲げていましたが、ビジョン2024の中では、障がい者活躍ということに置き換えたところですので、その手帳のあるなしというところは、今後境目を持たずにしっかりと進めていきたいなと私自身思っています。

ただし、各市町村の窓口、障害何とか課というところの対応が私の考えとまだずれがあつて、ちょっとそれはうちではないということがあつたというお話でしたので、再度各市町村に呼びかけ、市民、町民であることは間違いないわけですから、そういった方の相談を受けて、そして自分たちの組織の中で、必要な対応している窓口につなぐ中で、たらい回しがしないことをしっかり担保できるようにやっていきたいなと思っています。

障がい者の相談を受けていますセンターにおいては、一々障害者手帳を持っていますかとか、持っていませんよというのは関係なしに、全て年間1,500件の相談に応じていますので、我々の県の窓口等については、あるなしのところを分け隔てなく対応していると私自身は考えています。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 お願いします。時間の関係で次に移ります。

温泉資源の保護についてです。

県のおおいた温泉基本計画は、基本目標に有限な温泉資源を保護し、持続可能でかつ安全・安心な温泉利用を促進することで、おんせん県おおいたの基盤を支えるを掲げています。別府市の温泉マネジメント計画でも、日本一の温泉資源と文化を守り、育て、次代に引き継ぐを基本理念としています。

大分県は、おんせん県おおいたとして温泉資源を末永く守りいかしていくことは大変重要な課題です。そのためにこれまでいろいろと努力してこられたと思います。特別保護地域を追加するなど努力されていますが、今後に向けて、提案も交えて質問します。

まず、今後の新規掘削や代替掘削の条件として、定期的に湧出量や温度などの利用状況を県に報告することを義務付けてはどうかと考えます。企業にとっても信用を得ることにつながりますし、県が泉源の利用状況を把握することで、利用の少ない、あるいはない泉源など市町村にとっても貴重な情報が得られると思います。

また、温泉は有限だという意識、みんなで将

来にわたって大事に使っていかうという意識を住民に広めることが温泉を守っていくために大変大事であると専門家からも指摘されています。私は、温泉資源の重要性の県民への啓発に一層力を入れるべきだと考えています。

そこで、新規掘削や代替掘削の条件としての県への利用状況の報告義務化や県民への啓発を含め、温泉資源の保護にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 温泉資源の保護には、温度や湧出量の測定データなど科学的根拠に基づく適正な利用を推進することが重要となります。

県では、別府市において温泉資源量調査を平成30年度から令和2年度にかけて実施しました。この結果に基づき、専門家の意見なども踏まえ、新規掘削を認めない特別保護地域を2か所追加指定したところです。

大分市など非火山性温泉がある地域においても、今年度から3か年計画で同様の調査を行っており、結果に応じて必要な対策を行うこととしています。

また、本県の貴重な資源である温泉の持続可能な利用に向けて、事業者との意見交換を進めるとともに、来年度、新たに作成する県民向けパンフレットなどを通じて、温泉資源の現状や保護の意義等の周知に努めていきます。

なお、議員御提案の利用状況の報告を義務化することについては、湧出量や温度等のデータを測定する際の手法の統一や泉源の利用、また未利用の定義付けなど課題が多く、実施は困難だと考えます。

今後も県内各地の温泉が将来にわたって利用されていくよう、地域の特性に応じた温泉資源の保護と適正な利用の推進に取り組んでいきます。

嶋議長 猿渡久子議員。

猿渡議員 報告の義務化は難しいということなのですが、何らかの形で把握していくことが必要だと思っています。そういう情報は市町村にとっても活用していくのに大変ありがたいということですので、是非考えていただきたいと思

います。

おんせん県おおいたをPRすると同時に、大事に使って、大事に守っていかうという啓発が必要なんではないかと思うんですね。例えば、みんなで守ろう、未来につなごうおんせん県おおいたみたいな、何かそういうキャッチフレーズを募集するとかして、みんなで考えて、啓発につなげていくということをしてはどうかと思います。

観光やまちづくりに取り組む方から、別府駅に大分県全体の観光ブースを設けて、県南も含めた広域観光に力を入れてはどうかとか、文化を継承する取組、継続的に……

嶋議長 質問時間を超過しましたので、簡潔にお願いします。

猿渡議員 支援いただきたいという御意見をいただいていますので、こういう取組にも今後力を入れていただきますよう要望して質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で猿渡久子議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時56分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第8号）

令和7年3月11日（火曜日）

議事日程第8号

令和7年3月11日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

第2 特別委員会設置の件

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

日程第2 特別委員会設置の件

出席議員 41名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 井上 明夫 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 榊田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 大友 栄二 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 原田 孝司 |
| 玉田 輝義 | 澤田 友広 |
| 吉村 哲彦 | 戸高 賢史 |
| 猿渡 久子 | 堤 栄三 |
| 末宗 秀雄 | 佐藤 之則 |
| 三浦 由紀 | |

欠席議員 2名

後藤慎太郎 守永 信幸

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 渊野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局长 | 馬場真由美 |
| 交通政策局长 | 嶋川 智尉 |
| 防災局长 | 首藤 圭 |
| 観光局长 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 倉原 浩一 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

嶋議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日は、東日本大震災から14年となりますことから、日程に入るに先立ち、ここに改めて、震災により犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。黙祷。

[黙祷]

嶋議長 黙祷を終わります。

御着席願います。

諸般の報告

嶋議長 次に、諸般の報告をします。

まず、第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、第20号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

以上、報告を終わります。

→…←

嶋議長 本日の議事は、議事日程第8号により行います。

→…←

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

嶋議長 日程第1、第1号議案から第14号議案まで、第16号議案から第41号議案まで及び第1号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。穴見憲昭議員。

〔穴見議員登壇〕（拍手）

穴見議員 おはようございます。4番、自由民主党の穴見憲昭です。今回、質問の機会をいただいた先輩、同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

一般質問も最終日となりました。図らずしてではあるんですが、今日は大分市に関する話題が多そうな1日になりそうです。その第一陣として頑張っていきたいと思います。

まず、企業誘致について質問します。

県政の推進にあたって、一番の目指すところは県民の心と暮らしが豊かになる県づくりであると私は考えます。そして、その前提となるのは豊かな経済です。そうした観点でこれまでの県政の歴史を振り返ってみると、新産都構想を皮切りに、県北地域への自動車関連産業の集積や県中部、西部における大手精密機器メーカーの誘致など、企業誘致に積極的に取り組んできた結果、一人当たりの県民所得は九州でも上位を維持しているなど、県民の稼ぐ力をしっかりと確保してきました。

他方、昨今では九州における企業誘致の話題

は熊本県のTSMC一色という感が否めません。もちろん、TSMCの誘致により半導体関連産業を中心として九州全体の活力が高まっていくことは喜ばしいことですが、本県としては、その効果を最大限に取り込んでいくことはもとより、さらなる大規模誘致に向けて積極的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

その取組に向けて、これまでの歩みを振り返ってみると、新産都構想においては、約千ヘクタールという広大な工業用地を造成したことで世界的な製鉄メーカーを誘致することに成功し、現在に至るまで本県の雇用や所得の屋台骨とも言える存在となっています。また、県北地域の自動車関連産業、あるいは県中部や西部への誘致においても、特に用地造成などの基盤整備について、県が中心的な役割を果たしてきました。

翻って足下の状況を見てみると、今議会には流通業務団地に係る特別会計を廃止する議案が上程されています。同団地の全ての分譲地が売却できたことがその理由であり、その面では喜ばしいことですが、一方で、現在の本県には大規模な企業誘致案件に対応できる用地がないということの表れではないかと思えます。

社会経済情勢の変化により、かつてと全く同じ取組をすることは困難かもしれませんが、過去から学び、変化に対応して新しい取組を構築していくことは、他の分野と同様に企業誘致でも重要です。知事は就任以降、企業誘致の分野でも意欲的な施策を打ち出しており、特に用地や水という課題について、喫緊の取組が必要であると考えられていると感じています。来年度当初予算案においても関連した事業が盛り込まれているようですが、今後の取組に期待しているところです。

こうしたことを踏まえ、企業誘致にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

以降、対面席にて質問します。

〔穴見議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの穴見憲昭議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。穴見憲昭議員

の企業誘致についての御質問にお答えします。

企業誘致は、本県経済の基盤を拡大し、地域の新たな雇用と活力を創造するものであり、未来創造の県づくりにとって最も重要な施策の一つです。今後も積極的な企業誘致の取組を継続していくには、産業用地や工業用水の確保等、受入環境整備が喫緊の課題となっています。

産業用地については、今年度、県内83か所、1,102ヘクタールの候補地を市町村が選定し、このうち大規模候補地は、インフラ状況や開発コスト等を県が一括して調査中です。それ以外の候補地でも、日田市や日出町で詳細な用地調査や進入路等の整備が進んでいるところで

す。また、用地開発を加速する上で、開発を行う際に農地法等の規制が緩和される地域未来投資促進法における重点促進区域の設定も有効です。中津市と日田市が既に設定したほか、他自治体でも検討が進んでいます。加えて、来年度には民間開発事業者と連携した用地開発にも取り組んでいきます。

工業用水については、これまで実施した河川取水や公共下水の再資源化等の調査結果を踏まえ、多様な企業ニーズに対応できるよう、関係自治体や企業局とあらゆる可能性について協議を進めています。

なお、中津市や豊後大野市では地下水調査が実施されるなど、工業用水確保の取組が進んでいるところです。

引き続き、市町村が行う用地や用水の開発等の費用を、県が3年間限定で補助率や上限額を引き上げて集中的に支援し、整備を加速していきます。

また、他県との誘致競争が激しさを増す中、本県への投資を呼び込むには、企業誘致に向けた積極的な情報発信も重要です。企業進出における本県の魅力等をPRするため、昨年8月には台湾で、先月は東京都で初めて企業誘致セミナーを開催しました。いずれのセミナーでも参加企業から進出に関する問合せを受けるなど、手応えを感じているところです。

また、来週19日には台湾の経団連にあたる

三三企業交流会に私も招かれており、本県が九州2位の産業県であることや立地の魅力、また誘致支援策などについて発信、説明していきたいと考えています。来年度もさらなる企業誘致を促進するため、東京や台湾での企業誘致セミナーを計画しています。

こうした取組に加えて、中九州横断道路の整備など広域交通ネットワークの構築や、産業人材の育成等、必要な環境整備も進めていきます。

引き続き市町村等と連携して、スピード感を持って企業誘致に取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。この企業誘致に関する質問は、ちょうど1年前、昨年

の第1回定例会でも質問して、その後の進捗も確認したいという思いもあったので、今回また取り上げました。今、知事の御答弁にあったとおり、この1年間でいろいろと進んできて、また各候補地等々も上がってきつつあるということだと思いますが、決まってからも各種整備、交通インフラ等々も含めて整備を考えると、やはり時間を要するんだろうなとも感じますし、また知事の御答弁であったとおり、九州内でも本当に今競争が激化していると感じていますので、早急な取組を引き続きお願いできればと思います。

そしてまた、最後、台湾の話もありました。先月ですかね、我々自民党会派も台湾プロモーションに行ってきて、各種連携、友好についての話をして、非常に意欲的な結果で終わったと感じています。また、執行部の方も引き続き連携を図りながら企業誘致に努めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では次に、事業承継の促進について伺います。

県経済の活性化において、事業承継の促進は重要なポイントの一つであると考えます。

帝国データバンク大分支店のデータによると、昨年、大分県内で休廃業・解散した企業件数は535件で、2年連続で増加し、過去最高の件数となっています。これは大変残念なことですが、経済の新陳代謝としては避け難いものでも

あると言えると思います。休廃業・解散の理由は様々ですが、昨今では市場からのニーズもあり、また財務状況も健全であるにもかかわらず、経営者の高齢化や後継者がいないという理由で事業を畳むケースも多く発生しています。こうした事態は、貴重な技術やノウハウ等の喪失により地域における稼ぐ力の減退や雇用機会の消失、若年層の県外流出、高齢化の進行等につながり、本県経済における多大な損失であるとも感じています。

従来、中小・小規模事業者の事業承継は、子どもなど親族内によるものが中心でした。しかし、少子化や県外流出等により、地域から若者の数が著しく減少していることから、引き継ぐ人がいないというのが現状です。そうした中で、円滑な事業承継を図っていくためには、例えば、創業を希望する若者や、あるいは事業拡大を目指す企業などへのいわゆる第三者承継をより活発にしていく必要があるかと考えます。

本県では、事業承継の促進について、これまで国の支援機関との連携など積極的な取組を進められてきており、今後さらなる拡充が図られると聞いています。

そこで、事業承継の促進にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 県内における後継者不在の事業者が6割を超える中、事業承継には一定の期間を要することや、第三者承継への抵抗感がいまだ強いことから、中小企業などの円滑な事業承継に向けた新たな取組を来年度予算案で計画しています。

まず、県内事業者約1万6千者を対象に、後継者の有無や課題に関するアンケート調査を実施した上で、事業承継診断の対象をこれまでの60歳以上から50歳以上に前倒しすることにより、事業承継の早期着手につなげていきます。

次に、事業承継に係る様々なニーズや課題に的確に対応するため、市町村をはじめ、商工団体や金融機関、士業などが一体となった地域の支援体制を構築します。来年度は県内4か所でセミナーやワークショップなどを開催し、連携

強化を図ります。

第三者承継の促進に向けては、来年度から事業承継資金の保証料率を引き下げ、金融面での後押しを行うとともに、大分県事業承継・引継ぎ支援センターの後継者人材バンクを活用し、創業希望者とのマッチングを支援します。このほか、後継ぎによるチャレンジも引き続き支援していきます。こうした取組を通じて、次の世代を担う後継者を確保、育成し、地域を支える中小企業の事業継続や発展を後押ししていきます。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。この事業承継に関して、かつて大分市議会でも一般質問で取り上げたことはあるんですが、やはり手順の煩雑さ、そして、かかる所要時間、さらには、そもそも一般の方にとっては仕組みが分かりにくい、さらに費用がかかる、こういったところが最初の壁としてあるんだろうなと感じています。そしてまた、さきほど言ったように、最近では相手探しにも時間を要するというので、なかなか厳しい状況なんだろうと思います。

ただ、部長の御答弁であったとおり、前倒し、早期着手という言葉がありました。非常に期待しているところですし、やっぱり行政からのサポートというのは必要不可欠なんだろうと感じていますので、引き続きの取組を大変期待しています。よろしくお願いします。

では続いて、環境政策について三つ質問します。

まず、脱炭素社会の実現についてです。

本年2月18日に国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。今回のポイントでは、これまで2030年度までの削減目標しか示されていなかったものが、2035年度までに60%、2040年度に73%と、将来の新たな削減目標が示されたことです。

この数値はパリ協定に基づく国際的な目標として、2013年度を基準とした削減比率となっていますが、多くの人にとっては、漠然と大きな削減が必要であるということは理解できるものの、その実現に向けた道筋はイメージし難

いのが現実ではないかと思えます。

そこで、この目標値の背景を見てみると、2030年度までの削減目標ペースである年間約2.7%の割合が継続すると想定して設定されています。一方で、直近の実績はというと、年平均約2.5%の削減率ということで目標ペースを下回っており、このままでは目標との乖離がますます広がっていくと考えられることから、施策の一層の推進が必要な状況と言えます。

こうした中、国の計画では、特に都道府県に期待される事項として、域内全体の脱炭素政策の推進のため、市町村、地域の事業者、民間団体等の都道府県内の関係主体が幅広く連携し、取組の具体化を進めることなども記載されています。

折しも本県では、環境と経済・社会のバランスを保ちながら脱炭素化を進める大分県版カーボンニュートラルの実現に向けて取組を進めています。本県の直近の実績を見てみると、年平均約3.8%と、国の目標以上のペースで削減が進んでいますが、県計画は産業構造等を考慮して独自の削減目標を設定しているところであり、この目標値を今後どのようにしていくかについては改めて議論していく必要があるかと思えます。

特に事業活動による二酸化炭素排出の抑制は、県経済の活性化と二律背反のように捉えられがちですが、ビジネスベースであるからこそ、様々な政策的インセンティブを工夫することなどにより、経済的成長と両立させた排出抑制も可能ではないかと思えます。来年度予算案においても新たな事業者向けの施策が計上されていますが、脱炭素社会の実現に向けて今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 脱炭素社会の実現についての御質問です。

気候変動への対応は、避けることができない喫緊の課題です。環境負荷を下げつつ、経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが世界の潮流となっています。

こうした中、国は先月、地球温暖化対策計画

を改定して、排出削減と経済成長の同時実現に向けて、野心的な温室効果ガスの削減目標を設定しました。目標達成に向けて、今後、排出量取引制度の本格化や化石燃料賦課金の導入なども予定されています。これに伴い、GXへの投資が加速し、新たなビジネスの創出やサプライチェーン全体の脱炭素化が急激に進むことが予想されます。

そこで、県では来年度中に次期地球温暖化対策実行計画を策定します。国の計画の趣旨や今後の政策動向を見据え、これまで以上に環境と経済・社会のバランスを保ちながら、企業と一体となって、環境対策をビジネスチャンスにつなげる取組を推進していく必要があります。

県経済を牽引する大分コンビナートでは、グリーン・コンビナートおおい推進構想に基づき、グリーン水素の製造やCO₂・廃プラスチックなどの回収、利活用、県内で創出された森林クレジットの活用等に向け、動きが出始めています。県としても、こうした挑戦が着実に前進するよう、引き続き支援していきます。

中小企業においても、CO₂排出量の計測など、カーボンニュートラルに関する取引先からの要請がここ2年で倍増しています。そうした情勢に対応するため、おおいグリーン事業者認証制度に商用電気自動車や充電設備の導入支援メニューを追加し、脱炭素経営に取り組む中小企業の拡大を図ります。また、金融機関とも連携して、CO₂削減目標の達成状況と金利が連動する融資の枠組みの構築にも取り組んでいます。

脱炭素社会の実現に不可欠なGXは、大企業だけでなく、中小企業、さらには私たち一人一人が関わる社会経済システムの変革となります。大分県版カーボンニュートラルの実現を目指して、官民一体となった取組を進めていきたいと考えています。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。

では続いて、そのまま二つ目の環境政策に移ります。

新エネルギービジョンについてです。

現在、国が策定している第7次エネルギー基本計画では、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から、2040年やその先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、今後取り組むべき政策課題や対策の方向性がまとめられています。

エネルギー基本計画では、特にロシアによるウクライナ侵略の発生以降、エネルギー分野におけるインフレーションが顕著となるなど、我が国が抱えるエネルギー需給構造上の課題が浮き彫りになったとし、エネルギー安全保障に重点を置いた政策の再構築が強く求められるとされています。

加えて、世界では脱炭素を経済成長につなげていこうと、脱炭素分野での投資を加速させており、我が国の産業を維持・確保し、経済成長できるかについては、発電や送電の際に二酸化炭素を発生させない脱炭素電源を十分確保できるかにかかっているとされています。

本県でも平成15年に大分県エコエネルギー導入促進条例を制定し、それ以降も太陽光発電や中小水力発電、地熱発電などの導入促進に取り組んでおられます。その結果、本県の再生可能エネルギー自給率は全国第2位となるなど、この間の取組には一定の成果が得られたものと捉えているし、現在も新たなエネルギービジョンの策定に取り組んでいると伺っています。

本県には多様な製造業が立地し、我が国のものづくりを支えてきた反面、県民一人当たりのCO₂排出量が全国で一番大きくなっているのは皆様御承知のとおりです。世界的なエネルギーをめぐる情勢変化を踏まえ、新たなビジョンの下、環境先進県おおいたとして、エコエネルギーの導入をどのように図っていくかについてしっかりと検討していくことが、今後の大分県の産業活力の維持・向上のためにも大変重要であると考えています。

そこで、新エネルギービジョンの特徴やどのようにビジョンを推進していくかについて、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 今年度末に改定する新エネルギービジョンでは、環境先進県おおいたを目指すことを基本方針とし、次の四つの取組を推進します。

一つは、地熱や小水力など、本県の強みをいかした再生可能エネルギーなどの導入を促進するとともに、セミナーの開催などを通じ、企業による省エネをさらに促していきます。

二つは、エネルギー関連産業を本県の牽引産業とするため、県エネルギー産業企業会を通じ、県内企業の研究開発などを後押ししていきます。

三つは、大分県版水素サプライチェーンを構築するため、再生可能エネルギーなどを活用した低炭素水素の製造や燃料電池車両の導入など、水素の利活用拡大に向けた取組を支援していきます。

四つは、地域との共生に向け、自然環境、景観との調和や地域との合意形成を徹底します。

なお、再生可能エネルギーの導入をさらに推進するため、導入状況を県内の電力消費量に対する県内の再生可能エネルギー発電量の比率で表し、新たな目標として追加します。2030年度には、現在の47.1%を63.8%とすることを目指していきます。

新年度には産業GX推進室を新設します。本ビジョンの推進を通じ、さらなる産業活性化や地方創生、ひいては本県の未来創造を目指していきます。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。

では、そのまま続いて三つ目に行きます。

資源循環関連産業の育成についてです。

環境問題と経済成長との両立を図っていくための方策の一つが、廃棄物などを資源として活用する循環型社会の形成です。元来、我が国は資源に乏しい国ではありますが、高度な資源循環の仕組みが構築できれば、この経済的な弱点を克服し、逆に強みにすることもできます。

そのために、これまで以上に重要性を増してくるのが、消費され、廃棄物となったものを集め、それらの再販売や再加工などを通して、再び社会に流通させる資源循環関連産業です。

我が国では、早くから廃棄物処理やリサイクルに関する法制度が整備され、資源循環関連産業の技術開発も進展しています。他方、国外を見ても、近年は欧米を中心に大規模な資源循環関連産業の企業が現れてきており、我が国における産業振興という観点からも、資源循環関連産業の成長を加速していくことが求められています。

従来、リデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rなどの環境問題は、どちらかといえば人々の意識の問題として捉えられてきた感があります。しかし、こうした資源循環関連産業の成長とうまく連携していくことで、ビジネスやシステムとして持続可能な形で環境への取組を推進していくことが可能になるのではないかと考えています。

そのため、本県においても、経済の活性化や環境問題への取組にあたっては、こうした資源循環関連産業、特に中間処理業者などの育成に取り組んでいく必要があるかと考えます。また、資源循環においては、効率的な収集体制の整備等が課題になっているとも聞いています。来年度予算案において、こうした観点を盛り込んだ事業が計上されており、早期の着手と効果発現に注目しているところです。

そこで、資源循環関連産業の育成にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 循環経済への移行が加速し、プラスチックをはじめとした再生材への需要増加が見込まれる中、その安定供給には資源循環関連産業、とりわけ廃棄物処理業者の高度化が急務となっています。

県内では、今後一斉に更新時期を迎える太陽光パネルのリユースや再資源化など、新たなビジネスモデルの構築に取り組む動きも出てきており、県はこうした挑戦を次の二つの視点で積極的に支援していきます。

一つは、再資源化に向けた広域的な仕組みづくりです。県では、排出事業者とリサイクル事業者とのマッチングを進めてきましたが、来年

度からは新たに県内各地で発生する廃食油等の廃棄物を収集し、リサイクルする取組を支援することとしています。

二つは、中間処理業者の事業基盤の強化です。再生材の利用義務化の動きを契機として、業績拡大を目指す優良産業廃棄物処理業者に対し、デジタル技術を活用した高度な選別処理設備の導入などを支援することで、業務の効率化等につなげていきます。

こうした取組により、資源循環関連産業の育成、基盤強化を図り、環境と経済が両立する環境先進県おおいたの実現を目指していきます。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。環境政策に関して、三つ続けて今質問しました。いずれも経済の発展、活性化と環境への配慮、対応を、さきほど二律背反という言葉を使いましたが、双方を追い求めていくのは非常に難しいことだろうと思います。しかし、本県は産業の性質上、やはり強く求められる部分であろうかと思うし、逆に目を背けてはいけない部分であろうと思っています。

知事の御答弁の中に、今は環境対策がビジネスになっているという発言がありました。正に少し前までは環境対策は各々頑張りましょうという目標のようなものだったのが、今はそれがビジネスとして成り立っていますよという時代なんだろうと思います。ついては、やはりそういった企業の育成等にも努めていかないといけないと思っているので、引き続きの取組をよろしくお願いします。

では続いて、市町村と連携した行政課題への対応についてということで、おおいた消防指令センターについて質問します。

昨年10月に運用を開始したおおいた消防指令センターは、大分県全域の119番通報を受信し、災害場所の特定をした後に管轄消防本部へ出動指令を行うものです。県下14消防本部の連携・協力により、消防指令業務の共同運用を行うことで本県全体の消防力の維持・強化を図るものとなっています。

その指令システムは、119番通報を受信し、

災害現場に消防車両が到着するまでの時間短縮を実現するため、様々な機能が搭載された最新で高機能なものとなっているほか、119番通報者がスマートフォンで撮影した映像をリアルタイムで指令センターに送信する映像通報システムなども配備していると伺っています。また、大規模災害発生時には、災害現場から送られてくる映像や活動情報等を指令センターが集約し、迅速かつ効果的な相互応援体制を確立するなど、住民の安全・安心に寄与することが期待されています。

この件に関しては、昨年の第1回定例会でも質問しましたが、指令センターの運用開始に向けた整備に要する費用については、国や県の財政措置により対応してきました。一方で、最新機器の導入等に伴い、従前よりも負担が大きくなる維持管理費への対応についても、今後、指令センターを安定的に運営するためには避けて通れない課題であり、各市町村からも不安の声が上がっています。

消防業務は、一義的には市町村の責務で実施すべきものですが、近年の災害の激甚化、そして南海トラフ地震への対応等も考慮すると、県民の安全・安心のためには県の支援がやはり必要かと考えています。昨年質問した時点では、支援の在り方を検討するという御答弁でしたが、その後いろいろお話も聞いており、来年度当初予算案にはその支援が盛り込まれており、そういった御判断には大変感謝していますが、引き続き県の考え方に注目しています。

こうしたことを踏まえ、おおい消防指令センターの安定的な運営に向け、県としてどのように支援していくのか、改めて防災局長に伺います。

嶋議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 県では、消防の連携・協力を推進するため、消防の市町村責任を尊重しつつ、個々の消防本部の管轄を超えて広く効果が及ぶ取組を支援することとしています。

指令業務の共同運用については、全県での枠組みを構築するため、設備整備費の実質負担額の2分の1を補助することとしました。具体的

には、各市町村の地方債の償還に伴走する形で、令和18年度にかけて総額約11億円の支援を見込んでいます。

一方、今回の運営費支援については、設備整備費の負担軽減により、中長期的な財政効果は得られるものの、足下での負担が増加する小規模市町村の実情を考慮し、共同運用の円滑な立ち上げのためには一定期間の支援が必要であると考えたところです。この支援では、共通維持管理費の2分の1を令和11年度までの5年間補助することとし、補助の総額は約1億4千万円となる見込みです。

指令センターについては、今後とも国に対し地方財政措置の継続・充実を要望しながら、市町村による安定的な運営を支えています。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。このセンター、昨年11月ぐらいだったと思うんですが、実際に私も視察に行ってきました。いろんな機能の説明を受けたんですが、でも、最終的には機能うんぬんよりも、やっぱり一番話題になったのは費用面での話であり、大分市消防局、防災局もかなり気にされていたようでした。

そもそも、このシステムを導入することによって、県内各市町村全体の予算削減につながりますよという総務省の見立てだったらしいんですが、実際、まだ始まって間もないんですが、そこまでちょっとうまくいかないのではないかな、見立てが甘かったのではないかなという言葉もちらっと漏れていました。

そうした中で、来年度予算案として維持管理費に関しての助成ということで上程している、これはさきほども言いましたが、本当にありがたいと思っていますが、今後の流れもしっかり注視していく必要もあろうかと思うし、行く行くは機器の更新費等も課題になってこようかと思うので、引き続き各市町村、そして大分市と協議しながら安定的な運営に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では続いて、狭隘道路の解消について質問します。

本県では、ビジョン2024において、地域

を支える生活交通の維持・確保を掲げ、集落間の連携・交流を支える道路整備の推進などに取り組まれています。

県道等におけるこうした取組は安心できる点ではありますが、一方で気になるのは、より県民に身近な生活道路において、いわゆる狭隘道路と言われるものがまだ多く存在している点です。

狭隘道路とは、法律上の定義はありませんが、一般的には建築基準法第42条第2項等の指定を受けた幅員4メートル未満の道路を指します。別名で2項道路やみなし道路と呼ばれることもあります。こうした道路が存在することで、火災発生時や救急活動時に緊急車両が進入できず、消火活動が遅れたり、傷病者の搬送に時間を要したりするケースがあります。大分市内でも緊急車両が入れない道路がまだまだ多く存在しているし、有事の際の不安要素として課題になっています。また、他の市町村からも同様の声を聞くこともあります。

安心な県民生活を実現していくためには、こうした問題の要因である狭隘道路の解消が必要と考えます。もちろん事業の実施主体は基本的には市町村であり、国交省の事業なども活用しながら積極的な整備に取り組むべきと考えますが、関係者や専門家から話を聞くと、やはり各市町村によって取組への温度感や進捗に差があるという声もいただいています。さきほど言ったように、県民の命に関わる問題である以上、県としても市町村への働きかけなどにより、取組を後押ししていく必要があるのではないかと考えています。

そこで、市町村と連携しながら狭隘道路の解消にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 県内には多くの狭隘道路が存在し、災害発生時には緊急車両が進入できず、消火活動や救急活動の遅れにつながることで懸念されます。

これまで県や市町では、市街地の魅力あるまちづくりに向け、道路などの公共施設と宅地を

一体的に整備する土地区画整理事業の中で狭隘道路の解消も図ってきました。また、大分市三佐地区や日出町豊岡地区などでは、防災性の向上を目的とした国の都市防災総合推進事業を活用し、避難路の拡幅整備も行っています。

さらに、大分市では、国の狭あい道路整備等促進事業を活用し、2項道路のマップを公表することで拡幅を促すとともに、道路として無償提供された土地の分筆などの手続きを行い、舗装工事を実施しています。

こうした中、昨年3月に国が策定した狭隘道路の解消に向けた取組の進め方や先進事例をまとめたガイドラインを県から市町村に周知しているが、改めて説明会を開催し、理解を深めたいと考えています。

県民の安全・安心を確保するため、今後も狭隘道路の解消に向けた取組を市町村と連携して進めていきます。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。さきほど私、各市町村の取組に差があると言いましたが、いろいろヒアリングしてみると、各市町村も、例えば、自治会等から言ってもらえれば、できる、できないは当然あるんですが、対策はしっかり考えますよというスタンスなのかなという印象を得ましたし、一方で、自治会は自治会で困ってはいるが、どこにどう言っているのか分からないという声がたくさん聞かれました。ですので、要は双方に受け身なんだろうなという印象を得ました。やはり行政の方がもうちょっと能動的に働きかけていく必要があろうかと思えます。

そうした中で、さきほど部長の御答弁で、説明会等を開いて理解を広めていくと、そういったことも本当に重要だと思います。繰り返しになりますが、実施主体としては市町村になるんですが、やはり県民の命に関わることで、県の方からも各市町村と連携して取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

では続いて、大分市内の舞子浜緑地について質問します。

大分市の大在地域は人口がこの20年で約9

千人増加、昨年4月には大在東小学校が新設されるなど、大分市内でも人口、特に若者が増えている地域です。

その大在地域にある舞子浜緑地では、地区住民を中心に各種イベントが行われるなど、にぎわい創出の場所の一つとして位置付けられており、2021年6月には大分市がバーベキューエリアを設置するなどの整備も行われました。

今後、このエリアはさらなるにぎわい創出の場として、大在地区だけでなく、市内や県内各地から人が集まるイベント等を実施できるポテンシャルを秘めていると感じているし、エリア全体としてかなりの面積を有しており、整備を行えば、サイクルスポーツなどの屋外イベントも実施可能ではないかと考えます。

しかし、この舞子浜緑地も完成から40年が経過し、要所要所に劣化が見られること、また、街灯などが少なく、夜間は暗い雰囲気のため、ランニングや散歩がしづらいこと、さらに、トイレや水場の利便性が悪いことなど、課題もいくつか見受けられます。

今後、舞子浜緑地の利用促進を図っていく上では、こうした施設面での対応が必要と考えますが、このエリアは非常に特徴的であり、知事も知事就任した以降か、市長時代か分かりませんが、行ったことはあると思うんですが、海岸線に最も近い遊歩道があって、その遊歩道を境に、海岸側が県の管理で、反対側の緑地側が大分市の管理となっています。そのため、県と大分市がより連携することで、一層効果的な整備が可能になるのではないかと考えています。

そこで、舞子浜緑地の利用促進に向け、大分市と連携し、県としてどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 舞子浜緑地は、昭和56年に工業地域と居住地域を隔てる緩衝緑地として整備され、遊歩道などを含めて大分市が管理しています。

さきほど議員の方からも御指摘あったように、海岸部の管理については県が行っており、水辺に親しむことができる階段状の護岸などの整備

を行ってきたところでは。

この緑地は日常的に地元住民の散策などで利用されており、毎年9月にはおおぞい地域振興協同組合など、多様な関係団体によりごみ拾いウォークやカヌー体験、サイクリングイベントなどが開催されており、にぎわいを見せています。

こうした利用状況を踏まえ、県と市の役割分担の下、老朽化した護岸の補修や遊歩道の維持管理、一部トイレの水洗化など、施設の改善を図ってきました。加えて、市が県管理区域にバーベキューエリアを設置するなど、緑地の一体的な利用につながる取組も県と市で協力して行っているところでは。

今後も適切な施設の維持管理を行いながら、地元が行うにぎわい創出の取組を市と連携して支援していきます。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。大分市ともよくよく話をしながら、是非前向きに進めていただきたいと思います。

さきほど部長、一体的な利用という言葉がありました。私も質問の中で、県と大分市がより連携することで一層効果的な整備と言いましたが、逆を言うならば、県と市とどっちかだけがやるではやっぱりその魅力は半減するのかなと感じています。是非ともしっかり話し合いながら進めていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

では最後に、高校教育における地域への理解の促進についてということで、ちょっと抽象的というか、概念的な質問になるんですが、御容赦ください。

先にこの質問の趣旨を言うと、いかに教育を通して郷土愛の醸成につなげていくか、取り組んでいくかです。

本県の未来を担う子どもたちへの教育は県政においても大変重要なテーマであり、県教育委員会では学力や体力の向上に向けた様々な施策を展開していますし、何より学校現場の先生方も日々子どもたちへの教育に御尽力されています。

他方、こうした学力・体力だけでなく、今後の教育では我が国、又は本県、そして又は各地元の市町村に対する郷土愛を醸成していくことも非常に重要ではないかと私は考えています。

グローバル化の進展が著しい中、これからの子どもたちは、国内の人々だけでなく、外国の方と積極的に協力し、また時には切磋琢磨していかなければなりません。そうした中では、自分は何者であるのか、自分が何に根ざしているのか、いわゆるアイデンティティをしっかりと持っておくことが大切であると考えますし、またそういったことが自己肯定感を高めることにもつながってくるのではないかと考えています。

さらに、本県では人口減少対策として移住・定住の促進に力を入れていますが、子どもたちの郷土愛を醸成することは、長期的な目線でその一助になるのではないかと考えます。若い方が1度は県外や世界でチャレンジして、そして大きく成長した上で、いずれは愛するこの大分県に戻ってきて郷土に貢献するという夢を持ってくだされば、本県全体が今後大きく発展することにもつながってくるのではないかと思います。

また、大学進学時や就職時に、特に大きな夢とか、目標とか、理由があるわけではないが、何となく都会に憧れて大分を出ていく子どもも少なからずいるかと思いますが、そういった子が逆に大分で頑張るんだという気持ちを持ってくださることにもつながるのではないかと考えます。

郷土愛の醸成は、小、中、高校のいずれの段階でも大切であると考えますが、高校においては小中学校の道徳科のような郷土愛を育み、地域への理解の促進を図る特定の教科はありません。高校教育は県教育委員会が所管するものですので、教育委員会として、地域への理解促進に向けた生徒への働きかけが必要かと思えます。特に進路選択という人生の分岐点が近づく中では、一層その重要性は高いと考えます。

そこで、郷土愛の醸成に向け、高校教育における地域への理解促進にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 郷土を愛する態度を養うことは、教育の目標の一つとして教育基本法にも掲げられており、グローバル化や人口減少が進む現代社会において、その意義が一層高まっています。

本県においても、平成26年に大分県グローバル人材育成推進プランを策定し、グローバル社会を生きる子どもたちに必要な力の一つとして大分県や日本への深い理解を掲げ、人材育成に取り組んでいるところです。

高校では、総合的な探究の時間や地域の高校の魅力化事業において、地域と連携して郷土の文化や伝統に触れる活動に取り組み、郷土への誇りや愛着、地域社会への貢献意欲を育てています。

例えば、由布高校では、地元住民や観光客に対するアンケートのデータを分析・活用しながら地域活性化を考える体験授業を実施しています。中でも観光コースでは、農泊体験や湯平温泉の災害復興に向けたフィールドワーク等に取り組むことにより、地域の課題や魅力について理解を深めています。

今後もこのような地域と連携した体験学習活動等を通じて、郷土愛にあふれ、将来のふるさとを担う人材を育成していきたいと考えています。

嶋議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。冒頭言ったとおり、ちょっと抽象的な質問になってしまいましたが、郷土愛の醸成は個人的に本当に大事なことだと思っています。国を思う、地域を愛する、とても大事なことであろうと思います。

さきほど移住・定住にも影響してくるのではないかと言いましたが、恐らく他にもいろんな場面で影響してくるのではないかと思います。ただ、それを数値化したりとか、何か因果関係を証明するのがちょっと難しいところでもあるので、やはり少しずつ教育委員会として考え方、方針等々に組み込んでいただければと思っています。

先日、開会日、2月25日の昼に行われた政策勉強会で、日本文理大学の橋本学長の講演の

中でも地域愛教育の重要性、さらにはそれにあたって幼保、小、中、高、そして大学と連続した取組の必要性を挙げられていました。是非ともこの件に関しては教育委員会に1度真剣に考えてほしくて問題提起しました。また機会があれば、もうちょっと掘り下げて質問できたらなと思っています。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で穴見憲昭議員の質問及び答弁は終わりました。三浦由紀議員。

〔三浦（由）議員登壇〕（拍手）

三浦（由）議員 皆さんおはようございます。大分市議会OBで2番手を務める43番、日本維新の会の三浦由紀です。いろいろ言っていると時間がなくなるので、早速、通算101回目の質問をします。

まず1問目、OVOPについて質問します。

OVOP、ワンビレッジ・ワンプロダクト、一村一品の英訳です。令和5年12月議会で、私は令和版一村一品運動について質問しました。企画振興部長からは、少量多品目に偏りがちな一村一品から白ねぎや甘太くんなど市場が求める大ロットで定時、定量の生産出荷体制にシフトしている、新たな地域資源を掘り起こし、磨き上げ、大阪・関西万博などの大舞台で世界に挑戦することを考えてみたい、精神は継承するといった趣旨の答弁がありました。であるならば、あえてここで私は一村一品ではなく、OVOPで質問をします。

大阪・関西万博などの大舞台で世界に挑戦するならば、OVOPというネーミングを使うべきだと私は考えます。現在、日本国内の市場規模は、人口減少などにより着実に縮小傾向にあります。このような中、少しでも売上げを伸ばし、利益を上げ、税収を増やすなら、海外展開を視野に入れなければならないことは論をまたないことと思います。

そのような時代になっている今、海外で県産品を売り込むときになぜOVOPというネーミングを使わないのでしょうか。大分県が一村一品という名称を使わなくなってからも、ジェト

ロでは発展途上国の特産品を展示販売するため、一村一品マーケットと銘打って成田空港に店舗を設置するとともに、各地でイベントを開催しています。また、平松知事退任後も、東南アジアではOVOP国際セミナーといったイベントを開催し、それぞれの国の産品や大分の産品を紹介していました。このように、海外においては、OVOPはある程度定着しています。今から新たなイメージをつくらなくてもよいのです。それなのに、本家本元の大分県がその名称を使わない、私はおかしいことと考えます。

令和5年12月議会での答弁のように、従来の一村一品は少量多品目でマーケットニーズにそぐわないという状況になってしまっているのであれば、隣接する市町村と共同で地域産品の開発や生産、マーケティングを行い、一定のロットを確保した上で、それを大分県のOVOP商品としてブランド化してもよいのではないのでしょうか。

今、世界に打って出なくてはならないこの時期だからこそ、大分県産品を海外にアピールし、販売促進するためには、OVOPのブランド力を前面に出していくべきと私は考えます。県では今回、新しい海外戦略を策定するようですが、戦略的な海外展開に取り組むのであれば、OVOPの活用こそ必要な取組と考えます。今さら海外戦略を書き換える必要はないと私は考えます。

昨年、第4回定例会での木田議員の一般質問に対し、知事は、日本一のおんせん県おおいた魅力も満載というキャッチフレーズが定着してきたと答弁されましたが、海外ではOVOPのほうが定着しているのではないかと私は考えます。

そこで、県産品の海外展開に向け、海外戦略において、OVOP、一村一品をどのように活用していくのか、知事の考えを伺います。

あわせて、海外におけるOVOP、一村一品の知名度に対する知事の見解もお聞かせください。

あとは対面席で質問します。よろしくお願ひします。

〔三浦（由）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの三浦由紀議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 三浦由紀議員の一村一品についての質問にお答えします。

一村一品運動は、ワンビレッジ・ワンプロダクトとして、ジャイカの支援プロジェクトなどを通じて海外にも広がってきました。地域を代表する特産品づくりから地域全体の魅力化にまで枠を広げたこの運動は、東南アジアのほか、アフリカや中南米などを中心に開発途上国の地域振興策のモデルとして高く評価されていると認識しています。

一方で、県産品の販路拡大に向けては、急速な人口減少により国内市場が縮小する中で、近年、増加傾向にある輸出について、さらに競争力を高めることで海外の市場を積極的に取り込むことが重要です。このため、次期海外戦略では、国・地域によって異なるニーズや規制への対応に加えて、県産品の各市場における展開や普及の段階に応じたアプローチを行うことで、効果的に輸出を促進することとしています。

海外市場が求める大ロットで継続的な取引に対しては、そのニーズに応える量や品質、規格等への対応が重要であり、おおいた和牛や養殖ブリなどの農林水産物では、戦略的に付加価値や安全性を高めることに力を入れています。

一方で、大ロットな輸出に対応する産品とは別に、県内には海外に通用し得る特徴的な産品もたくさんあります。こうした本県における各地域の特産品は、正にワンビレッジ・ワンプロダクトの精神を継承してつくられてきた貴重な地域資源です。

来月から始まる大阪・関西万博を好機と捉えて、地場産品などを盛り込んだ地域素材集を作成し、それによるPRですとか、あるいは海外からこのような少量多品種生産でも購入可能な海外の越境ECサイトを構築し、世界に向けて産品について力を入れて魅力発信していきます。

今後とも市場のニーズや県産品のそれぞれの

特徴に応じて、戦略的な海外展開を推進していきます。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。

知事が今答弁されたことと私と、考えは全く一緒なんですよね。ただ、何でそれをやるときにOVOPを使わないんだと私は言っているのであり、考えは一緒なので、ここでとやかく言っても議論は進まないと思うので、OVOPというネーミングを使う中で海外展開していったほうがより世界に分かるのではないかなとここで言って、質問ではなくて要望に代えたいと同時に、今回この質問を私AIで作成したんですが、やっぱりこれは楽ですね。5分もたたないうちに原稿が出来上がり、いろんなところからAIが拾ってきてくれるんですよね。それに私がちょんちょんと手を加えてこの原稿が出来上がったので、ちょっと話は変わりますが、是非執行部のほうも使ってみれば面白いのではないかと思います。

では、次の質問に入ります。

大分空港をめぐる諸課題について質問します。まず、駐車場を含む大分空港の利便性向上について質問します。

本年1月、大分空港で全日空のオーケストラ、ANAチーム羽田オーケストラのライブが開かれました。これには東京をはじめ、県外からもお客さんが駆けつけ、大変なにぎわいで、大分空港の活性化や利用促進という面で効果があったと考えるところです。

私も、大分空港での初めてのライブですので、空港まで駆けつけたところですが、空港に着くと駐車場の入口に車が並んでいます。時計とにらめっこしながら待ち続け、このときは早く到着したので、何とかライブの開始には間に合ったところですが、今、大分空港に関する苦情が一番多いのがこの駐車場問題です。

おとしの秋、私はこの駐車場の件で担当課に電話したところ、来年4月にはホーバークラフトが定期運航を始めるから大丈夫ですよという回答をいただきました。しかし、その4月をとうに過ぎ、現在になっても定期運航は始まっ

ていません。この間、若干駐車場は広げたようですが、完全な解決には現在まだ至っていません。

また、ホーバークラフトが今後大分市との間に定期運航を始めたとしても、ホーバークラフトは非常に不安定で天候に左右され、確実に全ての便が運航されるとは限りません。これは過去の状況や現在の周遊の状況を見てもそうです。もしホーバークラフトが欠航になった場合、バスやタクシーもあります。お客さんは自家用車を利用し、大分空港に行く方もおられるので、駐車場が足りなくなってしまうと思います。

そしてまた、大分空港で2番目に多い苦情ですが、セキュリティゲートについてです。

現在、大分空港には三つのセキュリティゲートがあります。しかし、時間によっては複数の飛行機が続けて離陸するので、お客さんが集中し、このゲートをくぐるのに長蛇の列ができています。駐車場に入るのに並び、ゲートをくぐるのにも並ぶ、これではかなりの時間の余裕を持ってもぎりぎりになってしまいます。

もちろん、搭乗時間直前のお客さんは空港の職員が優先的に通してくれるので、ここに並んでいる方で飛行機に乗り遅れることはないとは思いますが、並ぶだけで空港では何もできないことになります。私も空港でお土産を買おうと思っていたのに時間がなくなり、買わずに飛行機に搭乗したことが何度かあり、最近は前日に大分市内で購入するようにしていますが、空港でのショッピングは空港を利用する方にとって大きな楽しみの一つでもあり、これも空港の評価の一つに挙げられます。また、空港にある売店の売上げにも直接影響を及ぼします。

空港は、ただ飛行機に乗る場所だけではありません。多くの方にとっては、空港とは特別な空間で楽しみの場所でもあります。多くの方に大分空港を楽しんでいただくために、不満が出ないためにも、セキュリティゲートはスムーズに通過できるようにしなければなりません。ゲートを増やすべきであると私は考えます。

もちろん、大分空港は国管理空港であるために、駐車場の整備やセキュリティゲートをス

ムーズに通過できるようにすることなどは国の責務で実施すべきであるのは私も承知していますが、他方、これから県は大分空港の利用者を増やそうと考えているので、空港の利便性向上に県としても努めていくべきです。施設の整備等は国に強く要望しつつ、周辺環境の改善など、県としては何か取り組めることがあるのではないかと考えます。

そこで、駐車場の整備、セキュリティゲートの増設について、国への要望を含め、大分空港の利便性向上についてどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 御質問のあった大分空港については、県が昨年策定したビジョン2024では、10年後の乗降客数の目標を現状の約1.4倍に当たる266万人とし、その実現に向けて、さらなる利便性の向上に今取り組んでいるところです。

そうした中で、まず駐車場の混雑解消については特に喫緊の課題です。ことから、国や空港支援機構に対して粘り強く働きかけを行った結果、今年度は131台分の拡張が実現し、混雑緩和に寄与しているところです。

今後、ホーバークラフトの空港アクセスが開始した暁には、以前担当者が言ったことでもありましたが、県が西大分側のホーバーターミナルに整備した450台分の駐車場も新たに機能します。したがって、さらに空港駐車場の混雑緩和が図られるのではないかと期待しています。

加えて、来年度は夏の繁忙期や、あるいはホーバークラフトの欠航時も見据え、新たに空港と杵築駅を結ぶシャトルバスの実証運行も予定しており、さらなる空港アクセスの強化も目指していきます。

また、2点目の保安検査時のセキュリティゲートについては、航空会社が基本的には運営しています。それで、3台あるうち、今何台を開けるのかといったものについては、時間帯に応じて、予約状況に応じて、あらかじめ計画的に判断していると聞いています。

ただ、御指摘の内容を踏まえ、今後どのよう

に改善していけるのかといった点については、そこに加えて、ゲートの増設の必要性といったところも含めて協議を行っていきます。

引き続き駐車場問題、あるいはセキュリティゲートの問題を含め、関係機関と密に連携し、協議を進めながら、大分空港のさらなる利便性向上に努めていきます。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。

また、今年130台を空港のほうにプラスしていただけるということで、かなりこれで変わるのではないかと思います。

ただ、今、民間の駐車場との兼ね合いで、大分空港の駐車場、台数的には動いているわけですが、この民間の駐車場がいつまで続くかわからない状況が全国的に出てきています。なぜかというと、人手不足で空港に送迎する運転者が確保できないという空港が最近出てきていることを聞いています。ですから、止めても駐車場から空港に送迎する方がいないので、その民間駐車場が結局は閉めてしまうということであり、現実、私も民間駐車場に置くときがあるんですが、今日はいないから歩いていってくれと言われることも大分空港ですら最近出てきているので、民間駐車場が今後どうなるかという部分を考えて駐車整備は要望してもらえたらなと思うところです。

それから、セキュリティゲートは今3台あるということですが、午前中は本当に大行列ができており、3台全部開けてもそういう状況ですので、お客さんをどんどん増やすことを考えたときに、やはり今後4台、5台ということをやっていかなければならないのではないかなと私は考えています。やはりここで待たされると、せっかく大分空港にいろんな楽しみを持って来たにもかかわらず、何もできずにとにかく乗るだけということになってしまいます。

空港の、要は競争というのが激しくなっているんで、大分空港にはどんな楽しみがあるかということを楽しめる状況にしておかなければならないのではないかなと思うし、熊本空港に行っていたら分るんですが、劇的に変

わっており、あそこはすごく楽しめる空港に変わったので、今後、大分空港が隣の北九州や福岡や熊本や宮崎にお客さんを取られるという現象が起きないとも限りませんので、そういった部分でいろんな面を考えていただいて、大分空港の利便性が向上し、お客さんを何とか確保するような形にさせていただければと思います。これはお願いですので、是非そういった部分も検討をお願いします。

続いて、ホーバークラフトについて質問します。

私は、大分市議会の令和2年3月議会において、以前のホーバークラフトがなぜ運航を停止したのかについて、地上移動より遅い、地上移動より料金が低い、地上移動より当てにならない——遅い、高い、当てにならないという三つの理由を示した上で、この状況は新たなホーバークラフトでも変化がないため、県から大分市に財政的な負担を求められても支出すべきではないという質問をしています。知事、覚えていますか。当時、知事が市長だった頃です。結構私、そのときは厳しくやりました。

今回のホーバークラフトですが、料金の面ではタクシーのほうが高いようですが、時間や就航率に関しては以前と変わらず、遅い、当てにならないは継続した状態になっています。さらに付け加えるならば、せっかくマイナスが一つ減ったのに今度は怖いが増え、遅い、当てにならない、怖いマイナス三拍子は変わらずといった状況にあります。

そうした状況でも、大分市と空港間を予定どおり定期運航していればまだ救いようがありますが、現状は皆さん御存じのとおりです。

また、さきほど言ったように、定期運航を始めても、最初は物珍しさがあり、利用する方は多いかもしれませんが、遅いと当てにならないという点が解消できない以上、いずれお客さんは減っていくでしょうし、お客さんを乗せて商業運航中に事故でも起こせば客足は一気に遠のいてしまうと思われれます。

運航会社と県との間で、ホーバークラフトの運航で赤字が出た場合、上下分離方式であるこ

とから運航会社がそれを負担するかとは思いますが、このホーバークラフトの運航に関しては県から持ちかけた話であると私は聞いています。現状、そして、過去からの状況を考えると将来は非常に暗く、これ以上会社の赤字が大きくなっていくうちに損切りという形で諦めたほうがよいのではないかと私は考えます。

そこで、ホーバークラフトの就航を断念する考えはないのか、交通政策局長に伺います。

嶋議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 ホーバークラフトについては、御指摘のあったとおり、本来の予定であれば既に定期就航が実現しているはずでしたが、訓練初日の損傷事故をはじめとし、操縦やメンテナンスの難しさといった面からこれまで様々な課題が生じていることから、いまだ就航には至っていない状況です。

しかしながら、事業としては着実に前進しています。昨年11月末には、週末限定ながらも一般向けに船を供用開始することができ、現在、運航会社において、操縦やメンテナンスに係る人材の育成強化等に日々励んでいただいているところです。安全第一で、かつ県からの赤字補填も行わないという考えの下においても、運航会社の定期就航への意欲は依然として高く、それから、県としても国や造船会社などと調整を重ね、一歩ずつではありますが、定期就航まで近づいてきているのではないかと感じているところです。

また、ホーバークラフトが就航すれば、さきほど言ったように空港駐車場の混雑緩和とか、かつて姫島チャーターのような離島観光もあったようですが、そういったもの、あるいは災害で陸路が寸断された場合には輸送艇としても、そういった様々な副次的な効果や可能性も期待できると考えています。

以上言ったようなことから、現時点で就航を断念するといった議論は念頭にはありません。むしろ、課題を一つずつクリアし、これまでの投資に見合った効果を発揮できるように就航に向けて全力で取り組むということが県民に対する責務ではなからうかと私は考えています。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 答弁ありがとうございます。

私も、ここで私がこういう質問をして、やめますとは絶対言わないだろうと思いつつ今回の質問をしています。

ただ、私としてはなぜホーバークラフトを復活させたのかなど、当時、市議会議員の頃から疑問に思っていました。当時言ったように、遅いし、高いし、当てにならないという致命的な欠陥を持っている乗り物なんですよ。普通30分、30分と言っていますが、あれは海の上が30分であって、例えば、大分空港に降りてから大分市の中心地、大分駅までと考えたときに、バスやタクシーや自家用車よりもこっちのほうが遅いです。それを私は当時言ったんです。逆もしかりなんですよ。大分駅を出発して大分空港まで行くと考えたときに、ホーバークラフトのほうが最終的な時間は遅いですよ。あくまでも海の上が30分であって、その前後がかかってくるので、我々ヘビーユーザーはホーバークラフトを使わなくなるんです。

さらに、当てにならないというのがあります。今、周遊をやっていますが、これも欠航が多いですよ。あそこに行って今日は動きません。逆に大分空港に着いて動きません。これは、ビジネスマンにとっては最悪なんです。だから、そういった部分の就航率も低い上に、遅い上に、当時はタクシーで4人乗ったほうが安かったんです。今回は若干変わるようですが、そういった状況でホーバークラフトをもう一回やると、私はそれが疑問にしか思えなかったんです。

当時、市議会議員だったからあれぐらいのことで済みましたが、今は県議会議員なので、この間はずっと言いたいことを言おうと思っていますから、その辺をやっぱり考えないと、いずれ10年、15年、20年やったときに赤字で駄目になる可能性は非常に高いと思うし、いまだに国交省のほうは許可を出していませんよね。局長は国交省からですよ。考えてみれば分かります。これだけ事故が多くて、国交省の役人が許可を出せるかどうか。出した翌日に事故を起こしたら大変なことですよ。自分が国交省

所属だけに省庁でどれだけやられるか分かりますよね。だから、これだけ事故が多い状況だから国交省も許可は出せないと思います。出して翌日やったら、おまえ、どれだけ見てきたんだと言われるわけですから、そういったものを考えた中で、私はずっとこれは警鐘を鳴らし続けたいと思います。

今日やめますとは言わないのが分かった上で質問しているので、是非その辺も考えた上で、いつか何か考えなければいけない時期が来るのではないかなと思うので、それは私が今日言っておきます。

次に、空飛ぶクルマについて質問します。

マスコミ報道によると、民間企業と大分県が空飛ぶクルマの活用による地域発展及び地域課題の解決に向けた包括連携協定を締結したとのことです。

この空飛ぶクルマは、世界各国で開発並びに実用化競争が繰り広げられているのは承知しています。また、佐藤知事が市長時代から推進していたことも承知しています。基本的な考えとしては、私も新しもの好きですので面白いとは思いますが、実用化並びに実用化に向けたテスト飛行となると心配事が数多く出てきます。

例えば、外国のように人口密度の低い地域を多く有する国や海上では万が一のときの被害は限定されるかと思いますが、日本のように人口密度の高い地域を多く有する場合の安全性をどのように担保するのか、また、どのように管制するのか、パイロット、操縦者の養成はどうするのかなど、空を飛ぶものは鳥でも飛行機でも何でも好きな私は、マニアックがゆえに疑問点が次々と出てきます。

ただ、これは県民も同じことだと思います。民間が主体となって行う事項もあるかと思いますが、包括連携協定を結んだからには、県としてもこれらの県民からの疑問に答えなければならぬと私は考えます。

そこで、空飛ぶクルマに関して次の5点について、将来の見通しも含めて県として今後どのように考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

安全性は担保されているのか、管制はどのように行うか、万が一事故が発生した場合はどのように対応するのか、安全性や事故時の対応について関係地域や団体にどのように説明していくのか、最後に包括連携協定に記載された地域課題の解決とは具体的に何を指すのか、お答えください。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 空飛ぶクルマは、いまだ実証段階であり、今後の社会実装を進めるため、現在、国や企業が安全性確保や関連制度整備などを進めているところです。

県が協定を結んだスカイドライブの機体は、国の認証取得に向けて申請中と承知しています。また、運航するためには、航空運送事業許可の取得も必要です。それらの審査の中で安全性が確認されていくものと認識しています。

管制については、現在、国において制度設計を行っているものと認識しています。

事故発生の際には、航空法に基づき当事者である事業者が対応に当たるとともに、国が原因究明などの調査を行うことになるものと考えます。

なお、運航にあたっては、事業者からの丁寧な住民説明や市町村などとの調整が不可欠です。県も地域の理解促進などに向けたサポートを行います。

包括連携協定で記載された地域課題の解決は、具体的には、将来、技術やサービスが進展した際の公共交通の空白地域解消や、医療・災害対応での救急利用などを想定しています。

引き続き技術開発や制度整備の状況などを注視しつつ、関係者や地域とコミュニケーションを取りながら、こうした新たな技術を積極的に取り入れ、県経済成長の牽引力としていきたいと考えています。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦(由)議員 ありがとうございます。

今伺う中では、まだいろんなものがはっきりしていなくて、これからだと私は取ったところです。

ただ、私が心配したことが結構ありましたが、

やはり県民も同じようなことを考えていると思います。これは本当に夢のあるものですから、今後そういうのを一つ一つ解決する中で、是非大分県が日本全国の先陣を切るような形でやれたら面白いとは思いますが、やっぱり空を飛んでいるものですから、よくパイロットの方と話をするんですが、車と飛行機の違いは何かというと、車は止まって考えることができるが飛行機は止まって考えることができないんだと。これは空飛ぶクルマですから、恐らく固定翼ではなくて回転翼の形なので、上空で止まることはできると思いますが、何かあったときには止まるのではなくて落ちてしまうので、そういった部分をちゃんと考えて、安全性を担保する形で実現しなければ、落ちました、下に人がいましたでは済まないで、そういった技術的なことも検証しながら、なるべく早めに大分で実現すると面白いなと思うので、その辺は知事、また積極的にいろんな面で取組をしていただければと私のほうからもお願いします。

続いて、次の質問に入ります。

県立図書館について質問します。

この質問を考えたところ、ちょうど今、大分合同新聞で県立図書館の特集をやっているようであり、あの記事を読むのを楽しみにしていますが、県立図書館について、今度は提言を交えてお尋ねします。

先般、久しぶりに県立図書館に行ってきました。以前、大分市役所の横にあった頃は頻繁に利用していたのですが、今の場所に移ってから利用するのは本当に数えるほどになってしまいました。現在の県立図書館の利用状況はどのようになっているか見てみましょう。

まず、入館者数ですが、令和5年で30万7,237人、個人貸出冊数で48万8,670冊となっています。大分市民図書館を同じように見てみると、同年入館者数が78万4,439人で貸出冊数が138万8,399冊です。大分市民図書館のほうは、あちこちの支所にある図書館も含めた数字です。

では、大分県立図書館と県外の同じ図書館とを比べるとどうなるか。これは人口や県立図書

館の設置場所、他の図書館との兼ね合いもあり、単純に比べることはできませんが、全国的に見ても大分県立図書館のさきほどの二つの数字は多いほうになるのではないかと考えます。

では、それでよいのか。私は一昨年から本関係の視察を数か所しました。石川県立図書館、こども本の森熊本、こども本の森中之島、こども本の森遠野、そして、八戸市立書店である八戸ブックセンターです。八戸は別にして、今言った図書館は、いずれも平日にもかかわらず、多くの方でにぎわっていました。

これらの図書館は、基本的な考えがこれまでの図書館とは異なるもので、しゃべっても可、日本十進分類法によらない独自の所蔵方法で表紙を見せることにより、その場に身を置くだけでも、歩くだけでも楽しくなるような空間となっていました。

特に石川県立図書館は、令和5年度の入館者数が102万6,046人で日本一です。石川県と大分県の人口はほぼ同じで、他に金沢市立図書館も金沢市内に複数あり、県立図書館の立地場所は大分県立図書館と同じくらいアクセスは悪く、観光客がたくさん来るからと思えば、ほぼ県民の利用だけだということで、条件的には大分県立図書館と変わらないのにこの数字です。

ここで、大分県立図書館に話は戻ります。本棚にある本を見て回ると、私にとっても興味深い本がたくさん並んでいます。でも、楽しくありません。それはなぜか。多くの本がただ本棚に利用者に背表紙を向けた状態で並んでいるだけであるからだだと思いますし、基本コンセプトが古い図書館であるからだだと思います。本好きの私としては、県民にもっと多くの本を読んでもらいたい、本に触れ合ってもらいたいとの気持ちを強く持っています。本を読むことにより知識を得られ、そして、人生が豊かになります。もっともっと図書館を利用してもらいたいと考えるところです。

建物を建て替えることは難しいと思うので、他県の例などを参考に展示方法の改善を図るなど、基本的な考え方を変えてみてはいかがでしょうか

か。図書館なのですから、もっと柔らかい発想で運営することが利用者の増加につながると思います。

そこで、本の展示方法の改善を含め、今後、県立図書館の利用者の増加に向けてどのように取り組んでいくのか、教育長にお尋ねします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 令和4年に開館した石川県立図書館は、敷地・延べ床面積ともに大分県立図書館の2倍のキャパシティを生かし、様々な取組を行っており、来館者数では3倍以上の開きがあります。

一方、今年開館30周年を迎えた大分県立図書館においても、限られたスペースの中で展示の工夫や利用拡大に向けたサービス向上に取り組んでいます。

具体的には、議員御指摘のとおり、本の表紙を見せる展示は来館者の関心を引くのに有効であることから、大分県立図書館においても、科学や法律、防災などの様々なテーマを決めて関連する本を1か所に集め、表紙が見えるように展示する企画を今年度既に120回実施しています。

また、ビジネス・健康・子育て等をテーマにした課題解決コーナーを設置するなど、日本十進分類法によらない独自の展示も行っています。

さらに、電子書籍等の非来館型サービスや、大活字本、朗読CD、触る絵本等のバリアフリーサービスの充実によりユニバーサル化も図っています。

こうした地道な取組もあって、来館者一人当たりの貸出冊数では、石川県の0.6冊に対し、大分県は1.6冊と上回っているところです。

今後もより多くの県民に愛される図書館を目指し、石川県をはじめ、他県の取組も参考にしながら、新しい発想による機能向上を図っていきます。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 ありがとうございます。

いろんなことに取り組んでいるというのは今分かりましたが、基本的に今私が言った図書館と比べて、やはり大分県立図書館は地味なんで

す。地味に頑張っているのは分かるんですが、本を書いたほう、作者にとって本の中身も大事なんですが、表紙をどうするかというのも、出版社といろいろ考えて表紙を作っていくんですよ。ただ、図書館に入ると、せっかく考えた表紙が見えない状況で展示されてしまうんです。ですから、今私が言った図書館というのは、表紙も美術品として扱うような形をして県民や市民に展示している、そういう部分でやはり評価されて、入館者が多いのではないかなと思うし、私が図書館の中を歩いていて、本当に楽しいんです。美術館の中を歩いているのと同じ状況だったと思います。

隣の熊本県は近いですから、本の森熊本辺りを視察していただいて、そういったいい部分を参考にいただければと思いますので、今後の県立図書館のいろんな取組に期待して、次の質問に入ります。

次に、地域の書店について質問します。

出版文化産業振興財団は、書店が1店舗もない市が2024年8月時点で15道県の24市に上ると発表しました。本県も1市、その中に名前が出ています。また、書店がない自治体は全国で28.2%に当たると発表されており、その割合は年々増加傾向にあるとされています。

大分県は無書店自治体が2自治体で、その割合は11.1%となっており、九州各県と比べてみると最も少ない数字が出ています。ただ、これは町村合併が他の県より進んだからであり、もし自治体数が以前と同じであれば、もっと書店ゼロの自治体は多かつたのではないかと考えられます。

書店は地域の文化拠点であり、その減少は文化の衰退、ひいては国力の衰退になるのではないかと私は考えます。このままでは大変なことになります。私は本好きで1週間に何度も書店に足を運びますが、大分市在住ですので、まだ大きな書店も何店舗もあり、書店巡りを楽しむことができます。しかし、これが書店ゼロの自治体に住んでいたらと考えると恐ろしいものがあります。

まちの書店の減少はなぜ起きるのか。様々な

理由がありますが、簡単に言うと、本が売れなくなって利益が出なくなったからです。であるならば、利益が出なくても存続できる書店であればいいわけであり、それがさきほど視察に伺った公営書店、八戸市立のブックセンターです。

ただ、私は今、直ちに県や市町村が公営の書店をつくるべきと言っているわけではありません。それは選択肢の一つとして考えるべきではありますが、その前に、各自治体で少なくとも地域の書店が存続できるように何らかの形で県や市町村がサポートするべきであると考えます。

書店は、地域の商業における核となる事業者の一つです。地域商業の活性化も県の商工行政における重要な課題です。その一環として、地域の書店の存続や活性化に向けた支援に取り組んでいくべきと考えます。

そこで、どのように支援に取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 地域の書店を取り巻く環境は、人口減少や本離れ・活字離れの進行、ネット書店の拡大、物流費の上昇などにより大変厳しい状況です。

国においては、文化の発信拠点である書店の果たす役割に着目し、書店活性化のための課題を本年1月に取りまとめ、その解決に向けた書店活性化プランの策定を現在進めているものと承知しています。

県は、クラウド会計ソフトなどITツールの導入支援や資金調達の円滑化を図る県制度資金など、地域の書店も利用できる支援を実施しています。また、商工団体などにおいても、経営相談など事業者の事業継続・発展を支援しています。こうした中で、新規開業や事業拡大など意欲的に書店経営に取り組む事業者も県内に複数出てきているところです。

引き続き国の書店活性化プランの動きを注視するとともに、市町村や関係機関と連携し、各種支援策を周知しながら、書店が事業を継続し、新たな挑戦に取り組めるよう適切な支援を行っていきます。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦（由）議員 ありがとうございます。

国のほうがいろいろとやっただけでいるようですので、是非県も一緒になって各市町村と共に書店が本当になくならないように、その辺はサポートしていただくようお願いして、最後の質問に入ります。

A P U ・立命館アジア太平洋大学との連携について質問します。

A P U に関しては皆さん御存じでしょうから、ここでは説明を省きます。私は、この大学の卒業生のうち大分県内の企業に就職した方が2023年度で僅か6.3%であるという記事を読んで愕然としました。全世界、日本全国からこの大分に集まった貴重な人材が卒業後、僅か6.3%しか大分に残らなかったというのです。

私は以前から、この大学の学生たちといろんなイベントを通じて交流してきましたが、外国人、日本人とも良い意味でユニークで、将来が楽しみな学生たちでした。外国から来た学生たちは、それぞれの国の風習や考えがあるので、その国では普通かもしれませんが、日本人の学生だけを見ても、良い意味で変わり者の集まりでした。古今東西、世の中を変えるきっかけをつくってきたのは変わり者です。イノベーションは変わり者でなければ起こせません。そういう意味では、このA P U ・立命館アジア太平洋大学は未来を変えることができる人材の宝庫であると私は考えています。穴見議員、そう思いませんか。

そんなすばらしい学生たちがたった6.3%しか大分に残らない、残念なことです。変わり者に選ばれる企業がそれだけ少なかったということです。大分県内の企業にも今後、彼ら、彼女らに選ばれるよう是非頑張ってもらいたいと思うところですが、私としては、これだけ面白い学生が大分を去って、大分との縁が薄くなっていくことがもったいないと思っています。

私は何人かの卒業生といまだに交流がありますが、それぞれ世界に出て、面白い生活を送っています。しかし、数人です。今後、県としてしっかりと計画を立て、学生の頃から多くのA

PU生と関係を築いていけば、本県はこれから世界を変えていく可能性のある人材と太いパイプを持つことになります。そのために、平素からAPUの学生たちと県の様々な事業で連携するほか、若い県の職員と学生との関係性を築く取組など積極的に実施していくべきと考えます。

そこで、立命館アジア太平洋大学との連携についてどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 立命館アジア太平洋大学、APUは、これまで世界の168の国や地域から学生を受け入れ、2万3千人を超える卒業生を輩出しています。学生の半数近くが海外からということもあり、議員御指摘のとおり、卒業生の多くが国外や、国内でも大都市圏で就職するなど、地域の枠を超え、グローバルに活躍しています。

来年度は、このように世界で活躍する留学生OB・OGのネットワークを活用し、県内企業の海外展開をサポートする取組を新たに実施する予定です。これに加え、県としては、国内外からAPUに集う学生が大分に愛着を持ち、県内定着につながるような取組も重要と考えています。

これまでも留学生の県内就職や起業を支援してきたほか、おおいた地域連携プラットフォームを通じて、学生が地域と直に接し、地域の課題解決に取り組む活動を推進しています。例えば、別府市の亀川商店街で実施したフィールドワークでは、APUの学生が商店街の再活性化のため、地域と対話を重ね、新事業を提案しました。

今後とも、APUを含めた県内高等教育機関と連携しながら、本県と継続的に関わる人材の確保・定着に努めていきます。

嶋議長 三浦由紀議員。

三浦(由)議員 ありがとうございます。

ネットワークを通じて企業の海外展開のサポート等をやっていくということで、本当に素晴らしいことだと思います。是非いろんな面で、大分と世界を通じていくそのかけ橋にAPUの

学生たちを使っただけならばと思えますし、それ以外にも、ちょっとOBがいる横で余り言いにくいんですが、いい意味で本当にあそこの学生は何か分からないが変わり者なんですよね。見ていると面白くてしょうがないんです。これだけすごく変わった方々が日本全国から集まっている大学は他にないのではないかなと思います。確かに他にも大分県内に大学はありますが、それぞれの大学の良さがあるんです。ただ、あそこだけは別格の面白さがあるし、それはそこに集う学生たちが築いているものですので、是非今後もそういったコネクションをつくって、県の活性化に努めていただければと思うので、今後どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

嶋議長 以上で三浦由紀議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午後1時 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。麻生栄作議員。

〔麻生議員登壇〕(拍手)

麻生議員 皆さんこんにちは。自由民主党の麻生栄作です。登壇の機会をいただいたことに感謝を申し上げ、東日本大震災から14年目の特別な日であることを肝に銘じ、議論したいと思えます。

時あたかも、令和の日本列島改造に移行しようとしていますが、本県は昭和の列島改造からも取り残されています。本県の過疎や人口減少は深刻であり、地域格差拡大については危機的事態が迫っています。限られた財源の中、今、県民の皆様が真に求めている豊かさとは何かを踏まえた政策議論の優先順位が問われています。

そこで、豊かさの実感をテーマに、議会の使命である行政の監視と政策提言の機能を意識しながら、分割方式にて質問していきます。

まず、エビデンスに基づいた政策づくりについて、定例部長会議やテーマごとの方針決定に

において、具体的にどのように実践されているのか、知事に伺いたいと思います。

エビデンスとは、提案・意見を述べる際に客観性を高めたり、説得力を持たせたりするための根拠や、予測・推測する際の検討・考察の材料となる情報などを指すそうです。

政策づくりにおいては、総務省統計局の家計調査や全国家計構造調査などの各種調査データを基に県民の賃金、所得、資産、消費の格差などを読み解き、県民の求める真の豊かさを実感できるよう精励されていることと存じます。そうした中、さきほど言った根拠や材料として、どのような情報を活用されているのか注目しています。

私は、幅広い政策に横串を刺し、情報やデータの共有を行った上で、今後の政策形成について議論していくべきと考えています。

そこで、本県における政策形成について、どのような根拠や情報に基づいて行われているのか、まず知事にお尋ねします。

次に、県民の生活に対する意識の変化について、どのように感じているのか認識を伺います。

令和4年第3回定例会において、総務省の2019年全国家計構造調査の都道府県別年間可処分所得の状況などについて、本県の順位、総合42位、女性世帯に至っては47位という報告を示しながら質問しました。

コロナ禍を経て、働き方改革や中小企業・小規模事業者の適切な価格転嫁の促進、賃上げなどの政策が実施されていますが、本県の豊かさを実感できる成果が出ているかが問われています。間もなく2024年調査結果が公表されることから、可処分所得や消費者物価指数の動向も気になるところであり、県民の生活に対する意識の変化について、佐藤知事の現下の認識に注目しています。

また、先日、日経新聞の記事で寛容性指標なるものを見つけ、寛容性と人口の社会増減には高い相関があるとの内容に着目しました。ライフフルホームズ総研が家族の在り方、女性の生き方などの観点から寛容性指標を算出したもので、私がインターネットで47都道府県の寛容と幸

福、人口移動に関する調査の本県に関する分析結果を探しました。今回、資料でも皆さんにお配りしています。

豊かさの実感につながる政策づくりのために、この寛容性指標の本県の結果について、知事はどうのような認識・評価をされ、どのように読み解き、政策づくりにいかそうとされているのか興味深いところです。本県の政策にいかせる着眼点及び改善の具体策があれば、是非お示しいただきたいと考えます。

そこで、知事に伺います。寛容性指標をはじめとした様々な指標を踏まえ、豊かさの実感に向け、県民の意識・志向の変化をどのように捉え、政策を議論し、施策に反映していこうとお考えなのか、お示してください。

3点目は、官民データの利活用について論じます。

各種調査データは、個別に多数存在しているものの、その活用には行政は苦慮しています。日本政策投資銀行グループ価値総合研究所が環境省と開発した地域経済循環分析データや民間が持つオープンデータについては、本県でも、平成28年度地域経済分析システム（RESAS）普及促進事業において大銀経済経営研究所を事業受託機関として平成29年3月に地域課題分析調査報告書をまとめ、公表したものの、それ以降の活用、報告、公表の実績が見えてきません。

国は平成29年に官民データ活用推進基本計画を策定、令和3年にはデジタル社会形成基本法を施行するなどしており、本県もDX推進戦略を策定し取組を進めています。しかし、他県計画と比べ、部局ごとの個別活用に終始した感が否めません。政策形成においては、官民が持つ調査データを総合的にフル活用することが不可欠です。AI活用も視野に入れた取組を急ぎたいものです。

先日、公共交通ネットワーク特別委員会で九州大学伊都キャンパスを訪ね、導入されている新スーパーコンピューターシステム玄海やデータセンターなどの話も伺いました。東九州新幹線の2ルートについて、低コストで、しかも将

来の人口推計などを盛り込んだ費用対効果の便益分析結果を瞬時に、しかも高い精度で出せるとの話に驚愕したばかりです。エビデンスに基づいた政策づくりには、AIの活用は不可欠です。

本県のDX推進戦略における行政のDXの取組の一つにデータに基づく政策立案、データ利活用との記載がありますが、その具体的な取組状況について説明いただきたいと考えます。

また、政策形成においては、データを読み解き、あるいは横串を刺して活用していくための職員のスキルアップや外部人材の登用や活用も大切です。加えて、地域の課題の解決に向けては、市町村との連携や市町村職員の育成も重要であると考えます。

そこで、職員の人材育成や外部人材の活用を含め、大分県DX推進戦略における官民データの利活用にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

あとは対面席から行います。

〔麻生議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの麻生栄作議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 麻生栄作議員の根拠に基づく政策形成についての質問にお答えします。

エビデンスに基づく政策立案については、昨今、EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）という言葉で表されており、政策の有効性を高め、行政への信頼確保に資するものとして、国や自治体ではDXの取組等とあわせ推進しているところです。

本県においても、各種政策の基礎となる重要なデータについては、全部局長の参加する会議で取組への影響や部局間連携等について議論を重ねて、政策に反映しているところです。

今議会で御審議いただいている第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、人口動態に関する様々なデータについて全庁的に議論を行いました。今後の人口推計に加え、年代別の社会増減データ、地域別流入入のデータなどから、若者・女性の呼び込みと定着を重

点課題の一つとして設定したところです。

また、個別事業を検討する際にも、本県の現状を示す客観的指標や、その要因を探るための各種データの活用等に取り組んでいます。

例えば、観光消費額の増加に向けて国内観光客の消費動向等を分析したところ、日帰り旅行が多く、観光消費額単価が九州で3番目に低いことが分かりました。そこで、夜間観光をテーマとした動画の配信など、ナイトタイムエコノミーの推進に力を入れたところ、宿泊割合が増加して、令和5年の単価は平成30年に比べ15%以上上昇するなど、観光消費額の増加につながったのではないかと考えています。今年度開催した destinations キャンペーンでも、引き続き夜間観光の充実を図り、経済波及効果146億円の一助となったと思います。

限られた人材や財源で行政サービスを維持し、諸課題に的確に対応していくには、データに基づく効果検証による事業の見直し等が求められます。また、デジタル化が進む中で、複雑・高度化する情報の分析が重要となることから、職員研修の充実や外部専門人材の活用等にも取り組んでいるところです。

各種統計などによって時代の流れを読み解きながら、一方で、県政ふれあい対話などの場を通じて、データだけでは把握しづらい県民の皆さんの直の声を幅広く伺うこともあわせて大切です。

これからも各種データの活用を図るとともに、県民各層と対話して、その思いに寄り添った政策・施策の立案を進めていきたいと考えています。

次に、県民の生活に対する意識の変化についてです。

頻発・激甚化する自然災害や、長引く物価上昇、混迷が続くウクライナ、中東情勢など、国内外の社会情勢は大きく変化していますが、そのような中で、県民の皆さんの意識の変化を把握するためには、政府統計や各種調査結果などが大変参考となります。

本日御紹介いただいた47都道府県の寛容と幸福、人口移動に関する調査をはじめとして、

都道府県魅力度ランキングや住みたい田舎ベストランキングなど、民間の実施する調査にも様々なものがあります。これらも県民や外からの本県への意識の変化を読み取れるデータの一つであることから、政策立案にあたっては参考にするように努めているところです。

豊かさには、経済的豊かさ、文化的豊かさ、時間的ゆとりや自然環境から安らぎを得る豊かさなど、様々な考え方があり、性別や年代、置かれている状況などにより、その価値観は人それぞれです。

こうした中で、変化する県民ニーズをよりの確に把握するためには、既存の統計や民間調査の活用に加えて、多様な立場の方々からの声を聞くことも重要です。

安心・元気・未来創造ビジョン2024の策定にあたっては、政策立案にいかすために、生活の満足度や暮らしやすさ、県への期待などについて県民意識調査を行ったほか、高校生に対するアンケートも実施しました。

県民意識調査では、生活の満足度などにおいて実際に重視していることや、前回実施した同様の調査結果からの変化などを把握することができました。加えて、若年層の声をしっかりと聞くために初めて行った全高校生へのオンラインアンケートでは、県に住み続けたいかどうか、また、その理由等を伺い、人口の流出入に関する施策の検討にいかしてきているところです。

これからも各種統計や調査結果を活用するとともに、対話をはじめとした様々な手段、手法で県民の意識・志向の変化を把握して、議論を重ねて施策に反映していきたいと考えています。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 私からは官民データの利活用についてお答えします。

デジタル化の進展により、様々なデータが利用可能となる中、そうしたデータを有効活用し、行政のDXを推進することが重要です。

昨年9月に策定した行財政改革推進計画2024でも、行政のDXを重要な柱に位置付けて

います。

こうした考えの下、例えば、健診やレセプトデータなどの分析を通じて重点的に取り組むべき健康課題を可視化し、効果的・効率的な保健事業を実施するデータヘルスなどのデータに基づく取組を推進しています。

また、官民が保有するデータやAIなどを活用した行政のDXを推進していくには、職員の人材育成や外部人材の活用が不可欠です。

職員の人材育成については、現在、全ての階層別研修においてDXに関する講座を導入し、スキルアップを図っています。

外部人材の活用では、来年度から、案件に合わせてDXアドバイザーを募集・選定し、プロジェクトの企画から実施までを伴走支援するなど、効果的な政策形成を図っていきます。

市町村とは現在、自治体DXの推進をテーマに合同研修を実施しています。昨年秋から、デジタル人材育成方針の策定に向けた取組も県として支援しています。

今後とも行政のDXを推進するため、積極的なデータ活用などに取り組んでいきます。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 県民の意識や志向が急激に大きく変化しています。特に若者や子育て世代の意識・志向の変化については、従来の常識では通用しないことを自覚しておかなければならないと思っています。

国は地方創生交付金を倍増しているものの、成果を測るにふさわしくない指標も目に付き、地方創生は虚実であり、エビデンス不全との指摘も免れられないのも、県民の意識や志向の変化の読み解き方に問題があるのかもしれないと考えました。根拠を欠いたまま予算を注ぎ込むだけでは地方創生の迷走は止まりません。従来の常識から脱皮し、危機感を持って、若者や子育て期の次代を担う世代が求めるニーズに的確かつ迅速に行政が応えることが不可欠です。

そのニーズを的確に把握するための根拠となる材料と情報の一つといえば、周回遅れではありますが、毎年公表されている県民経済計算であり、大分の若者がどこにどのように流出して

いるかを読み解くには、福岡都市圏や首都圏の都道府県民経済計算の調査報告書の経年変化動向に着目することであったり、さらに、その市町村民経済計算まで分析すると、流出の理由が見えてくるものがあります。問題は、そうした分析を誰がやるかです。

皆様も既に御承知の、内閣府が令和6年12月に公表している2024年秋号の「地域課題分析レポート—ポストコロナ禍の若者の地域選択と人口移動—」からも、我が国における人口移動の背景となる、どのような人々の考え方や行動パターンが影響しているのか、特に進学や就職時の地域の経済構造や雇用情勢を確認し、若者に選ばれる地方を目指して地域が取り組むべき課題についてというレポートについては十分認識されているはずです。

しかし、本県には、このようなレポートを分析、作成した政府の内閣府政策統括官のように、各種データを基に県民の賃金、所得、資産、消費などの動向を多角的視点から読み解く専門家の存在が見当たりません。地方自治体にも県独自の分析官が必要と考えます。本当に必要なのは基礎自治体だと思っています。政策の成果を発揮するために、持っている情報に横串を刺す組織や人事について高い専門性を保持したナレッジマネジメントシステム構築は急務の課題です。

そこで、さきほど、あるいは昨日の答弁にも加え、新年度のデジタル政策課への組織改編について事務分掌の工夫や専門的な外部人材登用などについて、もし知事の考えがあれば、見解をもう少し詳しく説明をお願いします。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 ただいま御指摘いただいた、様々なデータを横串を刺して分析して、その分析に基づいて政策を構築していくということは大変重要なことであり、それは従来から県庁でも各市町村でも取り組んでいることかと思いますが、さらにこれからそのような取組を強化していくということが重要であると考えます。

D X推進課においてもそのような取組を進めていきますし、また、民間派遣の研修もありま

すが、大銀経済経営研究所や内閣府の様々な地域創生の課、そういうところに県庁の職員や市役所の職員が出向して勉強する機会もあります。そのような機会を捉えて、職員の分析能力の向上にも取り組んでいきたいと思えます。

またあわせて、さきほども御質問いただきましたが、大学のそれぞれの経済学部や民間の経済分析機関との連携ということも大事な課題ですので、そのような取組を通じ、経済分析能力のさらなる向上に努めていきたいと考えています。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 商工観光労働部長への質問を忘れましたが、官民データの利活用については、例えば、かねてから観光戦略におけるDMOに求められる関連データの収集・分析に基づく誘客プランの立案といった専門性が十分発揮されていないことが指摘されています。

そうした中、鳴り物入りで2019年に設立されたおおいのAIテクノロジーセンターの県を含む3者協定によるGPU、画像処理ですが、GPUプラットフォームの無償提供や九州経済調査協会の地域経済に関するオープンデータや未活用のビッグデータを束ねた地域経済動向データのプラットフォームであるデータサラダ、こういったものの活用も見えてきていないのですが、この二つの活用についての状況について、もうちょっと詳しく説明いただけますでしょうか。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 まず、GPUのプラットフォーム無償提供については、県内企業のAI開発を促進することを目的として、県が協定を締結している企業からGPUプラットフォームの無償提供と利用環境のサポートをいただいています。これまで過去3年間で10社の活用実績があり、県内企業におけるAI開発に貢献しているところです。

具体的には、空港内での業務車両の自動運転のAI開発を行っている事業者は、その後の国交省の実証事業の受託につながっています。また、このほか、太陽光パネルの劣化を自動検知

するAI、それから、自社独自のロボット用生成AIの開発など、そうした企業の取組をサポートしているところです。

今後このようなサービスを活用し、県内企業の積極的な取組を応援していきたいと考えています。

続いて、データサラダについてですが、データサラダの観光分野、12指標の中で10指標は基データや代替統計を活用しているところです。データの充実具合などを見ながら、このデータサラダのさらなる活用を検討していきたいと思えます。

いずれにしても、この官民データの利活用というのは非常に重要な点ですので、我々としても積極的に進めつつ、また、さきほど言ったGPUの活用事例、そのほか、AIテクノロジーセンターの取組もありますので、そういった点についても積極的な発信をしながら、成果の見える化にも努めていきたいと思えます。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 各市町村の現場や、あるいは民間の現場でもそういったものを活用できるように指導をお願いします。

それでは次に、本県の深刻な人口減少・少子化、地域格差の拡大については、さきほどの寛容性指標の女性の生き方や、男性の未婚率、若者信頼等の指標からも読み解くことができそうです。

また、令和5年度子ども・子育て県民意識調査報告書からも本県の課題を読み解くことができます。例えば、子育てにかかる費用において最も負担が大きいと感じているものなどをアンケートから読み取り、子育て支援策の成果が見える、的を絞った政策づくりが求められています。

このため、ライフステージを通じた出産から18歳までの一人当たり換算子育て費用と子育て家庭への経済的支援策の実態について調べてみました。モデルケースでは、子ども一人を18歳まで育てる経費、約2,300万円に対し、行政等からの支援は約638万円となっています。支援金額としてはかなりの大きさですが、

問題は、子育て世代のニーズに合致しているのか、また、成果につながっているのかという点であり、私は疑問に感じています。

そこで、福祉保健部長に質問します。令和5年度子ども・子育て県民意識調査報告書からどのように課題を読み解いているのか、お示しください。特に、ライフステージを通じた子育て家庭への経済的支援の在り方について、一時金や手当に関する改善を含め検討すべき点をお示し願います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県が毎年行っている意識調査では、希望する子どもを持つためには経済的な支援が必要と回答した子育て世帯は毎年約8割程度に上ります。

そのような中、本県では、不妊治療費助成や保育料の減免に加えて、今年度からは、子ども医療費を高校生年代まで拡充するなど、全国トップレベルの助成を行ってきました。

加えて国でも、昨年度から出産育児一時金を50万円に増額したほか、昨年10月からは児童手当を大幅に拡充するなど、子育て世帯への支援は格段に充実してきています。

本県では、これまでの施策効果もあり、近年を見ると、既婚女性の出生率は増加傾向となっていますが、自治体主導の施策ではどうしても地域間で地域差が生じ、国全体の抜本的な少子化対策にならないのではないかとこの点を踏まえ、今後は国の対策として進めるべきと考えています。

折しも国では、現在、高校授業料、あるいは給食費の無償化、さらには保育料のさらなる助成のほか、税制面での子育て支援も今後予定されています。

また、昨今では、子育て世帯のニーズが経済的支援のみならず、可処分所得、いわゆる手取りの増や住環境の整備などにも変容しつつあることも踏まえ、時代に即した効果的な対策を官民連携で進めていく、こういう視点が大切ではないかと思っています。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 ただいまの答弁で、可処分所得であ

るとか、そういった視点が効果につながるように把握していく必要があるかと思えます。

県民意識調査の結果でも、就学前のお子さんをお持ちの子育て世代は、食費の負担が大きい、あるいは日用品の負担が大きいという結果が出ていますが、これは多分、日用品というのはおむつであったり、食費も離乳食とか、こういったものをドラッグストアとかスーパーマーケットへ行って見てみると、おむつ50個入りが1袋2千円を超えているような状況で、これが1週間か、あるいは10日でなくなっちゃうと。そういった負担を全部やっているんだと考えると、大変だろうなということを感じざるわけであり、そういったことをしっかりと取り組んでいく必要があるかと思えます。

後ほどまたこの件については質問しますが、次に移りたいと思えます。

人生会議についてです。

子育て世代への経済支援を厚くするにはその財源をどのように確保するかも大きな課題です。子だくさんとして有名な徳之島では、その背景の一つとして高齢者の意志が働いていることは有名です。

一方、本県では、豊かな人生を送るために人生会議の普及啓発を推進する条例が制定されています。この条例は、令和2年7月に議員提案によって全国初の条例として制定されています。

そうした中、人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査の報告書が令和5年12月に公表されました。これは本人の意思を尊重した人生の最終段階における医療・ケアの在り方の検討に活用するとされています。

私はあるとき、衝撃を受けました。様々な政策を行っているが少子化の歯止めはかかっていないのではないか、肝は何かという議論となり、延命治療をやめ、その医療費を子育て家庭への経済的支援に回せであったり、また、晩婚化が進んでいるが、若年結婚が可能な社会づくり、これを目指せといったような意見があり、的を射ているなど痛感したところです。

そこで、できない理由を述べるのではなく、できる方法を考えてみたいと思ひ、以下の2点

について福祉保健部長に質問します。

まず、人生会議啓発推進条例について、条例は制定したものの放置されているには意味がありません。人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査報告書から本人の意思を尊重するための実態及び課題について、どのように読み解いて、どのような課題があると認識しているのか、条例に基づく取組も踏まえてお聞かせください。

次に、治療方法によっては延命治療費も必要となり、その負担についても人生会議の中で御家族で議論しておくことも大事です。これからの時代、人生会議の実践状況と延命治療費の相関関係などについても、AIの活用によって大きく変わりそうです。真に豊かさを実感できる社会づくりに向け、この度の意識調査の結果や延命治療費との相関関係などのエビデンスを人生会議の推進に活用していくべきと考えますが、県の見解をお聞かせください。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 令和2年施行の人生会議条例に基づき、本県では県民向けセミナーなど普及啓発を進めていますが、昨年度の県民意識調査では、約7割の方々が人生会議そのものについて知らないと回答しており、引き続きさらなる啓発に努めていきます。

他方、国の意識調査によると、人生の最終段階で延命治療を望まないという人が多い一方で、2割程度の方々が分からないと回答しており、各々の人生観により考え方は様々であろうと思ひます。

また、専門職への調査で必要と回答が多かった相談体制の充実です。これについては、条例にもあるように、人材育成に向けて人生会議を支援できる医療人材・介護従事者などの養成講座を開催しています。今年度は大分市、それから、臼杵市で計51名を養成したところであり、新年度は他の地域での実施に広げていきたいと考えています。

あわせて、人生会議をテーマとした県民参加型のプログラムも検討しており、年代を問わず広く県民理解を深めていきます。

いずれにしても、条例の第3条に規定されているとおり、人生会議は本人や御家族の意思を最大限に尊重すべきものであり、我々行政がどの程度関与していくかということについては、倫理上極めて難しい課題であると考えています。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 ただいま難しい課題であるからこそ政治が担うべきということで、議会提案でこれは制定したわけです。

このNTTデータ経営研究所の令和5年12月の報告書の中にありますように、問いの15-3に、あなたが病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えたとき、下記のア～キの医療を望みますかということで、口から水を飲めなくなった場合の点滴、中心静脈栄養、経鼻栄養、胃ろう、人工呼吸器の使用といった選択をどうするかということを経験関係、介護従事者等々にしているわけですが、こういったことを人生会議の中でしっかりしておくことが重要だろうと、このことを申し添えておきたいと思います。

次に、社会資本整備について質問します。

インフラの整備は、便利さや安心を追求する一方で、時間と空間の豊かさを実感できるものでなければなりません。身近な暮らしの中で、自分の生活が改善され、近い将来にその地域で暮らすことに希望が持てることが大切です。

そこでまず、時間の豊かさを実感できる渋滞対策について質問していきます。

県内の主要渋滞箇所は139か所、そのうち7割の97か所が大分市内に集中しています。移動時間の短縮、物流コストや燃料代の低減、通勤時間の負担軽減など、様々な面で豊かさを実感するためには渋滞の解消は最優先課題と言えます。他方、その箇所数の多さなどから、路線の新設や拡幅といった抜本的な対策の完成までには、お金も時間もかかり過ぎると考えられます。

そこで、新しい技術などを活用し、効率的に渋滞対策を進めるための検討を進めるべきです。県交通渋滞対策協議会における取組を検証した上で、交差点の右折レーンの延伸やラウンドア

バウトの導入など、少ない投資で効果が期待されるハード対策に加え、時差出勤や在宅ワークの促進、バスレーンの専用、優先、あるいは廃止を含めた見直しなどのソフト対策を急ぐ必要があります。

さらに、ハードとソフトをうまく組み合わせで効果的に対策を進めるためには、現状、機能しているとは言い難い策定済みの地域公共交通計画、昨日の答弁にもありましたが、来年度から抜本的に見直しをするということですが、その抜本的見直しも含め、渋滞解消策の立案を目的とした交通部局やバス、鉄道事業者などとの連携を再構築していくことが不可欠と思われる。

知事は前の大分市長でいらっしゃいますので、既に渋滞に関する市内の状況や課題については十分御認識されていることと思います。今後、そうした知見も対策に役立てていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、大分市内の渋滞対策について、今後どのように取り組んでいくのか、昨日の答弁にもありましたが、優先順位の絞り込みや国土強靱化以外の財源確保の工夫などについても、知事のお考えがあればお聞かせください。

次に、クラサスドーム大分へのアクセスについてお尋ねします。

今、渋滞対策について聞きましたが、大分スポーツ公園の利用に伴う渋滞対策会議の立ち上げのきっかけは、サッカー日本代表戦でした。二度と大分でやるなというSNS上での全国のサッカーファンからの罵声による危機感からだったと記憶しています。他方、いまだにクラサスドーム大分へのアクセスの改善は進んでいません。

ドームは県民にとって、2002年FIFAワールドカップやラグビーワールドカップ2019だけでなく、高校総体や国体、各種決勝会場などの思い出が詰まったスポーツの聖地です。県民の宝、誇りであるこの施設は、時間と空間の豊かさを実感できる社会資本整備の象徴であったはずであり、アクセスさえ改善できれば、

さらに価値は高まると私は考えています。

こうした中、クラサスドーム大分をホームグラウンドとする大分トリニータのスポンサー企業の経営者によるサッカー専用スタジアム構想について、年末以来、マスコミ報道をにぎわせています。このことは、様々な意味で他の分野への影響も予想され、整理しなければ大混乱を招く恐れもあると危惧しています。サポーターや県民の皆様には現状を正しく伝え、未来と一緒に予測できるよう、今回質問します。

ドームへのアクセス改善については、できない理由よりできる方法の模索が重要です。まずは、できることから少しずつ積み上げることを求めます。

私もこれまで、福岡市で利用されている連節バスの導入を提言してきましたが、それらの検討状況も含めて非常に注目しているところです。

そこで、現下の進捗状況及び課題を含め、クラサスドーム大分へのアクセス改善にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 私の方からは大分市内の渋滞対策についてお答えします。

県民生活や社会経済活動を支える道路は重要な社会インフラであり、安全で快適な移動を確保する上で、交通渋滞の解消は大きな課題の一つです。

大分市内の渋滞対策については、箇所数が大変多く、効果の大きい抜本的な対策を進めながら、短期的な対策についても取り組んでいるところです。

まず、抜本的な対策ですが、平成30年に開通した庄の原佐野線の宗麟大橋は、現在1日約2万4千台の交通量があり、開通前と比較すると、周辺の滝尾橋等の交通量が減少して、渋滞緩和の効果が発現しています。引き続き、庄の原佐野線の下郡工区や下郡・明野工区のほか、東部地区の渋滞緩和の効果が期待されている国道197号鶴崎拡幅等の整備を進めていきます。

次に、短期的な対策ですが、ハード対策としては、例えば、国道197号の乗越交差点等で

右折レーンを延伸しており、渋滞緩和の効果を確認しています。現在は、県道大分臼杵線の椎迫入口交差点において、同様の対策の準備を進めているところです。

また、ソフト対策として、これまで時差出勤やテレワーク等を推奨する交通需要マネジメントの試行等に取り組んできました。本年度は、公共交通の利用促進に向け、社会実験としてバス無料デーを実施したところです。今後、実験の効果を検証することとしています。

これらの対策を効果的、効率的に進めるために、国、県、市の道路と交通部局に加えて、県警察やバス会社等の関係団体が参画する大分県交通渋滞対策協議会において、総合的な渋滞対策の進め方を議論していきます。

協議会では、車載器による車両の走行履歴等が記録されるETC2.0システムのデータを活用して、渋滞状況の把握や、対策の検討、効果の検証等を行っていきたくと思っています。

引き続き関係機関としっかりと連携を図りながら、効果的、効率的な渋滞対策に取り組んでいきます。

その他の質問については、担当部局長から答弁します。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 私からはクラサスドーム大分へのアクセスについてお答えします。

クラサスドーム大分の利活用促進や利便性向上には、交通アクセスの改善が重要です。そのため県では、昨年からは部局横断によるプロジェクトチームを設置し、新たな公共交通や大分松岡パーキングエリアの活用などの検討を行ってきました。

議員御指摘の連節バスも大量輸送が可能となることから、アクセス改善に有効な公共交通の一つとして議論してきたところです。しかしながら、大分市内のバス事業者からは、コロナ禍を経て利用者が減少しており、また、採算性確保などの課題もあることから、現状では連節バスの導入は厳しいと伺っています。

こうした検討を踏まえ、まずはアクセス改善を含む多様な効果が期待される大分松岡パーキ

ングエリアのスマートインターチェンジ化の実現に取り組んでいます。加えて、大分駅からのアクセスルートである庄の原佐野線下郡工区などの道路整備も推進していきます。

今後も関係機関と連携して、クラサスドーム大分のアクセス改善に取り組んでいきます。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 クラサスドーム大分を本拠地とする大分トリニータに対しては、その経営支援として使用料及び手数料条例第6条に基づきドーム等使用料が減免されています。その累計額は約18億円に達しています。

本来は減免でなく、トリニータ自体の収益性を改善することにより、適正な受益者負担を担保すべきと考えるわけです。この18億円で、アクセス改善であったり、ドームの長寿命化、あるいはいろんなことが改善できているはずなんです。そのあたりのことをしっかりと検証していくことを強く求めておきたいと思います。

バス協会の会長とか、あるいはトリニータの経営陣とも、連節バス等々をもっと本気で研究しましょうよという話もしていますので、この件も諦めずに、是非いろんな、これこそ三位一体で、ゲームのあるとき、ないときにバス専用レーンで走らせれば相当改善されるわけであり、あのバス専用、あるいは優先レーンのスペースというのはもったいないわけですから、そういったこともひっくるめて、担い手不足、運転手不足の中でやるべきことはまだまだあるかと思えますので、こういったのを、根拠をしっかりと算出しながら議論を進めていければと思っています。そのことを伝えておきたいと思います。

それでは次に、道路整備について伺います。

時間と空間の豊かさを実感するために、少しでも早く効果を発現することが肝要である道路整備について聞きたいと思います。

特に、地域での暮らしに密接な県道の県単事業には時間がかかり過ぎている感が否めず、その加速が求められています。そこで、私の地元を通る県道高崎大分線を取り上げ、質問していきます。

この道は、生活道路としての位置付けはもち

ろんですが、重要物流道路の指定こそされていませんが、産業基盤を支える資源循環施設が多く立地する産業上重要な道路であり、また、柞原八幡宮の参道でもあります。柞原八幡宮は現在、本殿や申殿等10棟及びそれに付随する2棟の国指定重要文化財の保存修理工事に入っており、ただいま本殿周辺の5棟が第1期事業として平成30年度から8か年計画で実施中です。申殿や拝殿等の7棟の詳細調査を令和8年度に行った上で、令和9年度から令和15年度までの7年で第2期事業として工事を行う予定と伺っています。既に本殿の漆塗りなどに入っており、建築関係者の注目の的となっていることは御承知のとおりです。また、平成27年度の太宰府にある九州国立博物館の開館10周年記念トピック展示に柞原八幡宮の室町時代から伝わる由原八幡宮縁起絵巻と四季山水蒔絵箱が展覧されて以来、県外からも多くの方がお見えになるようになりました。文化財保存事業が進めば、日光東照宮のように観光客の増加が期待され、実際にレンタカーによる訪日客、インバウンド客も最近少しずつ増えてきています。

こうした中、県道高崎大分線は、令和2年度までにJRかんたんガードの御幸校区をはじめ、上八幡の一部区間が完成したように、非常に狭かった道路の2車線への拡幅を続けていただいております。随分よくなったと住民の皆様も実感しています。ここまで御尽力、御協力いただいた土木事務所の皆様をはじめ、関係する全ての皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今後も八幡2工区をはじめ、柞原八幡宮までの上八幡工区の整備を文化財保存修理第1期事業の完成に限りなく近付けて前倒しで進めていただけるよう願っています。また、文化財保存修理第2期事業が完成する令和15年度までには、柞原八幡宮から机張原の放生池までの狭隘区間についても車同士の擦れ違い困難箇所が解消されるよう要望します。

加えて、高崎山山頂への森林セラピーロードや柞原八幡宮の重要文化財などに触れ、暮らしの豊かさを実感するには、地域住民の皆様の夢

でもある休止した路線バス柞原線や机張原線の復活や代替交通として集落の奥まで延伸されたコミュニティバスの巡回路線の区間新設が不可欠と考えています。

こうしたことを踏まえ、県道高崎大分線について道路整備を少しでも早く進めていくために今後どのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお聞きします。

最後に、居住空間における豊かさの実感について伺います。豊かさを感じる前提として安心が必要です。

南海トラフ地震の30年以内の発生確率が80%程度に見直される中、住宅耐震化の取組強化が不可欠です。それは空き家対策としても重要です。この件は今議会でも既に議論がありましたが、私は少し別な観点から質問します。

昨年の予算特別委員会において、住宅耐震化総合支援事業の支援対象について、1981年の新耐震基準導入以降から2000年の接合部の基準明確化までの間に建築された木造住宅への拡充を求めました。これに対して、所管課長から能登半島地震の被害調査結果が秋頃公表されるのを受けて検討する旨の答弁がありました。

そこでまず、能登半島地震における1981年から2000年の間に建築された木造住宅の被害状況をお示しください。その上で、本県の住宅耐震化総合支援事業の支援対象について同期間に建築された木造住宅に拡大する考えはないのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 それではまず、県道高崎大分線の整備についてお答えします。

本路線は由布市と大分市西部を結ぶ延長約8.1キロメートルの幹線道路です。地域の生活道路のみならず、柞原八幡宮や資源循環施設へのルートとして観光や産業を支える重要な路線です。

これまで、路線の中でも交通量の多い西大分地区と高崎地区において整備を先んじて行ってきたところです。残る八幡地区でも、線形不良や幅員狭小で離合が困難な箇所があり、安全性や走行性に課題があると考えています。

現在、大分市側の整備が完了した箇所から続く延長720メートルの八幡2工区を事業中です。昨年8月までに460メートル間を供用し、残る区間も急ぎ整備を進めています。

また、柞原八幡宮までの未改良区間については、八幡宮の大規模改修後に多くの参拝客が見込まれることから、現在事業中の八幡2工区の完了前に事業化を図っていきます。

さらに、柞原八幡宮から放生池までの狭隘区間についても、沿道の状況を踏まえながら整備手法を検討していきます。

今後も地権者や地元の皆様の御協力をいただきながら、高崎大分線の整備を進めていきます。

続いて、住宅の耐震化についてお答えします。

昨年11月に、国は能登半島地震における建築物被害分析の中間報告を公表しました。それによると、木造建築物で倒壊・崩壊したものは、1981年から2000年の間に建てられたものでは5.4%、1981年以前に建てられたものではその約4倍の19.4%でした。また、1981年以前に建てられた木造建築物で耐震改修を行ったものは、倒壊・崩壊していないことも判明したところです。この結果からも、まずは1981年以前に建てられた木造住宅の耐震化をより一層促進することが重要であり、低コスト工法の普及や補助制度の拡充を図りたいと考えています。

他方、1981年から2000年の間に建てられた木造住宅については、国が簡易な耐震性能検証法を公表し、リフォーム等を行う際の活用を推奨しているところです。県としても、その期間に建てられた木造住宅の耐震性の向上に向け、リフォーム事業者などへこの検証法の周知を図っていきます。

今後、国においては、能登半島地震における建築物被害の詳細な分析を行う予定であることから、その結果を踏まえ、必要な取組を検討していきます。

井上副議長 麻生栄作議員。

麻生議員 丁寧な答弁ありがとうございます。

今回私が地元の県道大分高崎線を取り上げたんですが、実は大分市内の県道、むしろ大分県

全域いろんなところに行っていますが、大分市内の県道が一番課題が大きいなと痛感しており、大分土木事務所の皆さんも土木建築部も本当に御苦労されていることと思います。

さきほど言った柞原八幡宮から放生池までの区間、知事はお通りになったことがありますでしょうか。また、大分市内で言うならば県道41号大分大野線、柏原地区とか、いわゆる救急車も通らないと。軽自動車の救急車でないと、とてもではないが行けないところもあるわけであり、そういったようなところも含めて、中部振興局長のときに総務部長には現地に足を運んでいただいたりもしていますし、是非そういったところを知事、足を運んでいただいて、再度、大分市内の県道の有様というのを改善していくために、改良、改善を加速するにはどうしたらいいか。財源の問題もあるんでしょうが、そういった中で、旧道処理、いわゆるバイパスを造ったりして、残った部分を相変わらず県の方で管理していると。そういった問題について、市長時代には要望する側だったと思うんですが、今度は受ける側、その両方を経験されていらっしゃると思いますので、両方の気持ちも分かるかと思うので、なおさら県と市、知事と市長が冒頭トップ会談で、少しでも前に進むことが加速するような話を入口としてやっていただいて、現場の土木の職員それぞれがやりやすいような環境を早急につくっていただいて、優先順位とか絞り込み、こういったことが大事になってこようかと思います。是非そのことをお願いしておきたいと思います。

それから、耐震については、実際に耐震補強したところは大丈夫だったという話がある中で、問題は、対象年数、さきほど指摘した部分が5.4%、4倍になるのかな、4分の1みたいですが、この5.4%の方々はやっぱり不安だと思うので、そういった心配されている方々には耐震診断を早く受けてもらう、その周知徹底をすると同時に、耐震診断で要因が分かり次第、低コスト工法で接合部分を補強するといったような部分について、早速取り掛かれるような補助スキームを検討しておいていただきますことを

お願い申し上げておきたいと思います。

今回私が根拠のある政策づくりということを行いました。先般、台湾に行ってきました。コロナ前に何度も行っているんですが、特に今回痛感したのは、デジタル革命が進んでいることでした。学校ではマイクロソフト認定校、そういったところにも行きました。新北市の図書館は完璧にデジタル革命を行っていて、24時間貸し借りできる、しかもコンビニでも貸し借りできるようになっていました。こういったことはオードリー・タンさんのやっぱりデジタル革命がなされたと、そういった意味でもデジタル政策課のいわゆる——すぐ終わります。デジタル革命によって……

井上副議長 質問時間を超過しましたので、簡潔にお願いします。

麻生議員 デジタル革命の、誰がやるか、そういった登用する、あるいはそれを認められる寛容な社会、一方で、台湾海峡有事に向けた国民全員の当事者意識があったと、危機感があったと、そのことを言って、私の質問を終わります。

多少時間が超過して誠に申し訳ありませんでした。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で麻生栄作議員の質問及び答弁は終わりました。福崎智幸議員。

〔福崎議員登壇〕（拍手）

福崎議員 議席番号26番、県民クラブの福崎智幸です。令和7年第1回定例会の一般質問最終バッターとして質問の機会をいただいた県民クラブの先輩、そして、同僚議員の皆さんにまずは感謝申し上げるとともに、お忙しい中、多数傍聴にお見えいただいた皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

質問に入る前に、この3月末をもって県を退職される高野企業局長、島田生活環境部長、五ノ谷土木建築部長、倉原人事委員会事務局長、河野監査委員事務局長をはじめ、多くの職員の皆さんには誠心誠意、これまで使命感を持って県民のために、そして県勢伸展のために、各々の立場で格段の御尽力をいただいたことに改めて心より感謝申し上げるとともに、深く敬意の

念を表す次第です。

退職されたとはいえ、60歳、まだまだお若い皆さんです。これまでの豊富な経験や知識を存分にいかされて、今後も県勢の発展はもとより、様々な分野において、なお一層の御活躍をされますことを心より御祈念申し上げます。本日に長い間御苦勞様でした。(拍手)

それでは、一問一答方式で質問します。

まずは労働行政について、カスタマーハラスメントについて質問します。

私は、昨年の第1回定例会でカスタマーハラスメントに対する県の認識や防止への取組をお尋ねしました。県は、労働者の就業環境を害するとともに、企業の生産性にも悪影響を与え、パワハラ、セクハラと同様に重大な問題と考えている。労働講座やハラスメント対策セミナーを開催し、労働者や事業主にカスタマーハラスメント対策の周知、啓発を行っています。引き続き関係機関と連携し、カスタマーハラスメントへの適切な対応を促すというような御答弁をいただきましたが、現実、カスハラは一向に減る状況ではありません。

昨年11月に大分県職員を対象にしたアンケートでは、おおむね5年以内にカスハラを受けたことがあると回答した人が46.8%、見聞きしたことがあると回答した人が15.2%となっており、6割以上がカスハラ被害の当事者や目撃者になっているという結果でした。

カスハラは、従業員の精神的、また肉体的負担を増大させ、離職や人材不足を助長する要因となっています。民間が行った2024年のカスタマーハラスメントに関する定量調査によると、カスハラ以外の直後に、仕事を辞めたいと思ったと回答した人が38%に上り、カスハラ被害者は被害を受けていない人と比べて転職意向が1.8から1.9倍、離職率が1.3倍高いことが示されているところです。

このようなことから、真に働きやすい労働環境を整備するためには、カスハラへの対策は急務と言えます。しかしながら、労働者や事業主の取組にも限界があり、社会全体にカスハラをやってはならないという認識を浸透させ、労働

者の安全と良好な労働環境を確保することが私は必要であると強く思います。東京都や北海道、三重県桑名市では、カスタマーハラスメントの防止に関する条例を制定し、働く人の安全と健康を守る姿勢を明確に打ち出しています。

こうした他地域の取組を参考とし、本県でもハラスメントゼロを目指した施策を県政の重点課題として取り組んでいくべきではないかと思えます。もちろん、単に条例を制定するだけでは意味がなく、実効性のある体系的な施策を検討した上で、その具体化を図るための条例や計画を策定し、実行する必要があると考えます。

そこで、具体的な施策を伴った条例の制定を含め、カスタマーハラスメントの防止にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺いたいと思います。

以下、対面席にて行います。

[福崎議員、対面演壇横の待機席へ移動]

井上副議長 ただいまの福崎智幸議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 冒頭、福崎智幸議員には、この度県庁を退職する職員に対し大変温かいねぎらいのお言葉を賜りました。心温まる御配慮に御礼を申し上げたく存じます。

それでは、カスタマーハラスメントについてお答えします。

顧客等による労働者の就業環境を害する著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、近年、社会問題として顕在化しており、その対策は喫緊の課題となっています。

県ではこれまで、国が策定したカスタマーハラスメントに関する指針等に基づき、労働者からの相談に適切に対応するための体制を整備するよう、事業者に対し、労働講座やハラスメント対策セミナー等を通じて呼びかけてきました。

また、事業主でもある大分県庁としても、本年1月には県職員向けの大分県職員カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定して、組織としての対策を強化したところです。

他方、消費者への啓発も重要であることから、地域や学校で開催する出前講座での呼びかけや

啓発チラシ等の配布に加え、広報誌やSNS等による啓発に努めています。

しかしながら、国の職場のハラスメントに関する実態調査によると、カスタマーハラスメントの相談件数や該当事例は増加傾向にあります。

そのため、国はハラスメント対策の強化の一環として、労働施策総合推進法等の改正法案を今国会に提出する準備を進めています。法案では、カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に対し、雇用管理上必要な措置を義務付けるとともに、その指針を国が示すことが盛り込まれる見込みです。さらに、社会全体に対しても、カスタマーハラスメントを行ってはならないとの規範意識を醸成するため、国が周知・啓発を行うとされる予定です。

このように、カスタマーハラスメントの法規制も検討されていることから、県としても、今後、法令の規定に基づき、国の取組にあわせて、県の実情に応じた施策を推進していきます。

なお、今月中に改定予定の第4次大分県人権尊重施策基本方針においても、新たに働く人の人権問題の項目を設け、職場におけるハラスメントの根絶に向けて、相談体制の充実などに取り組むこととしています。

こうした法令や県の基本方針の下、施策を具体化して、関係機関と連携を図りながら、カスタマーハラスメントの撲滅に努めていきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 御回答ありがとうございます。東京都の方では今年4月から東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が施行されていくということで新聞等にも載っていますが、カスハラ防止に関する基本理念とか、都、それから顧客、事業者、事業者の責務とか、カスハラ防止指針の作成、公表など、そういうものが内容として定められていると聞いています。

罰則規定は設けられていませんが、東京都の条例には、カスハラは違法であるという旨が条例上明記されているということで、私はそのことが大変重要なのかなと思っています。そのことでカスハラ被害が減少、緩和されていくのではないかと期待しています。

大分県においても、大分県で働く方々が本当に安心してずっと働ける環境をつくっていくためには、やはり大分県自体がこういう条例をつくって、きちんとした責務をそれぞれ明確に示してあげることが大切ではないのかなと私は考えています。

ただ、条例をつくるにあたって、いろんな課題とかもあるようですし、国の方が法の改正に今取り組んでいるということで、その推移を見守る必要があると私も感じるのですが、是非とも知事の御英断で、条例をつくと英断していただくと大変ありがたいと思いますし、県民の皆さんもそのことを期待しているのではないかと思います。

ただ、今後、カスタマーハラスメントに対していろんな施策を取っていくときに、やはりその根拠となるものが必要だと思うので、私は一度県の方で、カスハラの大分県の状況をアンケートで取ってみてはいかがかなと。アンケートを取って、大分県はこういう状況にあると。では、このことに対して問題があるんなら、そのことに関してまず一番最初にやってみようとか、県民がどういう状況になっているかを把握する必要があるのではないかと思います。そういうアンケートを取るようなお考えはないか、お聞きしたいと思います。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 カスタマーハラスメントについては、労働福祉等実態調査で各事業所における取組状況を調査しており、今年度の結果については3月中に公表する予定となっています。

また今後は、商工観光労働部で春と秋、2回行っている500社企業調査などの機会なども活用しながら、被害状況の把握にはしっかりと努めていきたいと考えています。

井上副議長 福崎智幸委員。

福崎議員 アンケートを取られているということですが、企業に取るというよりも、働いている方々に取っていただけたらと思います。特に外国人に対するカスハラなんていうのが激しいのではないかなと。私、時々、激しい罵声を

浴びせているお客さんを見たりすることがあって大変心を痛めることがありますので、是非とも働く労働者の方にもアンケートを取っていただきたいということを要望して、次の質問に入ります。

二つ目ですが、労働者の処遇改善について質問します。

現在、全国的に年収の壁が問題視されています。これは、一定の年収を超えると社会保険料や税金の負担が急増することで、働く意欲をそぐ要因とも言われる現象です。特に、パートやアルバイトなどの非正規雇用の方々にとって、この年収の壁は生活設計に大きな影響を及ぼしています。本県においても人材確保や労働力の確保は重要な課題であり、これが解消されなければ、さらなる地域経済の停滞を招く恐れがあると私は考えます。

年収の壁により、仕事を増やしても収入が思うように増えないと感じる人々が多く、仕事へのモチベーションや、キャリアの向上を目指す意欲がそがれているのが現状です。特に地方においては、人口減少と高齢化の影響もあり、労働力不足が深刻化してきています。

現在、国会で所得税法等の一部を改正する法律案として議論されていますが、この内容は、所得税の課税最低限を160万円に引き上げるものの、年収を5段階に切り分け、基礎控除額が徐々に減額され、いわゆる中間所得層には恩恵が微々たるものであり、国民の生活苦に伝えるものとなっていないと私は思います。また、税制の3原則である公平、中立、簡素の考え方にそぐわないものとなっています。

あるシンクタンクの調査では、1世帯当たり年間9万円もの支出増が生じるという調査も出てきていると聞いています。物価高対策として、2万円の減税では全く足りないと思います。年収200万円超の方への減税は2年間の時限措置ですが、恒久的な見直しで対応すべきであり、財政規律を優先する余り、国民生活を直視していないと多くの国民が感じていると私は思います。

もちろん、年収の壁そのものについては税制

の議論であり、その改正等は国が責任を持って取り組んでいくべきで、県としてはその動向を注視するというのが基本姿勢であることは私も承知しています。

他方、働き手の意欲向上や地域経済の活性化に向けて、県としても手をこまねいているわけにはいかない現状であることもまた事実であると思います。そのためには、非正規雇用の方の処遇を改善すること、より具体的に言えば、賃金を上げるための後押しや正社員化の促進等が必要ではないかと考えます。特に、就職氷河期世代と言われる皆さんを中心に、社会保障が充実した雇用の機会を確保する仕組みづくりを行っていくことは、今後の我が国全体の社会保障の負担等を鑑みても重要な取組であると感じています。

そこで、非正規社員の正社員化に向けた支援を含め、労働者の処遇改善をどのように支援していくのか、知事のお考えを伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 労働者の処遇改善についてです。

本県労働者の3割以上を占める非正規雇用労働者の処遇改善は、生活の安定だけではなく、働く意欲の向上による活躍促進の観点からも大変重要であると考えています。

物価高騰が続く中、労働者の処遇改善を図る上では、賃金の引上げは欠かせません。近年の最低賃金の大幅な上昇を踏まえ、県では、国の助成金に上乗せした業務改善奨励金や各種補助金における賃上げの設定等を通じて、賃上げを行う中小企業等を支援してきました。奨励金の利用件数は年々増加しており、今年度の申請は230件と、この2年で倍増している状況です。

個々の労働者が自身の賃金アップを図る上で、リスキングや資格取得等も有効です。それらに対する国の助成制度についても、県も連携して周知に努めています。

また、正規雇用を希望しながらも、非正規で働いている労働者の正社員化の促進も重要です。

そのため、来年度、非正規雇用労働者の正社員化を行う企業を支援する国のキャリアアップ助成金に、県が上乗せする正社員化促進支援奨

励金を新たに創設します。国と連携して、中小企業による積極的な活用を促していきます。

なお、就職氷河期世代については、昨年度の県内のハローワークでの相談件数が3千件を超えるなど、継続的な雇用対策が必要となっています。この奨励金では、就職氷河期世代の正社員化に、さらなる上乘せ加算を行う予定にしています。

こうした取組について、来年度機能強化を予定しているおおいた産業人財センターにおいても、労働者や企業への周知・相談対応を積極的に行っていきます。

引き続き、国の年収の壁の議論も注視しつつ、大分労働局等の関係機関と連携して、非正規雇用労働者の賃上げと正社員化等を通じた処遇改善を進めて、労働者が生き生きと働ける環境づくりを推進していきます。

井上副議長 福崎智幸委員。

福崎議員 ありがとうございます。しっかりと賃上げにつながるような取組になるようにお願いしたいと思いますし、中小企業の賃上げについてもしっかりと調査していただいて、本当に賃上げにつながっているのかということの確認を県としてもしていただきたいと願っていますので、そのことは要望します。

続いて、土木建築行政について、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化について質問します。

クラサドーム大分やクラサス武道スポーツセンターなどを有する大分スポーツ公園は、本県のスポーツやイベントの一大拠点です。近隣には大型の商業施設もあり、このエリアは本県の活力の源でもあると私は思います。

他方、特に大規模イベント時などにおける道路渋滞は以前から大きな問題となっています。その度に様々な対策が取られてきましたが、私は根本的な道路アクセスの向上が不可欠であると考えます。

そうした中、令和2年に策定された県都大分市交通円滑化基本方針によると大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化は、集客力の向上、広域防災性の強化、潜在需要の

取り込み、救急救命活動の円滑化といった効果が期待できるとされており、大分スポーツ公園のアクセス改善などに有効な取組だと思います。

また、大分松岡パーキングエリアは、広域防災拠点である大分スポーツ公園に隣接していることから、そのスマートインターチェンジ化は、基本方針にも記載されているとおり、大規模災害時における自衛隊などの緊急車両の集結や救急物資の集積・輸送など、災害復旧における迅速かつ効率的な対応向上させる上でも非常に重要であり、急務であると私は考えます。

そこで、具体的な進捗状況を含め、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化の実現にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。あわせて、スマートインターチェンジ化実現後の災害対応における活用の見込みについても県の見解をお尋ねしたいと思います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化については、大分スポーツ公園へのアクセス改善を含む多様な効果が期待され、地元や業界団体から継続的に要望をいただいています。

県では今年度からスマートインターチェンジ化に向け、整備効果や道路構造の検討など、調査を進めているところです。

これまでに国やNEXCOから意見を伺いながら、物流や救急救命活動の円滑化、災害時や大規模イベント時のアクセス改善といった効果とともに、複数のルート案について一定程度整理してきました。

実現に向けては、国、NEXCO、大分市との勉強会を開催し、必要性等が確認されれば、国による準備段階調査の実施や、学識経験者なども参加する地区協議会の開催も必要となります。事業化に向けてはこうした段階を踏む必要があるため、まずは関係機関と勉強会の開催に向けて、先月、協議を開催したところです。

なお、災害時における具体的な活用方法については、今後、適切な時期に関係機関と調整していきます。

引き続き、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化の実現に向けて取り組んでいきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 大規模災害発生時には、迅速に集結して、そして、迅速に現場に対応していくということが大変重要ですので、スマートインターチェンジ化については、そのときに大きな効果を発すると思いますので、将来の災害に備えて、速やかにインターチェンジ化されていくことを望みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、おかばる花公園について質問します。

今言った大分スポーツ公園のすぐ近くの大分市岡原にあるおかばる花公園は、NPO法人岡原花咲かそう会が維持・管理を行っています。四季折々の花々が美しい景観をつくり出し、多くの観光客が訪れる県内でも注目される観光スポットであり、知事も市長時代に何度かお伺いしたと聞いています。

地域住民からは、隣接する大分スポーツ公園との一体的な整備がなされれば、観光資源としての価値が高まり、さらにより多くの人々に利用されることで、地域活性化に大きく貢献する施設になるのではないかという強い期待の声があります。

そのため、地元の皆さんはおかばる花公園の県営化を強く望んでおられますし、県営化することで、維持管理の安定化とともに、着実な整備につなげていくことが期待されています。

そこで、県営化を含め、おかばる花公園をどのように支援していくのか、土木建築部長に県の見解を伺います。あわせて、地域活性化や観光振興の観点から、県として考えられる活用策についてもお聞かせ願ひたいと思います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 おかばる花公園は、NPO法人岡原花咲かそう会により、平成19年から休耕田を活用した花公園づくりが行われています。さらに、令和3年には持続可能な組織運営を目的に近隣の地区が加わり、おかばる花公園推進協議会も設立されたところです。協議会

の取組に対し、市による活動支援や、管理棟・駐車場の整備などが行われており、協議会によると年間約7万人の来場者が訪れるなどにぎわいを見せています。

議員御質問の県営化ですが、おかばる花公園を県営化するには規模が小さいということです。また、近接する大分スポーツ公園については、県民総参加のスポーツ振興を基本理念に計画、整備されており、その区域への編入も現時点では困難と考えています。

一方、岡原花咲かそう会については、スポーツ公園内において、除草作業の受託や花植えを行うとともに、花公園のイベントポスターを掲示するなど、相互に協力する関係を構築しているところです。

引き続き、公園周辺の活性化や観光振興の取組について、市や協議会と協力し、連携を図っていきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 なかなか厳しいという御回答であり、もう少しいい御回答をいただきたかったというのが本心ですが、いろいろ条件がありますので厳しい。しかしながら、県として何らかの御支援をいただきながら、7万人もこの大分市で訪れるということです。

20年かけてあそこは一生懸命地域の方々があればの公園につくり上げてきたという思いのあるところですし、その思いが7万人のお客様を招いているのではないかと思います。チューリップとか、ネモフィラですか、ハナビシソウとか、春を彩る花々が咲き誇ってきます。3月から4月はチューリップ、4月から5月はネモフィラということで、是非議員の皆さんも見に来ていただけたらと願っていますし、本当、観光の一つの拠点であると思いますので、一つだけ、観光の視点で何かこのおかばる花公園に支援することができないか、観光局長に聞きたいと思います。

井上副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 観光の視点ということでお答えします。

地域の方々がそうやって地域活性化のために

取り組んでおられるということは非常にありがたいことだと思っています。

付近にはスポーツ公園に訪れる方々もいらっしやいますので、相乗効果ができるように、何らかの形で近くに来られた方をもっと引き入れることができないか、大分市の方とも相談しながら、地域のますますの活性化に向けて協力していければと考えています。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 是非よろしくお願ひします。

続いて、県管理道路の路面標示について質問します。

近年、道路の白線や道路標示が薄くなっているとの声が多く寄せられています。特に夜間や悪天候により路面がぬれた状況になる状態になると標示の視認性が大きく低下し、ドライバーの判断ミスや事故を引き起こす原因となるなど、交通の安全性を脅かすことにもつながりかねません。

このようなことから、夜間などにおける視認性を高めるための路面標示の補修が急務であり、その際には、反射材を使用した新しい標示や、夜間でも視認性が高い塗料の使用など、新しい技術も積極的に取り入れていくことが必要だと考えます。

また、将来的に自動運転車両の導入が進むことも予想されていますが、多くの自動運転システムは、車載センサーを用いて路面の車線や標識を検知し、走行経路の判断や車両制御を行うため、路面標示の明確さは自動運転の安全性と信頼性に直結しています。自動運転車両の安全で円滑な走行を実現するためにも、路面標示の適切な維持管理が私は不可欠であると思ひます。

そこで、その現状を含め、県管理道路における路面標示の整備にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺いたいと思ひます。

また、将来的な自動運転車両の走行を視野に入れた標示の整備について、県の見解もあわせてお尋ねしたいと思ひます。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 路面標示は、主に警戒や案内に関するものは道路管理者が設置し、その

ほかの規制や指示を交通管理者である公安委員会が行うなど、それぞれ役割を分担して道路利用者に情報を提供しています。

県では、254路線、約3,200キロメートルの道路を管理しており、日常パトロールにおいて路面標示の損傷や劣化を発見し、通学路や交通量が多い箇所を優先的に補修しています。

加えて、道路交通法施行令の一部改正により、令和8年9月から速度規制の標識等がない一般道路では、中央線がないと最高速度が時速30キロメートルということになります。そのため、来年度以降、対象となる道路の中央線を重点的に補修していきます。

また、自動運転については、事故防止や高齢者などの移動手段として大変有効ですが、現時点では、国から自動運転に関する路面標示などの方針は示されていません。県内では大分市や佐伯市で実証実験が行われており、今後の技術の進展や国の動向を注視していきたいと思ひます。

引き続き、車両の逸脱を防止するリブ式や、視認性が高い新技術の塗料も積極的に取り入れながら、道路の適切な維持管理に努めていきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 本当に路面の、もう本当に昼間でも、晴れた日でも分からないようなところが多く見受けられます。特に交通量の多いところは劣化の激しさが高いのではないかとと思ひますので、優先順位をつけながらということですが、3年間から4年間の間で全てを改修するぐらいの予算措置をしていただいて、早期に改修していただくことを要望したいと思ひます。是非よろしくお願ひします。あと、個別に相談に行ったときは対応をお願ひしたいと思ひます。

それでは、県管理河川の草刈りについて伺いたいと思ひます。

現在、河川の土手や法面の草刈り作業は、地域の自治会やボランティアに依存している状況にありますが、少子高齢化が進み、ボランティア参加者が減少しているため、草刈り作業が十分に行われない事態が発生しています。その結

果、雑木などが生え、河川災害時には障害となることも懸念されています。また、河川法面は傾斜地が多く、作業中の転倒や事故の危険性が高いことも問題視されています。

そのような中、ボランティア団体からは、年に1回ぐらいは専門業者による草刈り作業を実施してほしいとの声も上がってきていると聞いています。地域住民の負担軽減と安全確保の観点からも、行政として適切な対応を講じる必要があると私は考えます。

そのため、県として河川の草刈りについてどのような支援策を講じているのか、また、業者による定期的な草刈り作業を行うなど住民の期待に応える方針やそのための予算確保といった対応状況に大変注目しています。

そこで、災害発生への備えの観点も含め、県管理河川の草刈りにどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺いたいと思います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 河川の土手や法面の草木の除去については、災害防止、環境保全の観点から大変重要です。

県では、リバーフレンド事業として、自治会やボランティア団体などに御協力いただきながら草刈りを行っており、その活動に対し支援しています。

また、参加者が安心して活動できるよう傷害保険に加入するとともに、傾斜地にも対応し、負担軽減効果も高いラジコン草刈機をこれまでに5台導入しており、来年度早々には1台を追加する予定です。

こうした中、現在、リバーフレンド事業参加団体にアンケート調査を実施しており、活動の継続に必要な支援などの情報収集を行っているところです。

なお、災害防止の観点からは、治水上支障となる草木の除去については河床掘削とあわせて実施しており、国土強靱化予算等も活用し、直近5か年に194河川で取り組んでいるところです。

さらに、昨年度から堤防天端などを簡易舗装し、草刈り面積を減らす取組を進めています。

引き続き、災害防止と河川環境の保全を図るため、地域の声を伺いながら草刈り等に取り組んでいきたいと考えています。

井上副議長 福崎智幸委員。

福崎議員 この草刈りの件なんですけど、一生懸命地域のボランティアの方々々が地域のために河川を安全に適切に管理したいという思いが強いからこそこういう要望が出ているんであって、できていないところはそんな要望は出てこないんです。やはりその地域の皆さんの思いに私は応えていただきたいと。

決して毎年やってくれという思いを持っている方ばかりではなくて、二、三年に1回でもいいから全面業者による草刈りをしていただくと、それからまた二、三年は自分たちでもやっていけるんだというところの思いもあることは私は伝えておきたいと思えますし、そのことを県としても是非酌んでいただきたいと思えます。

それから、ラジコンの草刈機ですが、何か以前借りた方が誤って川に落としてしまって、百数十万円の修理代を請求されて大変大きな負担になったとお聞きしたことがあります。貸してもらうのはいいんですが、高価なものだと扱いにくいので、そういうときは操作者も一緒に貸していただくとありがたいと思えます。借りたわ、お金は払わないけんわで、踏んだり蹴ったりということになりますので、そこら辺はよく考えていただけたらと思えます。整備していただくことは大変ありがたいことなので感謝しています。ありがとうございます。

それでは、2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップについて質問します。

2050年のカーボンニュートラル達成に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大、エネルギー効率の向上、産業界の脱炭素化、交通インフラの改善など、多岐にわたる施策が必要であり、全国的にも取組が進んでいます。栃木県や長野県、福島県、徳島県などでは、2050年カーボンニュートラル達成に向け、県民、事業者、行政において必要な取組等を示すロードマップを作成しています。

このロードマップにより、具体的な数値目標

が明らかになるとともに、その進捗管理の仕組みが構築され、また、透明性のある進捗報告が可能となります。これは県内企業や自治体、さらには県民の意識をより一層高め、一丸となって協力していくために不可欠なものとは考えます。

環境先進県を目指す本県でも、地球温暖化対策実行計画等に基づき脱炭素の取組を積極的に進めています。しかし、この計画の計画期間は来年度までで、さらに削減目標は2030年度までとなっています。どちらかといえば中期的な目標と言えると思います。

他方、昨今の地球環境を鑑みると、2050年のカーボンニュートラルは、目指すものではなく必ず成し遂げなければならないという命題であるときえ私は考えており、本県としての本年度を示すためにも、他県のように、2050年カーボンニュートラルを実現する目標設定とそのための長期的な取組を示すロードマップが不可欠と考えます。

来年度は地球温暖化対策実行計画の改定作業を行うことになると思います。その際には是非とも今言った観点を踏まえて、取組を進めていただきたいと考えます。

そこで、2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップを策定すべきと考えますが、県の見解を生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 県では、カーボンニュートラルを見据えた2030年度段階での削減目標と、それに向けた施策を織り込んだ第5期大分県地球温暖化対策実行計画を定め、脱炭素の取組を進めてきています。

そうした中、先月、国においては2035年度及び2040年度の目標を新たに盛り込んだ地球温暖化対策計画の改定を行いました。

このため、県においても、国の目標やこれまでの取組との整合性などを考慮しながら、新たな目標を含む第6期計画を来年度中に策定することとしています。

その際、目標と達成に向けた施策をロードマップの形で示すことは、県民の皆さんの理解促

進に向けて有意義であると考えています。

国や市町村と連携し、県民や事業者の協力も得ながら、ロードマップを含めた次期実行計画の策定を進め、大分県版カーボンニュートラルの実現を図っていきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 是非よろしく願います。

それでは、海洋科学高校について質問します。

昨今、海運業や水産業では、労働環境の厳しさやコスト競争の激化等の影響により、若手の就業者の確保が難しい状況になっています。外航海運では外国人船員との混乗化が進み、日本人船員の新規採用が極端に抑制されたことや、漁業分野では国際的な規制強化等により産業の先行き不安感が強まっていること、また、内航海運では、荷主のコスト圧力が船員の労働条件の改善を遅らせていることなどが大きな要因と言われています。

このような状況を改善し、海運・水産業の健全な発展を促すために、これらの業界で働く日本人船員の必要性を広く国民にアピールし、業界全体の魅力を高めていくことが重要であると考えます。

また、海事関連産業においては、即戦力となる海技者が不可欠であり、少子高齢化を見据えた人材育成が急務であると言えます。

こうした中、本県における唯一の水産高校である大分県立海洋科学高校の重要性は非常に高まっていますが、一方で、同校では毎年定員割れの状況にあります。そのため、同校の教育環境を一層充実させ、就学者を確保し、海事関連産業の人材育成拠点としての機能を向上させていくことは本県における喫緊の課題であると考えます。

そこで、海洋科学高校における教育内容の充実や定員確保についてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 海事関連産業は我が国の経済の発展を支える重要な役割を担っていますが、人手不足が深刻化する中で、海洋科学高校では即戦力となる海技士等の育成に向けた教育内容の充

実を図るとともに、定員確保にも力を入れているところです。

航海・機関コースにおいて、遠洋航海実習を通して、船舶の運航や整備など、免許取得に直結する実践的な教育を実施するとともに、学習環境の充実に向け、現在新たな小型実習船の建造を進めています。

授業では、専門的な学びや海事関連産業に関する理解を深めるため、漁船漁業、養殖業等の現場でのインターンシップや振興局、漁協と連携した漁業資源保護活動など、体験的な学習にも取り組んでいます。また、現場が求める実践的な知識や技術の習得にも力を入れた結果、船員としての就職率は九州第2位となっています。

定員の確保に向けては、こうした学校の取組や海事関連産業の魅力について小中学生の理解を深めるため、出前授業や学校見学会、実習船の乗船体験等を行っているところです。

今後とも、地域や業界との連携を一層深め、海事関連産業の未来を担う人材育成にしっかりと取り組んでいきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 海事関係のいろんな団体があり、是非とも御協力いただける場所があれば協力したいというお話もいただいていますので、そういう関連団体との連携を図りながら、小さい小学生とか幼稚園ぐらいから海に慣れていただくとかいうことが人材育成につながっていくと思いますので、そういう取組を是非お願いしたいと思います。

それでは最後に、ガソリン価格表示について質問します。

現在、県民生活における大きな課題と言えるのが、様々な物価の急激な上昇です。消費者物価指数など客観的な指標においてもその影響は表れていますが、食品や日用品など、より生活に身近なものは、こうした指標以上に大きく上昇しているというのが生活者としての実感ではないでしょうか。

そうした中、本県のように自家用車が移動手段として不可欠な地方部においては、ガソリン価格の上昇が県民生活や事業者の経営を直撃し

ています。特に中山間部等では、高齢の方などがふだんの買物や通院などで毎日のように自家用車を利用しており、ガソリン価格の上昇に対する悲痛な声をよく耳にします。

このような状況を背景として、国では、さきほど議論した年収の壁と並んで、ガソリン等の暫定税率に関する議論が活発化しています。ガソリン等に係る税は地方にとっても貴重な財源であるため、地方財政へ最大限の配慮を行うことは当然として、その上で、国民生活の窮乏を考えるとその見直しは不可欠であると私は考えています。

今議会にガソリン税等に係る暫定税率の廃止等を求める意見書を会派として提出しています。

年収の壁と同様、税収をめぐる国の議論を注視しつつ、本県における大きな問題であるガソリン価格が他県と比較して高いということ、このことについてしっかりと議論しなければいけないと思います。本県は九州唯一の製油所を有しており、産業面における最大の強みの一つもしていますが、全国でもガソリンがトップクラスに高い点は多くの県民が疑問に感じていることと思います。

その要因については、長野県のような問題を含め様々な認識がありますが、私はその一つの要因として、ガソリンスタンドにおける価格表示の不明確さがあるのではないかと考えています。県内のガソリンスタンドを見てみると、価格を表示する看板があるにもかかわらず、表示されていないことが多く見受けられます。これにより価格が不透明となり、競争環境の欠如や価格の不公平感が生じています。消費者にとっては、事前に価格を把握することができることが重要であり、こうした不透明な状況は、消費者保護の観点からも看過できない重要な問題だと考えます。

ガソリン価格そのものに県が口を出すことはできないと思いますが、現在のガソリン価格の表示については、県における消費者行政の観点から、しっかりと強く指導していただく必要があると思います。

そこで、ガソリン価格表示について、その適

正化を図るために県としてどのように取り組んでいくのか、消費者行政を所管する生活環境部長に伺います。(拍手)

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 ガソリンは県民生活に欠かせないものであり、県にも、他県と比べて価格が高い、なぜ表示がないのかといった意見が寄せられているところです。こうしたこともあり、県では、平成8年度からガソリンの販売価格と価格表示を独自に調査し、半年ごとに結果を公表してきました。

店頭での価格表示の割合ですが、昨年12月の調査では4割近くとなり、開始当初の1割強と比べ上昇してきています。

価格表示の有無については各事業者の判断となりますが、県では調査結果や県民からの御意見を基に、事業者団体に対し店頭での価格表示を行うよう従来から協力を依頼してきており、先月も事業者への周知を改めて要請したところです。

今後とも、県民がガソリン購入時の判断材料にできるよう、調査結果の公表や事業者への働きかけを行い、価格を表示する店舗の拡大に取り組んでいきます。

井上副議長 福崎智幸議員。

福崎議員 さきほど価格表示は4割程度と言ったんですが、ほぼ4割もないような気がするんですが、調査に行くということが知らされれば、その表示がされるのではないかなと思います。

長野県がカルテル疑惑で揺れていますが、これはガソリン価格が高いということで、知事が石油商業組合の幹部と意見交換を実施して、価格低下に向けて協議会を立ち上げ、ガソリン

スタンドやサービスステーション事業者の経営体制強化や経営支援の在り方などを検討していく方針を固めた直後に何か取り沙汰されて、カルテルを結んでいるのではないかという疑惑が浮上したということです。

是非とも知事には石油商業組合幹部と意見交換して、大分県の価格が高いということをお願いして、是非とも、県としても支援するから何とか安くしてほしいみたいな協議の場を持っていただくようお願いしたいんですが、知事としての御見解をお聞きしたいと思います。

(拍手)

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 ガソリンの価格自体は民間のビジネスの結果として表示されているものですので、それについてどのような関わり方が必要かということについては検討してみたいと思いますが、当初、全国の中で3番目ぐらい高かったのが今7番目ぐらいになっており、順位自体は徐々に下がってきています。

そのような状況も踏まえながら、いろんな検討を進めていきたいと考えています。(拍手)

井上副議長 以上で福崎智幸議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっている各案のうち、第14号議案、第16号議案から第41号議案まで及び第1号報告並びに今回受理した請願2件については、お手元に配布の付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

—————→…←—————

| 付 託 表 | | |
|--------|--------------------------------|------|
| 件 名 | 付 託 委 員 会 | |
| 第14号議案 | 包括外部監査契約の締結について | 総務企画 |
| 第16号議案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について | 総務企画 |
| 第17号議案 | 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第18号議案 | 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について | 総務企画 |

| | | |
|--------|--|----------|
| 第19号議案 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について | 総務企画 |
| 第20号議案 | 職員の退職手当に関する条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第21号議案 | 第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について | 総務企画 |
| 第22号議案 | 大分県地域福祉基本計画の策定について | 福祉保健生活環境 |
| 第23号議案 | 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について | 福祉保健生活環境 |
| 第24号議案 | 大分県国民健康保険条例の一部改正について | 福祉保健生活環境 |
| 第25号議案 | 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉保健生活環境 |
| 第26号議案 | 大分県次世代育成支援行動計画の策定について | 福祉保健生活環境 |
| 第27号議案 | 権利の放棄について | 福祉保健生活環境 |
| 第28号議案 | 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について | 福祉保健生活環境 |
| 第29号議案 | 権利の放棄について | 福祉保健生活環境 |
| 第30号議案 | 大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止について | 商工観光労働企業 |
| 第31号議案 | 令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について | 農林水産 |
| 第32号議案 | 令和7年度における土木事業に要する経費の市町村負担について | 土木建築 |
| 第33号議案 | 大分県土木建築部長期計画の策定について | 土木建築 |
| 第34号議案 | 工事請負契約の締結について | 土木建築 |
| 第35号議案 | 大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正について | 土木建築 |
| 第36号議案 | 工事請負契約の締結について | 土木建築 |
| 第37号議案 | 工事請負契約の締結について | 土木建築 |
| 第38号議案 | 工事請負契約の締結について | 土木建築 |
| 第39号議案 | 工事委託契約の変更について | 土木建築 |
| 第40号議案 | 大分県長期教育計画の策定について | 文教警察 |
| 第41号議案 | 損害賠償請求に関する和解をすることについて | 文教警察 |
| 第1号報告 | 損害賠償に関する和解について | 商工観光労働企業 |

日程第2 特別委員会設置の件

井上副議長 日程第2、特別委員会設置の件を議題とします。

特別委員会設置要求書

次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第66条の規定により要求します。

記

1、名称

予算特別委員会

2、目的

令和7年度予算審査のため

3、期間

令和7年3月11日から令和7年3月27日まで

4、付託する事件

第1号議案から第13号議案まで

5、委員の数

42人

令和7年3月11日

発議者 大分県議会議員 御手洗吉生
 " " 志村 学
 " " 宮成公一郎
 " " 小川 克己
 " " 森 誠一
 " " 大友 栄二
 " " 木付 親次
 " " 古手川正治
 " " 吉村 尚久
 " " 木田 昇
 " " 二ノ宮健治
 " " 玉田 輝義
 " " 戸高 賢史

大分県議会議長 嶋 幸一 殿

井上副議長 御手洗吉生議員ほか12名の議員から、お手元に配布のとおり特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり予算特別委員会を設置し、第1号議案から第13号議案までを付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり予算特別委員会を設置し、第1号議案から第13号議案までを付託することに決定しました。

予算特別委員会に付託した議案

第1号議案 令和7年度大分県一般会計予算
 第2号議案 令和7年度大分県公債管理特別会計予算
 第3号議案 令和7年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
 第4号議案 令和7年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
 第5号議案 令和7年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算
 第6号議案 令和7年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
 第7号議案 令和7年度大分県沿岸漁業改善

資金特別会計予算

第8号議案 令和7年度大分県県営林業特別会計予算
 第9号議案 令和7年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
 第10号議案 令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
 第11号議案 令和7年度大分県病院事業会計予算
 第12号議案 令和7年度大分県電気事業会計予算
 第13号議案 令和7年度大分県工業用水道事業会計予算

井上副議長 お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長を除く42名の議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議長を除く42名の議員を予算特別委員に選任することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、委員長及び副委員長の互選のため、本日の本会議終了後、本議場において委員会を開催願います。

井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明12日から14日、17日、18日及び25日は予算特別委員会のため、19日、21日及び24日は予算特別委員会分科会及び常任委員会のため並びに26日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、明12日から14日、17日から19日まで、21日及び24日から26日は休会と決定しました。

なお、15日、16日、20日、22日及び

23日は県の休日のため休会とします。

次会は、27日定刻より開きます。日程は、
決定次第通知します。

—————→…←—————

井上副議長 本日はこれをもって散会します。
午後2時47分 散会

令和7年第1回大分県議会定例会会議録（第9号）

令和7年3月27日（木曜日）

議事日程第9号

令和7年3月27日
午前10時開議

- 第1 第1号議案から第13号議案まで
(議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決)
- 第2 第14号議案、第16号議案から第41号議案まで、第1号報告及び請願8、請願9
(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)
- 第3 第57号議案から第59号議案まで
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)
- 第4 議員提出第1号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)
- 第5 委員会提出第2号議案から第5号議案まで
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)
- 第6 常任委員の選任
- 第7 議会運営委員の選任
- 第8 協議又は調整を行うための場の設置の件
- 第9 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第1号議案から第13号議案まで
(議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 第14号議案、第16号議案から第41号議案まで、第1号報告及び請願8、請願9
(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 第57号議案から第59号議案まで

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

- 日程第4 議員提出第1号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)
- 日程第5 委員会提出第2号議案から第5号議案まで
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 協議又は調整を行うための場の設置の件
- 日程第9 閉会中の継続調査の件

出席議員 42名

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 嶋 幸一 | 副議長 | 井上 明夫 |
| | 志村 学 | | 御手洗吉生 |
| | 梶田 貢 | | 穴見 憲昭 |
| | 岡野 涼子 | | 中野 哲朗 |
| | 宮成公一郎 | | 首藤健二郎 |
| | 清田 哲也 | | 今吉 次郎 |
| | 阿部 長夫 | | 小川 克己 |
| | 太田 正美 | | 森 誠一 |
| | 大友 栄二 | | 木付 親次 |
| | 三浦 正臣 | | 古手川正治 |
| | 元吉 俊博 | | 麻生 栄作 |
| | 阿部 英仁 | | 御手洗朋宏 |
| | 福崎 智幸 | | 吉村 尚久 |
| | 若山 雅敏 | | 成迫 健児 |
| | 高橋 肇 | | 木田 昇 |
| | 二ノ宮健治 | | 守永 信幸 |
| | 原田 孝司 | | 玉田 輝義 |
| | 澤田 友広 | | 吉村 哲彦 |
| | 戸高 賢史 | | 猿渡 久子 |
| | 堤 栄三 | | 末宗 秀雄 |
| | 佐藤 之則 | | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

後藤慎太郎

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 公安委員長 | 平川加奈江 |
| 人事委員長 | 石井 久子 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 渡辺 淳一 |
| 企画振興部長 | 若林 拓 |
| 企業局長 | 高野 信一 |
| 病院局長 | 井上 敏郎 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 工藤 哲史 |
| 生活環境部長 | 島田 忠 |
| 商工観光労働部長 | 利光 秀方 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 五ノ谷精一 |
| 会計管理者兼会計管理局长 | 馬場真由美 |
| 交通政策局长 | 嶋川 智尉 |
| 防災局长 | 首藤 圭 |
| 観光局长 | 渡辺 修武 |
| 労働委員会事務局长 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 足立 博 |

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。
これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、2月の例月出納検査の結果について、また包括外部監査人から同法第252条の37第5項の規定により、令和6年度包括外部監査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第9号により行います。

日程第1 第1号議案から第13号議案まで
(議題、予算特別委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案を一括議題とし、これより予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長大友栄二議員。

[大友議員登壇]

大友予算特別委員長 予算特別委員会の審査の経過と結果について御報告します。

今回、本委員会に付託を受けた案件は、予算議案13件です。

委員会は去る11日の本会議において設置され、委員長及び副委員長を互選するとともに、12日から18日までを質疑のための委員会、19日及び21日を分科会、25日を採決のための委員会とし、それぞれ関係者の出席を求め慎重に審査した結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案及び第13号議案については賛成多数をもって、第2号議案から第8号議案まで、第11号議案及び第12号議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって予算特別委員会の報告とします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。猿渡久子議員。

[猿渡議員登壇]

猿渡議員 おはようございます。日本共産党の猿渡久子です。上程された各予算議案について討論を行います。

まず、第1号議案2025年度一般会計予算についてです。

2025年度一般会計予算案の総額は約7,

026億7,700万円で、前年度比1.9%の増となっています。

まず、歳入についての内訳を見ていきます。

県税収入は1,469億円で、前年度比94億円、6.8%の増、また地方消費税清算金は595億9,800万円で、前年度比15億8千万円、2.7%の増となり、全体としては増収見込みとなっています。裏を返せば、個人や中小企業等による納税額が増えているということです。物価高騰や人件費引上げ等により税収が増えているのですが、県民生活はますます厳しい状況になっているのが実態だと思います。

次に、歳出についてです。

まず1点目に、物価高騰から暮らしを守るための施策の充実を求めます。

今回の予算案では、耐震改修の補助制度の拡充、孤立可能性集落への備蓄品整備などの防災対策の強化に加え、子育て世帯向けこどもまんなか住環境整備事業や既存県営住宅改善事業、ヤングケアラーへの支援強化、市町村の健康づくりの取組への助成拡充、障がい者就労環境づくり、フリースクールの保護者負担の軽減、県立夜間中学校開校準備、いじめ不登校対策など、県民世論を反映し前進した面が多々あり、評価したいと思います。

他方、県民生活は物価高騰の影響でますます厳しい状況にあります。今後18歳までの国保税均等割を廃止することなどによる国保税の引下げ、介護保険の負担軽減、さらなる子育て支援策の充実など、日々の暮らしを応援する施策が一層必要となっています。

また、教職員の働き方改革に取り組んでいるものの、長時間労働は解消されておらず、現職死亡・休職者も一定数発生しています。教員調整額が今後5年かけて引き上げられますが、これによって残業規制が進むことはありません。教員の長時間勤務の是正は業務の見直しと定数そのものの拡大こそ重要です。児童生徒一人一人を大切に教育を進めるためにも、教職員が健康に働き続けるためにも、定数増員と高校を含めた30人学級を進めることを求めます。

この立場で国に要求すべきです。

2点目に、豊予海峡ルート構想と東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた機運醸成の予算に反対し、中小企業・小規模事業者への手厚い支援を求めます。

広域交通ネットワークの整備として、特に東九州新幹線の整備計画路線の格上げ、豊予海峡ルートの実現に向けた取組に力を入れていますが、両事業とも実現のためには莫大な予算が必要です。物価高騰対策など県民が求めているにもかかわらず未解決の課題が山積する中で、こうした大型公共事業が県民の暮らしを圧迫するのは明らかです。

豊予海峡ルート構想の推進・建設には何十年かかるのか、何兆円の経費を要するのか不透明であり、国に働きかけると言いますが、国が負担するにしても国民の血税であることに変わりありません。南海トラフ地震の発生確率が高まる中、建設中に被災することも考えられ、仮に無事に完成しても、その後の維持管理費や補修費など将来世代に大きな負担を強いることになるでしょう。また、豊後水道の水産資源への悪影響なども危惧されます。お金も時間も労力もかかり過ぎる豊予海峡ルートの実現は断念すべきです。

東九州新幹線についても、南海トラフ地震や並行在来線の疲弊など課題も多く、このような事業に予算を割くのではなく、県民の負担軽減など切実な要望に応える仕事、物価高に苦しむ県民の暮らしの応援など、身近な事業を優先すべきだと考えます。

特に、要望が強い身近な道路や河川の防災・減災対策にこそ取り組むべきと考えます。

さらに、今予算案でも企業立地推進事業に13.9億円計上されており、常時雇用として675名となっているようですが、補助金を出しているのであれば正規雇用こそ企業に要求すべきだと考えます。また、正社員化促進事業等もあるものの、国のキャリアアップ助成金を活用している企業が対象であり、もっと枠を広げて正社員化を推進すべきです。

企業立地に関連する補助金として、これまで

約219億円も使っています。大企業誘致や工業団地造成に予算を使うのではなく、あまねく中小零細事業者にも行き渡る支援策を取るべきです。

物価高騰で苦勞している中小企業等への支援も重要です。中小企業等が経済の屋台骨としての役割を果たし、賃上げできるように直接支援を強化すべきだと考えます。そして何よりも、中小零細企業に大きな負担を強いるインボイス制度の中止と、消費税は廃止を目指しながらも、当面は5%への減税を実現すべく国に求めるべきです。

3点目に、早急なデジタル化の推進で個人情報の流出が心配される施策には反対です。デジタル化は県民の利便性の向上のために必要な面もありますが、個人の情報が漏れないこと、情報連携されないことが前提であり、企業のもうけの対象にするものではありません。

政府は2025年度までに自治体情報システムの標準化を進めるとしていますが、移行が進まない自治体も多数あり、デジタル庁のガバナメントクラウドの選考事業における調査研究の費用対効果の検証では、経費増になる自治体が出るのが明らかになっています。2025年1月の中核市市長会でも、標準化によりシステムの運用経費が平均2.3倍になるとの調査結果も示されています。また、クラウドの形態によっては経費削減効果に差が出てくることも予想されています。ICT化に何でも反対の立場ではないものの、早急なシステムの標準化は進めるべきではないと考えます。

マイナ保険証については、今でもミスなどが生じており、命に関わる問題でもあります。昨年12月2日に国民の反対を押し切って紙の保険証の新規発行を停止しました。しかし、期日後でも資格確認書で保険診療を受けることができます。世論は圧倒的に紙の保険証を残せです。県としても国に対し中止を求め、強引なやり方には反対すべきだと考えます。

4点目に、部落差別解消推進事業費の中に計上されている運動団体への実質的な補助金約820万円に反対です。

インターネット上で悪質な書き込みが見られるとして予算を正当化し、地域住民で組織している運動団体に事業の一部を委託させようとしています。それらは一般施策の中で解決できるものだと考えます。

さらに教育分野でも、文科省も推薦していない同和問題についてのフィールドワークを実施するための予算33万2千円が計上されています。同和地域という地域もない中、実行することへの整合性も問われており、同和教育関連予算は中止すべきです。

佐藤知事が大分市長であった2022年7月に、大分市が発注したごみ収集運搬業務委託の指名競争入札において、官製談合防止法違反などの罪で市職員1人と落札業者の元役員である部落解放同盟大分支部長が起訴されています。他に市職員4人に罰金の略式命令が出ています。足立信也市長は、団体に対する過度な配慮の延長線上にあった可能性が高いと思うと述べています。

これを教訓としなければなりません。本県では、条例のタイトルや本文、担当課の名称にも部落差別という文言が入っています。このような特別扱いをやめて、障がい者や性的少数者・外国人など他の差別と同じように扱うべきであり、条例や課の名称から部落差別という文言は削除すべきだと考えます。大分市はその方向を表明しました。

1970年代には、大阪、兵庫、北九州市などで利権あさりなどの乱脈・不公正な同和行政が行われたその一方で、差別も暴力も不正も許さない取組を住民と共に進めた事例が各地にあります。その一つ、和歌山県、当時の吉備町では、全ての住民が参加し学習を重ね、人づくり事業に力を入れ、借りたものはきちんと返そうと、住宅新築資金の返済のため自ら職探しや職業訓練に努力し自律していき、偏見と差別をなくしてきたそうです。このような取組に学ぶべきです。

知事が毅然とした態度で臨むことで、部落解放同盟との癒着の構造を一掃し、特定団体の影響力を排除して、職員が安心して仕事ができる

ようにしなければなりません。

5点目に、防災・減災やインフラ施設の老朽化対策のための予算などは評価します。

ただ、住宅改善事業である子育て・高齢者世帯住環境整備事業費を否定するものではありませんが、南海トラフ地震が30年以内に8割程度の確率で発生するという状況の中で耐震改修のさらなる推進と、資材等の高騰で苦しんでいる中小企業への支援を含めて、一般的な住宅リフォーム助成制度を、もういい加減創設すべきです。

また、身近な道路改善や盛土災害防止調査事業など必要な事業にはさらなる予算の増額を求めるとともに、今年4月から省エネ法が施行されますが、小規模事業者に対して親身な相談・指導を徹底していただくよう要望します。

6点目は、県内農林水産業の振興を図ることです。

全国的な米価格の高騰の中でも米作農家の倒産・廃業が続いています。本県でも基幹的農業従事者が令和2年度2万1,496人で5年前の平成27年度に比べて9,007人減少しています。

このままでは大分県の米生産者がいなくなってしまうのではないかと危惧されます。スマート農林水産業や輸出を推進することも大切ですが、生産者への価格保障や所得補償など農業の経営を安定させる根本的な支援こそ必要です。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全につながり、ニーズが高まっている環境保全型農業の推進に一層力を入れることを要望します。

7点目に、警察の違法捜査をしっかりと監視する体制をつくることを求めます。ビデオカメラなど2025年度予算として14台分、359万9千円計上されています。どのような捜査に使われているのか明らかにできないとのことで、使用に歯止めがなくなってしまうのではないのでしょうか。このような予算の支出に反対します。

また、女性警察官が不正取得したキャッシュカードを特殊詐欺に使われ、数百万円の被害が出ていますが、再発防止のためにも職員間相互のコミュニケーションを一層図り、風通しのよ

い職場となるよう要望します。

以上、一般会計予算について、物価高騰が加速し賃金は上がらない中で、暮らし・福祉の充実と所得向上で安心して暮らせる予算への転換、大企業の身勝手な大量解雇に反対し雇用を守ること、大企業に補助金を出すのではなく、疲弊が進む地場中小企業者等への支援や農林水産業の振興等を県政の中心に据えることを求め、反対討論とします。

以下、特別会計予算についてです。

第9号議案2025年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算については、塩漬けになっている土地に係る予算であり、また、第10号議案2025年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算は、大企業優遇の予算であり、反対します。

さらに、第13号議案2025年度大分県工業用水道事業会計予算については、低廉で豊富な水を臨海工業地帯等の大企業群に供給する事業です。大企業群に供給している水の料金は、一般家庭の水道代の14分の1から24分の1となっています。正に大企業優遇の水道行政です。また、日本製鉄、鶴崎共同動力、エネオスなどが県企業局から工業用として安く仕入れた水を、飲料水として1トン当たり182円から206.8円で転売し収入を上げていることなど、到底県民は納得できません。このような予算には反対します。

以上で討論を終了します。

最後に、退職される県職員の皆様方、長きにわたり住民サービス向上のために奮闘されてきたことに感謝し、地方自治法の花とこれまでの経験をいかし、今後も御活躍いただきますよう祈念します。どうも大変お疲れ様でした。

(拍手)

嶋議長 三浦正臣議員。

[三浦(正)議員登壇]

三浦(正)議員 自由民主党の三浦正臣です。

私は自由民主党を代表して、令和7年度大分県一般会計当初予算案並びにその他の予算議案に対する予算特別委員長の報告について、賛成の立場から討論を行います。

我が会派では、様々な地域や団体からいただいた声を、時機を捉え、知事をはじめ関係部長に要望、提案してきましたが、令和7年度予算案は、これらに十分応えていただいたものと認識しています。

具体的には、急激な気候変動や人口減少、歴史的な物価高と賃上げ、先端技術の飛躍的な進展など、本県を取り巻く社会経済情勢の著しい変化への対応や安心・元気・未来創造ビジョン2024の実行元年であることを踏まえ、特別枠、新しいおおいた共創枠に過去最高となる34億円を盛り込むなど、積極予算として編成されています。

また、官民を通じた賃上げなどによる義務的経費の増加を踏まえ、既存事業の総点検を実施したほか、有利な財源を活用するなど、財政の健全性の堅持にも配慮されています。

人口減少の抑制に向けた大分県版地方創生などビジョンに掲げた10年後の目指す姿の実現に向け、自ら地域に足を運び、議論を重ねて得られた県民の声などを基に施策を構築されようとする佐藤知事の姿勢に対し、我が会派としても敬意を表するとともに、今後一層の御尽力をお願いする次第です。

さて、予算案の具体的な内容を見てみると、各分野にきめ細かく的確な施策が講じられています。

まず、安全で安心して暮らせる大分県づくりです。

昨年の能登半島地震や本県にも大きな被害をもたらした台風第10号などの教訓をいかし、防災対策が強化されています。中でも、我が会派として強く要望してきた急傾斜地の崩壊対策やため池の改修などの公共事業予算を増額するなどハード面の対応を充実いただいている点を心強く感じている次第です。このほか、住宅耐震化の促進や孤立集落対策、治水ダムにおける対応など、予算案に計上された県民の命を守る取組について、早期の効果発現をお願いしたいと思います。

あわせて、頻発・激甚化の要因とされる地球温暖化対策についてもグリーンアップおおいた

を旗印に県民総参加で進めることとされています。特に、金融機関と連携した取組等による環境と経済の好循環の創出に期待しているところです。

誰もが安心して住み続けられる大分県を目指した三つの日本一への挑戦にも力を入れています。

子育て満足度日本一に関しては、婚姻数を伸ばすための出会いの場づくりや、安心して子育てできる住環境づくり、ヤングケアラーへの支援、児童虐待への対応などに重きが置かれています。

健康寿命日本一に向けては、救急搬送体制の負担軽減等を目的に救急安心センター、いわゆる＃7119を県内全域で導入するとともに、介護分野における人材の確保や生産性向上に対する支援の充実などが図られています。特に我が会派が求めてきた病院薬剤師の確保に向け、修学資金の貸与制度の創設など大幅な支援の拡充が図られた点に感謝します。

障がい者活躍日本一については、雇用の推進に向け、従前の企業への働きかけに加え、障がい者の職場実習を行う際の奨励金制度が新設されました。加えて、アーティスト作品の商品化に向けた支援やパラスポーツの普及など、芸術・スポーツ分野での活躍の場を広げる取組も充実されています。

次に、県民が元気に活躍できる大分県づくりです。

地域の基幹産業である農林水産業の成長産業化に向け、農業については、本県の顔となる園芸品目としてねぎなど4品目の産地拡大に向けた集中支援の成果が現れ始めています。こうした中、今後は、ニーズが増す果樹や加工業務用野菜を中心にさらなる規模拡大を支援することとされています。また、畜産でも、ゲノム育種価評価に基づく高能力雌牛への更新支援などが盛り込まれており、これらの早急な効果発現を期待するところです。

林業では、林地の譲渡希望に関する情報の集約による意欲の高い経営体への集積促進に加え、大径材の利用促進や早生樹による再造林の推進

など循環型林業の確立を目指すとされています。

水産業では、昨年本県で開催した全国豊かな海づくり大会の成果を今後の振興にいかすための支援などが盛り込まれています。

さらに、農林水産物の販売促進として、大阪・関西万博の期間中における集中的PRや養殖ブリの台湾での販売などの輸出拡大、おおいた和牛や県産等の学校給食提供など需要の拡大に取り組むとされており、期待しているところです。

県経済の要である中小企業等を下支えすべく、金利の上昇や物価高、人手不足といった足下の状況を踏まえ、資金繰りを支援する県制度資金の充実が図られています。また、後継者不足への対応として、早期の事業承継診断の実施や市町村などと連携した支援の強化など、さらなる事業承継の促進に取り組むとされています。

さらに、年々深刻化する人手不足に対しては、おおいた産業人財センターを移転し、学生や求職者と企業との交流を促進するほか、アドバイザーの配置などによりマッチング機能の向上が図られます。また、外国人の円滑な採用を支援するため、新たな在留資格である育成就労制度の導入を見据え、同センター内に企業向けの相談窓口が新設されます。

地域に元気もたらす観光では、昨年のデザインーションキャンペーンの活況やインバウンドの増加といった足下の勢いを持続させ、さらなる成長を目指す必要があります。来月から始まる大阪・関西万博には国内外から多くの来場者が想定されており、本県への誘客を図る絶好の機会です。9月にはおおいた地域博覧会を開催し、宇佐神宮御鎮座1300年記念行事等への来訪を促すなど、県内周遊の促進にも力を入れられます。

特に、日出町のハーモニーランドは世界的な知名度を有しており、さらなる連携に期待が集まっています。先般、サンリオエンターテイメントとの連携による観光キャンペーンの実施が発表されるなど、知事の意気込みもひとしおと伺っていますので、是非とも一層の推進をお願いします。

芸術文化の振興では、先月、累計来館者が500万人を突破した県立美術館OPAMが開館10周年を迎えることに合わせ、記念イベントの開催や小学生招待等が実施されます。是非、第25回記念別府アルゲリッチ音楽祭や、11年ぶりに開催される国東半島芸術祭等との連携により、各地域でのにぎわい創出に努めていただきたいと思います。

第3は、新たな魅力を生み出し、未来を創造する大分県づくりです。

知事の看板政策でもある広域交通ネットワークの充実は、何といても中九州横断道路の整備と東九州新幹線の推進です。予算案でも、竹田阿蘇道路の早期完成や大分一犬飼間の早期事業化に向けた国への働きかけに加え、東九州新幹線の関係4県1市が一丸となつての理解促進と機運醸成に要する経費が盛り込まれています。ただし、国では、まだまだ東九州新幹線の推進という状況ではない中、今もなお、本県において根本的なルート議論が行われていることに対し、我が会派として大変強い危機感を抱いています。今こそ東九州新幹線が前進するか後退するかの分水嶺であり正念場であることから、まずは、本県のルートを日豊本線ルートとして一刻も早く確定させ、その上で福岡県、宮崎県、鹿児島県及び北九州市との連携体制をもう一度しっかりと固めていただくことを改めて強く要望する次第です。

また、台湾との直行便については、4月からの就航が決定しました。現地の訪問など尽力してきた我が会派としても大変うれしく感じているところです。これを契機に今後、企業誘致や教育交流など台湾とのさらなる交流促進への取組をお願いする次第です。加えて、大分空港の利用促進に向け、空港と杵築駅、ハーモニーランドを結ぶバスの運行実証も実施されます。この取組を今後の本格導入につなげていただくよう期待します。

さきほども言った企業誘致は、本県経済の活性化に不可欠です。用地や用水の確保を急ぐとともに、知事のトップセールス等により大型案件の呼び込みを実現いただきたいと思います。

また人口減少への対応として、特に若年者の移住・定住の促進が喫緊の課題であることから、2035年における人口100万人の維持を目指し、移住・定住の推進や魅力ある地域づくりなどにも力を入れていただきますようお願いいたします。

本県経済の持続的発展には、カーボンニュートラルへの対応も欠かせません。県経済を牽引する大分コンビナートでの企業間連携の取組や、地場企業における水素サプライチェーンの構築など、予算案に盛り込まれた対策の着実な実施を期待しているところです。

教育は、本県の未来を築く上で、最も重要な分野です。特に地域の高校においては、全県一区制度の在り方等の議論を引き続きお願いします。あわせて、地域の高校の魅力化に向けた遠隔教育については、来年度から普通科設置校における習熟度別事業が開始されます。また、その基盤でもある県立高校の一人1台端末について、知事の御英断もあり、引き続き県により配備されることとなりました。今後も、多様で質の高い学びの機会の保証に向けたこうした取組に、全力を挙げていただきたいと思います。

あわせて、不登校の児童生徒に対する教育環境の確保として、小学校への登校支援員の配置などサポート体制の充実やフリースクールの利用料助成等に取り組むとしています。

さらに、公教育の一翼を担う私立高校に関して、一人1台端末の個人購入に対する補助の拡充や、学校が整備する端末への県単独の助成制度を創設するなど支援の拡充が図られています。今後もさらなる私学振興の取組強化をお願いしたいと思います。

また、高等教育については、その無償化について国会での議論が活発化しています。生徒の選択肢が増えるのはよいことですが、戦略なきままに進めると、地域の公立高校から都市部の私立高校に生徒が偏ってしまうのではないかなどの心配の声も聞きます。公教育と私教育、それぞれの特色をいかし、本県全体の教育の魅力とその質を高めていくとともに、地域活性化の観点など様々な面でのバランスにも配慮してい

くことが肝要と思います。この機に是非知事のリーダーシップで、高等教育の在り方についてしっかりと議論いただくようお願いする次第です。

以上のことから、我が会派としては、上程された全ての予算案について賛成するものです。

最後になりますが、安心・元気・未来創造の大分県づくりに向け、本当初予算案に計上された事業については、早期に着手し事業効果が速やかに県民に還元されるよう要望して、我が会派の賛成討論を終わります。（拍手）

嶋議長 高橋肇議員。

〔高橋議員登壇〕

高橋議員 おはようございます。県民クラブの高橋肇です。

第1号議案令和7年度大分県一般会計予算案並びにその他の予算議案について、賛成の立場で県民クラブを代表して討論を行います。

来年度は、昨年秋に策定した新長期総合計画の実行元年にあたり、過去7番目の予算規模となる積極型予算となっています。そこには、近年のたび重なる災害に備える防災対策の強化、人材の確保と育成、東九州新幹線の整備をはじめとする広域交通ネットワークの充実、質の高い教育環境の確保など、今後の大分県に重要となる政策が盛り込まれています。

私たち県民クラブでは、本予算案を全員で論議し検討しました。本会議での代表質問や一般質問、予算特別委員会並びに常任委員会での議論を踏まえ、各施策を進めるにあたって、いくつかの要望と意見を申し述べて討論とします。

まず、昨年策定された大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024を着実に進めていくことが、来年度予算における重点であると考えます。人口減少が進む中で若者を大分県下に定着させるだけでなく、大分県の魅力アピールしながら、様々な人材を呼び寄せる施策の実現は、現場と共に取り組んでいかなければ困難な課題です。総務部としては、ビジョン2024の政策実現に向け、県職員の一人一人が持てる手腕を遺憾なく発揮できる労働環境を整えることが大切だと考えます。人は城で

あり、石垣であることを知事や部長だけでなく、各所属長がしっかり意識して、県民の笑顔あふれる大分県をつくるために、職員一人一人が笑顔で働ける環境をつくり出していただきたいと思えます。

その事業の一つとして、デジタル行革推進事業などのICTツールの活用を含めた環境整備事業等を活用し、まずは県職員からビジョンの達成に向けて積極的に取り組んでいただくよう要望します。

次に、長期総合計画の達成に向けて、企画振興部がその進行管理を行うこととなりますが、この計画は各部局が縦割りで取り組むだけでなく、横に結び付き、広がりを持たせて取り組むことが大切です。状況を的確に判断して必要に応じて見直さなければならないこともあるかもしれません。

特に、ホーバークラフトを使った大分空港へのアクセスの問題などは机上の理論と現場の技量とが現時点で伴っていない結果、現状のようなことになっています。産官学の連携など課題解決に向け、誰かに任せるだけの姿勢ではなく、しっかりとコーディネートしていかなければならない課題はこれ以外にもあると考えます。計画実現に向けて全体をしっかりとみかじめしていただきたいと考えます。

福祉保健関係については、子育て満足度日本一を目指していく大分県として、誰もが安心して子育てができる環境づくりのさらなる強化が図られています。今現在、県内の約4割の家庭が経済的な厳しさを感じており、子どもたちも貧困問題や不登校問題など多くの深刻な課題を抱えています。また、県が実施したヤングケアラーの調査結果から、早期発見・支援に向けた課題も明確化しました。子どもたちと子育て世代の声をしっかり受け止めた政策を進めていただけるよう、大分こどもまんなかプランを軸に支援の充実と施策の推進をお願いします。

障がい者活躍日本一に向けては、福祉就労はもちろん、芸術文化・スポーツ分野等での活躍を応援する事業も広く展開されています。まずは挑戦と実践ができる環境を整えて、入口を広

くしておくことが大切です。スポーツ・文化を通じての障がい者への県民の理解促進と、パラスポーツのさらなる飛躍を期待しています。

生活環境部関係においては、環境推進県おおいたの実現を目指し、グリーンアップおおいたを掲げて県民総参加で前に進めていきます。身近な省エネ活動や、国際的な環境問題への理解も含めて、県民一人一人の意識を変えていくことが最も重要で効果的です。本県の美しい自然を守っていけるよう、県民と一体となって推進していける取組を期待しています。

防災対策においては、頻発・激甚化する大規模災害への不安や、南海トラフ巨大地震への緊張感が年々高まっている中で、避難時の生活環境を整える事業や孤立可能性集落における防災対策等、被災者への支援・応援・受援体制への強化に取り組むとされています。県民の生命と安心した暮らしを守るため、これまでの大規模災害から得た教訓をいかしながら防災対策の充実強化をより一層を進めていただきたいと思えます。

商工労働関係については、人手不足を解消し人材確保のために、おおいた産業人材センターがアミュプラザおおいた内へ移転し機能強化することや外国人労働者受入れを強化することに対しては大きな期待を持つところですが、使い勝手のいい人材としてではなく、共に働く仲間としての意識を経営者に持ってもらうことが重要と考えます。また、後継者確保に向けた事業承継への支援を着実に進めていることについては非常に評価できますが、事業者に寄り添った取組の強化を要望しておきたいと思えます。さらには、地域経済の発展のために産業用地の整備後の積極的な企業誘致を進めていますが、県内全域の均衡ある発展のためにも、一部地域に偏らない企業立地を支援していただきたいと思えます。

観光関係については、大阪・関西万博、宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした誘客を促進するために、観光や食、そして、自然など、大分県の魅力を広く発信することが求められています。そのための大阪・関西万博会場などにお

いての情報発信、PRイベント、さらには地域博覧会の開催、また、宇佐神宮への誘客とともに県内周遊に向けたデジタルスタンプラリーやバスツアーなど大いに期待するところです。ただ、これまでも指摘されてきましたが、おんせん県おおいたを推進していく中で、インバウンドを含め、別府、湯布院への宿泊客が増大しています。各自治体とも連携し、今ある観光素材の磨き上げはもちろんですが、県外、国外の観光客から気付かせてもらう、地域の人々が営むありふれた日常などの魅力も発信して、県内の滞在時間を増やすことを期待するところです。

次に、農林水産業の振興についてです。

来年度予算では、頻発・激甚化する自然災害対応として、流域治水や農業ため池の改修、治山施設の設置や漁港の耐震化など、災害に強い農林水産業基盤づくりの推進が挙げられています。加えて、農林水産業の成長産業化の実現に向けて、主体的に経営を拡大する元気な担い手が、収益性の高い元気な産地をつくり、新たな担い手を呼び込むといった好循環を生み出すために、果樹を中心とした園芸産地の拡大や環境変化に対応した養殖業の転換など、時流に合った工夫した予算となっていることは大いに評価します。

しかしながら、世界的な人口増加や、温暖化の影響と思われる異常気象などによる世界的な食料不足の懸念、38%前後で推移している食料自給率の問題に加えて、高齢化や後継者不足など県農政も課題が山積しています。

そこで、もうかる農業と農地を守り地域を守る農業のバランスある推進など、将来を見通した農林水産業政策を課題としていくことを強く要望します。

次に、土木建築関係についてです。

来年度は大分県長期総合計画の実質的な実行元年であり、あわせて大分県土木建築部長期計画がスタートする年になります。

来年度予算額では事業費ベースで962億1,601万1千円。これは前年度比102%であり、予算特別委員会及び同分科会における執行部の説明では、前述した両計画のスタートに

対して予算額が確保できていると考えます。

来年度予算の基本方針では、1、災害対策・危機管理の促進、2、子ども・子育て環境整備の推進、3、交通ネットワークの整備推進を大きな柱としていますが、近年頻発する自然災害への対応、社会インフラの長寿命化、県営住宅等の整備・改修を通じた子育て環境の整備、陸海一体となった広域交通網の強化、地域の暮らしを支える道路整備・改良を通じて、県民誰もが快適に暮らしていける大分県づくりをさらに進めてほしいと考えます。

あわせて、環境先進県おおいたを土木建築行政から推進する視点から、関係各部署と連携し、省エネ建築物の普及・促進、公共建築物の省エネ・創エネ化、再生資材の利活用等、さらに取り組んでいただきたいと考えます。

次に教育関係ですが、これまでも何度も言っているように、学校現場の教員不足は深刻です。子どもたちが安心して新学期を迎えられるように、市町村教育委員会とも連携して、人員の確保に取り組んでいただきたいと思います。

一方、不登校の子どもたちが年々増え続けています。フリースクールをはじめとした多様な学びを保障するとともに、登校支援員の充実など子どもたちにとって学校が自分の居場所となるような施策の強化が求められています。

また、学び直しをするための夜間中学校についても、令和8年度の開校に向けた教育環境や教育課程の編成等の準備にしっかりと時間をかけ、開校を待っている人たちの期待に応えていただきたいと願います。

来年度は教育県大分創造プラン2025の計画初年度です。子どもたちや保護者、県民の声を聞き、その期待に応える取組を進めていただくよう要望します。

最後に、警察行政についてです。特殊詐欺の被害状況は件数、被害額ともに増加傾向に歯止めがかかっていません。かつ同時に深刻なのは、SNS型投資・ロマンス詐欺による被害です。これら組織犯罪を徹底して根絶に向けて取り組んでいただくよう要望します。

この春の組織改編では、サイバー犯罪対策課

の体制強化が行われます。かつてない規模でサイバー攻撃が集中しています。サイバー空間への監視を強化し、ランサムウェアの脅威から企業や組織を守るとともに、万が一被害に遭遇した際の相談体制の構築も必要です。いずれにしても、県民と共に歩む力強い警察、日本一安全な大分の実現にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって賛成討論を終わりますが、最後に、今年度末で退職される県職員の皆様に県民クラブを代表して一言お礼を申し上げます。

時間の関係で、お一人お一人のお名前を挙げてお礼を申し上げることができませんが、長年にわたり県民の命や生活、暮らしを守るとともに、県政を支えてこられた退職される職員の皆様に心から感謝と敬意を表します。皆様の御健康と今後の御活躍を心より祈念して、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第2号議案から第8号議案まで、第11号議案及び第12号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1号議案、第9号議案、第10号議案及び第13号議案について起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第2 第14号議案、第16号議案から

第41号議案まで、第1号報告及び請願8、請願9

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第2、日程第2の各案を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長三浦正臣議員。

〔三浦(正)議員登壇〕

三浦(正)福祉保健生活環境委員長 福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案8件及び請願1件です。

委員会は去る19日に開催し、各部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第22号議案大分県地域福祉基本計画の策定について、第23号議案栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について、第26号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について、第27号議案権利の放棄について及び第29号議案権利の放棄については全会一致をもって、第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について、第25号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに第28号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正については賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、請願9医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定、補助金等の財政支援措置についての請願については賛成少数をもって不採択とすべきものと決定しました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長木付親次議員。

〔木付議員登壇〕

木付商工観光労働企業委員長 商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件及び報告1件です。

委員会は去る21日に開催し、部局長ほか関

係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第30号議案大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止については原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定しました。

次に、第1号報告損害賠償に関する和解については承認すべきものと全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

嶋議長 農林水産委員長井上明夫議員。

〔井上議員登壇〕

井上農林水産委員長 農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件です。

委員会は去る21日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第31号議案令和7年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担については原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定しました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

嶋議長 土木建築委員長古手川正治議員。

〔古手川議員登壇〕

古手川土木建築委員長 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案8件です。

委員会は去る21日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第32号議案令和7年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、第33号議案大分県土木建築部長期計画の策定について、第34号議案工事請負契約の締結について、第35号議案大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正について、第36号議案工事請負契約の締結について、第37号議案工事請負契約の締結について、第38号議案工事請負契約の締結について及び第39号議案工事委託契約の変更については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。
嶋議長 文教警察委員長大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友文教警察委員長 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る19日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第40号議案大分県長期教育計画の策定については原案のとおり可決すべきものと賛成多数をもって、第41号議案損害賠償請求に関する和解をすることについては原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定しました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。
嶋議長 総務企画委員長麻生栄作議員。

〔麻生議員登壇〕

麻生総務企画委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案7件及び請願1件です。

委員会は去る21日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査しました結果、第14号議案包括外部監査契約の締結について、第16号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、第17号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第18号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、第20号議案職員の退職手当に関する条例の一部改正について及び第21号議案第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、請願8しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願については採択すべきものと全会一致をもって決定しました。

なお、第17号議案については農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会に、第18号議案については農林水産委員会に、第1

9号議案については福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。
堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤です。今議会に上程された各議案に対して、8本ですが、討論を行いたいと思います。

まず、第21号議案第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてです。

2014年にまち・ひと・しごと創生法が施行され、県としてもこれまで第2期まで計画を策定し、今回第3期目の計画を議案として提案しています。

自民党は地方を守るとして、初代の地方創生相だった石破茂首相は地方創生を再起動させますと表明しました。しかし、東京一極集中と過疎、地方の疲弊を深刻化させてきた自民・公明政権に期待できるでしょうか。

2014年に始まった地方創生の大目標は、出生率の引上げと東京一極集中の是正でした。その結果は、改善するどころか悪化しています。2014年に1.42だった合計特殊出生率は2023年には1.20になり、過去最低です。東京圏への転入超過は2019年には2013年の1.5倍になり、コロナ禍で若干抑制されましたが、2023年には12万6千人と前年より増加しました。

出生率の目標値を掲げた人口政策では、長期的には効果がありません。政治・経済・社会の全般的な発展、根本的な社会の進歩、平和で民主的な社会を形成することが必要です。

大都市圏への人口集中を招いたのは自公政権がデジタル化や大型開発を進め、世界で戦える国際都市、稼げる都市づくりを加速させてきた

結果です。

自民党はデジタル化の推進などによって、どこに住んでいても仕事や勉強ができ、必要な医療・福祉が受けられるとばら色に描いています。

しかし、保健所の削減、公立・公的病院の統廃合や病床削減、学校の統廃合、介護事業所の消失などを進めてきたのは自公政権です。これらの反省を抜きに、デジタル化すれば全てうまくいくというのは幻想です。そもそも、その内実は自治体の持つ個人情報や公的サービスを民間企業に開放し、企業が利益を得る仕組みに変えようとするものです。また、この構想では、デジタル化を口実とした窓口の削減や対面サービスの後退、自治体職員の削減、国の基準に統一したシステムの押し付け、膨大な個人情報の利用によるプライバシー侵害などの危険があります。

農林水産業は地方の成長の根幹と言いますが、自民党の政策には食料自給率向上の目標すらありません。日本の自給率は38%で、世界で最低レベルです。その責任は、農産物の輸入自由化や米の減産を押し付けてきた歴代自民党政権にあります。

こうした地方切捨て政治の転換こそ必要です。日本共産党は基幹産業である農業と大分県の企業数の99.9%、全雇用者の7割を占める中小企業を地域経済再生の柱に位置付けています。

例えば、農業では自給率を50%に早期回復、価格保障と所得補償の実施、輸入自由化路線を転換して食料主権を守り、営農で暮らしが成り立つ振興策を示しています。中小企業には賃上げへの直接助成や消費税減税・インボイスの廃止などの支援策を打ち出しています。

安心の取組では、介護報酬の引下げによる訪問介護事業所の廃止・倒産が相次ぎ、職員不足による介護施設閉鎖などが頻発し、人の命や尊厳が守れなくなっているのが実態です。国に対し介護報酬の引上げこそ求めるべきです。

また、長射程ミサイルについて、国は2025年度末の先行配備を九州とする方向で検討に入ったとの報道がありました。敵基地攻撃の能力向上として長射程ミサイルが敷戸弾薬庫に配

備されれば、相手からの攻撃目標にされてしまうのは自明のことです。国に対し中止を求めることこそ県民の命を守ることになるのではないのでしょうか。

他にも本計画の中には、部落差別を人権問題の主要な課題とする姿勢や補助金漬けの企業立地の推進、豊予海峡ルート構想の推進などがうたわれており、到底賛成できるものではありません。

次に、第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正についてです。

本条例改正は、被保険者証の廃止についての一部改正となります。

政府は昨年12月2日から現行の健康保険証の発行を停止しました。10月時点でマイナ保険証の利用率は15.67%と低迷しています。医療現場の実態や保険証存続を求める国民の声を無視した健康保険証の廃止はやめるべきです。

マイナ保険証をめぐる医療現場では現在もトラブルが続いています。開業医の6割が加入する全国保険医団体連合会の調査では、5月以降トラブルがあったと回答した医療機関は加入者の約7割に及び、そのうち約8割の医療機関では現行の保険証で対処せざるを得なかったようです。また、資格確認ができないため10割負担となってしまう、受診を諦めるケースもありました。

今後さらに混乱をもたらすと予想されるのは、マイナ保険証は5年ごとの更新が必要で、更新には3か月以内に役所に出向く必要があることです。更新を忘れて医療機関にかかったときに資格情報が無効となり、窓口で10割負担を求められる事例が頻発しかねません。

現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてきます。公的医療保険制度では、全ての被保険者に遅滞なく保険証を届けることは国と保険者の責任だからです。マイナ保険証では、それが被保険者の責任にされてしまいます。

マイナ保険証ではカードの券面に資格情報が記載されていないため、マイナ保険証が読み取れないなどのトラブルに備えて、マイナ保険証を持つ人には、紙の資格情報のお知らせが届け

られています。このお知らせには、現行の保険証と同様の資格情報が記載されており、トラブルの際はこれを提示します。また、マイナ保険証を持たない人には資格確認書が送付されます。

保険証を廃止しながら、保険証と同じ資格情報のお知らせや資格確認書を配るのは支離滅裂です。しかも、資格確認書は当面は申請なしで届きますが、法令上は申請が必要です。当面がいつまでかは決まっていません。

そもそもマイナンバーカードを作るか、マイナ保険証として使うかは任意です。マイナンバーカードの取得を事実上強制するために強引に保険証を廃止することは許されません。

厚労省はマイナ保険証の利点を本人の同意があれば他院で処方された薬など情報共有できる、手続なしで高額療養費制度の減免が受けられると宣伝しています。しかし、情報共有はお薬手帳で済むし、オンライン資格確認ができる設備を有する医療機関ではマイナ保険証でなくても高額療養費制度は手続なしで受けられます。政府の宣伝は誇大と言わざるを得ません。

マイナンバー制度で政府が国民一人一人に番号を付け、多分野の個人情報をもひも付けして利用できるようにすること自体、プライバシー侵害の危険性がある重大な問題です。保険証廃止、マイナ保険証強要の中止を求め反対とします。

続いて、第25号議案大分県幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

本条例改正は、副園長又は教頭を職員の数に算入する資格要件について、その特例期間をさらに2年間延長するものです。

幼保連携型認定こども園において、職員の数に算入することができる者は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士の登録を受けた保育教諭とされています。

しかし、両方の免許等を受けている者が不足状況にあるなどの理由で特例が設けられ、いずれか一方の免許等を受けている者でよいとされてきました。こども園の質を保障するため、特例期間を延長するのではなく、資格等の取得促進の取組こそ強めるべきです。

この立場から、本条例案には賛成できません。続いて、第28号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正についてです。

今回の料金条例の一部改正では、分娩料や各文書料を引き上げる改正です。物価高騰や人件費の高騰による外的な要因があったとしても、その責任は本来政府による診療報酬の引上げ等で措置すべきものであり、さらに県としても患者の負担増にならないために補助等の引上げで解消すべきです。子どもの数が減少している大きな要因として経済的負担の増大が挙げられています。このような状況の中で、約1,800万円もの影響がある料金の引上げはすべきではありません。

続いて、第33号議案大分県土木建築部長期計画の策定についてです。

巨大地震・水害、地球環境の課題等に対応するための計画として策定されています。その中には、南海トラフ地震に備える施策や交通安全対策など推進しなければならない内容も多く含まれています。しかし、広域道路ネットワークの充実では、豊後伊予連絡道路の実現に向けて機運醸成を図ることや、東九州新幹線の整備計画への格上げのための機運醸成などの推進姿勢を崩していません。このような取組が含まれているようなものには反対します。

次に、第35号議案大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正についてです。

これは大分港大在地区のコンテナクレーンの使用料の減免措置を、さらに3年間延ばすというものです。

大企業が利用する施設の使用料を減免することは、全くの本末転倒、大企業優遇のやり方ではありませんか。もうかっているところからまともに徴収するという姿勢に転換することを求めるものです。

次に、第40号議案大分県長期教育計画策定についてです。

今回の計画は2033年度までの9年間の長期教育計画となっています。以前の計画から教育環境も大きく変化している中での本計画策定です。

教育の主人公は子どもです。教育は、子どもの人格の完成を目指し、その尊厳を尊重しながら発達を支える営みです。教育は子どもの権利であり、教育の機会は平等です。教育は、子どもが社会の形成者に育つことを通じ、人権や平和など人類の理想の実現と結び付いています。

政治は、こうした教育に二つの責任を負っています。一つは、教育条件の整備です。もう一つは、お金は出しても口は出さず、教育を不当に支配しないことです。学問的な知見をいかし、子どもとの人間的交流を通じて行われる本質から、教育には自由と自主性が不可欠だからです。

しかし、国の教育政策はどうでしょうか。教育予算の削減等によって、世界に例がないような高い学費や多人数の学級など、日本の教育条件は劣悪です。

その一方で、教育を数値で評価し競わせる競争主義を導入してきました。国連・子どもの権利委員会は極度に競争的な教育制度が子どもに発達の障害をもたらしていると繰り返し指摘していますし、最近では全国知事会でも都道府県で順位を付けても意味がないと全国学力テストに対し疑問の声が上がっています。また、上位下達の学校運営などの教員統制により、子どもを権利の主体ではなく、管理の対象と見るような管理主義が広がってきました。

こうした教育政策は子どもにとって大きなストレスです。不登校の急増は、その表れではないでしょうか。競争と管理を加速させた2012年から2020年の8年間で、それまで横ばいだった不登校の割合は倍増しました。コロナ危機での科学的根拠のない一斉休校に、学校再開後の学習の詰め込みも加わり、今では約30万人の子どもが不登校です。

教職員の疲弊も深刻です。教職員定数を増やさずに多くの業務を行わせた結果、教員は1日平均11時間半という異常な長時間労働を強いられており、教員不足にも歯止めがかかりません。国が教員に必要な自由や自主性を奪ってきたことも疲弊を加速させています。

このような教育条件の根本的改善を求める計画こそ必要です。その立場に立っていない本計

画には反対します。

以上、各条例及び計画等の改正案に対する反対討論とします。

最後に、請願9医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定、補助金等の財政支援措置についての請願についてです。

本請願は、大分県内の地域医療を支えてきた主要病院など145団体の賛同を得て提出されており、全国的にも倒産・休廃業・解散は過去最高であり、今のままではさらに増加してしまう危険性があります。2024年度の診療報酬改定も本体改定率は0.88%で、物価高騰にも追い付かない低水準でした。国に対し医療機関の事業と経営維持のために財政支援措置を行うよう求めることは死活問題です。そして、国の診療報酬の再改定を待つまでもなく、大分県として独自に財政支援を行うことなどを求めるものです。

昨年9月には、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の3病院団体が病院経営の危機的状況に対する救済措置・財政支援の要望を行っています。これは国の医療機関への支援では足りないことの表れであり、国や大分県に十分な支援を求める意見書を提出すべきことを強く求め賛成討論とします。

以上、討論終結にあたり、今季で退職される県執行部及び職員の皆様方へ、長きにわたり住民サービス向上のために公務現場で奮闘されてきた皆様には感謝します。今後、地方自治法の精神と活動されてきた経験をいかし、地域においても御活躍されることを祈念して、感謝の言葉とします。

以上で討論を終わります。(拍手)

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第14号議案、第16号議案から第20号議案まで、第22号議案、第23号議案、第26号議案、第27号議案、第29号議案から第32号議案まで、第34号議案、第36号議案から第39号議案まで、第41号議案、第1号報告及び請願8について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第21号議案、第24号議案、第25号議案、第28号議案、第33号議案、第35号議案及び第40号議案について、起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は可決です。

各案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願9について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択ですが、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

—————→…←—————
日程第3 第57号議案から第59号議案まで
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第3、第57号議案から第59号議案までを一括議題とします。

—————→…←—————
第57号議案 監査委員の選任について
第58号議案 海区漁業調整委員会委員の任命について
第59号議案 収用委員会委員及び予備委員の任命について

—————→…←—————
嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま上程された人事議案について御説明します。

第57号議案監査委員の選任については、長野恭子氏の任期が来る3月31日で満了するため、同氏を再任することについて、また、県議会議員のうちから選任する監査委員に太田正美氏及び二ノ宮健治氏を選任することについて、第58号議案大分海区漁業調整委員会委員の任命については、委員の任期が来る3月31日で満了するため、阿部義広氏、須川直樹氏、渡邊英敏氏、中山裕佳氏、本庄新氏、阿部貴史氏及び濱田貴史氏を再任し、並びに岡崎都氏、近乗美信氏、畠中順子氏、鳴海美代氏、渡邊満晴氏、桑原保徳氏、高瀬亮子氏及びウルフ理絵氏を新たに任命することについて、第59号議案収用委員会委員及び予備委員の任命については、委員直野清光氏及び予備委員井上正文氏の任期が来る6月19日で満了するため、委員として予備委員の大塚勇二氏を、予備委員として近藤正一氏を新たに任命し、及び大塚勇二氏を委員に任命することに伴い、予備委員として飯田聡一氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第57号議案について採決します。

初めに、長野恭子氏について採決します。

長野恭子氏の監査委員選任に同意することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、長野恭子氏の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔太田議員退場〕

嶋議長 次に、太田正美議員について採決します。

太田正美議員の監査委員選任に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、太田正美議員の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔太田議員入場、二ノ宮議員退場〕

嶋議長 続いて、二ノ宮健治議員について採決します。

二ノ宮健治議員の監査委員選任に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、二ノ宮健治議員の監査委員選任に同意することに決定しました。

〔二ノ宮議員入場〕

嶋議長 次に、第58号議案及び第59号議案について採決します。

両案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、両案はこれに同意することに決定しました。

—————→…←—————
日程第4 議員提出第1号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第4、議員提出第1号議案を議題とします。

—————→…←—————
議員提出第1号議案 ガソリン税等に係る暫定税率の廃止等を求める意見書

→…←
嶋議長 提出者の説明を求めます。吉村尚久議員。

〔吉村（尚）議員登壇〕

吉村（尚）議員 ただいま議題となった議員提出第1号議案ガソリン税等に係る暫定税率の廃止等を求める意見書について、提案理由を説明します。

ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、産業にも深い影を落としています。特に我が県をはじめとする地方部においては、自動車は生活必需品となっており、人口比での保有台数も多く、その分、地域経済に及ぼす影響も甚大です。

国民生活を守り、地域経済を回復させるためには、速やかにトリガー条項の凍結を解除し、又はガソリン税等に係る当分の間の税率、すなわち暫定税率を廃止するなどして、ガソリン・軽油価格の引下げを実現し、国民や事業者の負担を減らすことが必要です。

よって、国会及び政府に対し、速やかに暫定税率の廃止、又はトリガー条項の凍結解除を行うとともに、地方揮発税及び軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼさないよう減収補填措置を講ずることを強く要望するものです。

案文はお手元に配布していますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださるようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

議員提出第1号議案について、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立少数です。

よって、本案は否決されました。

→…←
日程第5 委員会提出第2号議案から第5号議案まで

（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）

嶋議長 日程第5、委員会提出第2号議案から第5号議案までを一括議題とします。

→…←
委員会提出第2号議案 大分県議会会議規則の一部改正について

委員会提出第3号議案 大分県議会傍聴規則の一部改正について

委員会提出第4号議案 大分県議会委員会傍聴規則の一部改正について

委員会提出第5号議案 地方自治法第180条の規定による県議会の権限中軽易なる事項の指定の一部改正について

→…←
嶋議長 提出者の説明を求めます。議会運営委員長御手洗吉生議員。

〔御手洗（吉）議員登壇〕

御手洗（吉）議会運営委員長 ただいま議題となった委員会提出第2号議案から第5号議案までについて、一括して提案理由の説明を行います。

第2号議案は、多様な層の人材の議会参画を進める環境整備を図るため、大分県議会会議規則における欠席事由を見直すなど、所要の改正を行うものです。

第3号議案、第4号議案は、社会情勢の変化

に対応した語句の整理、統合や、傍聴の電子申請に係る規定の整備などのため、大分県議会傍聴規則及び大分県議会委員会傍聴規則の一部を改正するものです。

第5号議案は、議決により知事が専決できるとした議会の権限に属する軽易な事項について、対象となる条例名の改正が行われたため、これを整合させるためのものです。

案文はお手元に配布していますので、朗読は省略します。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

なお、各案は会議規則第39条第2項の規定により、委員会に付託しません。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決します。

各案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は原案のとおり可決されました。

日程第6 常任委員の選任

嶋議長 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布の常任委員会委員氏名表のとおり指名したいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

常任委員会委員氏名表

総務企画委員

梶田 貢

太田正美

三浦正臣

元吉俊博

成迫健児

原田孝司

澤田友広

福祉保健生活環境委員

御手洗吉生

首藤健二郎

今吉次郎

嶋 幸一

福崎智幸

高橋 肇

吉村哲彦

猿渡久子

商工観光労働企業委員

志村 学

宮成公一郎

小川克己

後藤慎太郎

御手洗朋宏

堤 栄三

三浦由紀

農林水産委員

穴見憲昭

森 誠一

木付親次

古手川正治

木田 昇

守永信幸

戸高賢史

土木建築委員

中野哲朗

阿部長夫

大友栄二

阿部英仁

若山雅敏

二ノ宮健治

佐藤之則

文教警察委員

岡野涼子

清田哲也

井上明夫
麻生栄作
吉村尚久
玉田輝義
末宗秀雄

日程第7 議会運営委員の選任

嶋議長 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

この採決は起立により行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配布の議会運営委員会委員氏名表のとおり指名したいと思えます。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会委員氏名表

志村 学
御手洗吉生
中野哲朗
阿部長夫
森 誠一
井上明夫
古手川正治
麻生栄作
吉村尚久
木田 昇
二ノ宮健治
玉田輝義
戸高賢史

嶋議長 この際、各常任委員会及び議会運営委員会は、委員長及び副委員長互選等のため、お手元に配布の委員長招集通知通知書のとおり、直ちに委員会を開催願います。

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午後0時5分 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告します。

総務企画委員長太田正美議員、同副委員長榊田貢委員、福祉保健生活環境委員長今吉次郎議員、同副委員長首藤健二郎議員、商工観光労働企業委員長小川克己議員、同副委員長宮成公一郎議員、農林水産委員長森誠一議員、同副委員長穴見憲昭議員、土木建築委員長阿部長夫議員、同副委員長中野哲朗議員、文教警察委員長清田哲也議員、同副委員長岡野涼子議員、議会運営委員長御手洗吉生議員、同副委員長志村学議員、以上、報告を終わります。

日程第8 協議又は調整を行うための場の設置の件

嶋議長 日程第8、協議又は調整を行うための場の設置の件を議題とします。

地方自治法第100条第12項の協議又は調整を行うための場

1 名称

政策検討協議会

2 目的

議会基本条例に基づく議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等についての協議・調整

3 構成員

副議長及び各会派から推薦された委員
(自由民主党3名、県民クラブ2名、公明党1名、日本共産党1名、志士の会1名、無所属の会1名、日本維新の会1名)

4 招集権者

会長

5 期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

嶋議長 お諮りします。会議規則第124条第2項の規定により、お手元に配布の政策検討協議会を協議又は調整を行うための場として設置したいと思えますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、政策検討協議会を協議又は調整を行うための場として設置することに決定しました。

—————→…←—————

日程第9 閉会中の継続調査の件

嶋議長 日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

—————→…←—————

閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、学事に関する事項について
- 6、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について
- 7、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 8、広報及び統計に関する事項について
- 9、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 10、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 11、他の委員会に属さない事項について

福祉保健生活環境委員会

- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画及び青少年に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について

8、県の病院事業に関する事項について
商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、情報化の推進に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————

嶋議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配布

のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

〔井上副議長退場〕

—————→…←—————
副議長辞職の件

嶋議長 ここで副議長井上明夫議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件を議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

—————→…←—————
〔職員朗読〕

辞職願

今般都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年3月27日

大分県議会副議長 井上明夫

大分県議会議長 嶋 幸一 殿

—————→…←—————
嶋議長 お諮りします。井上明夫議員の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、井上明夫議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔井上議員入場〕

—————→…←—————
副議長の選挙

嶋議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加します。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

嶋議長 ただいまの出席議員数は42名です。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

嶋議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

嶋議長 異状なしと認めます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

元吉俊博議員より、投票にあたり配慮の申出がありましたので、これを許します。

事務局は、投票箱を元吉俊博議員の席までお願いします。

〔元吉議員投票〕

嶋議長 それでは、議席順に順次投票願います。

〔各員投票〕

嶋議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会い人に中野哲朗議員、成迫健児議員及び澤田友広議員を指名します。

3名の議員の立会いを求めます。

〔立会人登壇〕

嶋議長 投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔投票点検〕

嶋議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 42票

有効投票 41票

無効投票 1票
有効投票中
大友栄二議員 27票
玉田輝義議員 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は11票です。

よって、大友栄二議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

嶋議長 ただいま副議長に当選された大友栄二議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選を告知します。

副議長に当選された大友栄二議員から当選承諾及び就任の挨拶があります。大友栄二議員。

〔大友副議長登壇〕

大友副議長 ただいま皆様方の御推挙をいただき、第105代の大分県議会副議長に就任しました。改めて御推挙いただいたことに厚く御礼を申し上げます。

副議長という大変重い責務に身の引き締まる思いです。嶋議長をしっかりと支えながら、県民の負託に応えるべく誠心誠意努めていきたいと考えています。

先輩、同僚議員の皆様方、そして、執行部の皆様方におかれては、絶大なる御支援、そして、御指導、御鞭撻を賜りますことを切にお願いして、就任の御挨拶に代えさせていただきます。

しっかりと努めていきます。どうぞよろしくお願い致します。(拍手)

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

嶋議長 この際、井上明夫議員から退任の御挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。井上明夫議員。

〔井上議員登壇〕

井上議員 副議長退任にあたり一言御挨拶を申し上げます。

昨年3月の第1回定例会において副議長の大

役を仰せつかって以来、今日まで様々な貴重な体験を積ませていただいたことにお礼を申し上げます。

議長の下、円滑・公正な議会運営はもとより、議会の政策立案能力の発揮、また、広報広聴活動の推進に力を尽くしてきました。

政策検討協議会では、生産年齢人口の減少に伴う深刻な人手不足であるという現状を鑑み、人手不足の解消につながる提言をまとめ、また、議会の諸課題についても議論しました。

また、広報委員会では、出前県議会、出前授業、夏休み子ども議会見学、県議会ユースモニターを開催し、開かれた議会の実現に向けて活動しました。

お陰様をもって、元吉前議長、嶋議長をはじめとする先輩、同僚議員の皆様、また、佐藤知事はじめ、県執行部の皆様方の御支援、御協力をいただく中で、無事大役を務め終えることができました。この間の御支援、御協力に心から感謝します。これからも一議員として県勢の発展に全力を尽くす覚悟ですので、どうか引き続き御指導、御鞭撻をよろしく申し上げます。

結びとなりますが、皆様方がそれぞれのお立場の中で、それぞれの思想信条の下、今後も御活躍されることを御祈念し、副議長退任の御挨拶とします。

1年間、大変ありがとうございました。(拍手)

—————→…←—————

嶋議長 これをもって令和7年第1回定例会を閉会します。

午後0時28分 閉会

| 請 願 | | | |
|---|-----------|-----------------------------|-----|
| 受理番号 | 受理年月日 | 提出者の住所及び氏名 | |
| 8 | 令和7年2月26日 | 大分県宇佐市院内町下船木152番地 赤松 健一郎 | |
| 件 名 及 び 要 旨 | | | |
| <p>しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願</p> <p>しいきアルゲリッチハウス（以下「ハウス」とする。）は、故椎木正和氏から建設費の寄付と県有地の長期借受けにより、公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団（以下「財団」とする。）が建設し、平成27年に開館した。</p> <p>財団では、別府アルゲリッチ音楽祭（以下「音楽祭」とする。）の運営をはじめ、子どもから大人まで参加するピノキオコンサートや国内外の音楽家が出演する室内楽シリーズなど、マルタ・アルゲリッチ氏の功績の顕彰と音楽文化の発信を行ってきたが、今後のハウスの管理運営にあたっては、老朽化に伴う保全改修、サロン文化や人材の育成等に向けてのさらなる活用促進が課題となっている。今後もハウスを末永く維持管理しながら、音楽祭の成果とマルタ・アルゲリッチ氏の功績を顕彰し、後世へと引き継いでいくことが大分県の芸術文化の発展に不可欠である。</p> <p>ついては、大分県における芸術文化の発信と人材育成の観点から、ハウスの県有化について以下のとおり求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財団からハウスの寄贈を受け、その運営方針に掲げる取組がより深化するように施設を管理すること。 2 マルタ・アルゲリッチ氏の名前を冠した品格が漂う施設となるよう、これまでの財団の実績を評価し、自由な発想と主体的な取組で運営させること。 3 教育や人材育成の場として、教育委員会等関係機関とも連携し、ハウスを積極的に活用すること。 | | | |
| 紹介議員氏名 | 付託委員会 | 結 果 | 備 考 |
| 志 村 学 嶋 幸 一 | 総務企画 | 採択 | |

| 請 願 | | | |
|---|----------|--|-----|
| 受理番号 | 受理年月日 | 提出者の住所及び氏名 | |
| 9 | 令和7年3月3日 | 大分県大分市古ヶ鶴1-4-1 大分県民主医療機関連合会 会長 酒 井 誠 (154団体署名) | |
| 件 名 及 び 要 旨 | | | |
| <p>医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>厚生労働省の医療経済実態調査によると、医療法人施設数約4万件のうち1万件の約25%が赤字経営となっている。さらに、帝国データバンク2023年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は55件で過去最多となり、休廃業・解散も過去最多の709件で10年前と比較して2.3倍に急増している。</p> <p>医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあるが、2024年度診療報酬の本体改定率は0.88%と、医療経営の実態や昨今の物価高騰に見合っておらず、特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容となっている。本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきであるが、医療機関の願いに応えるものとなっていない。</p> <p>については、地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のため、以下のとおり求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置の検討を行うこと。 | | | |
| 紹介議員氏名 | 付託委員会 | 結 果 | 備 考 |
| 堤 栄 三 猿 渡 久 子 | 福祉保健生活環境 | 不採択 | |